



接続約款変更認可申請書

西設相制第/2号
平成28年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味	用語	意味
1～15 (略)	(略)	1～15 (略)	(略)
16 活用型PHS事業者	PHS接続装置、PHS網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するPHS事業者	16～17 削除	
17 接続型PHS事業者	活用型PHS事業者以外のPHS事業者		
18～60 (略)	(略)	18～60 (略)	(略)
61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置(当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限り)との間に設置される端末回線	61～66 削除	
62 PHS端末	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に規定する移動電話端末であって、PHSの用に供するもの		
63 PHS接続装置	位置登録、一斉呼出等PHSシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備(遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。)であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの		
64 サービス制御局	PHS端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置		
65 サービス制御統括局	PHS用サービス制御局(サービス制御局であってPHS接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。)への契約者情報の転送、PHS用NSPから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置		
66 PHS網制御局	PHS用NSP及びPHS用サービス制御統括局(サービス制御統括局であってPHS用NSPと接続されるものをいいます。以下「PHS用NSSP」といいます。)		

第 10 章 料金等

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とし、その通信が手動交換機能を利用するものであるときは、当社及び協定事業者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第 10 章 料金等

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第 33 条第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1 第 1 欄、2-2 第 1 欄、第 7 欄及び第 8 欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2 及び 2-5-2 の 2、2-7 並びに 2-11 第 1 欄から第 4 欄及び第 6 欄に規定する機能に係る料金額は、平成 27 年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第 1 欄又は第 2 欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、2-10-2 に掲げる料金額の算定にあたっては、平成 18 年度にあっては、 <u>当年度の 1 月に適用される合算番号単価 (事業法第 106 条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関 (以下「支援機関」といいます。) において同法第 110 条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成 18 年総務省告示第 429 号の規定により算定した合算番号単価 (修正合算番号単価を含みます。) をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成 14 年総務省令第 64 号) 第 27 条第 3 項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)</u> 、前年度末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び前年度の算定対象需要実績 (公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。) を用いるものとし、平成 19 年度以降の事業年度にあっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価を用いて料金額を再算定 (2-10-1 に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績 (平成 18 年度にあっては年度の実績トラヒックの 4 分の 1 とします。)) で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとし、
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第 4 欄及び第 5 欄を除きます。) 又は 2-11 (第 11 欄から第 21 欄を除きます。) に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第 1 表第 1 に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9 又は 2-11 第 11 欄に規定する機能 (以下「特定機能」といいます。) を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第 33 条第 5 項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2 第 1 欄、第 7 欄及び第 8 欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2 及び 2-5-2 の 2、2-7 並びに 2-11 第 1 欄から第 4 欄及び第 6 欄に規定する機能に係る料金額は、平成 27 年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1 第 1 欄又は第 2 欄に規定する機能については、2-10-1 に掲げる料金額に、2-10-2 に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、2-10-2 に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績 (公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)) を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価 (事業法第 106 条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関 (以下「支援機関」といいます。) において同法第 110 条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成 18 年総務省告示第 429 号の規定により算定した合算番号単価 (修正合算番号単価を含みます。)) をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 (平成 14 年総務省令第 64 号) 第 27 条第 3 項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)) を用いて料金額を再算定 (2-10-1 に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとし、
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8 (第 4 欄及び第 5 欄を除きます。) 又は 2-11 (第 11 欄から第 20 欄を除きます。) に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第 1 表第 1 に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、2 (料金額) 2-7 又は 2-8 に規定する機能 (以下「特定機能」といいます。) を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能

例	協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第1欄又は第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第5欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ~ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせる場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)～(17)-3 (略)	(略)
(18) 手動交換機能の適用	ア 手動コレクトサービス取扱機能を利用した場合には、その料金の併せて手動交換サービス接続機能に係る料金の支払いを要します。 イ 協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、3分までの料金額及び3分を超える1分までごとの料金とし、通話地域間距離の区分、時間帯の区分、土曜日・日曜日・祝日の区分を設定することはできません。 ウ その手動交換機能を利用する協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が2以上ある場合は、その協定事業者間で協議の上、1の利用者料金を設定することを要します。 エ 協定事業者（中継事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、当社の契約約款等に規定する利用者料金と同一の設定とすることを要します。
(19)～(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	

例	に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第5欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ~ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせる場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)～(17)-3 (略)	(略)
(18) 削除	
(19)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2 (料金額) 2-1-1-1第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	

信号分岐端末回線 管理機能又はIP 通信網回線管理機 能に係る料金の適 用	
---	--

又はIP通信網回 線管理機能に係る 料金の適用	
-------------------------------	--

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

					月額	
区 分		単位	料金額	備考		
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,754円	PHS事業者に適用します。	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,754円		
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,389円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,389円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,431円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,254円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,254円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,292円	
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,583円	
		ウ~エ (略)		(略)	(略)	
(4) 端末回線伝送機能 (第5	端末回線により伝送を行う	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合 ① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	105円	

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

					月額	
区 分		単位	料金額	備考		
(1) 削除						
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,463円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,463円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,507円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,372円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,372円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,413円	
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,826円	
		ウ~エ (略)		(略)	(略)	
(4) 端末回線伝送機能 (第5	端末回線により伝送を行う	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合 ① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	130円	

条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	機能			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	105円			
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,265円	
						B 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,265円	
						C A B以外 のもの	1回線ごとに	1,303円	
					② 電話重畳する場合	A 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	39円	
						B 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	39円	
				イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容さ	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	318円
							② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	318円
					(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,478円
B 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,478円							
C A B以外 のもの	1回線ごとに	1,516円							

条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	機能			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	130円			
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,390円	
						B 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,390円	
						C A B以外 のもの	1回線ごとに	1,432円	
					② 電話重畳する場合	A 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	44円	
						B 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	44円	
				イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容さ	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	423円
							② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	423円
					(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,683円
B 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,683円							
C A B以外 のもの	1回線ごとに	1,725円							

		れているものに限ります。)		② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	252円	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	252円	
(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能			ア 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	842円	
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	842円	
				ウ アイ以外のもの		1回線ごとに	867円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)			(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	255円	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	255円	
	イ(略)					(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

		れているものに限ります。)		② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	337円	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	337円	
(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能			ア 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	930円	
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	930円	
				ウ アイ以外のもの		1回線ごとに	958円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)			(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	261円	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	261円	
	イ(略)					(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの 1回線ごとに	42円	
	イ～ウ (略)	(略)	(略)
(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに	292円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに 1メートルあたり	0.845円	
(5) 2-1-1-1 第1欄又は第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料 1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの 1回線ごとに	62円	
	イ～ウ (略)	(略)	(略)
(2)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに	301円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに 1メートルあたり	0.962円	
(5) 2-1-1-1 第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料 1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備 考
(1) (略)			(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	182 円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	190 円	

2-1の2 ISM折返し機能

				月額	
区 分			単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	1,192 円	_____
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23 B + Dチャンネルごとに	94,522 円	_____

2-1-2 加算額

			1回線ごとに月額	
区 分			料金額	備 考
(1) (略)			(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	175 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	184 円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	188 円	

2-1の2 ISM折返し機能

				月額	
区 分			単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	1,238 円	_____
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23 B + Dチャンネルごとに	98,201 円	_____

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区 分		料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	123円	_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	123円	
			ウ アイ以外のもの	127円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	696円	_____	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	696円		
		ウ アイ以外のもの	717円		

2-1の4 光信号多重分離機能

		月額				
区 分		料金額	備 考			
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	294円	_____	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	294円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	303円		
		イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	706円		_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	706円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	727円		

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区 分		料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	266円	_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	266円	
			ウ アイ以外のもの	274円	
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	632円	_____	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	632円		
		ウ アイ以外のもの	651円		

2-1の4 光信号多重分離機能

		月額				
区 分		料金額	備 考			
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	269円	_____	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	269円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	277円		
		イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	694円		_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	694円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	715円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0596 円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0441 円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002110 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002375 円	_____
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002806 円	_____
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003249 円	_____

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0641 円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0527 円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002408 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002781 円	_____
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003130 円	_____
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003636 円	_____

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略）	（略）	（略）
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限ります。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線（50Mbit/s相当）ごとに月額	23,411円	

2-3~2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.845円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.845円	
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合		

2-5-3-2 （略）

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略）	（略）	（略）
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限ります。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線（50Mbit/s相当）ごとに月額	34,270円	

2-3~2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.962円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.962円	
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合		

2-5-3-2 （略）

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	292円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.845円	

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	301円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.962円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分		1回線ごとに月額		備考	
		料金額	右欄以外の場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線に属する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,890円	7,778円	-
	一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,348円	8,397円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	71,585円	70,473円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,403円	7,352円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,566円	7,495円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,890円	7,778円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	80,429円	78,200円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,912円	9,810円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,146円	10,003円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,615円	10,386円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	89,139円	85,798円	
		1.52Mbit/sの符号伝送が可能なもの	97,939円	93,481円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	115,533円	108,846円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	133,123円	124,212円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	168,312円	154,943円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,096円	201,041円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	273,876円	247,139円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	74,182円	48,958円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	75,659円	49,932円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	78,620円	51,883円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	432,222円	385,430円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	599,364円	531,404円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	757,707円	669,697円	
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	166,582円	105,831円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	169,910円	107,943円	
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	176,561円	112,166円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80,515円	73,996円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	69,885円	66,809円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	71,276円	68,140円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	74,066円	70,804円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	69,885円	66,809円	
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	71,276円	68,140円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	74,066円	70,804円	
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	92,852円	80,623円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	76,953円	70,801円	
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	78,485円	72,212円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	81,554円	75,035円	
		6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	76,953円	70,801円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	78,485円	72,212円	
		8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	81,554円	75,035円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	115,752円	92,928円	
		10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	89,427円	77,892円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	11.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	91,211円	79,445円	
		12.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	94,781円	82,552円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	13.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	87,905円	77,139円	
		14.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	89,659円	78,677円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	15.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	93,168円	81,754円	
		16.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	138,652円	105,233円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	17.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	101,901円	84,983円	
		18.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	103,933円	86,678円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	19.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	108,001円	90,068円	
		20.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	98,857円	83,477円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	21.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100,829円	85,142円	
		22.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	104,777円	88,472円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	23.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	158,031円	115,646円	
		24.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	112,573円	91,041円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	25.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	114,822円	92,858円	
		26.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	119,314円	96,490円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	27.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	109,529円	89,535円	
		28.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	111,718円	91,322円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	29.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,089円	94,894円	
		30.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの			

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分		1回線ごとに月額		備考	
		料金額	右欄以外の場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線に属する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,268円	9,601円	-
	一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	11,362円	10,118円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,064円	80,397円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,645円	9,074円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,850円	9,249円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,268円	9,601円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,941円	89,613円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	15,403円	12,261円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	15,704円	12,502円	
		1.52Mbit/sの符号伝送が可能なもの	16,308円	12,980円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.52Mbit/sの符号伝送が可能なもの	103,694円	98,699円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	114,534円	107,872円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	136,207円	126,217円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	157,884円	144,561円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	7.68Mbit/sの符号伝送が可能なもの	201,234円	181,249円	
		1.52Mbit/sの符号伝送が可能なもの	266,257円	236,282円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	331,281円	291,316円	
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	95,743円	58,039円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	97,653円	59,194円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	101,470円	61,505円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	526,354円	456,414円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	732,268円	630,687円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	927,342円	795,786円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	220,780円	131,984円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	225,188円	134,618円	
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,007円	139,885円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	97,464円	87,932円	
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	83,651円	79,155円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	85,316円	80,732円	
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	88,651円	83,887円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	83,651円	79,155円	
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	85,316円	80,732円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	88,651円	83,887円	
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	114,172円	96,302円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	93,181円	84,189円	
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	95,039円	85,867円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	98,755円	89,223円	
		6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	98,755円	89,223円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	145,205円	111,845円	
		8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	109,989円	93,129円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	112,183円	94,985円	
		10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,569円	98,699円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	11.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	107,911円	92,175円	
		12.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	110,064円	94,012円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	13.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	114,367円	97,687円	
		14.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	176,239円	127,389円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	15.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	124,719円	101,115円	
		16.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	127,210円	103,132円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	17.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	132,186円	107,164円	
		18.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	122,641円	100,161円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	19.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	125,087円	102,159円	
		20.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	129,981円	106,153円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	21.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,497円	140,541円	
		22.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	141,179円	109,707円	
通信路設定伝送機能	エ一般専用に係るもの	23.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	143,995円	111,895円	
		24.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	149,632円	116,272円	
通信路設定伝送機能	イ高速デジタル伝送に係るもの	25.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	137,023円	107,793円	
		26.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	139,757円	109,949円	
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	27.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	145,225円	114,249円	
		28.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの			

5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	175,650円	125,112円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	123,105円	96,959円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	125,563円	98,894円	
		保守の別が上記以外のもの	130,477円	102,763円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	118,539円	94,700円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	120,906円	96,590円	
		保守の別が上記以外のもの	125,640円	100,369円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	193,288円	134,578円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	133,637円	102,877円
			セカンドクラスのもの	136,303円	104,930円
			保守の別がタイプ1-2のもの	141,641円	109,036円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	127,549円	99,865円
			保守の別がタイプ1-2のもの	130,095円	101,858円
保守の別が上記以外のもの			135,186円	105,843円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	6,567円	3,528円
			保守の別がタイプ1-1のもの	5,367円	2,918円
			保守の別がタイプ1-2のもの	5,473円	2,976円
		エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	5,686円	3,093円
			保守の別がタイプ1-1のもの	3,360円	1,925円
			保守の別がタイプ1-2のもの	3,426円	1,963円
保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	3,560円	2,041円		
	保守の別がタイプ1-2のもの	3,560円	2,041円		
	保守の別が上記以外のもの	3,560円	2,041円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	482,187円	289,816円	
		セカンドクラスのもの	369,677円	231,257円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	377,067円	235,878円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	391,841円	245,118円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	275,313円	184,571円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	280,814円	188,258円	
	保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-2のもの	291,816円	195,631円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,222円	657円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,477円	779円	
	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	1,507円	795円	
		保守の別が上記以外のもの	1,565円	826円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	634円	363円	
エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	646円	370円		
	保守の別がタイプ1-2のもの	672円	385円		
	保守の別が上記以外のもの	672円	385円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	586,131円	345,665円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	495,131円	297,498円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	505,027円	303,443円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	524,824円	315,334円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	329,233円	215,421円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	335,814円	219,725円	
	保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	348,976円	228,333円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	348,976円	228,333円	
		保守の別が上記以外のもの	348,976円	228,333円	

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考		
		料金額	料金額			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線に伝送を行う機能	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	70円	1,155円	相互接続点が機能の距離が社が別に定める10kmを超える場合の加算料	
		専ら音声を送信するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	70円	1,155円		
	一般専用回線に伝送を行う機能	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	170円	1,137円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	70円	1,155円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	150円	2,311円	
			エコノミークラスのもの	140円	2,180円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	140円	2,224円	
		保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	150円	2,311円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	140円	2,180円	
			保守の別が上記以外のもの	140円	2,224円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	220円	3,466円		
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	300円	4,622円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	450円	6,932円		
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	590円	9,243円				
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	890円	13,865円				
1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,340円	20,797円				
1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,780円	27,730円			
	エコノミークラスのもの	1,680円	26,160円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	1,710円	26,683円			
保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,780円	27,730円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	3,120円	48,527円			
	保守の別が上記以外のもの	4,530円	70,479円			
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,860円	91,277円				
エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,370円	59,487円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	2,420円	60,677円			
	保守の別が上記以外のもの	2,510円	63,056円			

5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	223,981円	151,303円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	155,213円	116,997円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	158,311円	119,311円	
		保守の別が上記以外のもの	164,507円	123,999円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	148,979円	114,135円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	151,953円	116,411円	
		保守の別が上記以外のもの	157,899円	120,965円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	247,853円	163,259円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	169,421円	124,461円
			セカンドクラスのもの	172,804円	126,944円
			保守の別がタイプ1-2のもの	179,567円	131,911円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	161,109円	120,645円
			保守の別がタイプ1-2のもの	164,324円	123,052円
保守の別が上記以外のもの			170,758円	127,866円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	8,465円	4,239円
			保守の別がタイプ1-1のもの	6,944円	3,522円
			保守の別がタイプ1-2のもの	7,085円	3,592円
		エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	7,361円	3,734円
			保守の別がタイプ1-1のもの	4,257円	2,287円
			保守の別がタイプ1-2のもの	4,340円	2,332円
保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	4,508円	2,424円		
	保守の別がタイプ1-2のもの	4,508円	2,424円		
	保守の別が上記以外のもの	4,508円	2,424円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	620,243円	349,785円	
		セカンドクラスのもの	475,017円	279,441円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	484,512円	285,024円	
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	503,502円	296,190円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	348,259円	221,247円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	355,220円	225,666円	
	保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-2のもの	369,138円	234,504円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,489円	746円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,868円	916円	
	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	1,905円	935円	
		保守の別が上記以外のもの	1,979円	972円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	769円	411円	
エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	784円	420円		
	保守の別がタイプ1-2のもの	814円	436円		
	保守の別が上記以外のもの	814円	436円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	746,760円	413,156円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	633,855円	357,351円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	646,528円	364,492円	
	エコノミークラスのもの	保守の別が上記以外のもの	671,870円	378,774円	
		保守の別がタイプ1-1のもの	413,587円	256,227円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	421,853円	261,345円	
	保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	438,383円	271,583円	
		保守の別がタイプ1-2のもの	438,383円	271,583円	
		保守の別が上記以外のもの	438,383円	271,583円	

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考		
		料金額	料金額			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線に伝送を行う機能	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1,339円	相互接続点が機能の距離が社が別に定める10kmを超える場合の加算料	
		専ら音声を送信するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1,339円		
	一般専用回線に伝送を行う機能	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	270円	1,364円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,339円		
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	120円	1,263円	
			エコノミークラスのもの	120円	1,288円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	130円	1,339円	
		保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	250円	2,678円	
			保守の別がタイプ1-1のもの	240円	2,526円	
			保守の別がタイプ1-2のもの	240円	2,571円	
		保守の別が上記以外のもの	250円	2,678円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	4,016円		
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	510円	5,355円		
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	8,033円				
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,020円	10,710円				
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,530円	16,065円				
1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円	24,098円				
1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,050円	32,131円			
	エコノミークラスのもの	2,880円	30,312円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	2,940円	30,918円			
保守の別が上記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	3,050円	32,131円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	5,340円	56,229円			
	保守の別が上記以外のもの	7,760円	81,666円			
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10,050円	105,764円				
エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	4,740円	75,366円			
	保守の別がタイプ1-2のもの	4,830円	76,873円			
	保守の別が上記以外のもの	5,020円	79,888円			

ウ A T M専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	250円	6,385円	
		セカンドクラスの もの	120円	3,012円	
		エコノミークラス のもの	130円	3,193円	
	1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	480円	11,973円	
		セカンドクラスの もの	240円	6,024円	
		エコノミークラス のもの	240円	6,144円	
	2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	890円	22,349円	
		セカンドクラスの もの	450円	11,295円	
		エコノミークラス のもの	420円	10,542円	
	3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,300円	32,725円	
		セカンドクラスの もの	660円	16,566円	
		エコノミークラス のもの	600円	15,060円	
	4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,650円	41,505円	
		セカンドクラスの もの	840円	21,084円	
		エコノミークラス のもの	780円	19,578円	
	5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,970円	49,487円	
		セカンドクラスの もの	1,020円	25,602円	
		エコノミークラス のもの	930円	23,343円	
	6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7)	クラスが下記以外のもの	2,290円	57,469円
			セカンドクラ スのもの	1,200円	30,120円
エコノミーク ラスのもの			1,270円	31,927円	
(4)		クラスが下記以外のもの	120円	2,975円	
		セカンドクラ スのもの	100円	2,396円	
		エコノミーク ラスのもの	60円	1,403円	
(7)		クラスが下記以外のもの	7,500円	188,370円	
		セカンドクラ スのもの	5,400円	135,540円	
		エコノミーク ラスのもの	3,540円	88,854円	
(4)		クラスが下記以外のもの	20円	554円	
	セカンドクラ スのもの	30円	682円		
	エコノミーク ラスのもの	10円	266円		
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	9,380円	235,463円		
	セカンドクラ スのもの	7,710円	193,521円		
	エコノミーク ラスのもの	4,440円	111,444円		

ウ A T M専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	510円	8,090円	
		セカンドクラスの もの	240円	3,816円	
		エコノミークラス のもの	240円	3,892円	
	1.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	950円	15,169円	
		セカンドクラスの もの	480円	7,632円	
		エコノミークラス のもの	480円	7,632円	
	2.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,780円	28,315円	
		セカンドクラスの もの	900円	14,310円	
		エコノミークラス のもの	840円	13,356円	
	3.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,610円	41,461円	
		セカンドクラスの もの	1,260円	20,034円	
		エコノミークラス のもの	1,200円	19,080円	
	4.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,310円	52,584円	
		セカンドクラスの もの	1,680円	26,712円	
		エコノミークラス のもの	1,560円	24,804円	
	5.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,880円	61,686円	
		セカンドクラスの もの	2,040円	32,436円	
		エコノミークラス のもの	1,860円	29,574円	
	6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7)	クラスが下記以外のもの	4,520円	71,798円
			セカンドクラ スのもの	2,400円	38,160円
エコノミーク ラスのもの			2,200円	35,031円	
(4)		クラスが下記以外のもの	230円	3,585円	
		セカンドクラ スのもの	180円	2,905円	
		エコノミーク ラスのもの	110円	1,670円	
(7)		クラスが下記以外のもの	14,440円	229,551円	
		セカンドクラ スのもの	10,440円	165,996円	
		エコノミーク ラスのもの	6,780円	107,802円	
(4)		クラスが下記以外のもの	40円	631円	
	セカンドクラ スのもの	50円	808円		
	エコノミーク ラスのもの	20円	309円		
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	17,810円	283,147円		
	セカンドクラ スのもの	14,760円	234,684円		
	エコノミーク ラスのもの	8,400円	133,560円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,473円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,092円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	70,168円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	77,589円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,882円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,260円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	107,014円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,770円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,280円	-
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	195,546円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	239,812円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	372,608円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	512,782円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	645,580円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	9,160円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,677円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	79,956円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	88,731円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,376円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	106,108円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	123,571円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	141,033円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	175,957円	-
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	228,345円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	280,733円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	437,894円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	603,788円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760,950円		

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,533円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,565円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	6,597円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	8,629円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	12,693円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	16,757円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	28,949円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	57,397円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	83,813円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	106,165円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	126,485円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	146,805円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	154,933円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	161,029円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	171,189円	
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	177,285円		
	クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	5,439円 11,108円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	7,126円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	18,870円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	13,669円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	32,647円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	20,049円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	48,721円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	26,085円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	64,794円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	31,814円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	79,729円
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	36,630円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	94,643円
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	40,979円
最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの			107,283円	
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	44,311円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	119,902円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	47,521円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	131,382円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	51,139円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	142,862円		

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,357円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,830円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	8,303円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	10,776円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	15,722円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	20,668円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	35,506円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	70,128円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	102,277円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	129,480円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	151,737円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	176,467円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	186,359円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	193,778円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	203,670円	
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	211,089円		
	クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,265円 13,966円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	9,688円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,684円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	18,343円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	40,798円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	26,800円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	60,755円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	34,714円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	80,712円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	42,035円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	99,261円
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	48,242円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	117,783円
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	53,930円
最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの			133,461円	
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	58,184円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	149,165円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	62,215円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	161,975円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	66,542円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	174,811円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 789円
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの 1,578円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの 2,367円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの 3,156円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの 4,734円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの 6,312円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの 11,046円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの 22,092円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの 32,349円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの 41,028円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの 48,918円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの 56,808円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの 59,964円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの 62,331円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの 66,276円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 68,643円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの 4,119円		
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの 2,572円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 7,133円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの 5,113円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 12,482円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの 7,590円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 18,723円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの 9,934円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 24,964円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの 12,158円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 30,763円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの 14,028円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 36,554円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの 15,717円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 41,462円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの 17,011円	
最低伝送速度が4Mbit/sのもの 46,362円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの 18,257円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 50,819円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの 19,662円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの 55,277円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 951円
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの 1,902円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの 2,853円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの 3,804円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの 5,706円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの 7,608円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの 13,314円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの 26,628円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの 38,991円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの 49,452円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの 58,011円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの 67,521円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの 71,325円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの 74,178円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの 77,982円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 80,835円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの 5,031円		
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの 3,386円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 8,768円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの 6,714円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 15,349円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの 9,966円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 23,024円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの 13,010円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 30,698円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの 15,825円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 37,831円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの 18,212円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 44,954円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの 20,399円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 50,983円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの 22,035円	
最低伝送速度が4Mbit/sのもの 57,022円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの 23,585円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 61,948円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの 25,249円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの 66,884円		

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	114円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	117円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	18円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	10.82円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4.82円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	166円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	170円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	22円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	35.61円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	6.82円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合	1 番号ごとに	3.75 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	4.53 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 番号ごとに	16 円	

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	アイ以外の場合	1 番号ごとに	6.27 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	6.77 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1 通信ごとに	907 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクトサービス取扱機能	1 通信ごとに	216 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) 削除			

2-9 削除

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,3485 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,3847 円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	206 円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	55 円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	69 円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	30 円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69 円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	69 円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69 円	_____

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,4521 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1,4880 円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 削除				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	57 円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	66 円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	27 円	_____
(14) 削除				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	66 円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	66 円	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	69円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	292円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.845円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	_____	

2-12 (略)

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	66円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	66円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	66円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	301円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.962円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	66円	_____	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条（ 標準的な 接続箇所 ）第1項 の表中第 8欄のう ち特別収 容局ルー ータで接 続し、IP 通信網を 利用した 交換及び 伝送を行 う機能	ア～イ（略）	(略)	(略)
	ウ LANインタフェ ースにより100Mbit/s の符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	144,263円	_____
	エ ATMインタフェ ースにより符号伝送 が可能なもの	1ポートごとに 月額	147,699円	_____
	オ ISDN一次群速 度ユーザ・網インタフ ェースにより符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに 月額	3,631円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	15,767円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条（ 標準的な 接続箇所 ）第1項 の表中第 8欄のう ち特別収 容局ルー ータで接 続し、IP 通信網を 利用した 交換及び 伝送を行 う機能	ア～イ（略）	(略)	(略)
	ウ LANインタフェ ースにより100Mbit/s の符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	192,678円	_____
	エ ATMインタフェ ースにより符号伝送 が可能なもの	1ポートごとに 月額	157,181円	_____
	オ ISDN一次群速 度ユーザ・網インタフ ェースにより符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに 月額	8,016円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	16,973円	_____

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.303
	電力設備	0.868
	伝送機械設備	0.250
	無線機械設備	0.082
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.077
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.083

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.035	
		端末系交換機能	(略)	
		中継系交換機能	0.046	
		中継伝送機能	(略)	
		通信料対応設備合計	(略)	
		データ系設備合計	0.079	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.033	
		端末系交換機能	0.044	
		中継系交換機能	0.044	
		中継伝送機能	(略)	
		通信料対応設備合計	(略)	
		データ系設備合計	0.077	
		繰延資産比率		0.0099
		投資等比率		0.0016
貯蔵品比率		0.0072		
他人資本比率		0.466		
自己資本比率		0.534		
他人資本利率		0.0115		
自己資本利益率		0.0086		
有利子負債以外の負債の比率		0.067		
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0102		
利益対応税率		0.4728		
貸倒率		(略)		

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.305
	電力設備	0.852
	伝送機械設備	0.239
	無線機械設備	0.114
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.072
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.061

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.034	
		端末系交換機能	(略)	
		中継系交換機能	0.052	
		中継伝送機能	(略)	
		通信料対応設備合計	(略)	
		データ系設備合計	0.082	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.031	
		端末系交換機能	0.043	
		中継系交換機能	0.046	
		中継伝送機能	(略)	
		通信料対応設備合計	(略)	
		データ系設備合計	0.080	
		繰延資産比率		0.0091
		投資等比率		0.0015
貯蔵品比率		0.0069		
他人資本比率		0.460		
自己資本比率		0.540		
他人資本利率		0.0103		
自己資本利益率		0.0066		
有利子負債以外の負債の比率		0.073		
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0085		
利益対応税率		0.4560		
貸倒率		(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2－1第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2－2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) PHS基地局回線設置工事費及び通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2－1第11欄及び第13欄の支払いについては、それぞれ電話サービス契約約款又は専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2－1第10欄、第15欄から第21欄まで、及び2－2第1欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) 通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2－1第13欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,565円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,194円	
(11) PHS 基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS事業者に適用します。
(12) PHS 基地局回線移転工事・収容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替えする工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア PH S事業者に適用します。 イ 移転元又は収容替え元及び移転先又は収容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ PH S事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PH S接続装置の回線の増設を伴わない場合に限ります。

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,569円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,199円	
(11)~(12) 削除				

(13) 通信路 設定伝送 機能等設 置工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1(PHS基地局回線機能 を除きます。)に規定する機能及び2-6 に規定する機能により接続する専用回線 であって専用サービス契約約款に施設設置負 担金の規定があるものを利用するとき、 相互接続点にその両端が終端する専用回線 を設置する工事に要する費用	第5条(標準的接続箇所)表 中第1欄の相互接続点(その 場所がその専用回線の終端に 対向する装置が設置される専 用サービス取扱所である場合 を除きます。)ごとに専用サ ービス契約約款に規定する施 設設置負担金に相当する額		_____	(13) 通信路 設定伝送 機能等設 置工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1に規定する機能及び2-6 に規定する機能により接続する専用回線 であって専用サービス契約約款に施設設置 負担金の規定があるものを利用するとき に、相互接続点にその両端が終端する専用 回線を設置する工事に要する費用	第5条(標準的接続箇所)表 中第1欄の相互接続点(その 場所がその専用回線の終端に 対向する装置が設置される専 用サービス取扱所である場合 を除きます。)ごとに専用サ ービス契約約款に規定する施 設設置負担金に相当する額		_____		
(14) 通信路 設定伝送 機能等提 供工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1(PHS基地局回線機 能を除きます。)及び2-6に規定する機 能により接続する専用回線であって利用者 料金が役務区間合算料金であるものを利用 するとき、相互接続点にその両端又は片 端が終端する専用回線を設置する工事に要 する費用	相互接続点ごとに専用サー ビス契約約款に規定する工事費 に相当する額		_____	(14) 通信路 設定伝送 機能等提 供工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額) の2-1-1-1及び2-6に規定する 機能により接続する専用回線であって利用 者料金が役務区間合算料金であるものを利用 するとき、相互接続点にその両端又は 片端が終端する専用回線を設置する工事に 要する費用	相互接続点ごとに専用サー ビス契約約款に規定する工事費 に相当する額		_____		
(15) テレド ームサー ビス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレドームサー ビスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	<u>1,747円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。	(15) テレド ームサー ビス登録 工事費	当社の加入者交換機にテレドームサー ビスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	<u>1,749円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。		
(16) 地域指 定着信課 金機能用 迷惑電話 おことわり 機能登 録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契 約約款等に規定する地域指定着信課金機能 用迷惑電話おことわり機能を登録する工事 に要する費用	1回線ごとに	<u>2,137円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。	(16) 地域指 定着信課 金機能用 迷惑電話 おことわり 機能登 録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契 約約款等に規定する地域指定着信課金機能 用迷惑電話おことわり機能を登録する工事 に要する費用	1回線ごとに	<u>2,141円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。		
(17) グル ープセキュ リティサ ービス登 録工事費	当社の加 入者交換 機にグル ープセキュ リティサ ービス を登録す る工事に 要する費 用	新設の場合	1回線ごとに	<u>1,484円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。	当社の加 入者交換 機にグル ープセキュ リティサ ービス を登録す る工事に 要する費 用	新設の場合	1回線ごとに	<u>1,486円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。	
		廃止の場合	1回線ごとに	<u>1,350円</u>			廃止の場合	1回線ごとに	<u>1,352円</u>		
(18) メンバ ーズネッ トサー ビス登 録工 事費	当社の加 入者交換 機に特定 中継事業 者の契約 約款等に 規定する	新設の場合	1回線ごとに	平日昼 間	<u>4,153円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。	当社の加 入者交換 機に特定 中継事業 者の契約 約款等に 規定する	1回線 ごとに	平日昼 間	<u>4,159円</u>	特定中継 事業者 に適用 しま す。
			平日夜 間	<u>4,788円</u>	平日夜 間				<u>4,795円</u>		
			平日深夜	<u>5,514円</u>	平日深夜				<u>5,522円</u>		

	メンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用				土日祝日昼夜間 4,969円				
					土日祝日深夜 5,696円				
		廃止の場合	1回線ごとに		平日昼間 3,279円				
					平日夜間 3,781円				
					平日深夜 4,355円				
					土日祝日昼夜間 3,924円				
					土日祝日深夜 4,498円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		751円	特定中継事業者に適用しません。			
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		(略)	特定中継事業者に適用しません。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,870円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118円	移転先事業者に適用しません。		
					平日夜間	1,289円			
					平日深夜	1,484円			
					土日祝日昼夜間	1,337円			
					土日祝日深夜	1,533円			
					(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン		平日昼間	684円

	メンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用				土日祝日昼夜間 4,977円				
					土日祝日深夜 5,703円				
		廃止の場合	1回線ごとに		平日昼間 3,284円				
					平日夜間 3,787円				
					平日深夜 4,360円				
					土日祝日昼夜間 3,930円				
					土日祝日深夜 4,504円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		752円	特定中継事業者に適用しません。			
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		(略)	特定中継事業者に適用しません。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,881円	特定端末系事業者に適用します。			
(22)～(24) (略)	(略)		(略)		(略)	(略)			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,119円	移転先事業者に適用しません。		
					平日夜間	1,291円			
					平日深夜	1,486円			
					土日祝日昼夜間	1,339円			
					土日祝日深夜	1,535円			
					(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン		平日昼間	685円

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間 908円 平日深夜 818円 土日祝日昼夜間 938円 土日祝日深夜	789円					
			イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除するに要する費用	ア	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118円					
					平日夜間	1,289円					
					平日深夜	1,484円					
					土日祝日昼夜間	1,337円					
					土日祝日深夜	1,533円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合			1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 669円 平日夜間 770円 平日深夜 694円 土日祝日昼夜間 796円 土日祝日深夜	580円	
					イ			(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	
				平日夜間	1,443円						
				平日深夜	1,662円						
				土日祝日昼夜間	1,498円						
				土日祝日深夜	1,717円						
		(イ) 当社が指定した電気通信		1 ルーティン	平日昼間	580円					

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間 909円 平日深夜 820円 土日祝日昼夜間 939円 土日祝日深夜	790円					
			イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除するに要する費用	ア	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,119円					
					平日夜間	1,291円					
					平日深夜	1,486円					
					土日祝日昼夜間	1,339円					
					土日祝日深夜	1,535円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合			1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 670円 平日夜間 771円 平日深夜 695円 土日祝日昼夜間 797円 土日祝日深夜	581円	
					イ			(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	
				平日夜間	1,446円						
				平日深夜	1,665円						
				土日祝日昼夜間	1,500円						
				土日祝日深夜	1,719円						
		(イ) 当社が指定した電気通信		1 ルーティン	平日昼間	581円					

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 669 円 平日深夜 770 円 土日祝日昼夜間 694 円 土日祝日深夜 796 円					
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,235 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
					平日夜間	2,577 円				
					平日深夜	2,968 円				
					土日祝日昼夜間	2,675 円				
					土日祝日深夜	3,066 円				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,008 円	
					平日夜間	1,162 円				
			平日深夜	1,338 円						
			土日祝日昼夜間	1,206 円						
			土日祝日深夜	1,382 円						
			イ (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27) (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに		平日昼間	14,568 円	_____
								平日夜間	16,406 円	_____
平日深夜	18,506 円	_____								
土日祝日昼間	16,931 円	_____								
土日祝日夜間	16,931 円	_____								

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 670 円 平日深夜 771 円 土日祝日昼夜間 695 円 土日祝日深夜 797 円					
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,238 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
					平日夜間	2,581 円				
					平日深夜	2,972 円				
					土日祝日昼夜間	2,679 円				
					土日祝日深夜	3,070 円				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,009 円	
					平日夜間	1,164 円				
			平日深夜	1,340 円						
			土日祝日昼夜間	1,208 円						
			土日祝日深夜	1,384 円						
			イ (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27) (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに		平日昼間	14,527 円	_____
								平日夜間	16,368 円	_____
平日深夜	18,469 円	_____								
土日祝日昼間	16,893 円	_____								
土日祝日夜間	16,893 円	_____								

ものに限り ます。)に 係る工事に 要する費用	イ 協定事業者が現に利用し ている光屋内配線を加工する 場合	1工事ご とに	土日祝 日深夜	19,032円	_____		
			平日昼 間	10,791円	_____		
			平日夜 間	12,441円	_____		
			平日深 夜	14,329円	_____		
			土日祝 日昼間	12,913円	_____		
			土日祝 日夜間	12,913円	_____		
			土日祝 日深夜	14,800円	_____		
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごと	平日昼 間
				平日夜 間	6,968円	_____	
				平日深 夜	7,449円	_____	
				土日祝 日昼間	7,089円	_____	
				土日祝 日夜間	7,089円	_____	
				土日祝 日深夜	7,569円	_____	
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごと	平日昼 間	8,484円	_____
				平日夜 間	9,200円	_____	
				平日深 夜	10,020円	_____	
				土日祝 日昼間	9,405円	_____	
				土日祝 日夜間	9,405円	_____	
				土日祝 日深夜	10,224円	_____	
		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線	1工事ごと	平日昼 間	7,330円	_____
			平日夜 間	7,891円	_____		
			平日深 夜	8,531円	_____		

ものに限り ます。)に 係る工事に 要する費用	イ 協定事業者が現に利用し ている光屋内配線を加工する 場合	1工事ご とに	土日祝 日深夜	18,994円	_____		
			平日昼 間	10,807円	_____		
			平日夜 間	12,461円	_____		
			平日深 夜	14,348円	_____		
			土日祝 日昼間	12,933円	_____		
			土日祝 日夜間	12,933円	_____		
			土日祝 日深夜	14,820円	_____		
			ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごと	平日昼 間
				平日夜 間	6,477円	_____	
				平日深 夜	6,958円	_____	
				土日祝 日昼間	6,598円	_____	
				土日祝 日夜間	6,598円	_____	
				土日祝 日深夜	7,078円	_____	
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごと	平日昼 間	7,995円	_____
				平日夜 間	8,713円	_____	
				平日深 夜	9,532円	_____	
				土日祝 日昼間	8,918円	_____	
				土日祝 日夜間	8,918円	_____	
				土日祝 日深夜	9,737円	_____	
		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線	1工事ごと	平日昼 間	6,882円	_____
			平日夜 間	7,443円	_____		
			平日深 夜	8,084円	_____		

			を設置する場合	の利用に係る工事を行う場合		土日祝日昼間	8,051円	_____	
						土日祝日夜間	8,051円	_____	
						土日祝日深夜	8,692円	_____	
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに		平日昼間	9,266円	_____	
							平日夜間	10,123円	_____
							平日深夜	11,102円	_____
							土日祝日昼間	10,367円	_____
							土日祝日夜間	10,367円	_____
							土日祝日深夜	11,347円	_____
(28) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないのに限り)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,919円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	8,141円	_____			
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,423円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	7,835円	_____			
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,919円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	12,208円	_____			
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,423円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	10,382円	_____			
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)			

			を設置する場合	の利用に係る工事を行う場合		土日祝日昼間	7,603円	_____	
						土日祝日夜間	7,603円	_____	
						土日祝日深夜	8,244円	_____	
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごとに		平日昼間	8,820円	_____	
							平日夜間	9,679円	_____
							平日深夜	10,658円	_____
							土日祝日昼間	9,924円	_____
							土日祝日夜間	9,924円	_____
							土日祝日深夜	10,903円	_____
(28) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)		
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないのに限り)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,929円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	8,153円	_____			
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,425円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	7,847円	_____			
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,929円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	12,226円	_____			
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,425円	_____			
			(4)加算額	1 工事ごとに	10,397円	_____			
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)			

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,757円	_____
(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐末端回線接続工事費	光信号分岐末端回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間	4,333円	_____
			平日夜間	4,869円	
			平日深夜	5,482円	
			土日祝日昼間	5,025円	
			土日祝日夜間	5,025円	
			土日祝日深夜	5,635円	
(36) 光信号分岐末端回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐末端回線を収容するための光信号分岐末端回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間	1,450円	_____
			平日夜間	1,539円	
			平日深夜	1,641円	
			土日祝日昼間	1,564円	
			土日祝日夜間	1,564円	
			土日祝日深夜	1,666円	
(37) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日夜間	917円	_____
			平日深夜	1,965円	
			土日祝日昼間	1,179円	
			土日祝日夜間	1,179円	
			土日祝日深夜	2,227円	
(38) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1 回線ごとに	平日昼間	3,212円	_____

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,770円	_____
(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐末端回線接続工事費	光信号分岐末端回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間	4,245円	_____
			平日夜間	4,785円	
			平日深夜	5,402円	
			土日祝日昼間	4,910円	
			土日祝日夜間	4,910円	
			土日祝日深夜	5,557円	
(36) 光信号分岐末端回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐末端回線を収容するための光信号分岐末端回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日昼間	1,406円	_____
			平日夜間	1,489円	
			平日深夜	1,584円	
			土日祝日昼間	1,505円	
			土日祝日夜間	1,505円	
			土日祝日深夜	1,608円	
(37) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日夜間	913円	_____
			平日深夜	1,954円	
			土日祝日昼間	1,173円	
			土日祝日夜間	1,173円	
			土日祝日深夜	2,215円	
(38) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1 回線ごとに	平日昼間	3,217円	_____

場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りです。）により接続する場合に要する費用	土日祝 日昼間	3,844 円	_____
---	------------	---------	-------

場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りです。）により接続する場合に要する費用	土日祝 日昼間	3,850 円	_____
---	------------	---------	-------

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS 接続装置に係る収容替え工事費	PHS 事業者に係る基地局回線を遠隔装置から PHS 接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線を PHS 接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、その PHS 接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごとに	PHS 業者に適用します。

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり 1 時間ごとに	6,107 円
平日夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,041 円
平日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,109 円
土日祝日昼夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,308 円
土日祝日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,376 円

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除			

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり 1 時間ごとに	6,116 円
平日夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,052 円
平日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,120 円
土日祝日昼夜間	一人当たり 1 時間ごとに	7,319 円
土日祝日深夜	一人当たり 1 時間ごとに	8,387 円

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1) PHS基地局回線設置手続費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手続きに要する費用	1 回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	PHS事業者に適用します。	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	94円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	211円	—
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ごとに1番号あたり	222円	—	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手續きに要する費用	1件ごとに	15.01円	みなし契約事業者に適用します。	
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)
		イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であつ	1 平日	9,722円	—
			回 昼間	11,209円	
			ご 平日		
に 夜間	12,910円				
		に 平日			
		に 深夜			

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考	
(1) 削除					
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	89円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	219円	—
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用	1登録ごとに1番号あたり	229円	—	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手續きに要する費用	1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手續きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手續きに要する費用	1件ごとに	15.30円	みなし契約事業者に適用します。	
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)
		イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であつ	1 平日	9,737円	—
			回 昼間	11,227円	
			ご 平日		
に 夜間	12,927円				
		に 平日			
		に 深夜			

		て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合		土日 祝日 昼夜間	11,634 円		
				土日 祝日 深夜	13,335 円		
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社通信設備は電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1 回 ご と に	平日 昼間	10,290 円	
					平日 夜間	11,864 円	
					平日 深夜	13,664 円	
					土日 祝日 昼夜間	12,314 円	
					土日 祝日 深夜	14,114 円	
					平日 昼間	7,768 円	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回 ご と に	平日 夜間	8,956 円		
				平日 深夜	10,315 円		
土日 祝日 昼夜間	9,296 円						
土日 祝日 深夜	10,654 円						
平日 昼間	9,667 円						
1 回 ご と に	9,667 円						
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合							
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1 回 線 ご と に		1,020 円			

		て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合		土日 祝日 昼夜間	11,652 円		
				土日 祝日 深夜	13,352 円		
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社通信設備は電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1 回 ご と に	平日 昼間	10,305 円	
					平日 夜間	11,883 円	
					平日 深夜	13,682 円	
					土日 祝日 昼夜間	12,333 円	
					土日 祝日 深夜	14,132 円	
					平日 昼間	7,780 円	
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1 回 ご と に	平日 夜間	8,970 円		
				平日 深夜	10,329 円		
土日 祝日 昼夜間	9,310 円						
土日 祝日 深夜	10,668 円						
平日 昼間	9,682 円						
1 回 ご と に	9,682 円						
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合							
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1 回 線 ご と に		1,021 円			

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	641円	—	
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	696円	—	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	947円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	721円	—	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	213円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報を提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,205円	—
				②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	715円	—
		(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	812円	—	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,631円	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.02円	—	
		(4) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むもの）に限ります。）の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.01円	—	
(16)～(20)	(略)			(略)	(略)	(略)	

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	642円	—	
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	697円	—	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	948円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	722円	—	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	36円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報を提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,214円	—
				②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	716円	—
		(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	813円	—	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,633円	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.03円	—	
		(4) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むもの）に限ります。）の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.01円	—	
(16)～(20)	(略)			(略)	(略)	(略)	

(略)									
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに 1通信用建物ごとの1件ごとに	9,637円 934円	— —				
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	1,936円	—				
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限りません。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合 (イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに 1区間ごとに	4,183円 12,416円	— —			
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ごとに	2,797円	—			
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに 1通信用建物ごとの1件ごとに	48,874円 33,955円	— —			

(略)									
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに 1通信用建物ごとの1件ごとに	9,651円 936円	— —				
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	1,939円	—				
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限りません。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合 (イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに 1区間ごとに	4,189円 12,434円	— —			
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ごとに	2,801円	—			
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合 (イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに 1通信用建物ごとの1件ごとに	48,946円 34,005円	— —			

必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	20,367円	_____
		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,211円	_____
	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,568円	_____
		(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,287円	_____
		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,534円	_____
		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,443円	_____
	ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,309円	_____	

必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	20,397円	_____
		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,238円	_____
	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,581円	_____
		(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,299円	_____
		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,544円	_____
		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,452円	_____
	ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ア) (イ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,318円	_____

		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,392 円	—
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	10,409 円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	18,527 円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	2,747 円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	41 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	93 円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	750 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	294 円	

		去の結果の確認に要する費用	(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,856 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,400 円	—
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	7,840 円	—	
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,244 円		
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	2,331 円		
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	46 円	—	
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	99 円		
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	751 円	—	
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	301 円		

(29) き線点 情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供） 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供 する場合の調査に要する費用	1 通信用 建物ごと に	17,457 円	_____	
(30) き線点 換算線路長 調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供） 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査 する場合に要する費用	1 電柱ご とに	721 円	_____	
(31) メタリ ック加入者 線と電柱に 設置する接 続に必要な 装置等との 接続可否調 査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報 の提供）第4項の規定により、当社がメ タリック加入者線 とDSLサービスを 提供する協定事 業者が電柱に設 置するDSLサー ビスに係る接続に 必要な装置等との 接続可否に係る情報 を提供する場合の 調査に要する費用	ア 机上調査を行う場 合	1 電柱ご とに	1,447 円	
		イ 現地調査を行う場 合	1 電柱ご とに	13,026 円	
(32) 接続工 事等時刻指 定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着する ための手続きに要する費用	1 件ご とに	平日昼 間	6,797 円	_____
			平日夜 間	16,736 円	
			平日深 夜	27,846 円	
			土日祝 日昼間	8,134 円	
			土日祝 日夜間	17,371 円	
			土日祝 日深夜	28,763 円	
			月額	1,496,000 円	
(33) 端末回 線情報提 供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提 供する場合に要する費用	月額	1,496,000 円	_____	
(34) テー プ分散よ る光信号 端末回線 の確認及 びテープ 分散可否 調査費	ア 第34条の10（光信 号端末回線のテー プ分散に係る確認調査 及び接続の申込み）第 1項に規定する事項 の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリ ッタを含まないも の同士の組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	2,241 円	_____
		(イ) 光局外スプリ ッタを含まないも のと光局外スプリ ッタを含むものの 組み合わせに係る もの	1 区間ご とに	2,748 円	

(29) き線点 情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供） 第2項の規定により、当社がき線点情報を提供 する場合の調査に要する費用	1 通信用 建物ごと に	17,446 円	_____	
(30) き線点 換算線路長 調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供） 第3項の規定により、き線点換算線路長を調査 する場合に要する費用	1 電柱ご とに	722 円	_____	
(31) メタリ ック加入者 線と電柱に 設置する接 続に必要な 装置等との 接続可否調 査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報 の提供）第4項の規定により、当社がメ タリック加入者線 とDSLサービスを 提供する協定事 業者が電柱に設 置するDSLサー ビスに係る接続に 必要な装置等との 接続可否に係る情報 を提供する場合の 調査に要する費用	ア 机上調査を行う場 合	1 電柱ご とに	1,449 円	
		イ 現地調査を行う場 合	1 電柱ご とに	13,045 円	
(32) 接続工 事等時刻指 定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着する ための手続きに要する費用	1 件ご とに	平日昼 間	6,807 円	_____
			平日夜 間	16,763 円	
			平日深 夜	27,884 円	
			土日祝 日昼間	8,146 円	
			土日祝 日夜間	17,397 円	
			土日祝 日深夜	28,801 円	
			月額	1,651,000 円	
(33) 端末回 線情報提 供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提 供する場合に要する費用	月額	1,651,000 円	_____	
(34) テー プ分散よ る光信号 端末回線 の確認及 びテープ 分散可否 調査費	ア 第34条の10（光信 号端末回線のテー プ分散に係る確認調査 及び接続の申込み）第 1項に規定する事項 の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリ ッタを含まないも の同士の組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	2,245 円	_____
		(イ) 光局外スプリ ッタを含まないも のと光局外スプリ ッタを含むものの 組み合わせに係る もの	1 区間ご とに	2,752 円	

	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,095円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,608円</u>	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,095円</u>	_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,919円</u>	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,290,659円</u>	_____

2-2~2-3 (略)

	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,098円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,612円</u>	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,098円</u>	_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,923円</u>	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,431,480円</u>	_____

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.110

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.296
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.076
	発電設備	0.679
	電源設備及び蓄電池設備	0.865
	空気調整設備	1.952
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.039
自己資本利益率		0.0341

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.106

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.302
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.069
	発電設備	0.383
	電源設備及び蓄電池設備	0.854
	空気調整設備	1.927
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.032
自己資本利益率		0.0429

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	973円	17,875円	
	富山南	735円	15,846円	
	和合	215円	13,054円	
	水尻	517円	21,733円	
	呉羽	870円	6,369円	
	富山水橋	337円	10,404円	
	富山北	664円	27,846円	
	高岡	429円	21,287円	
	高岡市外	359円	9,501円	
	高岡立野	563円	9,736円	
	戸出機械棟	471円	18,277円	
	新湊機械棟	459円	19,057円	
	堀岡	268円	18,140円	
	魚津	412円	20,596円	
	水見	475円	10,507円	
	富山滑川	575円	12,416円	
	黒部別	511円	13,718円	
	鷹波	704円	13,992円	
	小矢部	435円	10,492円	
	大沢野別	404円	8,488円	
	上滝	258円	10,947円	
	上市	264円	9,478円	
	入善	427円	5,691円	
	婦中	314円	7,670円	
	小杉	420円	7,269円	
	太閤山	487円	5,981円	
	大門	532円	17,006円	
	富山平	117円	13,197円	
	井波	218円	7,374円	
	福野	551円	17,085円	
	富山福光	523円	7,501円	
	富山岩瀬2	447円	11,613円	
	高岡伏木	439円	11,287円	
	高岡中田	356円	13,664円	
	富山柳田	618円	26,330円	
	梅檀野	135円	16,398円	
	富山立山	264円	18,308円	
	宇奈月	146円	19,517円	
	富山朝日	165円	38,218円	
	越中八尾	276円	15,815円	
	富山古里	550円	21,644円	
	城端	401円	9,507円	
	富山福岡別	590円	9,417円	
	津沢	333円	22,725円	
	入善南	147円	27,096円	
	石川県	鳴和	1,032円	22,740円
		金石	875円	12,418円
		金沢弥生	1,058円	13,203円
		入江	1,276円	16,998円
		額	1,297円	16,794円
金沢森本		696円	12,381円	
栗ヶ崎		1,403円	11,134円	
金沢3		899円	26,759円	
七尾		510円	28,819円	
徳田		312円	16,558円	
和倉		928円	8,245円	
石川小松		673円	23,304円	
符津		468円	6,829円	
中海		573円	10,122円	
輪島		373円	25,150円	
珠洲		553円	12,869円	
石川加賀		396円	13,225円	
片山津		262円	10,569円	
山代		291円	18,131円	
羽咋		549円	19,053円	
畠知		300円	7,800円	
松任		530円	14,708円	
山中		1,065円	9,607円	
根上別		467円	15,911円	
寺井2		529円	13,063円	
辰口		669円	8,065円	
鶴妻		1,091円	9,690円	
金沢西		1,015円	11,767円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	917円	17,857円	
	富山南	670円	20,190円	
	和合	175円	9,976円	
	水尻	457円	23,428円	
	呉羽	766円	4,651円	
	富山水橋	315円	9,400円	
	富山北	570円	24,192円	
	高岡	393円	20,543円	
	高岡市外	327円	11,836円	
	高岡立野	480円	7,087円	
	戸出機械棟	411円	18,673円	
	新湊機械棟	394円	16,142円	
	堀岡	227円	15,020円	
	魚津	347円	16,048円	
	水見	398円	8,052円	
	富山滑川	458円	12,855円	
	黒部別	463円	11,885円	
	鷹波	636円	11,983円	
	小矢部	390円	9,977円	
	大沢野別	352円	6,206円	
	上滝	202円	7,645円	
	上市	226円	7,801円	
	入善	405円	5,538円	
	婦中	309円	12,317円	
	小杉	417円	8,607円	
	太閤山	442円	3,939円	
	大門	490円	15,048円	
	富山平	79円	12,464円	
	井波	209円	5,792円	
	福野	433円	12,966円	
	富山福光	444円	6,824円	
	富山岩瀬2	413円	9,117円	
	高岡伏木	381円	10,226円	
	高岡中田	308円	11,034円	
	富山柳田	541円	21,763円	
	梅檀野	122円	13,400円	
	富山立山	228円	14,478円	
	宇奈月	127円	16,517円	
	富山朝日	134円	34,270円	
	越中八尾	254円	16,491円	
	富山古里	466円	18,302円	
	城端	337円	7,118円	
	富山福岡別	453円	5,570円	
	津沢	244円	20,324円	
	入善南	27円	23,040円	
	石川県	鳴和	913円	22,796円
		金石	805円	10,916円
		金沢弥生	906円	13,005円
		入江	1,107円	14,212円
		額	1,095円	13,670円
金沢森本		622円	19,681円	
栗ヶ崎		1,236円	8,749円	
金沢3		927円	28,374円	
七尾		405円	27,812円	
徳田		253円	13,642円	
和倉		776円	11,322円	
石川小松		576円	21,482円	
符津		428円	14,194円	
中海		503円	8,234円	
輪島		262円	22,813円	
珠洲		252円	10,226円	
石川加賀		340円	10,571円	
片山津		218円	8,570円	
山代		266円	19,119円	
羽咋		458円	16,265円	
畠知		277円	15,954円	
松任		464円	14,464円	
山中		916円	7,875円	
根上別	403円	13,929円		
寺井2	448円	11,572円		
辰口	609円	5,045円		
鶴妻	926円	18,130円		
金沢西	883円	18,797円		

	野々市	751円	11,378円
	津幡	554円	7,883円
	石川河北	901円	16,352円
	志雄	184円	18,525円
	押水	184円	15,442円
	田鶴浜	375円	19,241円
	鳥屋	371円	19,043円
	石川中島	234円	20,166円
	石川鹿島	290円	18,366円
	能都	661円	9,302円
	犀川	504円	21,840円
	粟津	222円	19,588円
	美川	488円	13,367円
	七塚木津	214円	16,203円
	内灘	601円	24,266円
	石川	302円	14,181円
	石川高松別	254円	5,369円
	富来	205円	24,726円
	穴水	380円	14,442円
	羽咋志賀別	324円	13,161円
	宝立	184円	12,530円
	久江	239円	12,721円
	鹿西	398円	23,349円
	門前	47円	24,133円
	柳田	286円	17,346円
	石川内浦	151円	19,762円
	能都小木	288円	10,992円
	金沢2	899円	42,281円
	町野	489円	12,870円
	鹿島能登島	138円	26,907円
福井県	福井2	647円	17,890円
	福井南	851円	12,489円
	麻生津	711円	10,032円
	敦賀	790円	17,652円
	武生局舎2	336円	10,543円
	福井小浜2	775円	13,117円
	東小浜	482円	28,568円
	福井大野	351円	9,215円
	福井勝山	390円	17,506円
	鯖江	522円	16,366円
	鯖江西	260円	32,270円
	福井松岡別	636円	7,327円
	福井三国	432円	9,890円
	芦原	233円	9,501円
	丸岡	504円	7,710円
	春江別	530円	10,924円
	山東	653円	61,753円
	上中	421円	19,944円
	福井高浜別	812円	13,144円
	福井東別	874円	14,231円
	福井森田	509円	5,401円
	西安居	287円	29,662円
	福井坂井	197円	12,103円
	福井朝日別	334円	16,039円
	福井清水	215円	18,273円
	福井	647円	31,884円
	足羽別	383円	9,437円
	河和田	253円	15,132円
	永平寺	462円	20,090円
	金津別	356円	10,115円
	今立別	463円	8,626円
	福井三方別	180円	14,569円
	美浜	308円	17,504円
	大飯	677円	18,962円
	今庄	459円	21,611円
	福井河合	255円	4,227円
	福井鶴	308円	12,100円
	五分市	580円	18,854円
	上志比	285円	26,536円
	福井池田	504円	23,253円
	南条	832円	24,746円
	福井宮崎	172円	28,229円
	名田庄	205円	19,696円
	越前	1,135円	14,032円
	荒土	281円	21,540円
	細呂木	120円	17,814円
	織田	357円	25,819円
岐阜県	岐阜	828円	58,780円
	岐阜本荘	843円	16,342円
	長良	1,116円	25,628円
	長森	1,093円	27,898円

	野々市	720円	8,808円
	津幡	481円	13,407円
	石川河北	779円	18,048円
	志雄	144円	15,409円
	押水	125円	13,728円
	田鶴浜	302円	15,764円
	鳥屋	326円	15,805円
	石川中島	212円	16,170円
	石川鹿島	243円	15,566円
	能都	499円	25,834円
	犀川	392円	17,718円
	粟津	220円	15,617円
	美川	417円	10,362円
	七塚木津	198円	13,114円
	内灘	525円	20,714円
	石川	260円	11,828円
	石川高松別	205円	10,397円
	富来	139円	20,659円
	穴水	332円	45,173円
	羽咋志賀別	225円	10,394円
	宝立	118円	10,810円
	久江	201円	11,424円
	鹿西	318円	16,504円
	門前	38円	20,020円
	柳田	220円	12,720円
	石川内浦	136円	16,529円
	能都小木	204円	8,035円
	金沢2	927円	38,760円
	町野	294円	9,295円
	鹿島能登島	378円	22,819円
福井県	福井2	564円	15,931円
	福井南	799円	11,147円
	麻生津	554円	9,255円
	敦賀	703円	14,881円
	武生局舎2	312円	9,063円
	福井小浜2	682円	14,515円
	東小浜	373円	29,938円
	福井大野	281円	9,926円
	福井勝山	304円	11,132円
	鯖江	448円	13,206円
	鯖江西	210円	26,486円
	福井松岡別	535円	4,647円
	福井三国	337円	7,665円
	芦原	163円	7,481円
	丸岡	416円	14,963円
	春江別	417円	8,819円
	山東	438円	58,516円
	上中	348円	16,323円
	福井高浜別	703円	10,826円
	福井東別	786円	11,463円
	福井森田	418円	8,456円
	西安居	130円	26,377円
	福井坂井	164円	9,095円
	福井朝日別	258円	16,006円
	福井清水	184円	18,694円
	福井	564円	32,218円
	足羽別	347円	6,990円
	河和田	194円	11,639円
	永平寺	396円	17,306円
	金津別	290円	10,844円
	今立別	409円	7,807円
	福井三方別	162円	16,986円
	美浜	190円	27,074円
	大飯	606円	30,319円
	今庄	413円	18,297円
	福井河合	229円	3,222円
	福井鶴	259円	15,650円
	五分市	505円	15,719円
	上志比	251円	21,538円
	福井池田	364円	18,792円
	南条	564円	19,912円
	福井宮崎	141円	23,655円
	名田庄	165円	15,820円
	越前	883円	11,578円
	荒土	221円	23,384円
	細呂木	97円	19,880円
	織田	192円	21,880円
岐阜県	岐阜	782円	42,181円
	岐阜本荘	757円	15,179円
	長良	1,015円	23,885円
	長森	1,041円	22,744円

岐阜加納	1,511円	22,698円
黒野	732円	13,698円
芥見	448円	17,158円
大垣南	908円	14,586円
大垣西	549円	20,879円
大垣丸ノ内南	536円	11,768円
高山第二	2,002円	13,965円
東濃B	428円	20,962円
岐阜根本	718円	14,796円
岐阜関	616円	8,648円
小金田	430円	15,373円
岐阜中津川	499円	15,240円
瑞浪	348円	11,756円
岐阜羽島	668円	13,494円
恵那	598円	28,400円
恵那B	598円	13,951円
武並	324円	16,978円
中濃	737円	22,127円
土岐	540円	14,576円
各務原	560円	23,335円
鷺沼	797円	8,501円
可児	549円	23,614円
笠松	691円	8,204円
佐波	539円	22,183円
養老	462円	16,854円
垂井	289円	14,804円
揖斐川	157円	10,905円
岐阜北方	918円	11,559円
穂積	1,043円	15,519円
高富	691円	11,448円
郡上八幡	710円	17,106円
美濃白川	261円	11,293円
下呂	621円	18,949円
荘川	51円	17,209円
飛騨古川	793円	7,009円
岐阜神岡	365円	19,637円
一宮川島	474円	8,611円
岐阜殿美	342円	12,214円
岐阜赤坂	528円	7,048円
美濃坂本	265円	14,473円
第一落合	321円	35,421円
美濃	444円	9,210円
羽島南	449円	15,166円
下石	275円	9,204円
新駄知	371円	15,726円
美濃平田	495円	77,237円
養老東	284円	23,087円
岐阜神戸	525円	20,439円
輪之内	303円	86,096円
美濃池田	419円	7,933円
岐阜川辺	335円	15,127円
御嵩	297円	15,341円
笠原	344円	7,422円
陶	238円	5,882円
久々利	222円	14,887円
春里	341円	12,814円
海津	406円	79,562円
南濃	393円	13,226円
岐阜石津	404円	23,911円
揖斐大野	169円	13,989円
本巢	201円	11,855円
武芸川	292円	12,178円
岐阜大和	633円	11,726円
富加	352円	11,687円
八百津	313円	11,506円
美濃坂下	159円	14,729円
付知	266円	10,614円
美濃福岡	306円	12,468円
岩村	372円	5,416円
山岡	335円	15,955円
明智	688円	16,782円
岐阜萩原	1,113円	6,302円
飛騨国府	65円	11,221円
美濃加茂北	101円	19,037円
前宮	403円	8,278円
関ヶ原	365円	34,036円
岐阜白鳥	626円	29,599円
飛騨細江	271円	42,847円
岐阜粟野	566円	7,262円
美濃牧谷	119円	37,577円
金戸	200円	18,531円

岐阜加納	1,474円	21,053円
黒野	616円	18,713円
芥見	381円	14,200円
大垣南	819円	13,772円
大垣西	450円	17,561円
大垣丸ノ内南	496円	11,106円
高山第二	1,881円	12,799円
東濃B	407円	20,383円
岐阜根本	688円	31,972円
岐阜関	561円	13,037円
小金田	364円	13,918円
岐阜中津川	414円	15,620円
瑞浪	320円	10,058円
岐阜羽島	595円	16,600円
恵那	544円	24,549円
恵那B	544円	11,294円
武並	277円	15,092円
中濃	793円	19,141円
土岐	523円	15,702円
各務原	523円	30,226円
鷺沼	779円	8,086円
可児	487円	22,183円
笠松	652円	8,671円
佐波	473円	21,134円
養老	370円	13,987円
垂井	246円	13,812円
揖斐川	140円	10,208円
岐阜北方	916円	9,555円
穂積	1,000円	15,009円
高富	610円	9,382円
郡上八幡	659円	13,740円
美濃白川	245円	11,227円
下呂	499円	16,932円
荘川	40円	13,515円
飛騨古川	635円	7,386円
岐阜神岡	266円	17,965円
一宮川島	551円	6,426円
岐阜殿美	306円	16,359円
岐阜赤坂	500円	7,632円
美濃坂本	249円	12,321円
第一落合	253円	30,498円
美濃	404円	8,192円
羽島南	363円	12,212円
下石	253円	8,947円
新駄知	271円	11,460円
美濃平田	434円	64,241円
養老東	265円	19,499円
岐阜神戸	489円	20,194円
輪之内	273円	74,815円
美濃池田	314円	5,530円
岐阜川辺	301円	16,990円
御嵩	266円	14,894円
笠原	308円	5,477円
陶	192円	5,407円
久々利	197円	11,037円
春里	283円	9,922円
海津	366円	67,393円
南濃	340円	13,024円
岐阜石津	341円	20,874円
揖斐大野	159円	11,090円
本巢	131円	29,651円
武芸川	243円	16,764円
岐阜大和	578円	11,936円
富加	311円	11,357円
八百津	267円	11,574円
美濃坂下	148円	13,541円
付知	238円	9,201円
美濃福岡	267円	12,623円
岩村	353円	4,284円
山岡	289円	14,810円
明智	591円	13,901円
岐阜萩原	954円	3,967円
飛騨国府	125円	8,108円
美濃加茂北	77円	16,373円
前宮	381円	22,477円
関ヶ原	316円	30,984円
岐阜白鳥	549円	27,708円
飛騨細江	171円	35,919円
岐阜粟野	486円	5,279円
美濃牧谷	89円	31,961円
金戸	177円	17,246円

	鶴里	144円	11,041円
	上石津	203円	12,861円
	名森	389円	84,232円
	墨俣	576円	11,531円
	岐阜美山	407円	9,634円
	谷合	286円	16,363円
	武儀	391円	18,931円
	高鷲	94円	8,606円
	美並	380円	17,423円
	七宗	485円	14,525円
	東白川	212円	17,236円
	加子母	245円	18,696円
	蛭川	272円	14,840円
	上矢作	188円	18,491円
	飛騨小坂	490円	9,400円
	飛騨竹原	356円	16,129円
	岐阜金山	820円	17,532円
	町方	549円	15,734円
	久々野	420円	12,868円
	奥飛騨温泉	741円	20,954円
	根尾	194円	21,988円
	蘇原	242円	18,086円
	黒南	225円	14,697円
	岐阜黒川	261円	16,015円
	飛騨河合	171円	23,611円
静岡県	用宗	1,183円	12,493円
	静岡長沼	1,953円	10,693円
	城北	2,598円	27,405円
	静岡八幡	2,327円	22,088円
	静岡大谷	558円	14,875円
	静岡電々	6,406円	25,918円
	浜松	1,120円	28,298円
	精志	594円	14,765円
	浜松住吉	1,287円	12,226円
	三方原	1,018円	7,454円
	神久呂	501円	9,171円
	中野町	632円	8,544円
	白羽	448円	7,771円
	芳川	615円	12,234円
	都田	578円	29,660円
	向宿別	770円	22,872円
	増楽	925円	8,352円
	下香貫	1,110円	11,138円
	沼津高島	1,520円	11,806円
	沼津原	1,070円	30,507円
	江ノ浦	689円	17,567円
	沼津第二	1,778円	18,300円
	沼津北	1,994円	35,773円
	静岡清水	863円	25,178円
	有度	911円	14,402円
	江尻	1,704円	11,268円
	三保	810円	8,377円
	南熱海	552円	8,131円
	第二熱海	1,104円	17,981円
	三島中郷	1,042円	9,633円
	北田町	1,980円	11,323円
	富士宮	629円	12,086円
	伊東	507円	18,662円
	静岡伊東2	507円	12,556円
	八幡野	635円	15,449円
	静岡島田	1,608円	11,731円
	富士	633円	13,818円
	平垣	620円	11,093円
	富士鈴川	642円	4,414円
	富士岡	790円	9,290円
	鷹岡	502円	8,785円
	磐田	879円	26,927円
	焼津	664円	10,332円
	大宮	719円	15,879円
掛川	528円	29,570円	
伊達方	228円	16,877円	
藤枝	1,013円	17,194円	
兵太夫	987円	7,630円	
御殿場	946円	17,515円	
玉穂	619円	10,562円	
袋井	1,154円	11,397円	
天竜	669円	8,868円	
浜北	625円	13,979円	
伊東下田	765円	19,094円	
裾野	1,240円	10,544円	
湖西	908円	15,756円	

	鶴里	124円	9,959円
	上石津	176円	11,085円
	名森	337円	112,349円
	墨俣	478円	11,615円
	岐阜美山	353円	9,041円
	谷合	226円	25,989円
	武儀	325円	18,272円
	高鷲	78円	12,302円
	美並	332円	15,845円
	七宗	390円	11,293円
	東白川	158円	13,999円
	加子母	207円	21,801円
	蛭川	239円	11,693円
	上矢作	146円	14,758円
	飛騨小坂	428円	30,856円
	飛騨竹原	285円	13,542円
	岐阜金山	735円	16,469円
	町方	415円	23,359円
	久々野	361円	11,309円
	奥飛騨温泉	346円	16,810円
	根尾	170円	19,240円
	蘇原	208円	19,108円
	黒南	267円	17,458円
	岐阜黒川	221円	17,944円
	飛騨河合	131円	19,659円
静岡県	用宗	1,149円	10,619円
	静岡長沼	1,887円	6,448円
	城北	2,544円	24,659円
	静岡八幡	2,408円	19,500円
	静岡大谷	480円	12,185円
	静岡電々	5,940円	32,881円
	浜松	1,078円	25,399円
	精志	576円	15,037円
	浜松住吉	1,262円	10,574円
	三方原	985円	6,324円
	神久呂	463円	6,955円
	中野町	650円	6,803円
	白羽	425円	6,771円
	芳川	594円	10,321円
	都田	552円	45,507円
	向宿別	760円	16,476円
	増楽	882円	10,603円
	下香貫	942円	9,428円
	沼津高島	1,509円	10,238円
	沼津原	1,169円	27,454円
	江ノ浦	548円	13,043円
	沼津第二	1,541円	16,677円
	沼津北	1,811円	34,183円
	静岡清水	779円	23,258円
	有度	796円	12,740円
	江尻	1,650円	9,456円
	三保	604円	14,946円
	南熱海	503円	7,091円
	第二熱海	999円	16,399円
	三島中郷	1,015円	19,755円
	北田町	1,915円	10,565円
	富士宮	430円	13,166円
	伊東	479円	23,239円
	静岡伊東2	479円	16,914円
	八幡野	538円	12,566円
	静岡島田	1,016円	11,692円
	富士	932円	13,216円
	平垣	563円	10,576円
	富士鈴川	535円	3,567円
	富士岡	658円	6,476円
	鷹岡	470円	6,422円
	磐田	847円	18,918円
	焼津	527円	7,599円
	大宮	689円	14,985円
掛川	497円	31,786円	
伊達方	216円	13,388円	
藤枝	1,008円	15,010円	
兵太夫	986円	5,510円	
御殿場	930円	15,041円	
玉穂	573円	9,465円	
袋井	1,103円	11,289円	
天竜	625円	6,734円	
浜北	599円	12,919円	
伊東下田	668円	14,601円	
裾野	1,223円	9,660円	
湖西	889円	13,209円	

河津	645円	17,422円
南伊豆	256円	21,155円
仁科	1,429円	8,492円
伊豆長岡	1,120円	13,710円
修善寺大仁	857円	19,773円
新函南	1,194円	23,598円
中土狩	1,657円	9,071円
大井川	473円	23,468円
榛原	491円	15,038円
吉田町	532円	10,629円
浜岡	354円	22,790円
掛川菊川	820円	18,884円
引佐	643円	11,009円
静岡美和	549円	9,729円
服織	1,162円	47,108円
静岡沼津	1,659円	25,062円
富士大淵	471円	12,111円
湯ヶ島	897円	13,226円
青羽根	1,365円	19,805円
静岡岡部	941円	11,323円
静岡金谷	443円	10,703円
舞阪	612円	13,552円
新居	632円	13,778円
細江	494円	10,021円
伊左地	500円	10,556円
館山寺	436円	18,443円
静岡興津	1,186円	6,843円
小島	1,258円	25,739円
上野北山	339円	21,549円
川奈	665円	19,168円
宇佐美	822円	15,568円
富戸	877円	20,790円
初倉	558円	15,626円
富士見台	682円	15,018円
大藤	504円	20,703円
原谷	423円	11,693円
葉梨	584円	18,524円
御殿場神山	696円	13,042円
静岡山梨	604円	12,208円
中瀬	627円	11,652円
宮口	671円	7,143円
沼津御宿	851円	18,015円
新所原	1,005円	9,824円
熱川	328円	15,870円
稲取	464円	26,176円
丹那	310円	13,575円
韭山	1,302円	20,949円
大仁	2,297円	9,164円
中伊豆	287円	14,130円
須走	389円	13,914円
静岡小山	729円	8,565円
芝川	405円	8,889円
御前崎	308円	19,792円
相良	459円	12,281円
地頭方	229円	18,781円
小笠	397円	13,695円
森町	495円	5,474円
浅羽	403円	18,943円
静岡福田	315円	5,814円
竜洋	393円	24,890円
賤機	774円	16,179円
静岡水落	2,181円	24,930円
伊豆山	833円	23,611円
猪之頭	225円	17,961円
上井出	215円	14,133円
箕作	755円	15,574円
入出	259円	12,225円
白須賀	240円	19,164円
伊東松崎	1,595円	20,698円
西伊豆	952円	11,244円
伊豆賀茂	494円	56,631円
静岡戸田	208円	15,987円
土肥	301円	7,853円
富士川	732円	8,212円
富士松野	268円	12,261円
蒲原	1,149円	10,527円
由比	889円	10,332円
静岡川根	898円	21,295円
大須賀	1,067円	18,155円
静岡豊岡	483円	35,424円
三ヶ日	675円	16,564円

河津	584円	14,255円
南伊豆	224円	22,366円
仁科	1,232円	6,801円
伊豆長岡	1,117円	23,595円
修善寺大仁	724円	16,666円
新函南	1,209円	19,725円
中土狩	1,676円	8,283円
大井川	437円	20,392円
榛原	377円	11,828円
吉田町	528円	10,276円
浜岡	325円	22,125円
掛川菊川	764円	16,745円
引佐	613円	24,232円
静岡美和	509円	22,524円
服織	1,154円	43,452円
静岡沼津	1,468円	21,392円
富士大淵	412円	9,183円
湯ヶ島	754円	10,885円
青羽根	1,175円	15,822円
静岡岡部	875円	20,948円
静岡金谷	272円	8,868円
舞阪	505円	11,064円
新居	607円	26,305円
細江	433円	7,072円
伊左地	449円	10,120円
館山寺	401円	16,519円
静岡興津	1,120円	5,059円
小島	1,045円	16,788円
上野北山	302円	20,052円
川奈	624円	18,568円
宇佐美	803円	11,690円
富戸	797円	19,593円
初倉	445円	13,238円
富士見台	595円	11,856円
大藤	462円	18,608円
原谷	388円	10,735円
葉梨	439円	12,923円
御殿場神山	655円	10,546円
静岡山梨	648円	9,879円
中瀬	604円	10,721円
宮口	626円	6,057円
沼津御宿	823円	17,632円
新所原	1,024円	9,133円
熱川	236円	15,151円
稲取	404円	24,052円
丹那	275円	11,620円
韭山	1,207円	16,888円
大仁	2,177円	8,651円
中伊豆	269円	38,681円
須走	337円	13,417円
静岡小山	680円	6,889円
芝川	224円	23,354円
御前崎	266円	15,913円
相良	378円	11,167円
地頭方	98円	14,634円
小笠	370円	12,732円
森町	478円	4,152円
浅羽	309円	24,690円
静岡福田	205円	4,582円
竜洋	334円	24,561円
賤機	732円	19,402円
静岡水落	2,207円	20,555円
伊豆山	719円	19,995円
猪之頭	163円	13,676円
上井出	181円	26,041円
箕作	659円	13,384円
入出	242円	10,208円
白須賀	219円	16,206円
伊東松崎	1,331円	17,554円
西伊豆	1,278円	9,647円
伊豆賀茂	407円	55,196円
静岡戸田	171円	21,782円
土肥	257円	7,121円
富士川	607円	6,235円
富士松野	214円	11,569円
蒲原	948円	7,699円
由比	838円	9,034円
静岡川根	692円	18,088円
大須賀	865円	17,098円
静岡豊岡	440円	23,522円
三ヶ日	581円	13,837円

	都筑	535円	19,182円
	宮口2	671円	17,681円
	掛川城東	208円	21,623円
	韭山高原	130円	13,646円
	用沢	454円	17,250円
	中川根	537円	11,441円
	千頭	426円	11,806円
	掛川大東	257円	21,158円
	気多	318円	12,984円
	天童佐久間	503円	11,652円
	静岡西浦	524円	18,902円
	南崎	299円	8,439円
	天童春野	264円	20,903円
愛知県	千種覚王山	2,365円	29,413円
	名古屋東山	1,787円	18,355円
	千種第二	2,049円	14,838円
	名古屋新東	3,389円	101,629円
	布池	(略)	17,308円
	矢田	1,947円	15,621円
	大曾根	1,520円	25,887円
	味鏡	1,430円	11,999円
	名古屋山田	1,132円	19,534円
	浄心	1,635円	14,890円
	笠島	2,294円	47,072円
	則武	2,049円	19,059円
	名古屋中村	2,151円	25,810円
	稲葉地	2,167円	17,691円
	名古屋中	1,293円	58,361円
	名古屋金山	2,326円	45,600円
	新広小路	2,930円	63,779円
	滝子	1,959円	18,303円
	瑞穂通	1,745円	26,518円
	八事	3,217円	17,839円
	名古屋中川	1,226円	11,520円
	下之一色	1,308円	13,953円
	名古屋港	1,037円	29,761円
	稲永	974円	9,075円
	蓮徳	1,748円	11,489円
	笠寺	1,105円	12,335円
	大同	1,461円	12,838円
	名古屋守山	975円	15,093円
	名古屋緑	1,282円	25,185円
	平手	2,236円	15,837円
	鳴子第二	2,211円	17,884円
	名東	1,418円	22,339円
	猪子石	2,001円	20,094円
	猪高	2,335円	32,934円
	天白	2,256円	26,878円
	豊橋岩田	1,259円	9,686円
	豊橋花田	1,538円	19,739円
	豊橋南栄	1,200円	17,781円
	豊橋二川	1,057円	7,459円
	老津	688円	6,120円
	植田	691円	8,307円
	札木	579円	17,457円
	岡崎	536円	21,259円
	羽根	1,949円	14,033円
矢作	491円	11,357円	
藤川	888円	4,327円	
岩津	1,223円	14,663円	
尾張一宮	751円	16,463円	
一宮神山	1,569円	8,594円	
一宮羽根	618円	14,072円	
一宮萩原	536円	15,025円	
浅井	553円	11,145円	
瀬戸陶栄	472円	9,818円	
愛知半田	753円	19,372円	
春日井	941円	17,416円	
勝川	1,555円	17,925円	
高蔵寺分室	616円	19,354円	
高蔵寺	1,646円	12,190円	
春日井坂下	727円	6,859円	
愛知豊川	1,051円	10,489円	
御油	1,030円	7,636円	
津島藤浪	1,191円	13,611円	
碧南2	796円	12,553円	
刈谷	807円	18,675円	
刈谷境	867円	16,754円	
愛知豊田	893円	20,712円	
豊田高上	1,856円	13,446円	
豊田寿	883円	11,373円	

	都筑	463円	18,517円
	宮口2	626円	13,971円
	掛川城東	184円	19,733円
	韭山高原	103円	10,348円
	用沢	420円	11,794円
	中川根	492円	10,130円
	千頭	305円	11,178円
	掛川大東	230円	18,071円
	気多	273円	12,991円
	天童佐久間	379円	9,608円
	静岡西浦	369円	14,945円
	南崎	245円	7,343円
	天童春野	254円	19,557円
愛知県	千種覚王山	2,471円	26,609円
	名古屋東山	1,724円	14,675円
	千種第二	1,938円	12,178円
	名古屋新東	3,444円	93,364円
	布池	(略)	22,579円
	矢田	1,978円	12,545円
	大曾根	1,430円	23,549円
	味鏡	1,351円	12,860円
	名古屋山田	1,097円	20,137円
	浄心	1,600円	13,107円
	笠島	2,467円	44,763円
	則武	2,212円	17,328円
	名古屋中村	2,225円	21,842円
	稲葉地	2,130円	15,463円
	名古屋中	1,296円	56,449円
	名古屋金山	3,052円	40,363円
	新広小路	2,746円	57,910円
	滝子	2,025円	15,596円
	瑞穂通	1,813円	26,241円
	八事	3,319円	18,752円
	名古屋中川	1,183円	10,024円
	下之一色	1,230円	26,619円
	名古屋港	1,007円	29,515円
	稲永	914円	10,133円
	蓮徳	1,712円	10,168円
	笠寺	1,071円	13,224円
	大同	1,381円	13,235円
	名古屋守山	924円	15,647円
	名古屋緑	1,204円	21,985円
	平手	2,351円	18,768円
	鳴子第二	2,241円	14,675円
	名東	1,639円	21,343円
	猪子石	1,947円	19,662円
	猪高	2,378円	29,016円
	天白	2,307円	24,434円
	豊橋岩田	1,194円	11,670円
	豊橋花田	1,334円	19,656円
	豊橋南栄	1,194円	15,674円
	豊橋二川	1,010円	8,028円
	老津	666円	5,563円
	植田	669円	5,772円
	札木	559円	15,101円
	岡崎	772円	31,758円
	羽根	1,923円	20,933円
矢作	571円	8,570円	
藤川	876円	4,094円	
岩津	1,230円	13,970円	
尾張一宮	935円	22,335円	
一宮神山	1,512円	6,608円	
一宮羽根	592円	19,623円	
一宮萩原	494円	13,213円	
浅井	535円	9,611円	
瀬戸陶栄	423円	7,826円	
愛知半田	705円	15,903円	
春日井	894円	14,195円	
勝川	1,536円	17,728円	
高蔵寺分室	585円	20,886円	
高蔵寺	1,412円	11,137円	
春日井坂下	678円	23,366円	
愛知豊川	1,029円	9,694円	
御油	1,019円	4,785円	
津島藤浪	1,089円	11,240円	
碧南2	792円	10,563円	
刈谷	785円	17,168円	
刈谷境	871円	13,793円	
愛知豊田	904円	17,748円	
豊田高上	1,836円	11,852円	
豊田寿	839円	11,591円	

猿投 2	1,020円	7,289円
豊田高岡	896円	14,470円
豊田上郷	728円	12,809円
刈谷安城 2	694円	14,436円
今村	3,651円	7,094円
西尾寄住	1,780円	10,288円
蒲郡 2	1,238円	5,944円
犬山B	652円	12,821円
犬山羽黒	744円	6,156円
常滑	852円	11,814円
一宮江南 2	(略)	6,518円
江南宮田	649円	7,468円
尾西	972円	9,884円
小牧機械棟	649円	28,187円
篠岡	546円	11,937円
小牧桜井	749円	45,143円
稲沢	1,839円	21,753円
豊橋新城	887円	13,244円
上野町	1,045円	8,541円
尾張横須賀B	652円	24,050円
大府	1,411円	7,922円
知多	734円	7,634円
知立 2	1,682円	15,592円
尾張旭	1,082円	11,901円
愛知高浜	935円	6,649円
岩倉	1,449円	6,388円
豊明	840円	11,987円
東阿野	1,131円	14,991円
名古屋東郷	1,086円	8,681円
名古屋日進	687円	14,796円
長久手B	1,184円	19,457円
豊山	1,278円	42,642円
西春B	1,693円	8,683円
新川清洲	1,159円	19,536円
江南大口	894円	16,522円
扶桑	886円	5,360円
木曾川B	600円	10,161円
祖父江	638円	14,118円
海部	661円	12,847円
蟹江B	1,110円	15,021円
津島弥富	814円	8,875円
阿久比	586円	8,649円
東浦	799円	10,411円
幸田	1,218円	19,204円
三好	1,589円	7,403円
設楽	113円	12,203円
愛知御津	579円	6,681円
愛知田原 2	1,108円	26,591円
渥美	354円	7,495円
広小路	2,930円	24,846円
名古屋万場	892円	16,045円
志段味	780円	12,348円
名古屋大森	1,770円	24,510円
河合	567円	12,247円
矢合	578円	10,313円
平和	565円	18,291円
寺沢	728円	14,266円
豊橋石巻	456円	15,704円
常盤	589円	16,046円
六ツ美	1,091円	50,727円
品野	1,721円	12,332円
水野	497円	18,329円
板山	828円	16,842円
亀崎	885円	8,412円
松平	552円	17,416円
保見	610円	4,951円
豊田駒場	752円	17,388円
刈谷桜井	1,554円	15,693円
刈谷明治	722円	20,528円
平坂	925円	17,230円
室場	586円	12,410円
三河大塚	866円	15,196円
形原	817円	6,057円
小鈴谷	406円	19,296円
尾張大野	900円	10,804円
大海	467円	8,731円
新城富岡	236円	14,803円
加木屋	1,343円	8,897円
永和	781円	10,836円
武豊	916円	8,732円
一色 2	585円	11,852円

猿投 2	1,088円	10,334円
豊田高岡	913円	11,469円
豊田上郷	736円	9,803円
刈谷安城 2	803円	26,781円
今村	2,693円	6,036円
西尾寄住	1,763円	8,128円
蒲郡 2	1,191円	4,572円
犬山B	650円	10,894円
犬山羽黒	732円	12,152円
常滑	709円	11,530円
一宮江南 2	(略)	5,750円
江南宮田	620円	5,381円
尾西	951円	13,329円
小牧機械棟	638円	26,173円
篠岡	527円	15,950円
小牧桜井	698円	39,447円
稲沢	1,746円	21,617円
豊橋新城	789円	11,670円
上野町	1,001円	21,743円
尾張横須賀B	623円	15,647円
大府	1,367円	6,734円
知多	694円	4,681円
知立 2	1,514円	12,133円
尾張旭	1,052円	9,352円
愛知高浜	924円	5,434円
岩倉	1,466円	12,110円
豊明	811円	10,326円
東阿野	1,125円	11,980円
名古屋東郷	1,091円	6,460円
名古屋日進	683円	16,177円
長久手B	1,199円	15,984円
豊山	1,198円	38,685円
西春B	1,664円	19,350円
新川清洲	1,217円	25,821円
江南大口	885円	15,286円
扶桑	945円	4,630円
木曾川B	468円	8,181円
祖父江	613円	12,355円
海部	635円	20,247円
蟹江B	1,093円	13,840円
津島弥富	745円	6,529円
阿久比	551円	7,221円
東浦	782円	9,992円
幸田	1,168円	16,450円
三好	1,744円	6,377円
設楽	96円	10,500円
愛知御津	551円	5,656円
愛知田原 2	1,059円	29,176円
渥美	630円	6,679円
広小路	2,746円	22,972円
名古屋万場	876円	12,652円
志段味	769円	9,762円
名古屋大森	1,756円	19,383円
河合	550円	9,515円
矢合	553円	16,229円
平和	546円	19,025円
寺沢	698円	11,654円
豊橋石巻	427円	13,256円
常盤	564円	11,281円
六ツ美	1,072円	43,536円
品野	1,648円	19,288円
水野	466円	18,921円
板山	779円	21,360円
亀崎	799円	7,092円
松平	625円	16,867円
保見	584円	3,587円
豊田駒場	735円	15,090円
刈谷桜井	1,509円	15,936円
刈谷明治	725円	20,590円
平坂	867円	14,728円
室場	567円	9,064円
三河大塚	801円	10,865円
形原	766円	4,860円
小鈴谷	314円	16,228円
尾張大野	848円	9,569円
大海	384円	62,278円
新城富岡	242円	13,044円
加木屋	1,299円	5,717円
永和	775円	9,438円
武豊	736円	7,360円
一色 2	500円	10,301円

	上横須賀	654円	18,114円
	三好ヶ丘	1,143円	22,003円
	豊田藤岡	574円	10,921円
	三河一宮	1,739円	18,621円
	小坂井	873円	6,223円
	東海茶東西	5,513円	26,990円
	豊橋	579円	29,711円
	南海部	467円	9,460円
	木場	609円	18,342円
	鍋田	311円	16,901円
	八開	299円	19,222円
	南知多	498円	9,647円
	師崎	343円	13,375円
	愛知豊浜	540円	10,101円
	愛知美浜	320円	9,905円
	野間	756円	28,991円
	吉良	593円	10,571円
	幡豆	2,607円	14,247円
	豊富	318円	15,691円
	下山	90円	11,873円
	鳳来大野	1,207円	6,670円
	愛知野田	265円	10,984円
	赤羽根	269円	20,580円
	伊良湖岬	214円	18,758円
	刈谷安城	694円	19,366円
	尾張横須賀	652円	24,173円
	篠島	1,248円	10,957円
	日間賀	550円	33,354円
	小原	107円	14,524円
	小渡	476円	15,814円
	東栄	460円	8,641円
	稲武	393円	11,445円
	鳳来	441円	10,472円
	菊井	1,570円	23,765円
	足助	900円	13,292円
三重県	片田	236円	7,610円
	高茶屋	717円	43,070円
	一身田	521円	11,576円
	津丸之内第4	461円	25,613円
	四日市B	531円	14,414円
	三ツ谷B	621円	9,023円
	四日市富田	789円	11,165円
	四日市水沢	310円	19,677円
	塩浜	606円	17,820円
	室山	569円	9,038円
	伊勢志摩2	583円	22,121円
	伊勢大湊	496円	10,903円
	松阪港	654円	24,685円
	松阪南	329円	17,722円
	松阪新座	497円	6,255円
	桑名	468円	19,600円
	七和	713円	9,628円
	伊賀上野	615円	28,321円
	鈴鹿B館	845円	33,357円
	鈴鹿白子	446円	21,932円
	庄野	510円	7,900円
	名張	529円	13,725円
	尾鷲	923円	29,833円
	三重亀山	232円	8,791円
	鳥羽	332円	11,253円
	鳥羽第2	332円	23,740円
	熊野第二	1,029円	9,689円
	久居	476円	15,008円
	真弁	345円	21,340円
	菟野	561円	6,974円
	三重関	236円	20,674円
	伊勢大湊	236円	14,323円
	大台	281円	15,252円
	阿児	563円	20,195円
	津丸之内第3	461円	19,335円
	小山田	303円	16,254円
	県	305円	11,276円
	保々	292円	30,008円
	下野	550円	11,512円
	伊勢豊浜	230円	16,823円
	伊勢南	287円	21,366円
	天名	244円	10,141円
	伊勢若松	477円	15,873円
	東員	207円	30,022円
	河芸	387円	18,870円
	多気	165円	23,238円

	上横須賀	845円	28,226円
	三好ヶ丘	1,096円	18,613円
	豊田藤岡	543円	7,840円
	三河一宮	1,583円	12,943円
	小坂井	794円	5,258円
	東海茶東西	5,413円	26,034円
	豊橋	559円	27,442円
	南海部	458円	8,381円
	木場	577円	14,882円
	鍋田	344円	27,598円
	八開	397円	20,990円
	南知多	404円	12,413円
	師崎	306円	11,961円
	愛知豊浜	408円	8,664円
	愛知美浜	250円	7,423円
	野間	657円	20,688円
	吉良	690円	8,710円
	幡豆	1,958円	48,428円
	豊富	289円	13,690円
	下山	78円	10,360円
	鳳来大野	872円	5,988円
	愛知野田	241円	9,569円
	赤羽根	209円	17,355円
	伊良湖岬	175円	17,330円
	刈谷安城	803円	19,069円
	尾張横須賀	623円	20,966円
	篠島	917円	7,116円
	日間賀	403円	25,907円
	小原	101円	10,616円
	小渡	436円	9,362円
	東栄	415円	7,089円
	稲武	407円	9,975円
	鳳来	352円	16,639円
	菊井	1,526円	21,390円
	足助	968円	10,714円
三重県	片田	210円	6,691円
	高茶屋	623円	37,411円
	一身田	530円	8,495円
	津丸之内第4	437円	32,882円
	四日市B	509円	16,313円
	三ツ谷B	623円	6,808円
	四日市富田	680円	8,905円
	四日市水沢	282円	22,565円
	塩浜	558円	15,873円
	室山	532円	7,223円
	伊勢志摩2	508円	18,628円
	伊勢大湊	445円	17,922円
	松阪港	560円	16,195円
	松阪南	269円	16,639円
	松阪新座	440円	7,848円
	桑名	429円	17,828円
	七和	673円	7,554円
	伊賀上野	524円	23,710円
	鈴鹿B館	716円	28,925円
	鈴鹿白子	406円	17,459円
	庄野	494円	7,131円
	名張	447円	15,171円
	尾鷲	776円	26,125円
	三重亀山	213円	7,309円
	鳥羽	269円	9,112円
	鳥羽第2	269円	18,683円
	熊野第二	824円	9,398円
	久居	448円	13,043円
	真弁	325円	18,705円
	菟野	532円	5,582円
	三重関	213円	17,834円
	伊勢大湊	209円	19,457円
	大台	227円	13,570円
	阿児	520円	18,475円
	津丸之内第3	437円	15,745円
	小山田	282円	14,823円
	県	282円	9,152円
	保々	268円	26,959円
	下野	521円	12,703円
	伊勢豊浜	199円	14,900円
	伊勢南	239円	18,361円
	天名	206円	13,673円
	伊勢若松	429円	17,131円
	東員	193円	26,355円
	河芸	337円	17,643円
	多気	144円	28,222円

高野尾	111円	20,750円
揃田	431円	12,869円
伊勢寺	411円	14,925円
松阪東黒部	296円	25,580円
松阪大石	123円	19,673円
桑名深谷	442円	14,120円
三重上野南	150円	65,552円
石薬師	231円	15,958円
三重長沢	191円	25,182円
比奈知	356円	38,567円
桔梗ヶ丘第一	624円	22,720円
賀田	249円	26,396円
北輪内	558円	17,148円
野登	112円	26,464円
三重長岡	122円	35,080円
答志島	349円	16,123円
柳原	85円	16,999円
多度	183円	17,063円
伊勢長島	677円	15,256円
北勢	412円	7,789円
大安	138円	12,346円
朝明	167円	35,431円
四日市楠	582円	12,168円
四日市朝日	438円	12,925円
椋本	223円	13,281円
安濃	238円	20,095円
一志	170円	10,894円
三重白山	82円	55,653円
三重嬉野	194円	12,546円
三雲	312円	10,943円
明和	348円	9,612円
伊勢玉城	443円	13,049円
伊勢二見	441円	17,814円
内城田	619円	16,779円
伊賀	175円	9,716円
伊賀平田	205円	59,048円
三重青山	342円	11,740円
大王	360円	7,423円
三重志摩	399円	23,203円
甲賀	560円	12,042円
紀伊長島	589円	11,445円
三重御浜	422円	11,632円
大安東	263円	14,458円
三重藤原	301円	16,095円
三重美里	316円	23,764円
香良洲	349円	11,358円
飯南	385円	16,872円
栃原	290円	14,068円
勢和	410円	19,663円
三重萩原	319円	18,572円
宿田曹	487円	25,809円
五ヶ所	354円	22,682円
南海	280円	11,149円
鳥ヶ原	119円	20,044円
浜島	365円	32,626円
安乗	436円	25,613円
三重磯部	288円	20,163円
三重九鬼	218円	29,762円
三重飛鳥	363円	18,087円
新鹿	227円	17,162円
二本島	432円	33,942円
美杉	276円	16,529円
三重奥津	253円	19,839円
飯高	387円	14,648円
伊勢志摩3	583円	31,170円
菅島	843円	42,718円
飯高川俣	206円	20,222円
阿山	96円	17,856円
矢口桂城	477円	30,755円
紀宝鶴殿	899円	16,204円
入鹿	166円	16,288円
海山	1,011円	19,206円
滋賀大津	1,021円	45,374円
堅田2	891円	21,937円
滋賀瀬田	1,270円	25,498円
石山	584円	13,935円
大津坂本2	963円	10,178円
におの浜	1,640円	37,779円
彦根3	636円	36,987円
河瀬	359円	13,487円
稲枝	372円	8,146円

滋賀県

高野尾	100円	21,662円
揃田	349円	10,934円
伊勢寺	363円	13,484円
松阪東黒部	255円	22,355円
松阪大石	103円	16,653円
桑名深谷	403円	18,057円
三重上野南	135円	56,470円
石薬師	210円	18,347円
三重長沢	164円	22,090円
比奈知	272円	34,411円
桔梗ヶ丘第一	560円	19,936円
賀田	181円	24,193円
北輪内	422円	14,402円
野登	95円	21,719円
三重長岡	92円	24,441円
答志島	240円	15,979円
柳原	78円	15,214円
多度	168円	15,932円
伊勢長島	615円	12,506円
北勢	358円	6,422円
大安	125円	22,562円
朝明	145円	23,028円
四日市楠	523円	10,852円
四日市朝日	399円	17,444円
椋本	155円	10,994円
安濃	205円	18,626円
一志	157円	12,140円
三重白山	75円	33,195円
三重嬉野	173円	11,058円
三雲	254円	9,787円
明和	314円	5,964円
伊勢玉城	395円	10,462円
伊勢二見	360円	15,313円
内城田	552円	15,445円
伊賀	154円	9,066円
伊賀平田	174円	51,191円
三重青山	266円	29,408円
大王	281円	24,627円
三重志摩	316円	22,377円
甲賀	494円	18,379円
紀伊長島	492円	14,532円
三重御浜	309円	10,896円
大安東	254円	12,975円
三重藤原	257円	14,453円
三重美里	282円	21,457円
香良洲	323円	10,171円
飯南	328円	27,972円
栃原	273円	18,054円
勢和	339円	17,443円
三重萩原	249円	20,866円
宿田曹	407円	21,868円
五ヶ所	282円	19,018円
南海	232円	7,961円
鳥ヶ原	105円	16,775円
浜島	317円	23,720円
安乗	380円	16,597円
三重磯部	263円	16,750円
三重九鬼	151円	25,781円
三重飛鳥	262円	15,456円
新鹿	154円	14,514円
二本島	281円	36,629円
美杉	222円	14,577円
三重奥津	197円	23,410円
飯高	304円	12,880円
伊勢志摩3	508円	27,275円
菅島	592円	79,587円
飯高川俣	141円	23,853円
阿山	90円	17,813円
矢口桂城	323円	25,786円
紀宝鶴殿	651円	13,230円
入鹿	116円	14,427円
海山	922円	16,613円
滋賀大津	884円	41,760円
堅田2	921円	19,639円
滋賀瀬田	1,306円	27,905円
石山	559円	12,627円
大津坂本2	886円	9,012円
におの浜	1,409円	33,485円
彦根3	547円	30,996円
河瀬	339円	12,318円
稲枝	329円	6,199円

滋賀県

滋賀長浜	513円	26,304円
近江八幡	642円	27,837円
六枚橋別館	961円	16,835円
八日市	831円	18,504円
草津	704円	24,781円
常盤	335円	14,758円
近江守山	537円	28,092円
守山北	1,059円	23,362円
粟東	633円	34,864円
野洲2	935円	29,342円
甲西	624円	14,185円
水口	342円	18,329円
滋賀甲賀	478円	13,221円
信楽	272円	38,633円
安土	407円	8,066円
近江日野	287円	27,749円
滋賀鶴川	367円	29,774円
五個荘	574円	14,365円
能登川	1,015円	25,486円
湖東	92円	11,137円
秦荘	155円	15,136円
愛知川	182円	19,311円
滋賀多賀	923円	18,412円
滋賀山東	68円	33,843円
米原	835円	11,337円
虎姫	210円	41,046円
滋賀湖北	314円	13,462円
ひわ	321円	21,209円
近江高月	158円	25,346円
木之本	207円	33,942円
今津	228円	20,966円
安曇川	555円	29,548円
高島	424円	13,774円
新旭	242円	29,118円
関ノ津	156円	26,298円
滋賀志賀	228円	18,817円
和途	168円	12,678円
金勝	629円	7,456円
中主	699円	21,025円
石部	250円	7,236円
下田	529円	14,971円
菩提寺	664円	20,103円
近江甲南	327円	10,815円
滋賀蒲生	95円	2,945円
竜王	75円	14,540円
豊郷	206円	24,565円
甲良	160円	11,148円
醒ヶ井	251円	22,209円
滋賀浅井	361円	24,855円
比叡平	449円	10,368円
小松	292円	95,453円
長浜局舎2	428円	43,325円
土山	293円	27,685円
滋賀大野	148円	20,828円
雲井	158円	16,964円
柏原別館	202円	22,091円
朝日	209円	7,548円
中之郷	328円	25,208円
マキノ沢	265円	19,302円
船木	284円	29,313円
愛東	200円	11,774円
マキノ	260円	29,102円
途中	232円	17,667円
上田上別館	321円	56,768円
滋賀伊吹	132円	13,485円
近江大浦	60円	27,260円
京都府		
紫野	3,343円	18,141円
京都北野	9,654円	12,245円
西陣別館	3,898円	37,844円
賀茂	2,939円	18,606円
京都吉田	3,650円	38,741円
壬生別館	3,891円	14,970円
京都	11,245円	32,755円
祇園	2,186円	28,604円
七条	1,989円	32,854円
京都南	2,364円	32,368円
嵯峨2	2,554円	13,462円
朱雀	2,454円	24,345円
深草	2,401円	12,819円
京都醍醐	2,263円	15,560円
伏見	3,141円	28,420円

滋賀長浜	475円	22,953円
近江八幡	574円	22,992円
六枚橋別館	889円	16,039円
八日市	782円	24,141円
草津	708円	35,761円
常盤	320円	11,190円
近江守山	527円	23,221円
守山北	1,008円	20,949円
粟東	604円	30,064円
野洲2	965円	24,475円
甲西	613円	27,015円
水口	317円	16,775円
滋賀甲賀	430円	13,211円
信楽	232円	29,668円
安土	560円	7,487円
近江日野	281円	22,509円
滋賀鶴川	340円	24,969円
五個荘	462円	13,057円
能登川	862円	21,354円
湖東	71円	8,669円
秦荘	129円	12,461円
愛知川	158円	16,744円
滋賀多賀	840円	13,995円
滋賀山東	61円	28,286円
米原	782円	11,704円
虎姫	186円	42,686円
滋賀湖北	237円	12,988円
ひわ	319円	17,728円
近江高月	167円	18,022円
木之本	191円	28,495円
今津	254円	16,446円
安曇川	536円	24,101円
高島	397円	10,466円
新旭	221円	24,921円
関ノ津	149円	25,951円
滋賀志賀	203円	16,832円
和途	155円	7,440円
金勝	613円	6,272円
中主	707円	21,720円
石部	233円	6,012円
下田	509円	18,947円
菩提寺	578円	19,719円
近江甲南	299円	13,578円
滋賀蒲生	75円	9,472円
竜王	69円	27,585円
豊郷	211円	19,882円
甲良	150円	9,839円
醒ヶ井	276円	29,226円
滋賀浅井	333円	21,103円
比叡平	379円	15,124円
小松	260円	83,321円
長浜局舎2	441円	41,884円
土山	260円	23,464円
滋賀大野	133円	18,965円
雲井	138円	21,986円
柏原別館	185円	18,519円
朝日	183円	5,741円
中之郷	293円	19,695円
マキノ沢	218円	15,435円
船木	264円	23,484円
愛東	166円	9,094円
マキノ	237円	18,234円
途中	201円	14,795円
上田上別館	285円	51,049円
滋賀伊吹	122円	9,230円
近江大浦	52円	25,269円
京都府		
紫野	3,183円	15,804円
京都北野	9,580円	9,818円
西陣別館	4,192円	32,247円
賀茂	3,020円	15,444円
京都吉田	3,462円	39,362円
壬生別館	4,110円	11,744円
京都	12,097円	29,291円
七条	1,985円	31,097円
京都南	2,486円	31,798円
嵯峨2	2,584円	11,361円
朱雀	2,521円	23,129円
深草	2,281円	11,863円
京都醍醐	2,013円	11,900円
伏見	3,000円	24,869円

淀	1,296円	15,262円
山科	1,750円	22,124円
京都桂	3,195円	30,123円
大原野	1,397円	16,736円
前田	751円	11,644円
福知山	1,703円	32,099円
京都舞鶴	1,128円	18,137円
舞鶴西	518円	25,365円
綾部	1,127円	25,151円
宇治2	1,509円	18,517円
京都新田	2,057円	20,400円
宮津	411円	21,650円
亀岡	1,624円	18,518円
城陽	1,051円	16,944円
京都西山	5,623円	20,402円
長岡京	3,068円	42,618円
京都八幡	1,006円	16,503円
山城田辺	1,239円	26,002円
精華2	1,003円	19,510円
園部	1,205円	17,816円
岩滝	320円	9,212円
加悦谷	149円	13,712円
峰山	220円	21,879円
丹後大宮	133円	22,718円
網野	448円	27,261円
鞍馬	1,208円	24,303円
木幡	1,490円	16,534円
山城木津	1,286円	20,323円
福知山上川口	393円	15,446円
宮前	263円	19,812円
井手	528円	23,174円
山城町	669円	17,701円
山城加茂	858円	23,633円
京都八木	1,209円	18,701円
丹波町	335円	22,696円
京都弥栄	435円	31,131円
京都吉田別館	3,650円	25,660円
山城大原	175円	45,689円
祇園別館	1,926円	20,203円
八田	118円	20,527円
三和	206円	13,488円
朱雀・桂2	3,195円	17,676円
何北	87円	19,379円
天ノ橋立	278円	29,311円
和束	129円	19,645円
京北	709円	6,696円
京都美山	502円	21,937円
京都下山	320円	15,141円
京都日吉	400円	14,518円
瑞穂	237円	13,768円
和知	327円	24,386円
夜久野	99円	18,746円
丹後木津	541円	32,648円
丹後町	464円	28,792円
神野	350円	30,594円
久美浜	750円	27,791円
舞鶴八雲2	113円	203,288円
宇治田原	471円	18,567円
舞鶴岡田	194円	20,663円
京都大江	379円	22,282円
平野	218円	24,745円
伊根	122円	43,330円
都島	2,490円	31,021円
此花	1,660円	27,499円
大阪新町新	2,390円	26,914円
西	2,953円	20,223円
大阪港	1,813円	36,161円
大阪大正別館	1,797円	19,198円
天王寺	2,312円	14,585円
大阪桜川	1,508円	37,549円
日本橋北館	2,038円	20,155円
西淀川	1,669円	19,138円
東淀川	3,083円	46,762円
東成	3,443円	18,734円
生野	1,642円	23,285円
巽	1,670円	21,693円
大阪旭	2,783円	20,551円
大阪城東	2,244円	22,528円
鶴野	2,728円	19,708円
桑津	2,323円	17,744円
阿倍野	3,397円	19,912円

大阪府

淀	1,210円	11,929円
山科	1,687円	18,150円
京都桂	3,290円	25,473円
大原野	1,348円	13,554円
前田	700円	9,265円
福知山	1,340円	33,654円
京都舞鶴	936円	15,519円
舞鶴西	449円	24,598円
綾部	925円	22,366円
宇治2	1,450円	18,697円
京都新田	1,747円	15,503円
宮津	340円	24,483円
亀岡	1,532円	16,426円
城陽	1,038円	12,618円
京都西山	5,358円	16,212円
長岡京	2,707円	37,396円
京都八幡	958円	12,366円
山城田辺	1,114円	21,946円
精華2	994円	15,497円
園部	1,120円	23,806円
岩滝	270円	6,042円
加悦谷	132円	16,044円
峰山	208円	19,436円
丹後大宮	120円	17,917円
網野	365円	18,412円
鞍馬	1,087円	20,061円
木幡	1,402円	21,254円
山城木津	1,187円	16,631円
福知山上川口	352円	13,716円
宮前	233円	15,243円
井手	517円	22,841円
山城町	611円	14,064円
山城加茂	815円	19,685円
京都八木	1,009円	15,670円
丹波町	286円	20,104円
京都弥栄	414円	26,784円
京都吉田別館	3,462円	21,991円
山城大原	152円	38,790円
祇園別館	2,226円	15,423円
八田	92円	22,515円
三和	180円	15,552円
朱雀・桂2	3,290円	16,000円
何北	64円	17,864円
天ノ橋立	266円	25,015円
和束	118円	26,184円
京北	534円	7,617円
京都美山	443円	18,402円
京都下山	256円	12,605円
京都日吉	339円	12,130円
瑞穂	201円	10,941円
和知	273円	28,764円
夜久野	89円	16,112円
丹後木津	508円	26,684円
丹後町	385円	18,660円
神野	308円	25,861円
久美浜	619円	25,299円
舞鶴八雲2	107円	182,128円
宇治田原	445円	26,002円
舞鶴岡田	174円	20,504円
京都大江	354円	19,481円
平野	204円	22,711円
伊根	101円	41,103円
都島	2,620円	36,615円
此花	1,626円	31,163円
大阪新町新	2,415円	22,778円
西	2,750円	19,366円
大阪港	1,728円	33,010円
大阪大正別館	1,714円	15,631円
天王寺	2,330円	11,872円
大阪桜川	1,427円	36,093円
日本橋北館	2,083円	16,633円
西淀川	1,552円	14,007円
東淀川	2,964円	53,303円
東成	3,357円	13,363円
生野	1,534円	24,476円
巽	1,614円	18,991円
大阪旭	2,661円	17,851円
大阪城東	2,099円	20,088円
鶴野	2,600円	19,955円
桑津	2,322円	15,214円
阿倍野	3,494円	25,116円

大阪府

長居	3,841円	31,455円
大阪住吉	2,600円	18,373円
天下茶屋	1,959円	11,222円
大阪淀川3	1,792円	54,375円
大阪三国	1,946円	20,878円
大阪鶴見	4,299円	15,828円
住之江	2,841円	20,697円
南港	1,421円	29,753円
大阪平野	2,999円	25,980円
北平野	2,264円	10,258円
大阪北	2,622円	31,366円
北	2,691円	30,066円
堀川	3,466円	31,096円
豊崎	4,140円	27,185円
高津	2,394円	23,964円
大阪東	2,299円	35,155円
大阪中央ビル	3,894円	50,357円
塚	1,842円	26,776円
大阪石津	1,782円	20,365円
金岡	2,239円	16,070円
鳳	1,801円	31,956円
浜寺	1,977円	12,732円
登美丘	4,873円	13,146円
泉北	1,585円	18,534円
深井	1,688円	14,975円
初芝	1,840円	6,100円
南大阪2	1,351円	14,217円
東岸和田	2,913円	25,981円
山直	854円	4,540円
豊中	3,357円	28,720円
服部	3,233円	17,189円
庄内	3,092円	17,255円
池田石橋	2,738円	14,122円
池田別館	3,010円	18,584円
西吹田	2,696円	19,501円
吹田	1,715円	11,952円
千里	2,699円	18,924円
万国博	2,604円	10,361円
泉大津	1,624円	15,441円
高槻	1,987円	34,930円
南高槻	2,143円	19,522円
茨木富田	1,311円	16,697円
安岡寺	2,163円	24,300円
上牧	1,801円	28,603円
水間	648円	7,306円
大阪守口	1,713円	35,835円
枚方	1,975円	33,611円
枚野	3,294円	14,495円
中宮	1,925円	17,470円
香里丘	(略)	20,956円
津田	1,791円	22,785円
香里	4,192円	11,397円
茨木	1,841円	51,161円
星見	2,597円	26,392円
郡	2,088円	8,122円
平田	2,263円	27,781円
八尾	2,612円	12,383円
志紀	2,321円	23,733円
千塚	1,565円	13,640円
泉佐野	905円	22,508円
大阪田尻	592円	30,924円
日根野2	678円	21,115円
富田林	783円	29,185円
金剛	3,440円	8,185円
佐備	1,930円	25,925円
寝屋川	1,426円	22,597円
池田	2,384円	22,111円
河内長野	1,959円	16,951円
三日市町	1,317円	14,825円
大阪松原	2,273円	26,571円
大阪大東	2,647円	23,961円
大阪和泉	1,393円	17,876円
三林	1,175円	7,294円
箕面	3,678円	21,379円
白島	2,104円	15,967円
柏原	1,611円	13,745円
柏原国分	1,360円	19,591円
羽曳野	1,334円	12,322円
門真	2,080円	13,103円
大和田	1,352円	11,666円
摂津	2,038円	14,503円

長居	3,799円	27,328円
大阪住吉	2,441円	14,255円
天下茶屋	1,790円	9,596円
大阪淀川3	1,686円	46,373円
大阪三国	1,900円	17,682円
大阪鶴見	4,024円	16,056円
住之江	2,651円	25,868円
南港	1,301円	24,822円
大阪平野	2,882円	21,275円
北平野	2,045円	9,031円
大阪北	2,522円	27,803円
北	2,639円	26,981円
堀川	3,625円	25,634円
豊崎	4,072円	22,847円
高津	2,380円	23,948円
大阪東	2,187円	29,526円
大阪中央ビル	3,905円	45,536円
塚	1,524円	21,834円
大阪石津	1,534円	22,935円
金岡	2,198円	13,033円
鳳	1,403円	27,753円
浜寺	1,846円	10,396円
登美丘	4,570円	13,558円
泉北	1,377円	22,718円
深井	1,549円	21,713円
初芝	1,729円	10,238円
南大阪2	1,292円	11,550円
東岸和田	2,461円	22,098円
山直	805円	3,970円
豊中	3,194円	25,763円
服部	3,032円	13,935円
庄内	2,934円	18,679円
池田石橋	2,606円	34,855円
池田別館	3,088円	16,232円
西吹田	2,731円	16,553円
吹田	1,648円	10,176円
千里	2,608円	15,577円
万国博	2,447円	10,287円
泉大津	1,540円	21,313円
高槻	1,982円	33,522円
南高槻	1,956円	17,008円
茨木富田	1,176円	12,498円
安岡寺	1,889円	20,843円
上牧	1,678円	23,780円
水間	608円	9,266円
大阪守口	1,620円	32,311円
枚方	2,090円	29,633円
枚野	3,105円	12,621円
中宮	1,730円	14,795円
香里丘	(略)	22,314円
津田	1,776円	18,529円
香里	3,953円	19,951円
茨木	1,805円	49,709円
星見	2,406円	22,323円
郡	1,819円	5,950円
平田	2,182円	23,338円
八尾	2,424円	9,780円
志紀	2,128円	16,855円
千塚	1,362円	28,611円
泉佐野	864円	27,530円
大阪田尻	541円	27,844円
日根野2	618円	16,764円
富田林	733円	26,415円
金剛	3,403円	5,974円
佐備	1,408円	22,077円
寝屋川	1,286円	21,221円
池田	2,159円	18,155円
河内長野	1,668円	21,280円
三日市町	1,030円	10,969円
大阪松原	2,118円	38,442円
大阪大東	2,547円	20,357円
大阪和泉	1,317円	17,433円
三林	1,121円	6,526円
箕面	3,465円	20,959円
白島	1,914円	13,187円
柏原	1,460円	13,992円
柏原国分	1,258円	15,870円
羽曳野	1,161円	19,510円
門真	2,040円	10,802円
大和田	1,339円	10,916円
摂津	1,910円	11,347円

淀川鳥飼	1,587円	19,991円
高砂	709円	17,731円
藤井寺	1,704円	14,496円
東大阪	2,695円	26,661円
北布施	2,504円	15,865円
大阪河内	2,130円	19,390円
枚岡	2,633円	19,457円
鴻池	1,849円	11,094円
泉南	809円	7,533円
四条畷	2,694円	13,535円
交野	2,060円	19,057円
大阪狭山	1,542円	9,979円
大阪尾崎	687円	26,834円
山崎	1,917円	13,582円
熊取	761円	16,538円
大阪岬	618円	3,327円
太子別館	792円	4,661円
美原	1,046円	10,219円
土佐堀	3,452円	27,799円
北浜R T	4,486円	14,043円
島之内南	3,131円	74,956円
西面	1,803円	17,866円
大岩	419円	11,671円
寝屋川高宮	2,254円	35,947円
大阪内田	876円	6,465円
箱作	517円	20,855円
豊中吉川	2,035円	30,498円
河南	272円	6,064円
内畑	208円	15,009円
大阪横山	196円	23,998円
多奈川	312円	19,779円
赤阪	363円	30,538円
茨木2	1,841円	15,910円
茨木3	1,841円	18,475円
田尻別館	592円	26,610円
東能勢	460円	50,547円
野間中	215円	34,049円
能勢	283円	23,163円
淡輪	475円	22,776円
兵庫御影	3,853円	37,189円
御影営業所	3,853円	38,718円
東灘	2,439円	16,277円
灘2	2,981円	6,424円
湊川	2,124円	23,965円
兵庫	1,834円	18,689円
神戸西	1,355円	27,079円
須磨	2,451円	16,262円
妙法寺	2,543円	12,765円
名谷	1,948円	18,782円
舞子	1,767円	11,474円
福田	2,029円	16,774円
塩屋	2,081円	10,940円
鈴蘭台	1,022円	20,759円
有馬	1,435円	17,274円
有馬温泉	738円	12,392円
山田2	620円	20,972円
北神別館	941円	70,035円
神戸港	2,833円	96,891円
葦合	1,701円	17,418円
港島	2,056円	36,428円
兵庫三宮	3,514円	20,135円
神戸中電	2,701円	24,511円
岩岡	1,771円	8,531円
神出	161円	8,339円
戸谷	159円	28,449円
押部谷	199円	7,740円
伊川谷	1,342円	19,259円
姫路	982円	20,390円
姫路西	1,513円	28,695円
飾磨	837円	22,181円
広畑	728円	13,864円
網干	995円	13,135円
姫路白浜	1,087円	13,222円
御着	722円	5,637円
飾西	1,020円	16,138円
太市	810円	11,133円
兵庫姫路	1,044円	13,547円
尼崎	1,749円	40,529円
尼崎西	2,224円	18,333円
尼崎東	2,368円	16,628円
尼崎北	3,146円	16,388円

兵庫県

淀川鳥飼	1,410円	16,983円
高砂	600円	13,854円
藤井寺	1,463円	18,538円
東大阪	2,505円	22,823円
北布施	2,326円	18,969円
大阪河内	1,920円	14,539円
枚岡	2,300円	14,622円
鴻池	1,633円	12,547円
泉南	756円	5,541円
四条畷	2,304円	12,375円
交野	1,900円	16,064円
大阪狭山	1,524円	12,055円
大阪尾崎	650円	23,772円
山崎	1,577円	12,579円
熊取	737円	14,020円
大阪岬	556円	10,609円
太子別館	642円	5,416円
美原	906円	8,406円
土佐堀	3,650円	22,544円
北浜R T	4,302円	13,171円
島之内南	2,855円	76,782円
西面	1,046円	17,830円
大岩	398円	9,661円
寝屋川高宮	1,972円	31,928円
大阪内田	851円	5,742円
箱作	515円	18,826円
豊中吉川	1,400円	27,810円
河南	218円	3,864円
内畑	186円	13,162円
大阪横山	170円	18,896円
多奈川	303円	18,024円
赤阪	306円	27,079円
茨木2	1,805円	13,702円
茨木3	1,805円	14,302円
田尻別館	541円	23,949円
東能勢	409円	44,499円
野間中	182円	32,297円
能勢	233円	18,865円
淡輪	472円	20,651円
兵庫御影	3,984円	36,453円
御影営業所	3,984円	33,525円
東灘	2,348円	13,593円
灘2	3,272円	6,488円
湊川	2,031円	16,544円
兵庫	1,728円	17,429円
神戸西	1,679円	23,252円
須磨	2,540円	10,350円
妙法寺	2,249円	9,484円
名谷	1,650円	15,320円
舞子	1,505円	11,328円
福田	1,767円	14,321円
塩屋	1,918円	9,830円
鈴蘭台	991円	16,929円
有馬	1,071円	14,529円
有馬温泉	744円	8,836円
山田2	635円	16,890円
北神別館	886円	60,606円
神戸港	2,843円	85,745円
葦合	1,607円	14,415円
港島	1,855円	30,941円
兵庫三宮	4,151円	19,044円
神戸中電	2,774円	21,321円
岩岡	1,634円	6,290円
神出	138円	6,789円
戸谷	140円	23,601円
押部谷	155円	14,780円
伊川谷	1,255円	15,849円
姫路	971円	22,390円
姫路西	1,348円	38,441円
飾磨	765円	19,652円
広畑	701円	10,998円
網干	993円	12,287円
姫路白浜	1,052円	16,967円
御着	674円	10,407円
飾西	978円	12,932円
太市	691円	33,878円
兵庫姫路	1,011円	10,917円
尼崎	1,597円	38,925円
尼崎西	2,010円	16,477円
尼崎東	2,260円	15,497円
尼崎北	3,259円	14,158円

兵庫県

武庫之荘	3,526円	13,070円
明石2	1,985円	28,394円
大久保	1,769円	10,218円
二見	1,151円	14,373円
明石西	1,426円	13,759円
江井ヶ島	1,085円	16,722円
西宮	2,914円	38,418円
瓦木	3,253円	16,998円
甲子園	3,336円	14,847円
仁川	5,539円	12,696円
夙川	3,102円	8,218円
瓦木南別館	3,129円	33,359円
洲本	714円	16,026円
青屋別館	3,833円	10,195円
伊丹	2,617円	21,062円
兵庫相生	386円	16,244円
豊岡	873円	29,681円
別府	1,026円	22,983円
加古川1	1,424円	18,377円
竜野	549円	22,059円
赤穂	615円	21,797円
西脇別館	495円	20,429円
宝塚	1,539円	15,920円
宝塚別館	1,728円	14,805円
三木	587円	7,970円
兵庫高砂	738円	20,160円
兵庫川西	2,257円	34,618円
兵庫小野	806円	14,699円
兵庫三田	782円	23,975円
加西	731円	22,404円
社	613円	43,926円
播磨八千代	82円	4,283円
福崎	1,013円	17,644円
播磨山崎	912円	11,112円
日高	187円	15,890円
出石	337円	23,314円
浜坂	283円	18,298円
八鹿	398円	26,355円
和田山	726円	22,269円
丹波柏原	169円	23,074円
氷上別館	207円	25,453円
春日	154円	6,647円
兵庫津名	322円	11,729円
緑	354円	24,474円
淡路三原	174円	7,280円
西神中央	173円	7,718円
名塩	1,144円	22,466円
宝塚山本	2,264円	51,611円
清和台	875円	15,694円
猪名川	251円	9,613円
六甲山	132円	24,598円
仁豊野	181円	9,533円
播磨山田	161円	5,923円
谷内	202円	7,507円
林田	465円	9,442円
淡路由良	332円	4,761円
安平	435円	11,600円
若狹野	182円	18,691円
矢野	177円	21,949円
津居山	233円	10,671円
志方	150円	13,095円
平荘	125円	5,641円
宝殿	2,124円	14,730円
国包	78円	14,146円
神岡	286円	29,925円
揖西	170円	18,124円
西樺	247円	12,136円
坂越	294円	18,334円
有年	255円	21,906円
宝塚西谷	137円	14,503円
口吉川	115円	18,941円
緑ヶ丘	1,725円	10,297円
大塩	765円	8,514円
曾根	1,082円	14,212円
兵庫山下	1,377円	20,750円
多田	1,150円	22,228円
青野ヶ原	87円	26,978円
小田	74円	4,501円
広野	430円	5,606円
相野	140円	62,166円
高平	103円	10,449円

武庫之荘	3,175円	13,713円
明石2	1,878円	23,850円
大久保	1,694円	9,240円
二見	1,112円	11,636円
明石西	1,305円	11,883円
江井ヶ島	1,049円	18,190円
西宮	2,730円	33,116円
瓦木	3,508円	22,301円
甲子園	3,387円	15,052円
仁川	4,943円	11,046円
夙川	2,887円	8,007円
瓦木南別館	2,803円	29,157円
洲本	608円	21,421円
青屋別館	3,890円	13,467円
伊丹	2,504円	18,661円
兵庫相生	361円	18,146円
豊岡	734円	28,102円
別府	1,007円	33,085円
加古川1	1,387円	16,620円
竜野	504円	20,621円
赤穂	559円	18,752円
西脇別館	432円	17,599円
宝塚	1,492円	19,538円
宝塚別館	1,757円	11,422円
三木	525円	15,549円
兵庫高砂	631円	17,908円
兵庫川西	1,973円	39,198円
兵庫小野	700円	12,647円
兵庫三田	720円	21,890円
加西	716円	18,593円
社	593円	38,826円
播磨八千代	70円	9,375円
福崎	814円	14,597円
播磨山崎	864円	9,029円
日高	145円	11,506円
出石	256円	14,544円
浜坂	236円	15,832円
八鹿	307円	22,683円
和田山	577円	17,004円
丹波柏原	122円	20,280円
氷上別館	151円	20,758円
春日	133円	22,605円
兵庫津名	274円	9,150円
緑	293円	21,447円
淡路三原	136円	7,987円
西神中央	147円	5,191円
名塩	257円	18,967円
宝塚山本	2,318円	44,143円
清和台	719円	12,252円
猪名川	212円	8,341円
六甲山	181円	22,923円
仁豊野	169円	15,652円
播磨山田	151円	10,253円
谷内	184円	11,507円
林田	414円	13,046円
淡路由良	256円	3,263円
安平	364円	21,151円
若狹野	169円	12,968円
矢野	155円	14,975円
津居山	172円	7,776円
志方	135円	8,403円
平荘	105円	4,914円
宝殿	1,980円	12,291円
国包	65円	11,347円
神岡	245円	24,238円
揖西	141円	14,246円
西樺	212円	14,614円
坂越	259円	15,894円
有年	237円	32,435円
宝塚西谷	113円	12,920円
口吉川	104円	13,285円
緑ヶ丘	1,559円	8,717円
大塩	737円	5,969円
曾根	994円	11,692円
兵庫山下	1,257円	26,454円
多田	1,054円	19,252円
青野ヶ原	80円	17,444円
小田	61円	9,156円
広野	373円	10,011円
相野	120円	56,773円
高平	91円	9,126円

北条賀茂	87円	22,652円
姫路下里	78円	4,497円
在田	320円	8,388円
和泉	89円	11,285円
富合	98円	15,081円
中野	312円	18,210円
滝野	663円	39,642円
稲美	164円	10,783円
母里	(略)	9,413円
兵庫市川	667円	17,580円
香寺	899円	17,670円
揖保川	771円	7,989円
太子	809円	7,815円
上郡	297円	16,909円
佐用	733円	20,893円
村岡	605円	21,550円
兵庫養父	150円	7,414円
朝来	699円	25,719円
氷上	207円	14,912円
山南	115円	3,848円
篠山	399円	11,991円
篠山城東	156円	10,920円
篠山福住	138円	6,149円
兵庫宮田	154円	12,499円
丹南	586円	55,603円
古市	276円	8,378円
今田	201円	12,561円
淡路阿万	135円	13,942円
木津	141円	12,989円
加古川吉川	154円	14,641円
吉川西	202円	6,674円
兵庫鴨川	93円	21,574円
上久米	79円	23,919円
兵庫東条	107円	10,915円
中東条	102円	10,846円
中町	277円	7,112円
加美	69円	10,441円
杉原谷	52円	5,089円
黒田庄	69円	10,766円
家島	373円	19,198円
家島坊勢	262円	38,916円
夢前	205円	21,090円
菅野	193円	4,999円
粟賀	480円	10,653円
瀬加	364円	5,784円
鶴居	613円	5,739円
寺前	91円	20,165円
播磨新宮	742円	10,304円
香島	129円	6,207円
播磨御津	1,396円	10,982円
船坂	89円	17,083円
上月	91円	24,344円
久崎	125円	21,086円
徳久	104円	20,111円
三日月	196円	5,687円
安富	172円	20,412円
播磨一宮	173円	9,474円
三方	101円	16,850円
波賀	91円	11,403円
播磨千種	48円	10,958円
城崎	1,281円	12,466円
竹野	295円	20,740円
香住	369円	14,787円
神鍋	94円	15,850円
栗山	87円	20,492円
但東中山	113円	27,690円
小代	183円	29,847円
湯村	227円	10,776円
大屋	92円	18,687円
関宮	225円	22,168円
兵庫生野	244円	20,527円
竹田	159円	28,118円
兵庫山東	125円	18,741円
青垣	91円	15,061円
東中	85円	17,741円
西脇和田	80円	9,135円
市島	112円	22,213円
中竹田	73円	15,505円
生種	158円	16,764円
淡路岩屋	450円	9,853円
北淡	350円	32,882円

北条賀茂	70円	18,866円
姫路下里	68円	8,778円
在田	289円	7,390円
和泉	73円	14,001円
富合	75円	13,264円
中野	292円	13,921円
滝野	617円	34,139円
稲美	138円	8,426円
母里	(略)	6,682円
兵庫市川	547円	20,935円
香寺	826円	21,014円
揖保川	700円	5,605円
太子	771円	14,728円
上郡	266円	17,244円
佐用	628円	14,442円
村岡	328円	17,732円
兵庫養父	138円	7,031円
朝来	578円	18,224円
氷上	151円	11,385円
山南	91円	21,467円
篠山	317円	15,347円
篠山城東	144円	9,813円
篠山福住	124円	5,323円
兵庫宮田	137円	10,539円
丹南	493円	48,660円
古市	238円	6,078円
今田	175円	10,775円
淡路阿万	114円	11,988円
木津	117円	10,339円
加古川吉川	145円	8,938円
吉川西	179円	10,183円
兵庫鴨川	73円	17,654円
上久米	72円	16,826円
兵庫東条	92円	9,769円
中東条	90円	9,697円
中町	233円	10,824円
加美	65円	13,938円
杉原谷	50円	9,320円
黒田庄	58円	12,803円
家島	219円	16,236円
家島坊勢	166円	31,380円
夢前	162円	17,421円
菅野	160円	8,586円
粟賀	414円	9,449円
瀬加	321円	9,891円
鶴居	520円	9,823円
寺前	87円	18,401円
播磨新宮	593円	13,974円
香島	118円	10,696円
播磨御津	1,280円	9,562円
船坂	83円	12,908円
上月	69円	16,867円
久崎	73円	18,248円
徳久	86円	15,229円
三日月	159円	9,639円
安富	165円	14,373円
播磨一宮	139円	8,568円
三方	85円	11,396円
波賀	74円	10,055円
播磨千種	42円	17,868円
城崎	1,165円	9,167円
竹野	150円	14,995円
香住	328円	11,518円
神鍋	63円	11,997円
栗山	80円	16,524円
但東中山	87円	23,000円
小代	93円	28,608円
湯村	163円	13,017円
大屋	72円	12,189円
関宮	167円	17,194円
兵庫生野	221円	15,725円
竹田	114円	22,910円
兵庫山東	109円	12,733円
青垣	82円	32,097円
東中	77円	15,504円
西脇和田	73円	8,606円
市島	101円	34,185円
中竹田	62円	12,640円
生種	103円	12,731円
淡路岩屋	351円	8,943円
北淡	257円	25,141円

	淡路室津	143円	7,399円
	淡路一宮	218円	13,069円
	江井	90円	4,154円
	五色	173円	10,087円
	鮎原	162円	1,596円
	洲本鳥飼	119円	15,925円
	淡路東浦	523円	11,230円
	西淡	620円	16,774円
	西淡阿那賀	281円	15,662円
	南淡	310円	6,250円
	沼島	149円	32,537円
奈良県	奈良2	2,383円	20,042円
	西奈良	2,498円	30,980円
	大宮	1,834円	29,017円
	大和	1,148円	28,782円
	大和郡山	1,272円	48,366円
	昭和2	695円	17,282円
	天理	871円	35,173円
	二階堂	479円	25,640円
	櫻本2	811円	8,435円
	大和権原2	1,231円	24,385円
	畷傍	5,137円	18,911円
	奈良桜井2	744円	12,166円
	五條	438円	21,442円
	御所	820円	18,944円
	奈良名柄	366円	31,429円
	生駒	2,004円	41,068円
	高山第一	1,147円	30,699円
	香芝	1,266円	17,857円
	斑鳩	913円	7,311円
	田原本	1,040円	20,658円
	大和権原	436円	14,989円
	高取別館	513円	15,242円
	大和新庄	935円	21,818円
	王寺	1,036円	21,618円
	広陵	709円	9,166円
	奈良吉野	405円	14,960円
	奈良下市別館	736円	41,220円
	十津川	94円	30,138円
	上北山	114円	15,788円
	平城	1,041円	14,115円
	大和高田	674円	28,492円
	南生駒2	1,193円	15,353円
	平群	914円	6,350円
	馬見	958円	6,109円
	天理中山	491円	13,052円
	川西	241円	16,649円
	明日香	784円	10,385円
	奈良当麻2	946円	16,098円
	大安寺別館	1,107円	29,772円
	大宇陀	356円	22,804円
初瀬	412円	19,571円	
葛	109円	16,553円	
菟田野	124円	5,694円	
御杖	236円	13,641円	
大柳生	95円	10,219円	
都祁	191円	13,556円	
室生	243円	9,129円	
和歌山県	和歌山3	877円	25,101円
	和歌山東	1,018円	32,508円
	和歌浦別館	1,271円	9,670円
	狐島別館	906円	18,213円
	海南	642円	20,239円
	和歌山橋本	558円	19,937円
	箕島	965円	13,840円
	御坊	806円	13,821円
	田辺	1,111円	64,776円
	和歌山新宮	625円	21,015円
	岩出	422円	20,617円
	かつらぎ	189円	13,815円
	湯浅	319円	11,823円
	和歌山南部	305円	23,845円
	和歌山白浜	398円	25,477円
	串本	259円	61,024円
	京橋別館2	1,006円	29,888円
	和歌山山東	155円	16,980円
	安原	235円	23,096円
	紀伊	681円	12,420円
	阪井	526円	14,334円
	紀見	913円	39,922円
	打田	225円	16,027円

	淡路室津	119円	8,927円
	淡路一宮	165円	8,951円
	江井	73円	10,892円
	五色	149円	7,717円
	鮎原	139円	6,465円
	洲本鳥飼	89円	12,530円
	淡路東浦	393円	13,415円
	西淡	486円	12,990円
	西淡阿那賀	199円	10,140円
	南淡	208円	4,266円
	沼島	104円	15,225円
奈良県	奈良2	2,306円	22,373円
	西奈良	2,474円	35,479円
	大宮	1,725円	23,806円
	大和	1,013円	30,689円
	大和郡山	1,144円	45,255円
	昭和2	699円	17,915円
	天理	787円	34,062円
	二階堂	463円	28,378円
	櫻本2	724円	7,132円
	大和権原2	1,175円	21,133円
	畷傍	5,288円	15,968円
	奈良桜井2	695円	28,258円
	五條	382円	18,499円
	御所	651円	17,873円
	奈良名柄	338円	29,683円
	生駒	1,864円	27,621円
	高山第一	1,017円	25,921円
	香芝	1,200円	15,256円
	斑鳩	848円	10,106円
	田原本	990円	17,344円
	大和権原	381円	20,433円
	高取別館	439円	21,971円
	大和新庄	810円	21,560円
	王寺	958円	18,858円
	広陵	650円	6,698円
	奈良吉野	220円	12,954円
	奈良下市別館	307円	41,688円
	十津川	73円	18,828円
	上北山	87円	25,532円
	平城	1,024円	11,911円
	大和高田	619円	23,230円
	南生駒2	841円	12,045円
	平群	853円	12,542円
	馬見	878円	6,138円
	天理中山	416円	7,457円
	川西	223円	19,064円
	明日香	726円	13,720円
	奈良当麻2	852円	12,590円
	大安寺別館	1,522円	33,054円
	大宇陀	318円	21,843円
初瀬	371円	17,875円	
葛	95円	14,776円	
菟田野	145円	12,403円	
御杖	192円	12,834円	
大柳生	88円	16,947円	
都祁	176円	11,671円	
室生	200円	7,089円	
和歌山県	和歌山3	829円	20,748円
	和歌山東	881円	32,414円
	和歌浦別館	1,197円	7,658円
	狐島別館	808円	17,874円
	海南	537円	49,378円
	和歌山橋本	491円	16,919円
	箕島	741円	12,408円
	御坊	648円	14,043円
	田辺	928円	48,071円
	和歌山新宮	522円	17,089円
	岩出	390円	20,398円
	かつらぎ	157円	11,119円
	湯浅	235円	18,492円
	和歌山南部	259円	22,118円
	和歌山白浜	340円	22,638円
	串本	186円	43,522円
	京橋別館2	952円	25,902円
	和歌山山東	125円	15,817円
	安原	179円	47,955円
	紀伊	601円	30,466円
	阪井	438円	13,521円
	紀見	740円	33,162円
	打田	185円	14,308円

	粉河	493円	7,417円
	桃山	210円	50,586円
	真志川	250円	22,397円
	高野口	416円	30,044円
	太地	388円	12,929円
	和佐	188円	19,373円
	三輪崎	529円	30,981円
	下津	629円	11,210円
	野上	717円	17,101円
	那賀	400円	16,055円
	九度山	391円	31,279円
	和歌山吉備	811円	18,121円
	上富田	236円	19,705円
	那智勝浦	398円	24,546円
	和歌山加太	530円	19,333円
	糸莪	469円	23,568円
	名田	690円	18,557円
	美里	513円	17,599円
	金屋	977円	18,343円
	印南	1,295円	20,148円
	田辺下里	423円	24,185円
	宇久井	273円	23,616円
	本宮	427円	19,982円
	和歌山由良	230円	26,414円
	日置川	265円	24,828円
	富貴	237円	16,499円
	和歌山清水	779円	26,028円
	和歌山日高	790円	32,690円
	南部川	840円	19,249円
	すさみ	416円	21,561円
	古座	411円	23,170円
鳥取県	鳥取寺町2	937円	31,273円
	鳥取賀露	691円	41,017円
	鳥取叶	154円	14,779円
	米子3	689円	31,659円
	米子巖	444円	16,718円
	米子河崎	213円	17,699円
	倉吉	508円	22,129円
	倉吉上井	930円	20,357円
	境港	205円	8,732円
	郡家	234円	35,933円
	三朝	597円	37,771円
	岸本	580円	31,573円
	根雨	445円	28,631円
	末恒	530円	14,524円
	米子大篠津	95円	20,528円
	米子福市	299円	6,227円
	倉吉福光	79円	12,447円
	境港余子	137円	24,259円
	岩美	152円	14,696円
	浜村	101円	18,387円
	青谷	162円	20,550円
	羽合	174円	24,336円
	倉吉泊	121円	14,792円
	倉吉松崎	171円	53,455円
	倉吉北条	151円	16,053円
	東伯	120円	13,825円
	西伯	633円	29,702円
	淀江	188円	32,489円
	用瀬	103円	21,850円
	智頭	266円	11,749円
	鳥取鹿野	127円	14,099円
	会見	344円	17,091円
	米子大山	213円	16,612円
	大山寺	266円	58,776円
	溝口	523円	18,396円
	河原	93円	10,991円
	由良	187円	14,457円
	東伯赤碕	162円	29,407円
	御来屋	327円	17,008円
	若桜	99円	27,787円
生山	444円	34,547円	
八東	300円	13,926円	
関金	49円	20,046円	
倉吉下市	462円	21,448円	
鳥根県	松江	489円	34,409円
	松江古江	977円	14,636円
	鳥根浜田	434円	31,814円
	出雲	609円	24,262円
	益田	345円	13,815円
	石見大田	241円	8,141円

	粉河	385円	5,439円
	桃山	160円	45,014円
	真志川	210円	18,651円
	高野口	364円	33,708円
	太地	281円	9,791円
	和佐	164円	16,485円
	三輪崎	503円	25,153円
	下津	514円	9,120円
	野上	603円	15,519円
	那賀	313円	14,910円
	九度山	308円	28,807円
	和歌山吉備	705円	14,430円
	上富田	200円	32,757円
	那智勝浦	306円	16,942円
	和歌山加太	420円	15,418円
	糸莪	380円	35,835円
	名田	556円	14,473円
	美里	482円	15,071円
	金屋	931円	14,794円
	印南	1,021円	18,490円
	田辺下里	340円	19,672円
	宇久井	193円	20,245円
	本宮	341円	16,594円
	和歌山由良	176円	23,401円
	日置川	237円	22,357円
	富貴	180円	8,300円
	和歌山清水	602円	21,747円
	和歌山日高	611円	27,502円
	南部川	712円	19,022円
	すさみ	362円	18,231円
	古座	307円	19,222円
鳥取県	鳥取寺町2	717円	31,347円
	鳥取賀露	570円	38,683円
	鳥取叶	137円	55,401円
	米子3	548円	29,903円
	米子巖	359円	14,237円
	米子河崎	180円	15,082円
	倉吉	364円	31,019円
	倉吉上井	752円	29,344円
	境港	165円	5,181円
	郡家	199円	23,842円
	三朝	482円	23,879円
	岸本	584円	24,114円
	根雨	282円	30,577円
	末恒	394円	12,090円
	米子大篠津	76円	26,432円
	米子福市	265円	40,513円
	倉吉福光	72円	25,738円
	境港余子	120円	20,145円
	岩美	131円	12,497円
	浜村	84円	14,457円
	青谷	116円	20,139円
	羽合	154円	24,589円
	倉吉泊	97円	14,887円
	倉吉松崎	144円	32,116円
	倉吉北条	109円	15,083円
	東伯	98円	9,831円
	西伯	480円	18,241円
	淀江	154円	20,881円
	用瀬	71円	14,902円
	智頭	187円	13,653円
	鳥取鹿野	109円	12,951円
	会見	251円	17,932円
	米子大山	159円	13,391円
	大山寺	174円	69,166円
	溝口	433円	18,936円
	河原	72円	23,378円
	由良	104円	13,456円
	東伯赤碕	126円	20,235円
	御来屋	238円	22,875円
	若桜	65円	22,709円
生山	258円	39,125円	
八東	204円	11,467円	
関金	42円	19,392円	
倉吉下市	290円	14,833円	
鳥根県	松江	392円	30,235円
	松江古江	884円	14,060円
	鳥根浜田	358円	22,215円
	出雲	474円	24,055円
	益田	233円	12,720円
	石見大田	199円	19,275円

安来	694円	14,626円
江津	298円	24,485円
出雲平田	471円	25,693円
木次	335円	20,465円
斐川	712円	39,652円
大社	331円	50,049円
川本2	196円	12,994円
西郷	917円	39,801円
松江八雲	674円	17,394円
多伎	315円	21,009円
温泉津	453円	23,451円
粕淵	105円	14,991円
都賀	41円	14,396円
川本瑞穂	69円	18,164円
石見	73円	31,366円
桜江	157円	22,282円
金城	107円	19,319円
石見旭	193円	18,371円
匹見	92円	26,394円
津和野	648円	18,041円
海士	140円	16,523円
西ノ島	131円	82,785円
浜田西	422円	18,260円
益田横田	509円	19,530円
益田西	273円	8,722円
益田東	615円	20,551円
安来荒島	478円	15,795円
江津西	405円	17,559円
惠曇	684円	12,110円
美保関	472円	14,884円
播屋	462円	16,419円
松江玉造	587円	37,633円
宍道	423円	17,590円
島根広瀬	299円	13,625円
伯太	534円	15,039円
仁多	309円	10,336円
出雲横田	242円	18,876円
木次加茂	217円	15,440円
三刀屋	334円	20,043円
仁万	268円	19,492円
浜田三隅	486円	33,139円
六日市	191円	17,278円
津和野七日市	183円	23,276円
西郷布施	302円	246,741円
西郷五箇	275円	20,212円
都万	414円	22,287円
掛合	350円	11,992円
松江本庄	264円	23,449円
秋鹿	157円	23,196円
神西	363円	21,013円
出雲神原	319円	18,376円
大根島	338円	13,634円
頓原	232円	31,135円
赤来	314円	20,289円
松江馬湯	752円	27,077円
浜田東	408円	21,298円
出雲長浜	347円	31,291円
石見大田三瓶	85円	15,416円
木次大東	399円	19,631円
江津東	101円	21,634円
平田河下	195円	11,825円
岡山県	1,295円	25,891円
岡山東	782円	19,750円
岡山南	1,027円	27,857円
岡山西	666円	8,867円
妹尾	1,379円	31,417円
岡山今村	307円	17,802円
興除	1,037円	36,549円
吉備	1,326円	37,307円
三郷2	642円	10,904円
岡山長岡	314円	15,461円
西大寺	507円	29,736円
倉敷	621円	13,371円
児島	751円	24,978円
水島	386円	8,693円
新倉敷	1,319円	20,850円
茶屋町	610円	12,676円
倉敷東	661円	18,494円
倉敷西	792円	16,070円
児島琴浦	511円	5,201円
水島東	598円	19,311円

安来	576円	15,332円
江津	246円	38,936円
出雲平田	412円	20,792円
木次	292円	25,859円
斐川	671円	34,795円
大社	314円	33,077円
川本2	151円	23,685円
西郷	725円	42,263円
松江八雲	615円	14,937円
多伎	270円	16,025円
温泉津	398円	21,630円
粕淵	70円	13,926円
都賀	35円	18,807円
川本瑞穂	48円	19,016円
石見	51円	20,355円
桜江	141円	15,383円
金城	86円	15,782円
石見旭	141円	16,639円
匹見	73円	18,663円
津和野	513円	16,587円
海士	108円	38,110円
西ノ島	119円	73,460円
浜田西	297円	30,915円
益田横田	443円	15,731円
益田西	258円	21,050円
益田東	507円	70,678円
安来荒島	400円	12,178円
江津西	362円	13,011円
惠曇	599円	17,021円
美保関	397円	22,674円
播屋	540円	25,281円
松江玉造	551円	35,217円
宍道	379円	10,112円
島根広瀬	282円	12,162円
伯太	393円	12,778円
仁多	234円	15,510円
出雲横田	123円	31,277円
木次加茂	195円	20,344円
三刀屋	264円	32,905円
仁万	204円	17,707円
浜田三隅	402円	27,839円
六日市	130円	14,659円
津和野七日市	118円	17,973円
西郷布施	241円	183,480円
西郷五箇	244円	21,984円
都万	329円	18,178円
掛合	321円	10,266円
松江本庄	248円	20,226円
秋鹿	140円	18,701円
神西	315円	15,010円
出雲神原	276円	17,966円
大根島	302円	15,845円
頓原	200円	25,544円
赤来	249円	14,710円
松江馬湯	626円	25,226円
浜田東	332円	26,902円
出雲長浜	311円	24,194円
石見大田三瓶	65円	18,725円
木次大東	348円	14,857円
江津東	79円	17,768円
平田河下	172円	16,243円
岡山県	1,198円	24,582円
岡山東	725円	16,494円
岡山南	992円	28,636円
岡山西	629円	11,062円
妹尾	1,394円	35,468円
岡山今村	275円	27,445円
興除	884円	33,946円
吉備	1,169円	30,441円
三郷2	623円	18,830円
岡山長岡	305円	15,088円
西大寺	489円	27,585円
倉敷	541円	22,192円
児島	665円	22,746円
水島	340円	13,866円
新倉敷	1,218円	17,084円
茶屋町	566円	18,203円
倉敷東	614円	15,678円
倉敷西	677円	12,802円
児島琴浦	430円	16,211円
水島東	533円	42,940円

津山	398円	22,840円
津山院庄	360円	9,580円
玉野	467円	14,172円
笠岡	974円	19,453円
笠岡吉浜	502円	25,381円
笠岡西大島	587円	15,228円
井原	812円	8,965円
総社	753円	13,879円
高梁	702円	50,791円
新見	750円	18,755円
備前	252円	13,266円
岡山瀬戸	573円	10,762円
息久	1,062円	16,310円
早島	712円	19,396円
吉備高原	208円	54,669円
美作勝山	417円	11,818円
久世落合	411円	18,329円
久世	577円	11,512円
鏡野	292円	6,428円
日本原	473円	19,848円
美作大原	224円	22,469円
美作	367円	15,244円
岡山高島	1,258円	20,985円
甲浦	515円	26,529円
野谷	350円	21,693円
足守	449円	31,665円
備前一宮	737円	7,527円
備中高松	430円	24,577円
西大寺上南	274円	11,062円
児島郷内	512円	17,806円
玉島黒崎	296円	36,687円
玉野西	499円	5,784円
玉野荘内	790円	24,260円
瀬崎	913円	24,409円
金光	726円	15,321円
鴨方	552円	22,453円
真備	594円	12,382円
岡山藤田	397円	25,541円
吉備線路2	1,037円	17,018円
上道	590円	21,380円
児島下津井	438円	19,510円
津山山北	953円	27,059円
津山河辺	345円	14,799円
津山一宮	524円	19,276円
玉野山田	846円	16,380円
玉野八浜	481円	21,771円
総社新本	434円	23,707円
福渡御津	873円	17,444円
福渡	1,129円	23,973円
山陽	516円	8,015円
日生	379円	16,944円
和気	169円	34,122円
長船	887円	56,912円
玉島船穂	496円	17,286円
里庄	417円	16,398円
矢掛	556円	11,467円
成羽	293円	29,864円
高梁川上	389円	10,262円
ひるぜん	88円	28,879円
勝央	352円	6,834円
亀甲	421円	16,461円
福渡旭	158円	23,166円
津山久米	148円	11,308円
檜	266円	16,783円
井原高屋	393円	9,455円
美星	243円	15,332円
哲西	547円	49,582円
湯原	173円	26,307円
美新	30円	22,847円
津山加茂	528円	12,270円
児島塩生	443円	32,932円
笠岡北	344円	17,725円
総社臺溪	555円	17,936円
美袋	142円	19,354円
高倉	262円	22,884円
備前香登	281円	22,698円
備前三石	189円	34,962円
備前伊里	254円	17,602円
加茂川	133円	12,457円
瀬戸万富	711円	33,456円
岡山瀬戸赤坂	659円	30,757円

津山	341円	21,482円
津山院庄	312円	8,377円
玉野	420円	17,932円
笠岡	637円	22,947円
笠岡吉浜	443円	22,140円
笠岡西大島	501円	12,967円
井原	717円	13,212円
総社	666円	10,147円
高梁	598円	41,579円
新見	642円	15,318円
備前	217円	11,776円
岡山瀬戸	525円	9,437円
息久	975円	19,318円
早島	690円	11,796円
吉備高原	201円	49,611円
美作勝山	344円	9,304円
久世落合	356円	15,729円
久世	497円	11,080円
鏡野	261円	7,530円
日本原	364円	14,429円
美作大原	194円	16,820円
美作	333円	14,710円
岡山高島	1,172円	24,543円
甲浦	437円	30,364円
野谷	305円	19,309円
足守	398円	27,526円
備前一宮	670円	5,867円
備中高松	389円	25,736円
西大寺上南	230円	8,960円
児島郷内	477円	15,663円
玉島黒崎	260円	33,228円
玉野西	470円	8,848円
玉野荘内	699円	20,990円
瀬崎	836円	21,502円
金光	618円	12,538円
鴨方	497円	18,344円
真備	526円	20,132円
岡山藤田	351円	22,665円
吉備線路2	884円	14,343円
上道	530円	19,273円
児島下津井	358円	29,030円
津山山北	773円	25,614円
津山河辺	298円	34,705円
津山一宮	462円	14,127円
玉野山田	757円	13,598円
玉野八浜	406円	19,180円
総社新本	382円	27,408円
福渡御津	804円	14,245円
福渡	916円	18,223円
山陽	477円	5,512円
日生	327円	14,729円
和気	164円	34,747円
長船	814円	52,632円
玉島船穂	488円	24,732円
里庄	373円	13,272円
矢掛	402円	9,976円
成羽	243円	25,414円
高梁川上	115円	8,590円
ひるぜん	70円	22,149円
勝央	327円	8,005円
亀甲	367円	17,916円
福渡旭	125円	16,111円
津山久米	106円	18,423円
檜	225円	10,605円
井原高屋	352円	14,489円
美星	170円	11,579円
哲西	481円	32,105円
湯原	126円	18,572円
美新	22円	24,092円
津山加茂	368円	9,932円
児島塩生	390円	19,254円
笠岡北	291円	13,787円
総社臺溪	456円	10,213円
美袋	120円	14,731円
高倉	204円	15,439円
備前香登	253円	18,057円
備前三石	165円	31,015円
備前伊里	221円	15,247円
加茂川	121円	12,922円
瀬戸万富	627円	25,668円
岡山瀬戸赤坂	543円	28,119円

	熊山	331円	25,963円
	周所	862円	19,344円
	吉永	482円	17,072円
	備前佐伯	278円	17,495円
	芳井	99円	21,133円
	賀陽	435円	10,056円
	備中	182円	16,571円
	大佐	231円	13,137円
	英田	272円	28,242円
	福渡弓削	683円	16,769円
	岡山原	973円	32,591円
	西大寺神崎	231円	20,466円
	牛窓	1,118円	12,193円
	北房	107円	27,006円
	作東	324円	13,258円
	牟佐	424円	10,807円
	奇島	688円	20,869円
	有漢	232円	15,778円
	柵原	417円	25,174円
広島県	広島西	2,263円	21,400円
	広島南2	3,008円	19,646円
	広島中	4,052円	29,970円
	広島大州	1,679円	26,151円
	宇品	2,178円	19,001円
	広島西蟹屋	1,868円	17,683円
	仁保	2,108円	49,691円
	広島庚午	2,539円	18,149円
	広島三篠	1,485円	12,731円
	安古市	1,217円	18,514円
	安芸祇園	1,650円	19,729円
	可部	1,111円	28,652円
	高陽	963円	16,409円
	海田	1,799円	26,113円
	五日市廿日2	1,483円	15,107円
	呉東	1,197円	16,394円
	呉吉浦	375円	19,740円
	呉大心	564円	23,617円
	郷原	597円	14,621円
	呉2	1,168円	13,943円
	竹原	441円	18,832円
	尾道	597円	5,683円
	尾道高須	574円	22,169円
	尾道美ノ郷	386円	48,403円
	尾道東	1,669円	7,755円
	因島	247円	10,316円
	因島中庄	662円	21,041円
	因島重井	321円	21,128円
	福山	861円	23,047円
	福山東	866円	25,502円
	松永	451円	20,133円
	新福山	1,298円	15,006円
	福山西	605円	11,413円
	福山北	516円	64,715円
	福山水呑	600円	36,300円
	福山南	583円	14,657円
	福山坪生	541円	11,441円
	駅家	634円	42,278円
	福山加茂	386円	49,339円
	福山熊野	253円	14,817円
	府中	811円	23,406円
	府中本町	566円	10,755円
	三次	1,293円	19,947円
	三次塩町	180円	21,741円
	庄原	705円	15,351円
	東広島	864円	24,303円
	八本松	269円	46,011円
	八本松原	244円	20,445円
	廿日市	1,298円	7,806円
	五日市地御前	740円	41,061円
	江田島	636円	15,047円
	安芸大野1	435円	12,631円
	宮島口	1,432円	15,568円
	安芸吉田	623円	16,256円
	黒瀬	359円	60,779円
	甲山	323円	23,533円
	神辺電話交2	523円	18,052円
	神辺御領	157円	16,566円
	神辺中条	629円	13,319円
	新市	457円	7,577円
	広島中山	902円	28,194円
	広島戸坂	1,251円	21,252円

	熊山	287円	12,833円
	周所	720円	16,285円
	吉永	433円	33,986円
	備前佐伯	226円	17,958円
	芳井	82円	12,297円
	賀陽	384円	8,566円
	備中	147円	13,237円
	大佐	197円	13,341円
	英田	243円	19,950円
	福渡弓削	544円	15,681円
	岡山原	908円	32,904円
	西大寺神崎	213円	24,634円
	牛窓	887円	10,037円
	北房	112円	22,960円
	作東	273円	10,738円
	牟佐	392円	15,927円
	奇島	616円	17,624円
	有漢	143円	12,319円
	柵原	345円	21,982円
広島県	広島西	2,210円	21,014円
	広島南2	3,001円	18,246円
	広島中	3,995円	31,100円
	広島大州	1,547円	23,713円
	宇品	2,201円	17,291円
	広島西蟹屋	1,864円	14,249円
	仁保	1,852円	38,790円
	広島庚午	2,379円	17,940円
	広島三篠	1,466円	11,212円
	安古市	1,322円	18,516円
	安芸祇園	1,567円	29,272円
	可部	940円	27,184円
	高陽	851円	13,681円
	海田	1,640円	21,540円
	五日市廿日2	1,347円	13,168円
	呉東	1,117円	15,458円
	呉吉浦	311円	31,654円
	呉大心	471円	21,260円
	郷原	469円	14,416円
	呉2	1,081円	13,287円
	竹原	323円	18,065円
	尾道	497円	23,405円
	尾道高須	455円	19,119円
	尾道美ノ郷	305円	42,847円
	尾道東	1,430円	5,315円
	因島	200円	9,170円
	因島中庄	548円	17,165円
	因島重井	266円	17,304円
	福山	746円	23,069円
	福山東	788円	20,315円
	松永	416円	18,048円
	新福山	992円	13,088円
	福山西	540円	9,371円
	福山北	434円	56,245円
	福山水呑	506円	32,227円
	福山南	529円	12,488円
	福山坪生	481円	9,722円
	駅家	560円	58,793円
	福山加茂	350円	36,116円
	福山熊野	224円	30,548円
	府中	747円	49,823円
	府中本町	473円	8,297円
	三次	1,177円	32,152円
	三次塩町	157円	18,577円
	庄原	526円	14,941円
	東広島	844円	22,941円
	八本松	239円	40,636円
	八本松原	120円	16,300円
	廿日市	1,291円	6,852円
	五日市地御前	642円	35,093円
	江田島	432円	10,701円
	安芸大野1	397円	10,081円
	宮島口	1,293円	13,331円
	安芸吉田	552円	14,458円
	黒瀬	276円	54,108円
	甲山	246円	15,212円
	神辺電話交2	315円	38,369円
	神辺御領	141円	14,372円
	神辺中条	576円	11,664円
	新市	394円	5,456円
	広島中山	808円	23,227円
	広島戸坂	1,148円	18,052円

安古市安2	1,420円	25,720円
八木	862円	31,628円
伴	1,228円	46,787円
坂	1,443円	20,242円
福木	855円	19,480円
戸山	479円	19,535円
高陽狩小川	826円	22,026円
白木井原	472円	22,160円
海田畑賀	819円	15,131円
新矢野	1,574円	14,435円
五日廿日寺田	1,157円	14,302円
五日廿日石内	1,534円	20,800円
呉仁方	986円	30,002円
呉焼山	691円	19,339円
大竹	882円	7,846円
志和	108円	41,734円
三永	210円	18,461円
五日廿日宮内	1,472円	27,905円
安芸熊野	816円	43,484円
安佐	149円	22,887円
呉警固屋	699円	21,968円
竹原忠海	441円	20,615円
三原幸崎	1,212円	31,004円
三原長谷	149円	28,605円
松永藤江	263円	36,718円
福山芦田	304円	14,897円
大竹玖波	471円	21,074円
高屋	738円	44,168円
菅戸	417円	21,213円
菅戸先奥	170円	28,975円
倉橋	697円	18,549円
倉橋室尾	835円	12,887円
安芸佐伯	521円	18,658円
安芸佐伯友和	281円	16,172円
能美	1,065円	36,627円
大柿	348円	13,246円
八千代	811円	29,399円
甲田	1,147円	12,721円
東広島福富	225円	19,224円
東広島豊栄	396円	11,125円
甲山大和	239円	20,647円
東広島河内	174円	18,386円
河内河戸	215円	22,074円
本郷	617円	15,329円
安芸津	510円	19,164円
安浦	265円	52,404円
呉川尻	439円	14,245円
瀬戸田	368円	17,641円
久井	195円	14,988円
尾道向島	1,787円	11,711円
東城	697円	12,176円
尾道三原2	1,197円	22,940円
宮島	682円	13,251円
御調	151円	23,426円
安佐久地	765円	14,729円
安佐後山	754円	12,672円
可部三入	643円	24,622円
瀬野川	1,001円	25,753円
瀬野	581円	44,777円
竹原荘野	497円	11,405円
鞆	488円	17,502円
松永本郷	363円	18,909円
庄原山内	122円	19,046円
造賀	142円	16,289円
砂谷	96円	35,404円
沖美	688円	20,482円
加計	584円	17,140円
戸河内	610円	36,990円
大朝	463円	17,136円
広島千代田	357円	45,686円
豊平	363円	16,210円
都志見	277円	14,107円
高宮	210円	15,501円
福山内海	533円	17,700円
沼隈	456円	20,955円
沼隅山南	515円	30,791円
吉舎	143円	15,063円
三良坂	257円	16,435円
郷田	236円	24,466円
新向原	1,379円	129,106円
芸北	211円	30,097円

安古市安2	1,331円	21,967円
八木	661円	26,459円
伴	1,121円	40,338円
坂	1,339円	16,490円
福木	742円	15,370円
戸山	411円	14,087円
高陽狩小川	644円	17,051円
白木井原	407円	16,614円
海田畑賀	728円	11,611円
新矢野	1,551円	11,634円
五日廿日寺田	1,104円	13,212円
五日廿日石内	1,283円	17,068円
呉仁方	716円	15,921円
呉焼山	535円	15,417円
大竹	746円	7,218円
志和	83円	35,539円
三永	156円	12,288円
五日廿日宮内	1,138円	25,753円
安芸熊野	690円	38,242円
安佐	113円	18,544円
呉警固屋	570円	18,823円
竹原忠海	366円	17,373円
三原幸崎	1,013円	25,769円
三原長谷	141円	25,201円
松永藤江	229円	26,456円
福山芦田	255円	27,871円
大竹玖波	392円	16,861円
高屋	689円	38,594円
菅戸	304円	18,283円
菅戸先奥	102円	111,114円
倉橋	461円	16,313円
倉橋室尾	573円	9,099円
安芸佐伯	560円	14,861円
安芸佐伯友和	217円	12,657円
能美	771円	30,027円
大柿	255円	12,265円
八千代	597円	25,504円
甲田	518円	10,720円
東広島福富	161円	16,342円
東広島豊栄	311円	13,132円
甲山大和	157円	15,558円
東広島河内	146円	21,991円
河内河戸	176円	21,549円
本郷	554円	12,465円
安芸津	384円	19,947円
安浦	230円	46,830円
呉川尻	323円	12,161円
瀬戸田	282円	19,384円
久井	191円	12,825円
尾道向島	1,479円	8,757円
東城	417円	10,881円
尾道三原2	1,006円	18,562円
宮島	542円	7,755円
御調	136円	73,925円
安佐久地	573円	11,152円
安佐後山	540円	13,407円
可部三入	502円	20,848円
瀬野川	907円	21,298円
瀬野	494円	38,152円
竹原荘野	395円	9,526円
鞆	426円	18,712円
松永本郷	297円	15,442円
庄原山内	97円	11,367円
造賀	114円	9,791円
砂谷	75円	30,420円
沖美	510円	15,661円
加計	324円	16,255円
戸河内	520円	33,424円
大朝	306円	43,868円
広島千代田	306円	52,668円
豊平	281円	13,232円
都志見	218円	11,307円
高宮	178円	13,708円
福山内海	433円	13,312円
沼隈	394円	15,880円
沼隅山南	405円	17,867円
吉舎	113円	12,263円
三良坂	222円	13,624円
郷田	210円	19,423円
新向原	992円	115,010円
芸北	170円	21,668円

	比和	190円	39,712円
	木江白水	777円	42,324円
	広島似島	320円	23,258円
	三原木原	444円	33,198円
	浦崎	589円	29,012円
	坂小屋浦	962円	24,430円
	下蒲刈	697円	13,230円
	湯来	98円	19,419円
	木江大崎	574円	23,291円
	木江	576円	16,647円
	東城三和	302円	26,142円
	上下	291円	37,185円
	三次三和	169円	15,236円
山口県	下関東	417円	17,044円
	下関北	1,000円	20,401円
	下関中	327円	29,096円
	下関西	415円	14,711円
	下関王司	590円	22,826円
	下関勝山	989円	19,188円
	宇部3	305円	16,633円
	宇部	305円	46,246円
	宇部西	453円	12,654円
	宇部床波	407円	15,435円
	宇部東岐波	506円	40,676円
	山口2	604円	37,801円
	二島	85円	21,919円
	萩	246円	19,144円
	徳山	788円	26,216円
	徳山周南	824円	18,584円
	防府	407円	13,922円
	防府2	407円	5,174円
	下松	408円	12,271円
	岩国支店3棟	511円	7,879円
	岩国4	511円	20,078円
	岩国西	987円	6,907円
	新岩国南	1,169円	38,745円
	宇部小野田	206円	17,452円
	光	357円	20,455円
	長門	408円	12,577円
	柳井	264円	9,546円
	美祢	168円	14,232円
	新南陽1	599円	38,086円
	小郡	331円	14,024円
	山口大内	459円	33,742円
	下関安岡	467円	24,944円
	小月	472円	14,733円
	山口下関	427円	22,713円
	厚東	114円	20,171円
	山口仁保	472円	19,555円
	四辻	159円	30,267円
	嘉川	206円	12,555円
	萩大井	465円	27,049円
	見島	140円	45,724円
	徳山榑ヶ浜	713円	12,349円
	徳山戸田	321円	20,469円
	都濃	356円	18,327円
	防府西の浦	275円	15,141円
防府大道	212円	16,991円	
防府富海	262円	20,562円	
下松久保	345円	17,816円	
岩国通津	369円	33,007円	
御庄	859円	16,709円	
岩国河内	265円	20,760円	
西ノ浜	275円	43,791円	
光室積	482円	15,074円	
光島田	414円	12,910円	
久賀	782円	18,533円	
大島	310円	18,799円	
久賀橋	590円	18,478円	
由宇	578円	30,787円	
玖珂	241円	17,971円	
周東	430円	17,292円	
岩田	149円	15,486円	
田布施	390円	3,006円	
田布施南	359円	19,369円	
平生	224円	20,663円	
下松熊毛	188円	19,113円	
徳山鹿野	345円	60,115円	
秋種	209円	12,579円	
宇部橋	163円	19,926円	
下関菊川	445円	13,449円	

	比和	180円	41,206円
	木江白水	492円	26,469円
	広島似島	210円	17,341円
	三原木原	372円	29,625円
	浦崎	341円	25,607円
	坂小屋浦	799円	19,824円
	下蒲刈	432円	11,658円
	湯来	81円	16,372円
	木江大崎	436円	19,769円
	木江	436円	12,443円
	東城三和	254円	21,965円
	上下	235円	40,004円
	三次三和	139円	11,660円
山口県	下関東	358円	19,639円
	下関北	807円	18,659円
	下関中	285円	26,725円
	下関西	322円	12,974円
	下関王司	514円	20,098円
	下関勝山	792円	13,943円
	宇部3	321円	16,157円
	宇部	321円	40,568円
	宇部西	402円	10,927円
	宇部床波	344円	13,434円
	宇部東岐波	393円	37,041円
	山口2	503円	37,045円
	二島	68円	20,071円
	萩	190円	20,316円
	徳山	644円	21,727円
	徳山周南	678円	28,616円
	防府	326円	12,407円
	防府2	326円	5,627円
	下松	328円	12,445円
	岩国支店3棟	450円	7,853円
	岩国4	450円	49,138円
	岩国西	921円	11,275円
	新岩国南	969円	41,273円
	宇部小野田	170円	14,400円
	光	315円	19,414円
	長門	355円	11,116円
	柳井	228円	12,919円
	美祢	145円	12,817円
	新南陽1	593円	32,619円
	小郡	274円	15,046円
	山口大内	393円	32,952円
	下関安岡	284円	19,540円
	小月	407円	19,631円
	山口下関	404円	22,611円
	厚東	87円	42,024円
	山口仁保	386円	17,683円
	四辻	131円	27,496円
	嘉川	168円	25,281円
	萩大井	316円	24,215円
	見島	91円	51,039円
	徳山榑ヶ浜	603円	10,651円
	徳山戸田	239円	17,340円
	都濃	284円	27,362円
	防府西の浦	216円	24,991円
防府大道	197円	19,833円	
防府富海	192円	26,849円	
下松久保	286円	15,022円	
岩国通津	298円	27,016円	
御庄	672円	13,111円	
岩国河内	204円	16,326円	
西ノ浜	234円	37,566円	
光室積	427円	14,703円	
光島田	302円	11,883円	
久賀	665円	160,892円	
大島	273円	17,923円	
久賀橋	489円	15,939円	
由宇	498円	23,455円	
玖珂	211円	15,438円	
周東	391円	16,568円	
岩田	131円	14,739円	
田布施	333円	2,853円	
田布施南	293円	17,404円	
平生	186円	19,843円	
下松熊毛	141円	16,014円	
徳山鹿野	263円	55,198円	
秋種	169円	11,856円	
宇部橋	144円	17,837円	
下関菊川	464円	18,617円	

	豊浦	312円	5,223円
	豊北	484円	19,383円
	特牛	554円	14,748円
	長門三隅	187円	18,395円
	長門仙崎	314円	24,936円
	美祢豊田	432円	17,942円
	阿月	155円	12,296円
	新南陽2	658円	13,574円
	久賀下田	428円	15,931円
	久賀和田	289円	14,231円
	錦町	369円	20,588円
	大島	454円	13,660円
	上関	510円	24,935円
	徳地	280円	18,551円
	厚狭殖生	250円	21,627円
	秋芳	98円	22,484円
	長門古市	331円	16,436円
	油谷	356円	20,859円
	油谷久津	120円	16,052円
	下関吉見	262円	17,607円
	阿知須	353円	24,547円
	美東	225円	18,353円
	阿東	125円	19,109円
	長門湯本	239円	23,640円
	岩国坂上	424円	22,110円
	厚狭	194円	23,390円
徳島県	阿波津田	872円	68,153円
	阿波川内	779円	62,226円
	八万	769円	25,631円
	地蔵橋	817円	15,192円
	沖洲	880円	13,756円
	徳島西	1,183円	36,195円
	鳴門	373円	33,303円
	小松島	657円	18,033円
	阿波阿南	371円	24,575円
	阿波石井	541円	27,635円
	那賀川	396円	13,389円
	松茂	646円	13,278円
	北島	804円	14,133円
	藍住	542円	31,513円
	坂野	628円	20,148円
	上板	558円	13,217円
	阿波	716円	5,658円
	鴨島	1,023円	7,463円
	山川	557円	8,872円
	脇町	451円	17,598円
	阿波池田	461円	19,439円
	徳島B	767円	38,646円
	阿波国府	646円	25,342円
	多家良	318円	16,091円
	応神	441円	10,738円
	阿波大麻	257円	11,796円
	堂浦	300円	9,550円
	鳴門公園	234円	18,547円
	新赤石	612円	23,750円
	阿波橋	564円	17,195円
	桑野	649円	15,951円
	阿波福井	484円	15,363円
	新野	624円	11,669円
	阿波椿	499円	19,451円
	阿波一宮	271円	8,494円
	羽ノ浦	563円	11,573円
	丹生谷	552円	12,571円
	阿波海南	552円	10,591円
	阿波吉野	623円	17,838円
	土成	595円	12,259円
	市場	398円	11,204円
	阿波川島	572円	7,027円
	美馬	153円	13,639円
	真光	447円	8,817円
	三野	367円	16,503円
	阿波三好	326円	15,411円
	三纏	479円	10,557円
	阿波井川	742円	12,982円
	三加茂	213円	3,383円
	牟岐	661円	51,871円
	阿波勝浦	272円	18,623円
	日和佐	302円	11,301円
	阿波半田	101円	13,330円
	穴吹	107円	20,258円
	山城	25円	22,379円

	豊浦	300円	4,087円
	豊北	416円	18,924円
	特牛	416円	14,806円
	長門三隅	137円	16,256円
	長門仙崎	253円	26,949円
	美祢豊田	389円	16,491円
	阿月	133円	10,642円
	新南陽2	491円	10,752円
	久賀下田	362円	12,731円
	久賀和田	232円	12,384円
	錦町	291円	13,825円
	大島	403円	12,047円
	上関	404円	21,729円
	徳地	206円	14,191円
	厚狭殖生	188円	20,178円
	秋芳	79円	16,630円
	長門古市	248円	13,983円
	油谷	284円	16,669円
	油谷久津	98円	13,546円
	下関吉見	204円	19,880円
	阿知須	309円	25,195円
	美東	197円	20,832円
	阿東	259円	16,787円
	長門湯本	171円	15,676円
	岩国坂上	356円	18,024円
	厚狭	162円	24,427円
徳島県	阿波津田	785円	61,861円
	阿波川内	708円	77,147円
	八万	640円	21,787円
	地蔵橋	688円	12,443円
	沖洲	748円	10,913円
	徳島西	945円	33,214円
	鳴門	301円	27,187円
	小松島	524円	16,057円
	阿波阿南	296円	22,010円
	阿波石井	409円	19,417円
	那賀川	324円	10,745円
	松茂	510円	9,698円
	北島	719円	22,618円
	藍住	558円	27,133円
	坂野	449円	17,544円
	上板	406円	9,934円
	阿波	642円	3,621円
	鴨島	747円	6,087円
	山川	430円	5,588円
	脇町	372円	13,606円
	阿波池田	379円	30,984円
	徳島B	708円	31,853円
	阿波国府	540円	22,208円
	多家良	295円	11,827円
	応神	371円	7,512円
	阿波大麻	189円	8,754円
	堂浦	215円	7,049円
	鳴門公園	181円	14,810円
	新赤石	472円	19,479円
	阿波橋	465円	14,828円
	桑野	534円	12,334円
	阿波福井	378円	12,419円
	新野	474円	10,438円
	阿波椿	357円	15,965円
	阿波一宮	241円	8,717円
	羽ノ浦	488円	9,052円
	丹生谷	449円	10,434円
	阿波海南	471円	7,721円
	阿波吉野	439円	13,397円
	土成	456円	10,679円
	市場	350円	9,865円
	阿波川島	455円	4,735円
	美馬	125円	10,962円
	真光	324円	7,034円
	三野	312円	12,609円
	阿波三好	263円	12,983円
	三纏	449円	9,385円
	阿波井川	644円	10,558円
	三加茂	165円	23,015円
	牟岐	392円	30,944円
	阿波勝浦	153円	17,782円
	日和佐	243円	9,220円
	阿波半田	80円	10,881円
	穴吹	76円	16,130円
	山城	22円	17,641円

	阿波神山	94円	11,137円
	阿波広野	87円	9,407円
香川県	讃岐三条	744円	27,807円
	高松北2	504円	4,082円
	屋島	879円	16,778円
	香西	1,217円	16,604円
	円座2	694円	30,816円
	讃岐前田	378円	14,825円
	讃岐川島	417円	49,706円
	西植田	323円	5,780円
	新仏生山	1,004円	30,452円
	丸亀	509円	10,124円
	讃岐郡家	753円	5,702円
	坂出	329円	14,243円
	讃岐加茂	522円	50,058円
	讃岐林田	323円	5,391円
	普通寺	934円	18,735円
	観音寺	784円	17,900円
	引田	396円	57,913円
	三本松	241円	23,958円
	讃岐津田	252円	19,393円
	讃岐大川	323円	13,405円
	志度	320円	30,005円
	長尾	523円	16,901円
	内海	392円	19,935円
	土庄	553円	16,417円
	讃岐三木	480円	24,809円
	讃岐牟礼	506円	13,651円
	香川	606円	31,818円
	綾南	787円	11,191円
	讃岐国分寺	453円	21,115円
	宇多津	671円	38,515円
	琴平	478円	18,501円
	多度津	528円	29,288円
	讃岐高瀬	416円	29,974円
	讃岐豊浜	293円	5,236円
	本島	151円	33,639円
	与島	265円	23,761円
	木の郷	521円	4,325円
	伊吹	194円	23,122円
	鴨部	551円	5,077円
	庵治	289円	49,059円
	綾上	689円	2,708円
	讃岐昭和	547円	7,637円
	綾歌	338円	12,101円
	讃岐飯山	475円	15,575円
	讃岐吉野	186円	7,157円
	大野原	496円	10,966円
	讃岐豊中	314円	3,670円
仁尾	273円	14,036円	
三本松2	241円	12,123円	
山本	454円	10,668円	
讃岐神山	285円	7,238円	
塩江	590円	10,259円	
麻二宮	356円	4,423円	
詫間	326円	22,587円	
財田	352円	18,276円	
高松	649円	49,510円	
讃岐池田	482円	6,034円	
愛媛県	西須賀	925円	4,272円
	吉田浜	717円	5,127円
	堀江	574円	7,970円
	伊予石井2	1,178円	16,858円
	久谷	1,017円	9,149円
	新久米	1,282円	17,284円
	山越本	825円	27,969円
	松山3	1,473円	30,075円
	今治	622円	36,612円
	伊予桜井2	994円	12,723円
	宇和島	727円	14,749円
	八幡浜	505円	12,278円
	新居浜3	732円	20,758円
	泉川	402円	6,905円
	多喜浜	432円	11,958円
	伊予西条	877円	8,693円
	大洲	453円	8,787円
	新谷	466円	14,432円
	川之江	813円	5,432円
	伊予三島西	882円	8,493円
	伊予2	759円	13,680円
	伊予北条	712円	6,102円

	阿波神山	75円	9,598円
	阿波広野	69円	6,284円
香川県	讃岐三条	636円	24,342円
	高松北2	431円	12,851円
	屋島	657円	13,722円
	香西	929円	13,691円
	円座2	589円	22,961円
	讃岐前田	344円	13,288円
	讃岐川島	337円	48,615円
	西植田	264円	26,168円
	新仏生山	760円	27,490円
	丸亀	450円	8,236円
	讃岐郡家	662円	4,841円
	坂出	299円	12,330円
	讃岐加茂	463円	47,577円
	讃岐林田	308円	3,594円
	普通寺	699円	16,618円
	観音寺	613円	22,885円
	引田	353円	32,463円
	三本松	167円	21,373円
	讃岐津田	207円	17,156円
	讃岐大川	237円	12,171円
	志度	268円	26,176円
	長尾	436円	17,550円
	内海	310円	17,119円
	土庄	499円	13,632円
	讃岐三木	360円	19,031円
	讃岐牟礼	420円	10,879円
	香川	471円	28,797円
	綾南	692円	10,218円
	讃岐国分寺	397円	18,644円
	宇多津	518円	33,548円
	琴平	374円	16,542円
	多度津	470円	17,696円
	讃岐高瀬	330円	25,217円
	讃岐豊浜	272円	4,920円
	本島	124円	28,536円
	与島	219円	16,332円
	木の郷	466円	16,199円
	伊吹	149円	15,417円
	鴨部	364円	23,747円
	庵治	241円	46,914円
	綾上	428円	25,855円
	讃岐昭和	386円	27,155円
	綾歌	297円	10,018円
	讃岐飯山	392円	13,833円
	讃岐吉野	149円	5,911円
	大野原	449円	8,967円
	讃岐豊中	286円	16,504円
仁尾	215円	24,023円	
三本松2	167円	9,654円	
山本	299円	9,787円	
讃岐神山	217円	24,690円	
塩江	280円	7,788円	
麻二宮	308円	26,386円	
詫間	267円	44,370円	
財田	286円	16,845円	
高松	591円	44,593円	
讃岐池田	439円	5,190円	
愛媛県	西須賀	804円	4,440円
	吉田浜	665円	3,876円
	堀江	523円	5,442円
	伊予石井2	1,111円	14,242円
	久谷	903円	8,066円
	新久米	1,152円	33,220円
	山越本	786円	23,134円
	松山3	1,523円	27,138円
	今治	453円	31,674円
	伊予桜井2	832円	9,936円
	宇和島	564円	14,738円
	八幡浜	385円	9,883円
	新居浜3	660円	19,216円
	泉川	400円	4,419円
	多喜浜	378円	9,247円
	伊予西条	651円	7,655円
大洲	418円	8,682円	
新谷	420円	11,311円	
川之江	742円	12,122円	
伊予三島西	849円	6,771円	
伊予2	649円	11,245円	
伊予北条	594円	5,384円	

壬生川 2	554円	19,722円
伊予土居	366円	10,209円
大西	1,091円	10,849円
重信	1,251円	13,980円
松前 2	1,040円	13,381円
砥部	1,845円	9,587円
宇和	408円	4,466円
広見	402円	52,701円
御荘 2	216円	7,335円
湯山	2,908円	31,018円
波止浜交換 2	535円	13,372円
来	749円	12,738円
日土	1,054円	16,409円
穴井	870円	26,586円
伊予氷見	845円	10,987円
伊予豊岡	955円	20,040円
伊予三芳	665円	12,094円
粟井	523円	16,104円
伊予小松	852円	10,424円
丹原	569円	11,433円
伊予玉川	518円	13,021円
菊間	283円	51,264円
吉海	477円	14,506円
伯方	1,078円	8,151円
伊予川内	663円	10,193円
久万	257円	15,770円
保内	536円	17,403円
伊予吉田	594円	46,166円
伊予津島	549円	49,809円
今治支店旧	622円	14,287円
大洲新棟	453円	11,473円
伊予長浜	371円	70,532円
内子	804円	6,601円
伊予三瓶	484円	8,169円
愛媛野村	633円	57,171円
三間	222円	2,992円
伊予朝倉	371円	51,511円
宮窪	44円	2,612円
伊予上浦	82円	13,038円
伊予小田	374円	17,178円
伊予中山機械	995円	11,150円
伊予松野	136円	3,015円
二本松	71円	17,946円
生名	173円	14,587円
伊予弓削	108円	54,973円
双海	811円	11,406円
伊方	293円	12,017円
城川交換機	103円	9,246円
重信 2	1,241円	33,947円
伊予中島	602円	14,527円
高知東	1,238円	24,144円
潮江	1,314円	42,256円
土佐朝倉	1,134円	17,833円
土佐一宮	1,115円	32,328円
種崎	598円	7,328円
土佐大津	987円	17,999円
安芸	236円	15,512円
南国	462円	12,278円
須崎	628円	34,528円
土佐中村	315円	21,132円
赤岡	439円	9,513円
土佐山田	360円	9,746円
伊野	807円	9,015円
池川	498円	28,859円
土佐春野	592円	16,231円
土佐羽根	689円	26,494円
片山	1,033円	7,459円
土佐国府	660円	18,100円
戸波	351円	18,410円
具同	416円	25,468円
宿毛	531円	63,469円
片島	111円	10,338円
土佐長浜	404円	17,499円
介良	1,588円	32,471円
室戸	518円	19,840円
土佐	519円	16,080円
土佐宇佐	339円	12,737円
野市	538円	8,582円
美良布	533円	18,705円
中土佐	519円	20,325円
佐川	344円	17,050円

高知県

壬生川 2	329円	15,481円
伊予土居	311円	9,173円
大西	989円	8,493円
重信	1,014円	13,583円
松前 2	870円	10,634円
砥部	1,589円	8,546円
宇和	367円	3,747円
広見	311円	29,060円
御荘 2	177円	4,675円
湯山	2,697円	28,093円
波止浜交換 2	470円	10,633円
来	623円	33,079円
日土	778円	8,312円
穴井	602円	21,932円
伊予氷見	713円	9,870円
伊予豊岡	860円	15,475円
伊予三芳	518円	9,154円
粟井	435円	13,381円
伊予小松	743円	9,401円
丹原	481円	9,925円
伊予玉川	451円	11,071円
菊間	226円	48,443円
吉海	413円	12,477円
伯方	933円	5,392円
伊予川内	600円	7,172円
久万	196円	14,113円
保内	425円	13,427円
伊予吉田	491円	44,201円
伊予津島	457円	27,519円
今治支店旧	453円	9,738円
大洲新棟	418円	8,449円
伊予長浜	304円	64,106円
内子	665円	26,981円
伊予三瓶	446円	6,097円
愛媛野村	563円	31,623円
三間	174円	25,622円
伊予朝倉	316円	49,000円
宮窪	90円	23,314円
伊予上浦	62円	11,163円
伊予小田	230円	14,750円
伊予中山機械	740円	9,703円
伊予松野	66円	25,645円
一本松	57円	15,292円
生名	137円	13,263円
伊予弓削	104円	27,454円
双海	674円	10,012円
伊方	151円	11,505円
城川交換機	67円	6,895円
重信 2	1,014円	32,257円
伊予中島	553円	13,700円
高知東	1,012円	22,074円
潮江	1,042円	28,134円
土佐朝倉	883円	17,132円
土佐一宮	974円	30,580円
種崎	409円	8,058円
土佐大津	838円	14,112円
安芸	158円	21,553円
南国	386円	10,553円
須崎	446円	21,279円
土佐中村	243円	17,591円
赤岡	347円	7,981円
土佐山田	314円	6,622円
伊野	743円	5,910円
池川	383円	24,449円
土佐春野	357円	13,467円
土佐羽根	500円	22,971円
片山	825円	6,161円
土佐国府	596円	16,060円
戸波	275円	15,323円
具同	311円	20,485円
宿毛	403円	36,862円
片島	123円	8,256円
土佐長浜	274円	14,224円
介良	1,184円	30,158円
室戸	372円	14,389円
土佐	272円	12,192円
土佐宇佐	171円	11,674円
野市	520円	7,210円
美良布	493円	15,660円
中土佐	324円	14,426円
佐川	290円	13,804円

高知県

	葦西	813円	12,899円
	香川	686円	34,380円
	越知	496円	13,476円
	土佐日高	616円	24,267円
	吉良川	113円	23,598円
	大橋	150円	18,989円
	吾北	102円	23,294円
	仁淀	96円	13,944円
	高知	848円	21,013円
	大杉	143円	14,219円
	土佐平田	71円	21,934円
	土佐清水	391円	77,018円
	窪川	288円	8,435円
	大方	277円	12,486円
	土佐大月	168円	12,795円
	野根	117円	17,439円
	嶺北	186円	11,799円
	土佐佐賀	176円	17,702円
	土佐田野	175円	14,060円
	東津野	108円	13,442円
福岡県	門司2	617円	10,318円
	門司恒見	421円	9,792円
	門司大里	1,081円	11,749円
	福岡若松	742円	13,523円
	若松二島	650円	10,515円
	戸畑	643円	14,845円
	小倉南	1,203円	14,413円
	小倉西	883円	11,848円
	北九州古船場	732円	24,188円
	北九州1	967円	28,496円
	北九州2	967円	13,372円
	北九州3	967円	10,645円
	小倉南曾根	819円	6,783円
	小倉南徳力	1,774円	14,784円
	八幡樺田	671円	14,220円
	北九州八幡2	468円	15,576円
	折尾3	712円	14,270円
	八幡黒崎	533円	12,953円
	八幡上津役	772円	8,765円
	八幡香月別館	1,175円	15,033円
	福岡東	2,498円	22,752円
	香椎	2,217円	20,336円
	二股瀬	1,171円	18,920円
	和白	1,177円	12,808円
	博多	4,816円	19,929円
	土居町	1,199円	36,241円
	福岡南	1,196円	27,989円
	福岡中央2	13,860円	26,257円
	福岡平尾	1,975円	9,783円
	筑紫ヶ丘	1,444円	14,797円
	屋形原	845円	15,799円
	姪浜	1,625円	13,566円
	金武	2,064円	14,434円
	今宿2	1,120円	12,785円
	七隈	1,697円	17,568円
	福岡西新	2,878円	19,060円
	大牟田	472円	11,923円
	久留米	546円	26,409円
	荒木	581円	10,393円
	御井町	1,012円	16,076円
	久留米上津	1,012円	19,811円
	久留米2	956円	18,077円
	直方2	312円	15,238円
	飯塚3	546円	12,039円
田川	367円	9,507円	
福岡山田	97円	14,580円	
甘木	642円	11,731円	
八女	177円	14,872円	
筑後	365円	9,780円	
福岡大川	343円	25,943円	
行橋2	352円	10,701円	
中間	290円	14,592円	
福岡小郡	705円	20,076円	
二日市	738円	17,929円	
二日市原田	784円	10,384円	
福岡南大野	1,763円	16,712円	
乙金	1,721円	19,183円	
宗像	484円	7,038円	
日の里	1,620円	14,082円	
前原営業所	415円	19,637円	
宇美	777円	18,643円	

	葦西	594円	12,932円
	香川	568円	28,296円
	越知	317円	11,082円
	土佐日高	488円	20,128円
	吉良川	77円	19,012円
	大橋	117円	18,455円
	吾北	91円	19,249円
	仁淀	75円	12,411円
	高知	673円	47,028円
	大杉	103円	12,160円
	土佐平田	58円	17,249円
	土佐清水	278円	47,037円
	窪川	240円	7,221円
	大方	168円	9,904円
	土佐大月	142円	14,077円
	野根	65円	19,094円
	嶺北	154円	7,894円
	土佐佐賀	114円	17,876円
	土佐田野	127円	14,459円
	東津野	102円	12,367円
福岡県	門司2	597円	9,360円
	門司恒見	380円	18,004円
	門司大里	985円	11,559円
	福岡若松	642円	15,902円
	若松二島	595円	8,321円
	戸畑	696円	17,654円
	小倉南	1,074円	15,658円
	小倉西	806円	9,409円
	北九州古船場	633円	21,166円
	北九州1	849円	29,440円
	北九州2	849円	11,827円
	北九州3	849円	32,170円
	小倉南曾根	748円	4,730円
	小倉南徳力	1,546円	12,484円
	八幡樺田	554円	11,913円
	北九州八幡2	423円	13,504円
	折尾3	611円	11,800円
	八幡黒崎	467円	9,800円
	八幡上津役	707円	6,781円
	八幡香月別館	1,001円	11,947円
	福岡東	2,293円	25,842円
	香椎	2,118円	23,892円
	二股瀬	1,111円	16,158円
	和白	1,147円	9,889円
	博多	6,405円	19,824円
	土居町	1,179円	35,148円
	福岡南	1,163円	22,685円
	福岡中央2	15,157円	23,640円
	福岡平尾	2,076円	13,819円
	筑紫ヶ丘	1,404円	11,908円
	屋形原	784円	12,779円
	姪浜	1,602円	10,176円
	金武	1,971円	11,875円
	今宿2	1,654円	8,137円
	七隈	1,841円	14,680円
	福岡西新	3,234円	18,224円
	大牟田	379円	8,369円
	久留米	489円	24,432円
	荒木	513円	7,335円
	御井町	877円	30,258円
	久留米上津	878円	16,123円
	久留米2	801円	14,704円
	直方2	255円	9,067円
	飯塚3	408円	10,093円
田川	302円	7,418円	
福岡山田	82円	13,041円	
甘木	522円	9,138円	
八女	132円	12,812円	
筑後	332円	7,846円	
福岡大川	272円	21,722円	
行橋2	312円	7,376円	
中間	249円	12,666円	
福岡小郡	621円	15,613円	
二日市	720円	14,494円	
二日市原田	670円	8,558円	
福岡南大野	1,648円	14,166円	
乙金	1,532円	16,020円	
宗像	457円	4,928円	
日の里	1,461円	11,340円	
前原営業所	373円	16,678円	
宇美	665円	15,457円	

志免	1,052円	12,205円
古賀新宮	654円	40,720円
古賀	753円	6,949円
長者原	2,330円	24,420円
福岡	366円	8,120円
福岡芦屋	377円	11,146円
折尾水巻	402円	17,785円
折尾海老津	416円	16,257円
直方鞍手	194円	11,664円
田主丸	365円	13,777円
瀬高	271円	10,813円
柳川	314円	13,998円
苅田	800円	10,177円
行橋犀川	436円	39,315円
行橋豊津	504円	19,684円
門司黒川	642円	33,663円
若松小島	302円	29,944円
西谷石原	163円	43,475円
多々良	969円	25,316円
早良内野	727円	34,172円
倉永	364円	20,903円
善導寺	332円	15,991円
福岡三国	417円	18,061円
篠栗	897円	36,083円
久山	605円	8,487円
折尾遠賀川	499円	45,854円
柳川大和	415円	20,477円
江浦	342円	14,193円
西戸崎	489円	14,711円
北崎	967円	20,624円
直方小竹	222円	22,978円
直方宮田	363円	17,198円
稲築	352円	28,785円
前原志摩	796円	16,199円
田主丸吉井	445円	10,716円
大刀洗	161円	11,298円
広川	391円	10,750円
豊前	504円	9,909円
津屋崎	352円	11,365円
宗像玄海	311円	15,130円
直方若宮	126円	16,416円
飯塚桂川	265円	15,611円
飯塚碓井	151円	31,519円
飯塚大隈	581円	17,606円
飯塚筑穂	434円	16,032円
飯塚庄内	272円	19,700円
杷木	557円	11,564円
甘木朝倉	324円	12,965円
夜須	258円	25,053円
二丈	436円	28,262円
福吉	274円	5,339円
芥屋	242円	22,658円
浮羽	185円	29,331円
久留米北野	915円	17,473円
大木	547円	14,493円
三潁	399円	11,990円
黒木	369円	20,617円
瀬高山川	474円	10,387円
田川香春	460円	12,616円
田川添田	352円	18,296円
田川金田	418円	11,116円
田川糸田	412円	27,398円
田川豊前川崎	299円	12,524円
田川赤池	204円	18,929円
田川大任	356円	22,282円
田川油須原	297円	25,880円
友枝	236円	20,384円
直方東	427円	30,736円
福岡大川2	343円	5,076円
那珂川別	610円	18,103円
若宮吉川	80円	18,916円
城島	531円	11,804円
行橋勝山	628円	28,536円
行橋築城	456円	13,789円
上陽	550円	21,524円
光友	228円	29,687円
星野	287円	10,906円
行橋椎田	342円	12,421円
高木瀬	682円	31,280円
唐津	508円	20,582円
佐賀鳥栖	801円	30,135円

佐賀県

志免	984円	8,678円
古賀新宮	592円	22,360円
古賀	774円	9,324円
長者原	2,259円	21,929円
福岡	319円	9,128円
福岡芦屋	335円	7,721円
折尾水巻	392円	14,138円
折尾海老津	365円	13,072円
直方鞍手	178円	11,137円
田主丸	303円	11,209円
瀬高	223円	15,855円
柳川	298円	13,294円
苅田	750円	7,293円
行橋犀川	391円	27,470円
行橋豊津	442円	16,073円
門司黒川	521円	32,120円
若松小島	268円	26,022円
西谷石原	132円	30,870円
多々良	898円	14,408円
早良内野	632円	29,811円
倉永	319円	19,076円
善導寺	285円	30,872円
福岡三国	375円	14,707円
篠栗	817円	30,304円
久山	560円	15,662円
折尾遠賀川	432円	26,818円
柳川大和	314円	18,412円
江浦	262円	15,642円
西戸崎	462円	19,778円
北崎	943円	17,327円
直方小竹	177円	21,152円
直方宮田	318円	14,158円
稲築	321円	25,726円
前原志摩	720円	13,022円
田主丸吉井	356円	14,651円
大刀洗	141円	10,209円
広川	310円	13,612円
豊前	437円	8,132円
津屋崎	327円	21,214円
宗像玄海	275円	12,566円
直方若宮	104円	14,884円
飯塚桂川	226円	13,862円
飯塚碓井	116円	27,771円
飯塚大隈	424円	14,979円
飯塚筑穂	353円	15,066円
飯塚庄内	258円	16,333円
杷木	424円	10,529円
甘木朝倉	269円	11,183円
夜須	274円	19,373円
二丈	381円	21,992円
福吉	186円	3,585円
芥屋	204円	18,968円
浮羽	154円	20,458円
久留米北野	807円	14,405円
大木	480円	15,216円
三潁	366円	10,625円
黒木	244円	18,042円
瀬高山川	344円	7,545円
田川香春	352円	11,350円
田川添田	257円	16,444円
田川金田	377円	8,946円
田川糸田	343円	18,500円
田川豊前川崎	254円	9,571円
田川赤池	187円	16,868円
田川大任	331円	20,101円
田川油須原	272円	23,235円
友枝	232円	18,254円
直方東	353円	23,620円
福岡大川2	272円	3,252円
那珂川別	552円	15,267円
若宮吉川	66円	16,903円
城島	465円	9,252円
行橋勝山	560円	25,155円
行橋築城	411円	12,735円
上陽	432円	19,812円
光友	148円	26,967円
星野	252円	8,390円
行橋椎田	295円	11,338円
高木瀬	654円	29,734円
唐津	351円	17,646円
佐賀鳥栖	669円	28,092円

佐賀県

多久	374円	26,046円
伊万里	362円	16,420円
伊万里黒川	208円	15,679円
武雄	255円	18,965円
佐賀鹿島	292円	9,554円
川副南	411円	21,523円
神埼	557円	16,934円
基山	462円	23,397円
小城	445円	35,200円
牛津	497円	26,332円
玄海	459円	25,624円
嬉野電交局舎	561円	12,696円
有田	499円	21,199円
蓮池	133円	12,450円
川久保	116円	12,551円
唐津山本	478円	19,038円
唐津鏡	419円	30,288円
東多久	131円	22,670円
久原	241円	13,355円
波多津	249円	28,665円
伊万里松浦	106円	23,496円
大川野	85円	30,567円
南波多	113円	25,490円
諸富	460円	37,329円
佐賀千代田	720円	10,243円
鳥栖中原	898円	19,596円
北茂安	459円	17,287円
呼子	283円	12,638円
西有田	341円	36,812円
武雄北方	694円	19,904円
佐賀大町	580円	9,337円
佐賀白石	321円	23,853円
鹿島塩田	572円	31,657円
久保田	532円	12,724円
佐賀大和	518円	14,577円
江北	530円	16,740円
佐賀福富	570円	22,208円
有明	660円	21,119円
太良	550円	25,260円
若木	300円	13,158円
浜崎	606円	17,413円
武雄山内	238円	28,528円
三根	795円	24,789円
入野	447円	25,993円
西川登	418円	35,096円
七山	329円	10,669円
湊	270円	25,287円
巖木	247円	11,055円
相知	160円	32,106円
太良大浦	303円	12,952円
浦上	(略)	24,759円
新長	1,275円	20,735円
小ヶ倉	466円	10,469円
稲佐	1,839円	356円
深堀	417円	14,022円
東長崎	1,216円	10,621円
浄石	1,273円	11,388円
佐世保別	956円	16,678円
早岐	532円	16,358円
佐世保大和	505円	25,755円
佐世保大野	757円	48,256円
柚木	385円	6,522円
相浦	322円	21,847円
島原	554円	21,377円
諫早	609円	17,607円
西諫早	533円	20,868円
大村	285円	14,995円
福江	240円	12,485円
長崎平戸	513円	44,423円
時津	1,008円	15,244円
有川	419円	30,924円
吾岐	653円	18,702円
巖原	393円	27,020円
大瀬戸	349円	15,545円
長崎小浜	272円	16,860円
豆敷	116円	32,702円
竹松	503円	15,855円
長崎茂木	780円	17,946円
木鉢	727円	10,923円
長崎三重	458円	15,307円
鹿子前	488円	15,624円

長崎県

多久	290円	22,186円
伊万里	279円	16,174円
伊万里黒川	145円	12,756円
武雄	202円	16,546円
佐賀鹿島	241円	6,665円
川副南	362円	18,567円
神埼	498円	20,145円
基山	407円	20,291円
小城	357円	23,407円
牛津	387円	23,709円
玄海	307円	21,727円
嬉野電交局舎	441円	11,666円
有田	322円	32,205円
蓮池	125円	10,807円
川久保	105円	11,138円
唐津山本	319円	16,539円
唐津鏡	361円	21,358円
東多久	98円	19,164円
久原	166円	11,454円
波多津	189円	23,812円
伊万里松浦	78円	19,928円
大川野	63円	27,134円
南波多	70円	22,713円
諸富	394円	34,513円
佐賀千代田	616円	9,799円
鳥栖中原	703円	19,572円
北茂安	379円	15,738円
呼子	175円	9,379円
西有田	272円	32,854円
武雄北方	524円	24,179円
佐賀大町	358円	8,638円
佐賀白石	287円	21,489円
鹿島塩田	353円	28,267円
久保田	547円	63,539円
佐賀大和	456円	12,533円
江北	403円	14,041円
佐賀福富	528円	18,236円
有明	591円	23,533円
太良	500円	22,626円
若木	244円	10,766円
浜崎	358円	13,329円
武雄山内	216円	25,286円
三根	598円	20,134円
入野	270円	21,475円
西川登	340円	30,661円
七山	236円	23,737円
湊	287円	23,625円
巖木	154円	9,694円
相知	132円	29,687円
太良大浦	245円	10,723円
浦上	(略)	21,339円
新長	1,201円	20,660円
小ヶ倉	428円	7,711円
稲佐	1,670円	8,498円
深堀	358円	12,717円
東長崎	1,160円	11,075円
浄石	1,185円	9,805円
佐世保別	893円	25,278円
早岐	420円	12,571円
佐世保大和	438円	24,534円
佐世保大野	592円	44,128円
柚木	347円	5,922円
相浦	281円	21,478円
島原	405円	19,008円
諫早	590円	15,229円
西諫早	475円	17,571円
大村	251円	11,594円
福江	185円	13,193円
長崎平戸	421円	32,401円
時津	860円	15,109円
有川	317円	27,102円
吾岐	523円	16,158円
巖原	332円	43,325円
大瀬戸	170円	13,983円
長崎小浜	224円	13,578円
豆敷	103円	27,289円
竹松	455円	26,883円
長崎茂木	681円	15,796円
木鉢	639円	10,872円
長崎三重	378円	12,348円
鹿子前	328円	12,498円

長崎県

針尾	388円	16,470円
松浦	393円	21,507円
御厨	297円	7,395円
長崎三和	427円	28,314円
多良見	604円	11,961円
長与	867円	23,969円
琴海	389円	46,788円
西彼	304円	13,662円
東彼杵	479円	12,609円
川棚	267円	10,812円
波佐見	208円	14,655円
湯江	368円	11,228円
小長井	276円	11,737円
島原有明	179円	6,727円
島原国見	170円	11,172円
諫早吾妻	379円	15,976円
饗野森山	1,061円	17,773円
千々石	355円	11,212円
有家	307円	14,048円
島原深江	926円	9,540円
田平	108円	11,092円
江迎	216円	9,917円
佐々	354円	21,645円
佐世保吉井	145円	18,238円
黒口	216円	18,172円
飯盛	833円	16,750円
島原瑞穂	647円	20,271円
鹿町	397円	14,314円
小佐々	340円	17,690円
楠泊	272円	15,677円
式見	812円	14,586円
三川内	1,008円	17,606円
紐差	311円	28,282円
津吉	145円	20,541円
今福	212円	38,332円
西彼大串	419円	48,789円
南風崎	865円	23,908円
有喜	160円	20,102円
鶏知	722円	30,527円
崎戸	119円	24,620円
雲仙	140円	53,278円
伊万里福島	378円	17,635円
鷹島	337円	31,266円
野母崎	697円	20,764円
加津佐	155円	13,214円
長崎口之津	273円	12,855円
南有馬	897円	16,061円
富江	328円	14,782円
青方	387円	16,780円
熊本県	東	1,432円
	健軍	753円
	立田	(略)
	田迎	1,178円
	桜町	768円
	熊本清水	830円
	北部	517円
	葦山	977円
	託麻別館	1,276円
	新川尻	829円
	熊本南部	494円
	郡築	192円
	人吉別館	205円
	水俣	1,385円
	玉名	350円
	本渡	550円
	山鹿	263円
	牛深	204円
	菊池	743円
	松橋	489円
	松橋小川	132円
	樋木岩野	625円
	熊本大津	198円
	西合志	205円
	一の宮	240円
	熊本小国	756円
	高森	554円
	南阿蘇	80円
	木山	790円
	矢部別館	636円
	荒尾	189円
	宇土	435円

針尾	332円	13,920円
松浦	321円	17,644円
御厨	229円	6,735円
長崎三和	399円	25,139円
多良見	502円	10,718円
長与	759円	20,860円
琴海	310円	26,657円
西彼	256円	12,001円
東彼杵	257円	10,505円
川棚	241円	11,865円
波佐見	177円	12,918円
湯江	315円	19,758円
小長井	240円	15,033円
島原有明	175円	6,584円
島原国見	175円	8,866円
諫早吾妻	310円	14,386円
饗野森山	857円	16,442円
千々石	253円	10,454円
有家	278円	12,569円
島原深江	949円	8,740円
田平	95円	8,058円
江迎	193円	17,866円
佐々	376円	18,068円
佐世保吉井	123円	16,851円
黒口	182円	16,365円
飯盛	687円	13,981円
島原瑞穂	565円	13,932円
鹿町	316円	23,389円
小佐々	279円	15,087円
楠泊	222円	13,250円
式見	703円	12,796円
三川内	810円	11,211円
紐差	244円	20,919円
津吉	109円	18,120円
今福	162円	35,248円
西彼大串	351円	27,278円
南風崎	704円	17,303円
有喜	142円	16,003円
鶏知	547円	27,096円
崎戸	102円	20,802円
雲仙	111円	47,604円
伊万里福島	274円	13,415円
鷹島	271円	28,974円
野母崎	553円	40,674円
加津佐	121円	10,381円
長崎口之津	208円	11,652円
南有馬	753円	14,760円
富江	217円	13,340円
青方	318円	13,182円
熊本県	東	1,357円
	健軍	717円
	立田	(略)
	田迎	1,213円
	桜町	733円
	熊本清水	846円
	北部	468円
	葦山	1,066円
	託麻別館	1,152円
	新川尻	776円
	熊本南部	399円
	郡築	174円
	人吉別館	172円
	水俣	1,073円
	玉名	308円
	本渡	499円
	山鹿	224円
	牛深	157円
	菊池	550円
	松橋	432円
	松橋小川	113円
	樋木岩野	519円
	熊本大津	177円
	西合志	190円
	一の宮	219円
	熊本小国	623円
	高森	441円
	南阿蘇	71円
	木山	727円
	矢部別館	463円
	荒尾	156円
	宇土	332円

合志	149円	19,538円
熊本小島	726円	18,384円
天明	105円	28,346円
日奈久	458円	8,798円
府本	115円	11,253円
荒尾緑ヶ丘	605円	16,841円
網田	306円	19,037円
三角	583円	13,160円
松橋城南	222円	15,653円
堅志田	210円	19,927円
砥用	179円	18,030円
岱明	67円	13,714円
天水	400円	29,803円
南関	358円	13,278円
熊本長洲	248円	13,397円
鹿本	464円	34,231円
菊陽	922円	13,248円
泗水	297円	16,213円
南小国	540円	19,902円
熊本西原	486円	23,133円
嘉島	289円	49,593円
甲佐	744円	18,230円
坂本	310円	12,673円
熊本鏡	221円	16,627円
宮原	229円	9,568円
東陽	302円	17,514円
湯浦	289円	19,727円
津奈木	381円	24,842円
錦	303円	15,936円
多良木	255円	31,031円
大矢野	1,244円	10,727円
本渡松島	478円	15,817円
赤崎	326円	33,378円
飽田	588円	87,681円
竜峰	437円	15,796円
松橋豊野	39円	18,875円
玉東	378円	7,480円
菊水	415円	8,517円
坊中	188円	38,058円
御船	319円	28,988円
千丁	488円	18,053円
水俣田浦	270円	26,019円
熊本河内	552円	16,930円
水源	183円	22,975円
郡浦	195円	23,987円
鹿北	260円	13,322円
菊鹿	163円	18,330円
鹿央	103円	12,680円
旭志	232円	22,923円
矢部清和	150円	20,160円
芦北	586円	17,690円
湯前	180円	18,864円
姫戸	392円	16,388円
三加和	136円	21,733円
阿蘇	274円	83,830円
本渡富岡	456円	18,074円
河浦	428円	52,673円
蘇陽	287円	19,846円
免田	309円	18,457円
一勝地	173円	19,428円
竜ヶ岳	482円	30,143円
五和	609円	27,054円
玉名大浜	276円	16,706円
大分	1,935円	32,763円
鶴崎	318円	21,700円
大分東	880円	23,380円
大分滝尾	400円	19,862円
大分大道	951円	22,015円
大分市外	742円	21,610円
大分別府	470円	19,004円
別府北	572円	7,726円
如水	95円	18,667円
新中津	521円	21,870円
日田三本松	376円	31,223円
佐伯	650円	22,077円
臼杵	633円	27,006円
津久見	332円	12,530円
大分竹田	310円	20,078円
豊後高田	432円	11,036円
杵築別館	410円	25,612円
大分宇佐	342円	26,002円

大分県

合志	137円	14,934円
熊本小島	649円	15,479円
天明	95円	23,490円
日奈久	355円	8,145円
府本	94円	10,347円
荒尾緑ヶ丘	473円	14,762円
網田	221円	17,041円
三角	582円	10,629円
松橋城南	258円	23,178円
堅志田	189円	16,964円
砥用	137円	15,010円
岱明	54円	10,759円
天水	308円	25,797円
南関	299円	13,240円
熊本長洲	208円	11,392円
鹿本	412円	49,474円
菊陽	860円	15,368円
泗水	248円	15,118円
南小国	479円	18,277円
熊本西原	451円	20,214円
嘉島	256円	43,073円
甲佐	620円	15,888円
坂本	239円	10,812円
熊本鏡	190円	14,643円
宮原	202円	15,884円
東陽	244円	15,156円
湯浦	213円	22,379円
津奈木	299円	17,540円
錦	256円	14,069円
多良木	195円	53,573円
大矢野	954円	10,003円
本渡松島	401円	11,847円
赤崎	292円	35,760円
飽田	539円	81,901円
竜峰	358円	12,373円
松橋豊野	32円	14,296円
玉東	330円	11,239円
菊水	361円	9,791円
坊中	162円	34,619円
御船	267円	23,902円
千丁	437円	14,412円
水俣田浦	193円	21,501円
熊本河内	457円	14,622円
水源	142円	19,789円
郡浦	146円	19,383円
鹿北	221円	17,611円
菊鹿	140円	15,749円
鹿央	88円	21,313円
旭志	194円	19,675円
矢部清和	96円	22,599円
芦北	463円	16,810円
湯前	157円	16,338円
姫戸	313円	14,882円
三加和	110円	26,099円
阿蘇	233円	75,341円
本渡富岡	376円	21,441円
河浦	284円	49,961円
蘇陽	218円	16,204円
免田	261円	15,211円
一勝地	147円	21,644円
竜ヶ岳	370円	25,262円
五和	572円	26,300円
玉名大浜	254円	19,995円
大分	1,575円	36,875円
鶴崎	296円	18,035円
大分東	752円	19,897円
大分滝尾	351円	30,457円
大分大道	850円	24,858円
大分市外	637円	23,255円
大分別府	418円	19,078円
別府北	477円	8,845円
如水	81円	16,563円
新中津	356円	21,094円
日田三本松	312円	32,696円
佐伯	597円	18,744円
臼杵	441円	22,770円
津久見	228円	14,138円
大分竹田	242円	17,143円
豊後高田	315円	22,451円
杵築別館	329円	21,683円
大分宇佐	260円	21,880円

大分県

国東	301円	15,426円
日出	642円	14,991円
由布院	663円	14,239円
大分三重	263円	22,624円
玖珠	574円	22,460円
大分種田	772円	16,860円
大分中津	789円	12,240円
大分戸次	892円	50,494円
鶴崎松岡	436円	28,293円
長洲	327円	18,866円
豊後高田田原	78円	14,172円
大分賀来	826円	19,928円
坂ノ市別館	646円	25,061円
海崎	104円	16,208円
保戸島	550円	70,095円
宇佐八幡	263円	14,599円
山香	359円	16,532円
大分挾間	337円	23,608円
大分庄内	318円	12,019円
佐賀関	220円	37,514円
幸崎	192円	18,445円
佐伯弥生	527円	31,639円
野津	399円	14,437円
緒方	222円	22,681円
三重大野	397円	11,963円
三重千歳	72円	17,115円
天ヶ瀬	794円	20,641円
三光	203円	15,780円
大分野津原	420円	27,078円
直川	331円	15,834円
本耶馬溪	329円	16,583円
院内	134円	24,682円
安心院	232円	15,806円
真玉	163円	25,666円
国東国見	157円	30,522円
国東富来	294円	21,027円
佐伯鶴見	486円	19,571円
竹田荻	119円	15,071円
日田大山	527円	10,698円
大分犬飼	262円	14,313円
大分吉野	102円	17,687円
安岐	221円	13,432円
武蔵	401円	14,015円
宇目	338円	20,055円
蒲江	328円	15,452円
耶馬溪下郷	238円	80,871円
山国	185円	25,376円
香々地	158円	27,086円
三重清川	69円	11,424円
久住	545円	13,710円
恵良	272円	10,349円
津江	367円	28,604円
耶馬溪	484円	14,445円
合河	215円	23,035円
生目	350円	28,572円
宮崎大淀	774円	22,428円
木花	826円	23,367円
都城	579円	14,049円
都城荘内	90円	15,022円
沖水	208円	15,788円
都城中郷	94円	37,924円
土々呂	482円	21,398円
延岡市外	616円	19,039円
日南	253円	12,784円
宮崎小林	360円	16,114円
日向別館	249円	62,879円
西都	435円	22,640円
高城	239円	18,068円
宮崎住吉	612円	16,435円
柳瀬	323円	33,664円
宮崎本郷	653円	26,698円
志和池	95円	39,697円
大堂津	231円	26,852円
駄肥	192円	17,197円
西小林	190円	23,423円
串間	368円	21,422円
三財	276円	18,988円
えびの営機械	235円	23,009円
飯野駅前	185円	17,678円
清武	1,545円	36,233円
宮崎田野	235円	12,771円

宮崎県

国東	263円	13,812円
日出	566円	12,785円
由布院	558円	12,531円
大分三重	228円	20,783円
玖珠	501円	18,871円
大分種田	693円	13,940円
大分中津	619円	9,986円
大分戸次	737円	44,093円
鶴崎松岡	383円	25,367円
長洲	278円	19,665円
豊後高田田原	64円	10,140円
大分賀来	747円	22,244円
坂ノ市別館	523円	25,014円
海崎	90円	13,939円
保戸島	285円	60,151円
宇佐八幡	220円	12,711円
山香	286円	13,765円
大分挾間	318円	22,124円
大分庄内	276円	10,789円
佐賀関	167円	26,199円
幸崎	162円	16,328円
佐伯弥生	463円	27,350円
野津	357円	14,952円
緒方	186円	19,737円
三重大野	306円	13,190円
三重千歳	58円	15,283円
天ヶ瀬	648円	27,826円
三光	184円	13,457円
大分野津原	366円	23,678円
直川	246円	14,211円
本耶馬溪	261円	14,088円
院内	120円	32,526円
安心院	210円	13,025円
真玉	162円	22,064円
国東国見	139円	31,869円
国東富来	181円	18,631円
佐伯鶴見	439円	21,076円
竹田荻	99円	16,015円
日田大山	448円	9,968円
大分犬飼	254円	12,413円
大分吉野	78円	14,608円
安岐	180円	11,073円
武蔵	321円	22,137円
宇目	221円	15,576円
蒲江	243円	12,501円
耶馬溪下郷	214円	72,620円
山国	151円	18,992円
香々地	110円	21,871円
三重清川	51円	16,857円
久住	302円	12,777円
恵良	227円	15,842円
津江	265円	23,888円
耶馬溪	238円	13,037円
合河	194円	22,841円
生目	295円	23,506円
宮崎大淀	645円	21,624円
木花	693円	19,386円
都城	510円	13,416円
都城荘内	81円	12,618円
沖水	171円	13,928円
都城中郷	84円	34,376円
土々呂	435円	18,428円
延岡市外	489円	17,696円
日南	213円	11,207円
宮崎小林	307円	13,338円
日向別館	231円	60,593円
西都	365円	19,319円
高城	212円	33,980円
宮崎住吉	541円	14,080円
柳瀬	287円	40,840円
宮崎本郷	493円	23,409円
志和池	84円	23,519円
大堂津	169円	23,552円
駄肥	177円	15,101円
西小林	168円	16,405円
串間	308円	18,140円
三財	248円	15,550円
えびの営機械	190円	20,751円
飯野駅前	171円	16,008円
清武	1,287円	29,787円
宮崎田野	219円	10,551円

宮崎県

佐土原	182円	24,386円
西佐土原	236円	15,144円
日南北郷	376円	16,338円
日南南郷	286円	34,776円
三股	233円	27,004円
都城高崎	192円	15,629円
高原	224円	22,711円
小林野尻	239円	19,220円
紙屋	136円	22,600円
宮崎高岡	204円	15,971円
国富	278円	19,562円
綾	189円	18,242円
高鍋営業所1	320円	22,086円
新富	442円	20,984円
木城	475円	23,073円
川南	147円	11,093円
都農	179円	15,917円
門川	328円	19,913円
大東	134円	12,714円
都城山田	171円	22,547円
高千穂別館	294円	23,007円
都城高野	183円	25,588円
美々津	236円	26,410円
岩脇	213円	22,192円
真幸	210円	30,226円
山陰	193円	22,778円
神門	326円	18,718円
日向西郷	152円	19,088円
宇納間	100円	19,787円
曾木	168円	16,876円
北川	291円	22,717円
延岡北浦	497円	29,983円
宮崎東	902円	36,126円
青島	294円	64,879円
都城山之口	206円	18,303円
日之影	155円	17,059円
五ヶ瀬	285円	8,199円
宮崎内海	478円	25,911円
諸塚	139円	26,976円
鹿児島県		
鴨池甲南新館	3,023円	25,345円
谷山	1,237円	20,153円
伊敷	1,138円	27,786円
原良	3,474円	24,548円
広木	3,516円	27,462円
坂之上	1,924円	16,698円
鹿児島川内	673円	23,679円
鹿屋	407円	28,146円
枕崎	288円	10,424円
名瀬	802円	17,795円
出水	229円	10,504円
指宿	397円	20,518円
加世田	392円	18,416円
国分	654円	25,975円
種子島	258円	10,304円
加治木	616円	18,091円
帖佐	453円	34,096円
丸尾	154円	22,601円
志布志	158円	12,213円
屋久島	126円	23,476円
徳之島	296円	19,745円
鹿児島吉野	551円	15,834円
鹿児島春日	1,669円	20,462円
鹿児島大口	385円	11,752円
隼人	584円	55,055円
河頭	123円	22,832円
高須	122円	26,032円
大始良	124円	22,404円
鹿屋南	37円	17,721円
串木野	333円	16,321円
阿久根	320円	24,368円
米之津	130円	25,602円
宮ヶ浜	82円	13,408円
鹿児島垂水	205円	27,654円
指宿山川	74円	9,866円
開聞	89円	22,257円
知覧	333円	20,257円
知覧瀬世	38円	15,469円
加世田川辺	196円	27,573円
市来	329円	17,378円
東市来	188円	25,925円
伊集院	391円	16,702円

佐土原	282円	20,629円
西佐土原	224円	13,989円
日南北郷	339円	22,843円
日南南郷	253円	22,125円
三股	202円	23,993円
都城高崎	191円	14,917円
高原	188円	18,901円
小林野尻	258円	14,594円
紙屋	99円	23,248円
宮崎高岡	189円	15,948円
国富	262円	17,190円
綾	177円	28,457円
高鍋営業所1	293円	18,509円
新富	326円	16,142円
木城	370円	20,575円
川南	129円	21,004円
都農	171円	14,664円
門川	279円	16,744円
大東	106円	15,265円
都城山田	156円	20,418円
高千穂別館	220円	19,108円
都城高野	139円	18,373円
美々津	193円	22,441円
岩脇	184円	17,496円
真幸	199円	26,354円
山陰	159円	18,741円
神門	240円	14,563円
日向西郷	121円	16,140円
宇納間	83円	16,309円
曾木	136円	16,508円
北川	225円	20,838円
延岡北浦	358円	24,980円
宮崎東	665円	32,205円
青島	244円	60,730円
都城山之口	179円	17,386円
日之影	152円	14,499円
五ヶ瀬	224円	6,762円
宮崎内海	340円	22,111円
諸塚	117円	23,011円
鹿児島県		
鴨池甲南新館	2,771円	22,252円
谷山	1,115円	24,613円
伊敷	1,073円	28,696円
原良	3,039円	20,279円
広木	3,006円	20,364円
坂之上	1,478円	13,154円
鹿児島川内	627円	22,217円
鹿屋	321円	23,175円
枕崎	211円	15,423円
名瀬	717円	16,216円
出水	181円	8,866円
指宿	335円	25,460円
加世田	246円	15,211円
国分	524円	22,249円
種子島	144円	8,060円
加治木	519円	14,568円
帖佐	377円	29,656円
丸尾	112円	20,309円
志布志	106円	12,093円
屋久島	84円	19,585円
徳之島	247円	17,359円
鹿児島吉野	366円	12,757円
鹿児島春日	1,558円	17,660円
鹿児島大口	294円	16,935円
隼人	399円	51,694円
河頭	103円	20,671円
高須	75円	22,919円
大始良	79円	19,837円
鹿屋南	25円	14,144円
串木野	210円	14,528円
阿久根	256円	20,079円
米之津	97円	23,110円
宮ヶ浜	70円	12,286円
鹿児島垂水	148円	24,661円
指宿山川	72円	19,379円
開聞	76円	19,299円
知覧	282円	17,847円
知覧瀬世	29円	13,945円
加世田川辺	217円	24,099円
市来	237円	15,543円
東市来	197円	23,635円
伊集院	327円	13,233円

松元	243円	30,497円
伊集院郡山	300円	25,294円
金峰	245円	15,001円
入来	99円	24,514円
宮之城	157円	22,139円
高尾野	132円	13,802円
菱刈	113円	9,722円
蒲生	122円	19,175円
十三塚原	101円	19,609円
加治木横川	147円	66,595円
粟野	435円	21,978円
吉松	125円	30,183円
霧島	78円	15,754円
岩川	197円	14,392円
財部	62円	17,193円
都城未吉	407円	19,597円
志布志有明	220円	26,039円
蓬原	125円	16,312円
志布志大崎	122円	12,654円
菱田	78円	33,931円
串良	106円	23,546円
鹿屋高山	225円	24,511円
吾平	153円	23,453円
大根占	221円	22,823円
根占	152円	26,818円
古江	263円	17,195円
川内東郷	291円	29,356円
牧ノ原	151円	18,866円
百引	142円	18,133円
志布志松山	36円	28,314円
大根占田代	133円	23,612円
川内西方	39円	20,136円
城上	116円	25,681円
高隈	244円	17,757円
阿久根脇本	154円	14,201円
阿久根大川	65円	11,031円
鹿屋新城	77円	23,529円
牛根	431円	27,901円
西桜島	300円	18,108円
喜入	166円	24,290円
瀬々串	159円	15,634円
頼娃	274円	14,162円
石垣	53円	12,126円
笠沙	102円	15,806円
加世田大浦	306円	32,101円
樋脇	113円	19,447円
市比野	188円	24,958円
宮野城鶴田	298円	16,647円
薩摩	257円	16,292円
那答院	207円	18,981円
出水野田	319円	17,341円
牧園	129円	16,359円
細山田	(略)	25,328円
内の浦	419円	23,270円
佐多	220円	20,527円
喜界島	554円	29,865円
鹿児島吉田	338円	18,527円
伊集院吹上	99円	13,429円
出水鷹巢	439円	22,766円
指江	293円	29,977円
竜郷	14円	31,695円
笠利	682円	27,948円
天城	119円	38,334円
伊仙	389円	32,449円
与論島	61円	26,733円
川内羽島	326円	21,075円
山門野	227円	20,161円
瀬戸内	1,581円	17,086円
知名	288円	28,463円
木蔭	79円	57,560円
勝能	92円	140,318円
管鈍	119円	65,746円
与路島	121円	295,914円
請島	192円	204,978円
節子	359円	77,870円
生見	106円	11,534円
中種子	364円	20,146円
南種子	810円	17,261円

松元	188円	26,277円
伊集院郡山	280円	21,569円
金峰	194円	12,966円
入来	69円	21,834円
宮之城	97円	25,087円
高尾野	101円	12,124円
菱刈	83円	8,213円
蒲生	111円	16,286円
十三塚原	76円	15,638円
加治木横川	103円	57,315円
粟野	248円	18,046円
吉松	21円	26,548円
霧島	59円	13,832円
岩川	151円	12,641円
財部	65円	23,918円
都城未吉	353円	17,304円
志布志有明	140円	20,820円
蓬原	107円	13,610円
志布志大崎	82円	15,662円
菱田	53円	29,304円
串良	89円	20,822円
鹿屋高山	146円	21,726円
吾平	89円	20,058円
大根占	165円	19,733円
根占	101円	23,771円
古江	203円	14,546円
川内東郷	314円	24,945円
牧ノ原	120円	13,297円
百引	108円	20,387円
志布志松山	28円	23,998円
大根占田代	93円	18,889円
川内西方	30円	15,940円
城上	91円	21,093円
高隈	188円	14,805円
阿久根脇本	123円	12,226円
阿久根大川	50円	9,752円
鹿屋新城	59円	18,579円
牛根	296円	23,499円
西桜島	257円	17,880円
喜入	178円	21,382円
瀬々串	114円	14,555円
頼娃	128円	11,536円
石垣	52円	10,437円
笠沙	77円	12,836円
加世田大浦	255円	25,910円
樋脇	82円	16,266円
市比野	159円	20,891円
宮野城鶴田	249円	13,718円
薩摩	201円	13,349円
那答院	176円	15,333円
出水野田	233円	14,810円
牧園	107円	14,050円
細山田	(略)	19,641円
内の浦	170円	19,752円
佐多	194円	16,599円
喜界島	268円	22,867円
鹿児島吉田	243円	15,483円
伊集院吹上	74円	11,599円
出水鷹巢	263円	18,405円
指江	224円	25,367円
竜郷	13円	26,312円
笠利	538円	27,721円
天城	103円	41,223円
伊仙	343円	27,945円
与論島	54円	28,307円
川内羽島	233円	19,462円
山門野	173円	16,083円
瀬戸内	1,131円	14,291円
知名	229円	23,621円
木蔭	66円	47,662円
勝能	72円	122,632円
管鈍	99円	54,731円
与路島	95円	263,020円
請島	135円	178,375円
節子	267円	67,805円
生見	71円	10,066円
中種子	214円	19,448円
南種子	440円	14,059円

	母間	63円	20,997円
	沖之永良部	260円	28,442円
	坊	237円	16,534円
沖縄県	寄宮	1,830円	20,793円
	牧志	2,362円	26,972円
	小禄	1,540円	17,355円
	首里	4,551円	21,224円
	田場	312円	19,677円
	大謝名	928円	22,731円
	普天間	549円	18,784円
	沖縄宮古	455円	24,153円
	八重山	778円	26,466円
	浦添別	1,998円	32,974円
	名護別館	928円	21,005円
	照屋	672円	21,038円
	コザ	675円	43,096円
	胡屋	655円	27,275円
	コザ北谷	1,361円	35,735円
	豊見城	1,104円	23,075円
	与那原	789円	23,300円
	南風原	1,064円	52,641円
	久辺	100円	101,433円
	嘉手納	1,363円	38,268円
	沖縄石川別	435円	20,621円
	具志川	581円	16,399円
	仲尾次	172円	33,798円
	米須	293円	31,960円
	今帰仁	959円	24,406円
	本部	510円	16,675円
	コザ金武	580円	19,163円
	与那城	475円	16,443円
	諫谷	833円	32,598円
	中城	696円	26,394円
	東風平	272円	26,034円
	与那原玉城	176円	33,372円
	佐敷	300円	23,140円
	本部山川	104円	36,280円
	北中城	1,196円	30,692円
	南大東	55円	87,212円
	北大東	65円	111,394円
	久米島	812円	36,272円
	城辺	177円	19,846円
	沖縄上野	122円	64,549円
平安座	147円	39,659円	
座間味	27円	33,845円	
伊良部	264円	24,018円	
波照間	74円	35,424円	
与那国	365円	51,520円	
国頭別	347円	30,813円	

	母間	48円	21,201円
	沖之永良部	172円	23,406円
	坊	185円	15,354円
沖縄県	寄宮	1,639円	17,358円
	牧志	1,788円	26,528円
	小禄	1,462円	14,639円
	首里	4,057円	18,543円
	田場	282円	16,139円
	大謝名	1,071円	20,547円
	普天間	450円	14,257円
	沖縄宮古	419円	21,120円
	八重山	738円	22,122円
	浦添別	1,705円	29,281円
	名護別館	781円	17,113円
	照屋	567円	17,190円
	コザ	605円	42,152円
	胡屋	597円	23,332円
	コザ北谷	1,267円	28,948円
	豊見城	1,063円	19,593円
	与那原	928円	19,420円
	南風原	970円	41,312円
	久辺	90円	75,454円
	嘉手納	1,307円	28,540円
	沖縄石川別	373円	16,752円
	具志川	554円	20,702円
	仲尾次	159円	28,652円
	米須	261円	26,709円
	今帰仁	305円	29,852円
	本部	437円	14,502円
	コザ金武	526円	19,070円
	与那城	442円	13,733円
	諫谷	746円	28,187円
	中城	655円	23,360円
	東風平	325円	20,983円
	与那原玉城	166円	28,730円
	佐敷	264円	19,011円
	本部山川	95円	30,309円
	北中城	1,270円	27,379円
	南大東	50円	71,808円
	北大東	50円	98,536円
	久米島	748円	29,679円
	城辺	172円	17,511円
	沖縄上野	110円	57,891円
平安座	127円	33,789円	
座間味	17円	28,914円	
伊良部	231円	20,489円	
波照間	69円	29,298円	
与那国	283円	49,413円	
国頭別	298円	26,644円	

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	31,287 円
石川県	31,165 円
福井県	21,755 円
岐阜県	24,363 円
静岡県	41,869 円
愛知県	44,333 円
三重県	27,816 円
滋賀県	33,495 円
京都府	33,384 円
大阪府	54,910 円
兵庫県	50,506 円
奈良県	29,487 円
和歌山県	18,182 円
鳥取県	58,976 円
島根県	22,237 円
岡山県	51,218 円
広島県	47,486 円
山口県	34,638 円
徳島県	59,501 円
香川県	35,655 円
愛媛県	45,403 円
高知県	27,124 円
福岡県	54,904 円
佐賀県	19,116 円
長崎県	13,678 円
熊本県	31,249 円
大分県	40,913 円
宮崎県	30,782 円
鹿児島県	40,501 円
沖縄県	29,681 円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	29,051 円
石川県	28,280 円
福井県	20,200 円
岐阜県	21,523 円
静岡県	38,900 円
愛知県	40,367 円
三重県	29,924 円
滋賀県	30,070 円
京都府	30,291 円
大阪府	50,381 円
兵庫県	46,374 円
奈良県	26,432 円
和歌山県	17,329 円
鳥取県	53,555 円
島根県	20,622 円
岡山県	47,376 円
広島県	42,683 円
山口県	31,599 円
徳島県	59,231 円
香川県	32,611 円
愛媛県	42,096 円
高知県	36,515 円
福岡県	49,977 円
佐賀県	16,120 円
長崎県	15,873 円
熊本県	28,678 円
大分県	37,679 円
宮崎県	28,593 円
鹿児島県	36,431 円
沖縄県	27,823 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	140 円
石川県	138 円
福井県	144 円
岐阜県	157 円
静岡県	169 円
愛知県	176 円
三重県	162 円
滋賀県	172 円
京都府	235 円
大阪府	213 円
兵庫県	243 円
奈良県	201 円
和歌山県	213 円
鳥取県	159 円
島根県	170 円
岡山県	156 円
広島県	170 円
山口県	149 円
徳島県	168 円
香川県	162 円
愛媛県	157 円
高知県	126 円
福岡県	212 円
佐賀県	164 円
長崎県	132 円
熊本県	170 円
大分県	192 円
宮崎県	134 円
鹿児島県	162 円
沖縄県	165 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額655円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	131 円
石川県	129 円
福井県	129 円
岐阜県	141 円
静岡県	154 円
愛知県	162 円
三重県	154 円
滋賀県	156 円
京都府	213 円
大阪府	195 円
兵庫県	223 円
奈良県	184 円
和歌山県	210 円
鳥取県	145 円
島根県	155 円
岡山県	145 円
広島県	153 円
山口県	138 円
徳島県	158 円
香川県	151 円
愛媛県	143 円
高知県	129 円
福岡県	194 円
佐賀県	150 円
長崎県	125 円
熊本県	169 円
大分県	178 円
宮崎県	127 円
鹿児島県	147 円
沖縄県	154 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額687円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (27,578円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		10,853 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		239 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (26,837円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容	
ア 光信号引込等設備を撤去する場合		10,653 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合		238 円

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M 折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（ <u>手動によるものを除きます。</u> ）	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
手動交換機能	手動により相互接続通信の交換等を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表 1 に規定します。
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2～4 (略)

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M 折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,800円	_____

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,304円	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、地域指定特定番号着信機能（以下「ナビダイヤルサービス」といいます。）、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	8,890 円	7,778 円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	70 円	1,155 円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	11,268 円	9,601 円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	130 円	1,339 円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	1,200bit/sの符号伝 送が可能なもの	7,473 円	—
		48kbit/sの符号伝送 が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）
（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝 送路設備及び 端末回線を収 容する伝送装 置により通信 路の設定並び に伝送を行う 機能	2,400bit/sの符号伝送が可能 なもの	8,890 円	7,778 円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能 なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能 なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	1,200bit/sの符号伝 送が可能なもの	9,160 円	—
		48kbit/sの符号伝送 が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）
（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝 送路設備及び 端末回線を収 容する伝送装 置により通信 路の設定並び に伝送を行う 機能	2,400bit/sの符号伝送が可能 なもの	11,268 円	9,601 円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能 なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能 なもの			

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	70円	1,155円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

(2) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,473円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

1～3 （略）

（経過措置）

4 （略）

（1）網使用料

ア （略）

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,339円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

(2) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

区分		料金額		備考
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	9,160円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

1～3 （略）

（経過措置）

4 （略）

（1）網使用料

ア （略）

イ 端末回線伝送機能
(7) 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,136円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料工欄に係る料金は含みません。
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,136円	
			C AB以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,170円	
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに	26,316円		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに	26,316円		

月額

(イ) 加算料

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに	772円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに	772円	

月額

イ 端末回線伝送機能
(7) 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,161円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料工欄に係る料金は含みません。
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,161円	
			C AB以外のもの	1光信号主端末回線収容装置ごとに	1,196円	
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに	22,523円		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線通信網終端装置ごとに	22,523円		

月額

(イ) 加算料

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに	168円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに	168円	

月額

ウ 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分				料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,523円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,523円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1,569円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分				料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	706円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	706円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	727円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分	単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備管理機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	69円	_____

ウ 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分				料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	2,216円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	2,216円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	2,282円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分				料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	694円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	694円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	715円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分	単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備管理機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	66円	_____

附 則（平成 27 年 4 月 10 日西設相制第 11 号）

1～2（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

3 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 25 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	15.14 円	
優先接続受付手続費	ア欄	1 変更ごとに	172 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円
		(イ)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	8,161 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	40 円	
	イ欄	1 件ごとに	94 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	751 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	296 円	

（手続費の遡及適用）

4 料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 32 欄、第 34 欄ウ(イ)欄及び第 35 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
接続工事等時刻指定手続費	1 件ごとに	平日夜間	16,694 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
		平日深夜	27,740 円	
		土日祝日夜間	17,319 円	
		土日祝日深夜	28,646 円	
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ウ(イ)欄	1 区間ごとに	2,915 円	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
申込者情報確認結果即時通知手続費	月額		1,593,402 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日西設相制第 11 号）

1～2（略）

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則第18条、附則（平成23年3月31日西相制第144号）及び附則（平成26年4月9日西設相制第115号）に係るものについては、平成28年4月1日から適用します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成28年度に適用するものに限り、）は、利益対応税率を0.5298として算定します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

3 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成26年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分			単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費			1件ごとに	15.31円	
優先接続受付手続費			1変更ごとに	218円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.02円	
		(4)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.01円	
光配線区域情報調査費	ア欄		1通信用建物ごとに	7,901円	
	イ欄		1通信用建物ごとに	1,247円	
	ウ欄		1通信用建物ごとに	2,337円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄		1件ごとに	43円	
	イ欄		1件ごとに	96円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄		1電気通信番号ごとの1件ごとに	750円	
	イ欄		1電気通信番号ごとの1件ごとに	297円	

技術的条件集

第1章 通則
(用語の定義)
第1条 (略)

用語	意味
(略)	
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号:電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者(当社及び特定端末系事業者を除きます。)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略)</p> <p>分類5 <u>接続型</u>PHS系番号:電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する<u>接続型</u>PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 <u>活用型</u>PHS系番号:電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する<u>活用型</u>PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類7 無線呼出し系番号:電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 (略)</p>
(3) 発信種別	<p>形態3-3及び形態4-6において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照 (略)</p> <p>発信種別4:加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料</p>

技術的条件集

第1章 通則
(用語の定義)
第1条 (略)

用語	意味
(略)	
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号:電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者(当社及び特定端末系事業者を除きます。)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略)</p> <p>分類5 PHS系番号:電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有するPHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 削除</p> <p>分類7 無線呼出し系番号:電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 (略)</p>
(3) 発信種別	<p>形態3-3及び形態4-6において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照 (略)</p> <p>発信種別4:加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料</p>

	金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、分類7に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）
(略)	(略)
(12) <u>端末回線線端接続</u> <u>インタフェース</u> （ <u>活用型</u> <u>P用インタフェース</u> ）	活用型PHS事業者が端末回線線端接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(34) <u>公衆用基地局</u>	活用型PHS事業者の設置する無線接続装置
(略)	(略)
(47) <u>接続型</u> PHS系端 末機器	接続型PHS系番号を有する端末機器
(48) <u>活用型</u> PHS系端 末機器	活用型PHS系番号を有する端末機器
(49) <u>PHS系</u> 端末機器	接続型PHS系端末機器及び活用型PHS系端末機器
(略)	(略)
(75) <u>活用型</u> PHSサー ビス接続機能	活用型PHS事業者へ接続するために必要な番号変換、位置登録、端末認証等の情報をサービス制御局へ中継する機能
(略)	(略)

(略)

	金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類4、分類5、 <u>分類7</u> に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。）
(略)	(略)
(12) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)
(34) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)
(47) <u>PHS系</u> 端末機器	PHS系番号を有する端末機器
(48) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(49) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)
(75) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)

(略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1

(網構成)

第4条 当社の加入者交換機（以下「LS」といいます。）と公衆用基地局との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

2 方路選択の方法は次のとおりとします。

(1) 直接協定事業者網から当社網への発信時は当社網と直接協定事業者網とはPHS接続装置とその公衆用基地局との間の相互接続点で接続されます。

(2) 当社網から直接協定事業者網への着信時は当社網と直接協定事業者網とは接続番号が示す着信先のPHS端末機器番号について、当社網にて導出した位置登録先に対して一斉呼出しを行った際に選択された公衆用基地局とPHS接続装置との間の相互接続点で接続します。

(接続方式)

第5条 分類1による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間での基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号（以下「一般ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。

00XY + 0 + ABCDE + FGHIJ

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は13桁から14桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

00XY + 0A0 + CDE + FGHI

JK

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は15桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出され

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1

第4条 削除

第5条 削除

る場合があります。

$00XY + X \sim X$

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は5桁から19桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミグアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網間での基本接続以外の接続において使用される接続番号（以下「特殊ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。

$00XY + X \sim X + (\beta 1 \sim \beta n)$

事業者識別番号 サービスコード

(ア) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号からサービスコードまでの5桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミグアウトにより送出される場合があります。

(イ) $\beta 1 \sim \beta n$ は当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのセカンドダイヤルトーン（以下「SDT」といいます。）や音声ガイダンス等に従い加入契約者がPB信号により送出するものとし、その情報内容や送出桁数等については当社は関与しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：00XY+X~X

発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード 2. 国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類1で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オデイト	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデイト	PT-M2

3	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	6.4 kbit/s 非制限	PT-M3
4	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オーディオ	PT-M13
5	PHS 端末機器発信 (不完 了)	6.4 kbit/s 非制限	PT-M14
6	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	—	PT-M11
7	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	—	PT-M12

2 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

00X(Y) + X~X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等(010から始まる番号も含む)さらに接続番号を次のとおりに区分します。

(ア) 00XY₁系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

(イ) 00XY₄系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

(ウ) その他: (ア) (イ) のうち当社が指定する接続番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は4桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき

パラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：00X(Y) +X~X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C~J 又は A0+C~ K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	二	
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 一：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類2で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信 国際クレジットコール以外	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M4
2	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信 国際クレジットコール	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M5
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M2
4	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
5	PHS 端末機器発信（不完 了）	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M13
6	PHS 端末機器発信（不完 了）	64 kbit/s 非制限	PT-M14
7	PHS 端末機器発信（ハン ドオーバー）	二	PT-M11
8	PHS 端末機器発信（位置 登録）	二	PT-M12

3 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとしま
す。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規
則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業
者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を
当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりと
します。

0 + ABCDE + FGHIJ

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国
内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出さ
れる場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基
地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表

7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A～J
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類3で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解

積を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシオンタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
4	PHS 端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M15
5	PHS 端末機器発信（不 完了）	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M13
6	PHS 端末機器発信（不 完了）	64 kbit/s 非制限	PT-M14
7	PHS 端末機器発信（ハ ンドオーバ）	—	PT-M11
8	PHS 端末機器発信（位 置登録）	—	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点はANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、DISCを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

4 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼（以下「サービス制御呼」といいます。）を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

$$\frac{0A0}{\text{サービス識別番号}} + \frac{CDE}{\text{事業者識別番号}} + \frac{FGHJK}{\text{加入者番号}}$$

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

0A0	+	CDE	+	140	(X)
0A0	+	CDE	+	141	(X)
0A0	+	CDE	+	142	(X)
0A0	+	CDE	+	143	(X)
0A0	+	CDE	+	161	(X)
0A0	+	CDE	+	181	(X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A0+C～ K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～ K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード

CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類4で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートイ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (不完了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
5	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	＝	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置登録)	＝	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点はANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

5 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

O A O + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送みされる場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局一デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A O + C ~ K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A O + C ~ J 又は A O + C ~

			<u>K</u>
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類5で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M2
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
3	PHS 端末機器発信(不完了)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信(不完了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14

5	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	二	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第4項(3)の規定を準用します。

6 分類6による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社及び特定端末系事業者に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

O A O + C D + E F G H J
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号
 O A O + C D E + F G H J K
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ウ 当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、イの限りではありません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。

Number			番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
発番号 Calling Party Number	順方向	○	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社および端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号デジット：A～J (2) 国際系端末機器発信の場合 番号種別：網特有番号または国際番号、番号デジット：n～n (加入者電話番号による) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。 (3) 携帯・自動車電話系、接続型PHS系、活用型PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号デジット：A0+C～K (4) IP電話 (050C～K) 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号デジット：50+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	二	
CA情報 Charge Area Information	逆方向	二	
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 一：設定されません

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
-----	----	----	----

着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ディジット：A0+C ～K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C ～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類6で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M6
2	ISDN 端末機器発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M7

3	I S D N 端末機器発信 → P H S 端末機器着信	6 4 kbit/s 非制限	P T - M 8
4	I P 電話網発信 → P H S 端末機器着信	音声、3.1kHz オーディオ	P T - M 2 0
5	アナログ端末機器発信 → P H S 端末機器着信 圏外・電源断トーカーの送出	音声、3.1kHz オーディオ	P T - M 9
6	I S D N 端末機器発信 → P H S 端末機器着信 圏外・電源断トーカーの送出	音声、3.1kHz オーディオ	P T - M 1 0
7	I P 電話網発信 → P H S 端末機器着信 圏外・電源断トーカーの送出	音声、3.1kHz オーディオ	P T - M 2 1
8	P H S 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	—	P T - M 1 1
9	P H S 端末機器発信 (位置 登録)	—	P T - M 1 2

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信/着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	P H S 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	音声、3.1kHz オーディオ	P T - M 2
2	P H S 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	6 4 kbit/s 非制限	P T - M 3
3	P H S 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オーディオ	P T - M 1 3
4	P H S 端末機器発信 (不完 了)	6 4 kbit/s 非制限	P T - M 1 4
5	P H S 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	—	P T - M 1 1
6	P H S 端末機器発信 (位置 登録)	—	P T - M 1 2

当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりと
します。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに
応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を

受信した時点はANMを受信した時点又はCONNを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、DISCを受信した時点又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

7 分類8による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電話通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間での基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号の構成は次のとおりとします。

$$\frac{0091N1N2}{\text{事業者識別番号}} + \frac{X \sim X}{\text{国際公衆電気通信番号等}}$$

当社網と直接協定事業者網で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は8桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網での基本接続以外の接続において使用される接続番号構成は次のとおりとします。

$$\frac{0091N1N2}{\text{事業者識別番号}} + \frac{X \sim X}{\text{サービスコード}} + \frac{(\beta 1 \sim \beta n)}{\text{サービスコード}}$$

(ア) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号からサービスコードまでの7桁から26桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(イ) $\beta 1 \sim \beta n$ は当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのSDTや音声ガイダンス等に従い加入契約者がPB信号により送出するものとし、その情報内容や送出桁数等については当社は関与しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間の使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局ーデジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した

場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。
 イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：0091N1N2+X~X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 二：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類8で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網

間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクショントイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オーディオ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オーディオ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 → IP 電話網着信	音声、3.1kHz オーディオ	PT-M19
4	PHS 端末機器発信（完了）	音声、3.1kHz オーディオ	PT-M13
5	PHS 端末機器発信（ハンドオーバー）	—	PT-M11
6	PHS 端末機器発信（位置登録）	—	PT-M12

8 分類9による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 0 + C D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた最大10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：50+C~K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類9で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及びデジタル網と着側網については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → I P 電話網着信	音声、3.1kHz オデーバ	PT-M19
2	PHS 端末機器発信（不完 了）	音声、3.1kHz オデーバ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信（ハン ドオーバ）	二	PT-M11
4	PHS 端末機器発信（位置 登録）	二	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項
(3)の規定を準用します。

9 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規
則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりと
します。

110

緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

119

緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は
3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基
地局ーデジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表
7に示すのとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信し
た場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき
パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のと おりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：110

			／119
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、警察接続機能及び消防接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 受付台	音声、3.1kHz オート	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 (ハ ンドオーバー)	＝	PT-M11

3	PHS 端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12
---	-------------------	---	--------

10 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：104
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報

			事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 活用型PHS系端末機器発信の場合 課金情報種別：事業者間相互接続柔軟課金
課金情報 Charge Information	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 活用型PHS系端末機器発信の場合 信号要素種別：起動 オペレーションクラス：クラス1（報告なし） オペレーション種別：即時課金指示 課金者識別：発信者課金 料金収集方法：加入者請求－正常 料金／レート表示：料金／レート情報なし

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

ウ 別表5に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 案内台	音声、3.1kHz オペイ	PT-M16
2	PHS 端末機器発信 → 案内台 (ガイダンス)	音声、3.1kHz オペイ	PT-M17
3	PHS 端末機器発信 (完了)	音声、3.1kHz オペイ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	二	PT-M11

5	PHS 端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12
---	-------------------	---	--------

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 当社網からCONNを直接協定事業者網に返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する課金信号を送信した時点とは1電話番号を案内する毎に当社網からFACILITYを送信した時点とします。

ウ 1通話における最大案内回数は15回とします。

11 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

171

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ウ 接続後、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からPB信号により送出する情報内容や送出桁数等については、次のとおりとします。

171ダイヤル後のインチャネル追加ダイヤル手順と、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からPB信号により投入される番号の条件は次のとおりとします。

操作内容	ダイヤル手順(注)
伝言録音	(171)●処理識別コード(1) ●BOX番号(0A~J)
伝言再生	(171)●処理識別コード(2) ●BOX番号(0A~J)
暗証番号有り伝言録音	(171)●処理識別コード(3) ●暗証番号(XXXX)● BOX番号(0A~J)
暗証番号有り伝言再生	(171)●処理識別コード(4) ●暗証番号(XXXX)● BOX番号(0A~J)

凡例 ●：当社網からの音声ガイダンスを示します。

注一 協定事業者網から投入する番号の条件は次のとおりとします。

処理識別コード：1(伝言登録)、2(伝言再生)、3(暗証番号有り伝言録音)、4(暗証番号有り伝言再生)

暗証番号 : XXXX(0～9までの任意の数字による4桁の番号)

BOX番号 : 被災地の電話番号(端末系番号(0A～J))

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局ーデジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：171
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M15
2	PHS 端末機器発信 (完了)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	ー	PT-M11
4	PHS 端末機器発信 (位置登録)	ー	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項(3)の規定を準用します。

12 気象情報提供機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

177

網内情報提供サービス (天気予報)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：177
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 別表5に示す接続シーケンスの内、気象情報提供機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 音源装置	音声、3.1kHz オートイコ	PT-M1 PT-M2
2	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オートイコ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信 (ハ ンドオーバ)	二	PT-M11
4	PHS 端末機器発信 (位 置登録)	二	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項(3)の規定を準用します。

13 機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。ただし、番号ポータビリティ接続機能により第14項のフリーダイヤル接続機能への接続となる場合があります。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします

0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁から10桁とします。

0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

0 0 X Y + X 1 X 2 ~ X n

事業者識別番号 サービスコード

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は5桁から16桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用する番号ポータビリティ接続機能への接続番号構成は次のとおりとします。

0 1 2 0 + D E F + G H J
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁とします。

0 8 0 0 + D E F + G H J K
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた10桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、 番号デジット：A B 0 + D ~ J (K) 又は A 0 + C ~ K 番号種別：網特有番号、番号デジット：0 0 X Y + X ~ X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A 0 + C ~ K

事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	2. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード 2. 国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、加入者交換機機能メニュー接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M1 PT-M5
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M2 PT-M18
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3

4	<u>PHS 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>PT-M13</u>
5	<u>PHS 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>64 kbit/s 非制限</u>	<u>PT-M14</u>
6	<u>PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)</u>	二	<u>PT-M11</u>
7	<u>PHS 端末機器発信 (位置登録)</u>	二	<u>PT-M12</u>

(活用型PHS特有機能)

第6条 活用型PHS特有機能は技術的条件集別表8に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第7条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第6条 削除

第7条 削除

第2節 形態1-2

(網構成)

第8条 (略)

(接続方式)

第9条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第9項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第10項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

5 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

第2節 形態1-2

(網構成)

第8条 (略)

(接続方式)

第9条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

110

緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

119

緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2)～(4) (略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2)～(4) (略)

5 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

00X(Y) + X～X

(2) ~ (4) (略)

(その他接続に必要な事項)

第10条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等(010から始まる番号も含む)

さらに接続番号を次のとおりに区分します。

(ア) 00XY₁系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

(イ) 00XY₄系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

(ウ) その他: (ア) (イ)のうち当社が指定する接続番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は4桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) ~ (4) (略)

(その他接続に必要な事項)

第10条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第3節 形態1—3

(網構成)

第11条 (略)

(接続方式)

第12条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第9項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第13条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第3節 形態1—3

(網構成)

第11条 (略)

(接続方式)

第12条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第13条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節 形態1－4

(網構成)

第14条 (略)

(インタフェース仕様)

第15条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節 形態1－4

(網構成)

第14条 (略)

(インタフェース仕様)

第15条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の2 形態1-5

(網構成)

第16条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の3 (略)

(その他の接続点に必要な事項)

第16条の4 その他接続に必要な事項については第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の2 形態1-5

(網構成)

第16条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の3 形態1-6

(網構成)

第16条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の7 その他接続に必要な事項については第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の3 形態1-6

(網構成)

第16条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の4 形態1-7

(網構成)

第16条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の10 その他接続に必要な事項は第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の4 形態1-7

(網構成)

第16条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の10 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の5 形態1－8

(網構成)

第16条の11 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の12 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の5 形態1－8

(網構成)

第16条の11 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の12 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の3 形態2-3

(網構成)

第19条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の7 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第5節の3 形態2-3

(網構成)

第19条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の4 形態2-4

(網構成)

第19条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の10 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第5節の4 形態2-4

(網構成)

第19条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の10 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の5 形態2-5

(網構成)

第19条の11 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の12 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の13 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第5節の5 形態2-5

(網構成)

第19条の11 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の12 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第7節 形態3-2

(網構成)

第26条 (略)

(接続方式)

第27条 (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項(4)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第28条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第29条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第30条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第7節 形態3-2

(網構成)

第26条 (略)

(接続方式)

第27条 (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼(以下「サービス制御呼」といいます。)を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0	+	C D E	+	F G H J K
サービス識別番号		事業者識別番号		加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0	+	C D E	+	1 4 0 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 1 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 2 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 3 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 6 1 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 8 1 (X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし、試験番号については本項(4)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第28条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第29条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第30条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第11節 形態4-3

(網構成)

第49条 (略)

(接続方式)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

- (2)～(4) (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項(4)に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

- (2) (略)

ア、イ (略)

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本I S U P仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業

第11節 形態4-3

(網構成)

第49条 (略)

(接続方式)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + ABCDE + FGHIJ
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

- (2)～(4) (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第27条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項(4)に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

- (2) (略)

ア、イ (略)

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本I S U P仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項目	仕様	記事
(略)	(略)	(略)	(略)

- 注 1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。
 注 2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。
 注 3：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は“1”を使用します。
 注 4：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は使用しません。
 注 5：C Q M については当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。
 注 6：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。
 注 7：当社端末機器発信時及び活用型 P H S 系端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。
 注 8：活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の S U S / R E S を使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) 活用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項目	仕様	記事
(略)	(略)	(略)	(略)

- 注 1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。
 注 2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。
 注 3：P H S 系端末機器発信時は“1”を使用します。
 注 4：P H S 系端末機器発信時は使用しません。
 注 5：C Q M については当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。
 注 6：P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。
 注 7：当社端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。
 注 8：P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の S U S / R E S を使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) P H S 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条（接続方式）第5項（1）ア及びイの規定を準用します。

ただし試験番号については（4）に規定します。

(2)～(4)（略）

4 分類6による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条（接続方式）第6項（1）ア及びイの規定を準用します。

ただし試験番号については（4）に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類6で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番（3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の中で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A O + C D E + F G H J K
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については（4）に規定します。

(2)～(4)（略）

4 削除

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、 略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットと します	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了 表示 オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラ メータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コー ドの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D N ユーザ部のパラメー タ		

3.1	パラメータ名	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	アクセス転送	します	
3.5	逆方向呼表示		
	BA: 課金表示	ACMでは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします ANMでは“01, 10”を使用します	
	DC: 着ユーザ状態表示 (CLS)	ACMでは“00”を使用します ANMでは“00, 01”を使用します	
	FE: 着ユーザ種別表示	“00, 01”を使用します	
	HG: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	I: 相互接続表示		
	J: エンド・エンド情報表示		
	K: ISUP1リンク表示		
	L: 保留表示		
	M: ISDNアクセス表示 (IAI)	“1”を使用します	
	N: エコー制御装置表示	“0”を使用します	
	P0: SCCP法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3.9	着番号		
	a) 奇数/偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
	c) 網内番号表示 (INN表示)	“0”を使用します	
	d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	e) アドレス情報		
	f) フィラー		
3.10	発番号		
	a) 奇数/偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	b) 番号種別表示	“0000011”を使用します	
	c) 発番号不完全表示 (NI)	“0”を使用します	
	d) 番号計画表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

		します	
	e)表示識別	“00, 01”を使用します	
	f)網検証識別	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
	g)アドレス情報		
	h)フィルター		
3.11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111”を使用します	
3.12	理由表示		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)コーディング標準	“00”を使用します	
	c)生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010”を 使用します	
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111”を使 用します	
	f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング”を使 用します	
3.14	回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表4に示すとおりと します	
3.20	オプションパラメータ終了表 示		
3.21	イベント情報		
	GA: イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使 用します	
	H: イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示		
	A: 国内/国際呼表示	“0”を使用します	
	CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表4に示すとおりと	

		します	
	<u>D: 相互接続表示</u>		
	<u>E: エンド・エンド情報表示</u>		
	<u>F: I SUP 1リンク表示</u>		
	<u>HG: I SUP 1リンク希望表示</u>	“10” を使用します	
	<u>I: I SDNアクセス表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	<u>KJ: S CCP法表示</u>	します	
	<u>L: 予備</u>		
	<u>M-P: 国内使用に留保</u>		
3.26	<u>汎用番号</u>		
	<u>a) 番号情報識別子</u>	“00000110” を使用します	
	<u>b) 奇数/偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	<u>c) 番号種別表示</u>	“0000011” を使用します	
	<u>d) 番号不完全表示</u>	“0” を使用します	
	<u>e) 番号計画表示</u>	“001” を使用します	
	<u>f) 表示識別</u>	“00, 01” を使用します	
	<u>g) 網検証識別</u>	“01, 11” を使用します	
	<u>h) アドレス情報</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	<u>i) フィラー</u>		
3.35	<u>接続特性表示</u>		
	<u>BA: 衛星回線表示</u>	“00, 01” を使用します	
	<u>DC: 導通試験表示</u>	“00” を使用します	
	<u>E: エコー制御装置表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	<u>F-H: 予備</u>		
3.37	<u>オプション逆方向呼表示</u>		
	<u>A: インバンド情報表示</u>	“1” を使用します	
	<u>B: 着信転送可能性表示</u>	“0” を使用します	
	<u>C-D: 予備</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	<u>E-H: 国内使用に留保</u>		
3.43	<u>範囲と状態</u>		

	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 1
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しませ ん GRAは技術的 条件集別表 4 に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3.103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 1		
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	I S D N ユーザ部信号とコー ド		
4.1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	ACM	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表 示、理由表示、料金区域情報、事業者	

		情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	<u>ANM</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	<u>CPG</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	<u>CQR</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-5	<u>GRA</u>		
表4-12	<u>IAM</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザーサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	<u>REL</u>	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	<u>RLC</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	<u>SUS, RES</u>	使用しません	
表4-19	<u>BLO, BLA, RSC, UBL, UBA</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	<u>GRS, CQM</u>		
表4-34	<u>CHG</u>	使用しません	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。
 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	二	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別2 付加ユーザ種別2：移動通信(大容量方式)、または は 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード

課金情報種別	逆方向	—	
課金情報	逆方向	—	
課金情報遅延	逆方向	—	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	—	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 6 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシオンタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	3.1kHz オデーイ	PT-A 2
2	ISDN 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-A 4
3	アナログ端末機器発信 (不 完了)	3.1kHz オデーイ	PT-B 1
4	ISDN 端末機器発信 (不 完了)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-B 2
5	アナログ端末機器発信 (着 側切断)	3.1kHz オデーイ	PT-I 1 (4)
6	ISDN 端末機器発信 (着 側切断)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-I 2 (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 1 項 (3) の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項 (4) の規定を準用します。

5 (略)

6 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 5 条 (接続方式) 第 10 項 (1) の規定を準用します。

ただし試験番号については本項 (4) に規定します。

(2) ~ (4) (略)

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

5 (略)

6 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条 (接続方式) 第 4 項 (1) の規定を準用します。

ただし試験番号については本項 (4) に規定します。

(2) ~ (4) (略)

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条（接続方式）第11項（1）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（4）に規定します。

(2)～(4) (略)

(輻輳制御方式)

第51条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第52条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第53条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第54条 その他接続に必要な事項は第36条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。
ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

171

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ただし試験番号については本項（4）に規定します。

(2)～(4) (略)

(輻輳制御方式)

第51条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第52条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第53条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第54条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G Nの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第10項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) (略)

ア～ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系、 <u>接続型PHS系</u> 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K (2) (略)
料金区域情報	(略)	(略)	(略)
契約者番号	(略)	(略)	(略)
事業者情報転送	(略)	(略)	(略)
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) (略)

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第50条(接続方式)第7項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) (略)

ア～ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K (2) (略)
料金区域情報	(略)	(略)	(略)
契約者番号	(略)	(略)	(略)
事業者情報転送	(略)	(略)	(略)
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) (略)

			(2) 接続型 PHS 系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

ア (略)

イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第 5 条 (接続方式) 第 3 項 (1) および第 4 項 (1) (ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く) の規定を準用します。

ウ~ケ (略)

(2) ~ (5) (略)

5、6 (略)

7 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

ア~ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報 (課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A~J (2) 携帯・自動車電話系、 <u>接続型</u> PHS 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C~K

			(2) PHS 系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

ア (略)

イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第 50 条 (接続方式) 第 1 項 (1) および第 27 条 (接続方式) 第 2 項 (1) (ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く) の規定を準用します。

ウ~ケ (略)

(2) ~ (5) (略)

5、6 (略)

7 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

ア~ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報 (課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。) は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A~J (2) 携帯・自動車電話系、PHS 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C~K

			(3) (略)
(略)	(略)	●	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません
オ (略)

(3) ~ (4) (略)

8 ~ 10 (略)

(輻輳制御方式)

第 68 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 69 条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 70 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 71 条 その他接続に必要な事項は第 36 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

			(3) (略)
(略)	(略)	●	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません
オ (略)

(3) ~ (4) (略)

8 ~ 10 (略)

(輻輳制御方式)

第 68 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 69 条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 70 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 71 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、TGNの付与方法その他接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節 形態 5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第 77 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 78 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 79 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 16 節 形態 5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第 77 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 78 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 79 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節の 2 形態 5—2
(網構成)

第 79 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 (略)
(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項は第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 16 節の 2 形態 5—2
(網構成)

第 79 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 (略)
(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

3 ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

4 削除

5 災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)ア及びイの規定を準用します。
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

6 伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

7 グループセキュリティサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

3 ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

4 削除

5 災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第50条(接続方式)第7項(1)ア及びイの規定を準用します。
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

6 伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

7 グループセキュリティサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条（接続方式）第3項（1）の規定を準用します。

(2) ～ (6) (略)

8、9 (略)

10 活用型PHSサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第5条（接続方式）第6項（1）ア及びイの規定を準用します。

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条（接続方式）第3項（1）の規定を準用します。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo. 7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表13又は技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。

オ INAP仕様又は網特有ASE仕様を適用します。INAP仕様は、技術的条件集別表19.1に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→SCP（ActivationReceivedAndAuthorized）

情報名	適用
<u>callUnrelatedDpSpecificCommonParameters</u>	●
<u>serviceAddressInformation</u>	●
<u>serviceKey</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>callingPartyNumber</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>componentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>extensions</u>	○
<u>component</u>	○

信号の方向：SCP→当社網（RequestReportBCUSMEvent）

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。

(2) ～ (6) (略)

8、9 (略)

10 削除

情報名	適用
<u>bcusmEvents</u>	●
<u>ComponentType</u>	●
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>monitorDuration</u>	○

信号の方向：SCP→当社網 (SendComponent)

情報名	適用
<u>ComponentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>message</u>	●
<u>component</u>	○

信号の方向：当社網→SCP (ComponentReceived)

情報名	適用
<u>callUnrelatedDpSpecificCommonParameters</u>	●
<u>serviceAddressInformation</u>	●
<u>serviceKey</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>callingPartyNumber</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>componentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>component</u>	○

信号の方向：SCP→当社網 (InitialDP)

情報名	適用
<u>serviceKey</u>	●
<u>dialledDigits</u>	○
<u>calledPartyNumber</u>	○
<u>callingPartyCategory</u>	○
<u>misCallInfo</u>	●
<u>originalCalledPartyID</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>extension</u>	○
<u>forwardCallIndicator</u>	○
<u>bearerCapability</u>	○

<u>eventTypeBCSM</u>	<u>○</u>
<u>redirectingPartyID</u>	<u>○</u>
<u>redirectionInformation</u>	<u>○</u>
<u>cause</u>	<u>○</u>

信号の方向：SCP→当社網 (AuthorizeOrigination)

情報名	適用
<u>callingTerminalEnciferKey</u>	<u>○</u>
<u>authenticationCategory</u>	<u>○</u>
<u>pSubscriberDtata</u>	<u>○</u>
<u>originalCalledPartyID</u>	<u>○</u>
<u>natureOfConnectionIndicators</u>	<u>○</u>
<u>iSDNAccessrelatedInformation</u>	<u>○</u>
<u>transitNetworkSelection</u>	<u>○</u>
<u>forwardCallIndicators</u>	<u>○</u>
<u>authenticationInformationSet</u>	<u>○</u>

信号の方向：SCP→当社網 (Connect)

情報名	適用
<u>destinationRoutingAddress</u>	<u>●</u>
<u>alertingPattern</u>	<u>○</u>
<u>iSDNAccessrelatedInformation</u>	<u>○</u>
<u>originalCalledPartyID</u>	<u>○</u>
<u>extension</u>	<u>○</u>
<u>forwardCallIndicator</u>	<u>○</u>

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

網特有ASE仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP (PRIS)

情報名	適用
発番号	<u>○</u>

発信地域情報	○
発信ユーザ番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	○
順方向呼表示	●
発信ユーザ種別	●
隣接網形態識別	○
網機能種別	○
交換機間ハンドオーバ表示	●
付加ユーザ種別	○
第2網機能種別	○
事業者情報転送	○

信号の方向：NSP→当社網（SDIF）

情報名	適用
制御対象	●
ARE情報	●
情報送信制御	●
次オペレーション実行契機	●

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網（RLSE）

情報名	適用
理由表示	●
ARE情報	○
局内トランク種別	○
リダイレクション理由	●
転送先番号	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●

信号の方向：当社網→NSP（RPEV）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
信号局番号	●
案内回数	○
保守情報	○
着番号	○
課金情報	○
料金算定区間MB I	○
料金明細情報	○

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	●
料金算定区間	●

信号の方向：NSP→当社網（RVIF）

情報名	適用
情報受信法表示	●
情報受信桁数	●

信号の方向：当社網←→NSP（DSET）

情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
暗証番号	●
暗証番号誤り回数	●
サービス提供状態	○
転送先番号	○
サービス契約者番号	●
発番号	●
着番号	●
発ユーザ番号	●
トーキパターン	○

信号の方向：NSP←→当社網（DSETの不成功応答）

情報名	適用
エラー表示	●

信号の方向：当社網→直接協定事業者網（DGET）

情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
着番号	●
発ユーザ番号	●

信号の方向：直接協定事業者網→当社網（DGETの成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●
認証種別	●
ハンドオーバー用演算結果	●

信号の方向：直接協定事業者網→当社網（DGETの不成功応答）

情報名	適用
エラー表示	●

信号の方向：当社網←→NSP（DGET）

情報名	適用
サービスクラス	●
発ユーザ番号	●
対象情報種別	●
サービス契約者番号	●
着番号	●

信号の方向：NSP←→当社網（DGETの成功応答）

情報名	適用
暗証番号	●
付加サービス契約情報	●
設定用コード	●
暗証番号誤り回数	●
転送先番号	●
転送先番号2	●
P用加入者データ	●

信号の方向：NSP←→当社網（DGETの不成功応答）

情報名	適用
-----	----

エラー表示



(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、活用型PHSサービス接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O10又はPT-O11のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP又はSCP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP又はSCP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の分類3の規定を準用します。

(5) 本則の共通線信号網利用機能(ア欄)に関わる料金の適用の信号はSCCPメッセージをいいます。

(6) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項(7)の規定を準用します。

1.1 削除

1.2 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

1.3 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第2条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第2条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

(イ) (略)

イ (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

1.1 削除

1.2 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5.0条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

1.3 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第6条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第6条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(イ) (略)

イ (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5.0条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(3)～(7) (略)

14～15 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第86条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第87条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条 その他接続に必要な事項は第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

14～15 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第86条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第87条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 18 節の 2 形態 6-3

(網構成)

第 88 条の 2 (略)

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT-CS 2. 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (8) (略)

2 NTT-CS 2. 2 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 6の規定を準用します。

(7) (8) (略)

3 NTT-CS 2. 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 6の規定を準用します。

(7) (8) (略)

(輻輳制御方式)

第 88 条の 4 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 88 条の 5 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 88 条の 6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 88 条の 7 その他接続に必要な事項は、技術的条件集第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 18 節の 2 形態 6-3

(網構成)

第 88 条の 2 (略)

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT-CS 2. 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (8) (略)

2 NTT-CS 2. 2 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 5の規定を準用します。

(7) (8) (略)

3 NTT-CS 2. 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 5の規定を準用します。

(7) (8) (略)

(輻輳制御方式)

第 88 条の 4 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 88 条の 5 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 88 条の 6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 88 条の 7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節 形態 7

(網構成)

第 89 条 (略)

(番号案内データベース接続インタフェース仕様)

第 90 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 91 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 19 節 形態 7

(網構成)

第 89 条 (略)

(番号案内データベース接続インタフェース仕様)

第 90 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 91 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節の 2 形態 7-2
(網構成)

第 91 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 91 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 91 条の 4 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 19 節の 2 形態 7-2
(網構成)

第 91 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 91 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 91 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 20 節 形態 8

(網構成)

第 92 条 (略)

(接続方式)

第 93 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 94 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 20 節 形態 8

(網構成)

第 92 条 (略)

(接続方式)

第 93 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 94 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 21 節 形態 9

(網構成)

第 95 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 (略)

(その他の接続に必要な事項)

第 97 条 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 21 節 形態 9

(網構成)

第 95 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 97 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 22 節 形態 10

(網構成)

第 98 条 (略)

(接続方式)

第 99 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 22 節 形態 10

(網構成)

第 98 条 (略)

(接続方式)

第 99 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第23節 形態1 1

(網構成)

第101条 (略)

(インタフェース仕様)

第102条 (略)

(その他の接続に必要な事項)

第103条 その他接続に必要な事項については、第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第23節 形態1 1

(網構成)

第101条 (略)

(インタフェース仕様)

第102条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第103条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第24節 形態12

(網構成)

第104条 (略)

(インタフェース仕様)

第105条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第106条 その他接続に必要な事項については、第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第24節 形態12

(網構成)

第104条 (略)

(インタフェース仕様)

第105条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第106条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 25 節 形態 1 3

(網構成)

第 107 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 108 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 25 節 形態 1 3

(網構成)

第 107 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 108 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2

(網構成)

第 109 条の 2 (略)

(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2

(網構成)

第 109 条の 2 (略)

(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節 形態 1 4

(網構成)

第 110 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 111 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 26 節 形態 1 4

(網構成)

第 110 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 111 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節の 2 形態 1 4 - 2
(網構成)

第 112 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 112 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 112 条の 4 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項)
の規定を準用します。

第 26 節の 2 形態 1 4 - 2
(網構成)

第 112 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 112 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 112 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接
協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

第 113 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 115 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

第 113 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 115 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 28 節 形態 1 6

(網構成)

第 116 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 117 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 118 条 その他接続に必要な事項は第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用
します。

第 28 節 形態 1 6

(網構成)

第 116 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 117 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 118 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第31節 形態19

(網構成)

第128条 (略)

(インタフェース仕様)

第129条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第130条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第31節 形態19

(網構成)

第128条 (略)

(インタフェース仕様)

第129条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第130条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(1/6)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース							
	形態1-1 (活用型P用インタフェース)	形態1-2 (電話サービス契約を準用したインタフェース)	形態1-3 (総合デザイン通信サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態1-4 (専用線用インタフェース)	形態1-5 (DSL用インタフェース)	形態1-6 (光信号端末回線用インタフェース)	形態1-7 (IP通信網I S P接続用ルータ接続インタフェース)	形態1-8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース)
接続番号								
分類1 (00XY ~) 設置中継系番号	入	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類2 (00XY ~) 国際系番号	入	(略)	(略)					
分類3 (0A ~ J) 端末系番号	入	(略)	(略)					
分類4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号	入	(略)	(略)					
分類5 (0A0-CDE ~) 接続型PHS系番号	入	(略)	(略)					

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(1/6)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース							
	形態1-2 (電話サービス契約を準用したインタフェース)	形態1-3 (総合デザイン通信サービス契約約款を準用したインタフェース)	形態1-4 (専用線用インタフェース)	形態1-5 (DSL用インタフェース)	形態1-6 (光信号端末回線用インタフェース)	形態1-7 (IP通信網I S P接続用ルータ接続インタフェース)	形態1-8 (き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース)	
接続番号								
分類1 (00XY ~) 設置中継系番号	(略)	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	
分類2 (00XY ~) 国際系番号	(略)	(略)						
分類3 (0A ~ J) 端末系番号	(略)	(略)						
分類4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号	(略)	(略)						
分類5 (0A0-CDE ~) PHS系番号	(略)	(略)						

分類 6 (OA0-CDE～) 活用型 PHS 系番号	出入	二	二					
分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し系 番号	二	(略)	(略)					
分類 8 (0091 ～) 非設置中 継系番号	入	(略)	(略)					
分類 9 (050C ～K) IP 電話 番号	入	(略)	(略)					

(2/6)

インタフェース種別	端末回線 接続インタフェース		加入者交換機 接続インタフェース	
	形態 2-3 (光信号伝送装置 接続 インタフェース)	形態 2-4 (光信号電気信 号変換装置接続 インタフェース)	形態 3-2 (MF 用 インタフェース)	形態 3-3 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
接続番号 (略)			(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) 接続型 PHS 系番号	(分類によら ない)	(分類によら ない)	(略)	(略)
分類 6 (OA0-CDE～) 活用型 PHS 系番号			二	入

分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し系 番号	(略)	(略)						
分類 8 (0091 ～) 非設置中 継系番号	(略)	(略)						
分類 9 (050C ～K) IP 電話 番号	(略)	(略)						

(2/6)

インタフェース種別	端末回線 接続インタフェース		加入者交換機 接続インタフェース	
	形態 2-3 (光信号伝送装置 接続 インタフェース)	形態 2-4 (光信号電気信 号変換装置接続 インタフェース)	形態 3-2 (MF 用 インタフェース)	形態 3-3 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
接続番号 (略)			(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) PHS 系番号	(分類によら ない)	(分類によら ない)	(略)	(略)

分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)

(3/6)

インタフェース種別 接続番号	中継交換機接続インタフェース	
	形態 4-3 (M用 インタフェース)	形態 4-6 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) 接続型 P H S 系番号	(略)	(略)
分類 6 (OA0-CDE～) 活用型 P H S 系番号	入	入
分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)

(3/6)

インタフェース種別 接続番号	中継交換機接続インタフェース	
	形態 4-3 (M用 インタフェース)	形態 4-6 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) P H S 系番号	(略)	(略)
分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(4/6)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		信号網接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	サービス制御統括局接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5-2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 6-2 (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	形態 6-3 (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	形態 7	形態 7-2	形態 8	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号								
(略)								
分類 5 (OA0-C DE~) 接続型 P H S 系番号								
分類 6 (OA0-C DE~) 活用型 P H S 系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 7 (OA0-C DE~) 無線呼出し系番号								
(略)								

(4/6)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		信号網接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	サービス制御統括局接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5-2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 6-2 (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	形態 6-3 (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	形態 7	形態 7-2	形態 8	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号								
(略)								
分類 5 (OA0-C DE~) P H S 系番号								
分類 7 (OA0-C DE~) 無線呼出し系番号								
(略)								

(5/6)

インタフェース種別	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービス契約約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3-2	形態 1 4	形態 1 4-2
接続番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 6 (OA0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号	二	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 7 (OA0-CDE ~) 無線呼出し系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5/6)

インタフェース種別	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービス契約約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3-2	形態 1 4	形態 1 4-2
接続番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE ~) P H S 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 7 (OA0-CDE ~) 無線呼出し系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6/6)

インタフェース種別	收容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号	形態 15 (IP 通信網收容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 19
(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(略)	(分類によらない)
分類 5 (OA0-CDE~) 接続型 PHS 系番号			—	
分類 6 (OA0-CDE~) 活用型 PHS 系番号			二	
分類 7 (OA0-CDE~) 無線呼出し系番号			—	
(略)			(略)	

凡例 — : 未規定

(注) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6-2 及び形態 6-3 での直接協定事業者網の NSP 又は SCP から信号により通知する接続番号が 0A~J での接続及び形態 4-6 での分類 3 の当社出接続において提供する。

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(6/6)

インタフェース種別	收容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号	形態 15 (IP 通信網收容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 19
(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(略)	(分類によらない)
分類 5 (OA0-CDE~) PHS 系番号			—	
分類 7 (OA0-CDE~) 無線呼出し系番号			—	
(略)			(略)	

凡例 — : 未規定

(注) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6-2 及び形態 6-3 での直接協定事業者網の NSP 又は SCP から信号により通知する接続番号が 0A~J での接続及び形態 4-6 での分類 3 の当社出接続において提供する。

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 手動交換サービス接続機能(接続番号は100)の接続先は、形態4-3及び形態4-6での分類4及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- イ 番号案内サービス接続機能は、形態1-1、形態1-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が104の当社入接続において提供する。
- ウ 手動コレクトサービス接続機能(接続番号は106)の接続先は、形態4-3及び形態4-6での分類4及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- エ 警察接続機能は、形態1-1、形態1-2及び形態1-3での接続番号が110の当社入接続において提供する。
- オ 消防接続機能は、形態1-1、形態1-2及び形態1-3での接続番号が119の当社入接続において提供する。
- カ (略)
- キ でんわ会議接続機能は、形態1-1、形態1-2、形態1-3、形態3-3、形態4-3及び形態4-6での分類3の当社入接続において提供する。
- ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態1-1、形態4-3及び形態4-6での接続番号が171の当社入接続及び形態6-2での接続番号が171の当社出接続において提供する。
- ケ 気象情報提供機能は、形態1-1での接続番号が177の当社入接続において提供する。
- コ 自動コレクトサービス接続機能(接続番号は108)の接続先は、形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- サ～セ (略)
- ソ 番号案内先への通信実現機能(接続番号は104)の接続先は、形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- タ、チ (略)
- (2) 市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 気象情報提供機能は、形態1-1、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。
- (3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア～オ (略)

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 削除
- イ 番号案内サービス接続機能は、形態1-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が104の当社入接続において提供する。
- ウ 削除
- エ 警察接続機能は、形態1-2及び形態1-3での接続番号が110の当社入接続において提供する。
- オ 消防接続機能は、形態1-2及び形態1-3での接続番号が119の当社入接続において提供する。
- カ (略)
- キ でんわ会議接続機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-3、形態4-3及び形態4-6での分類3の当社入接続において提供する。
- ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態4-3及び形態4-6での接続番号が171の当社入接続及び形態6-2での接続番号が171の当社出接続において提供する。
- ケ 削除
- コ 削除
- サ～セ (略)
- ソ 削除
- タ、チ (略)
- (2) 市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 気象情報提供機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。
- (3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア～オ (略)

カ 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社出入接続において提供する。

キ～ク (略)

(4) 00XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が00XY+X～Xの当社入接続及び形態6-3での接続番号が00XY+X～Xの当社出接続において提供する。

(5) 0A0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社出接続において提供する。

カ 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社出入接続において提供する。

キ～ク (略)

(4) 00XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が00XY+X～Xの当社入接続及び形態6-3での接続番号が00XY+X～Xの当社出接続において提供する。

(5) 0A0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社出接続において提供する。

技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類6 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
加入電話(単独電話)	○(注1)	○(注2)	○	○	○(注3)	○(注3)	○	○	○
加入電話(事業所 集団電話)	○(注4)	○(注5)	○	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	○
有線放送電話接続 電話	×	×	○	×	×	×	×	○	○
公衆電話	○(注7)	○(注8)	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別2に よる当社網 からの 発信	発信種別3に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外
注1～注9 (略)

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
----------------------	--------------

技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
加入電話(単独電話)	○(注1)	○(注2)	○	○	○(注3)	○	○	○
加入電話(事業所 集団電話)	○(注4)	○(注5)	○	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	○
有線放送電話接続 電話	×	×	○	×	×	×	○	○
公衆電話	○(注7)	○(注8)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別2に よる当社網 からの 発信	発信種別3に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外
注1～注9 (略)

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
----------------------	--------------

発着信専用機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類1による当社網からの発信	分類2による当社網からの発信	分類3による当社網からの発信	分類4による当社網からの発信	分類5による当社網からの発信	分類 <u>6</u> による <u>当社網からの発信</u>	分類7による当社網からの発信	分類9による当社網からの発信	分類3による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別									
第1種総合デジタル通信サービス	○								
第2種総合デジタル通信サービス	○								
デジタル公衆電話サービス	○(注1)	○(注2)	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別1による当社網からの発信	発信種別2による当社網からの発信	発信種別3による当社網からの発信	発信種別4による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

発着信専用機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類1による当社網からの発信	分類2による当社網からの発信	分類3による当社網からの発信	分類4による当社網からの発信	分類5による当社網からの発信	分類7による当社網からの発信	分類9による当社網からの発信	分類3による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別								
第1種総合デジタル通信サービス	○							
第2種総合デジタル通信サービス	○							
デジタル公衆電話サービス	○(注1)	○(注2)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別1による当社網からの発信	発信種別2による当社網からの発信	発信種別3による当社網からの発信	発信種別4による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない
注1～注3（略）

(2) 通信種別の利用条件

通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合デジタル 通信サービスの 通信種別	接続条件	形態 1-1に おける 接続	形態 3-3に おける 接続	形態 4-3に おける 接続	形態 4-6に おける 接続
	通話モード	○			
デジタル通信モード(64kb/s)	○	○	×	○	

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない
注1～注3（略）

(2) 通信種別の利用条件

通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合デジタル 通信サービスの 通信種別	接続条件	形態 3-3 におけ る 接続	形態 4-3 におけ る 接続	形態 4-6 におけ る 接続
	通話モード	○		
デジタル通信モード(64kb/s)	○	×	○	

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接 続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本 機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接 続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本 機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接 続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本 機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接 続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

発着信専用機能	1.分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発 信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網か らの着信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類6 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○			

※第1種サービスを除く

発着信専用機能	1.分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、発 信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接 続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本 機能を利用可能とする。
(略)	(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○			

※第1種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類 3 による 当社網 からの 発信	分類 4 による 当社網 からの 発信	分類 6 による 当社網 からの 発信	分類 7 による 当社網 からの 発信	分類 9 による 当社網 からの 発信	分類 3 による 当社網 への 着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別 1 に よる当社網 からの 発信	発信種別 4 に よる当社網 からの 発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○			

※第 1 種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類 3 による 当社網 からの 発信	分類 4 による 当社網 からの 発信	分類 5 による 当社網 からの 発信	分類 7 による 当社網 からの 発信	分類 9 による 当社網 からの 発信	分類 3 による 当社網 への 着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別 1 に よる当社網 からの 発信	発信種別 4 に よる当社網 からの 発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○			

※第 1 種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

技術的条件集別表4 I SUP仕様

技術的条件集別表4 (I SUP仕様) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761 No.7 信号方式ISDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762 信号と信号情報の機能概要 (略)

NTT-Q763 フォーマット及びコード

1~2 (略)

3. ISDNユーザ部のパラメータ

3. 1~3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763に示す。

図3-98/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド【JT-Q763に準拠する】フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)~(4) (略)

▼(5) 課金情報種別パラメータ値が00000100の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-99M/NTT-Q763に示す。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	予備					信号要素種別		
2	奇数/ 偶数	予備						
	第2情報				第1情報			
	着信地域情報							
n	フィラー (必要な場合)				第n情報			

図3-99M/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド

a) 信号要素種別: 一对の信号のやりとりを識別するために送信される情報である。

000 予備

001 予備

010 起動: 実行すべきオペレーションを実行する。

011 成功応答: 起動によって要求されたオペレーションの正常な終了を通知する。

技術的条件集別表4 I SUP仕様

技術的条件集別表4 (I SUP仕様) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761 No.7 信号方式ISDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762 信号と信号情報の機能概要 (略)

NTT-Q763 フォーマット及びコード

1~2 (略)

3. ISDNユーザ部のパラメータ

3. 1~3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763に示す。

図3-98/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド【JT-Q763に準拠する】フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)~(4) (略)

(5) 削除

1 0 0 } 予備
1 1 1 }

b) 奇数／偶数表示

0 着信地域情報桁数が偶数
1 着信地域情報桁数が奇数

c) 着信地域情報

コーディング側がBCDの場合、着信地域情報は次の様に4ビット情報に分割される。

<u>0 0 0 0</u>	ディジット0
<u>0 0 0 1</u>	1
<u>0 0 1 0</u>	2
<u>0 0 1 1</u>	3
<u>0 1 0 0</u>	4
<u>0 1 0 1</u>	5
<u>0 1 1 0</u>	6
<u>0 1 1 1</u>	7
<u>1 0 0 0</u>	8
<u>1 0 0 1</u>	9

d) フィラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、フィラーコード“0 0 0 0”が最後の着信地域情報の後に挿入される。▲

【JT-Q763では▼▲を規定していない】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763に示す。

図3-100/NTT-Q763 【JT-Q763に準拠する】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763に示す。

図3-100/NTT-Q763 【JT-Q763に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼00000000 網固有情報
00000001 国際自即公衆
00000010 柔軟課金
00000011 応用課金レート転送
00000100 NTT網接続型PHS
00000101 } 網固有情報
10000000 }
10000001 } 予備
11111101 }
11111110 課金レート転送
11111111 予備▲

【JT-Q763では▼▲の規定が異なる】

3. 106～3. 117 (略)

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼00000000 網固有情報
00000001 国際自即公衆
00000010 柔軟課金
00000011 応用課金レート転送
00000100 }
10000000 } 網固有情報
10000001 } 予備
11111101 }
11111110 課金レート転送
11111111 予備▲

【JT-Q763では▼▲の規定が異なる】

3. 106～3. 117 (略)

技術的条件集別表 4. 1 I S U P 仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 4.1 (I S U P 仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q 7 6 1 - 1 No.7 信号方式 I S D N ユーザ部の機能 (略)

NTT-Q 7 6 2 - 1 信号と信号情報の機能概要

- 1、2 (略)
- 3. 信号パラメータ
- 3. 1 ~ 3. 9 0 (略)
- 3. 9 1 通信路要求表示 【技別 4 に準拠する】
- 3. 9 1. 1 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
- 3. 9 1. 7. 1 ~ 3. 9 1. 7. 3 6 (略)
- 3. 9 1. 7. 3 7 交換機間ハンドオーバー表示

PHS 接続装置間ハンドオーバー呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。

- 3. 9 1. 9 ~ 3. 1 1 6 (略)
- 4. パラメータ情報 (略)

NTT-Q 7 6 3 - 1 フォーマット及びコード

- 1、2 (略)
- 3. I S D N ユーザ部のパラメータ
- 3. 1 パラメータ名

パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表 3 - 1 / NTT-Q 7 6 3 - 1 に示す。

表 3 - 1 / NTT-Q 7 6 3 - 1

パラメータ名	節番号	コード	記事
(略)	(略)	(略)	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	0 0 1 0 0 1 0 1	
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37	0 0 1 0 0 1 1 0 ▲	

【技別 4 では ▼ ▲ を規定していない】

- 3. 2 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
- グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表 X に示される。

技術的条件集別表 4. 1 I S U P 仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 4.1 (I S U P 仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q 7 6 1 - 1 No.7 信号方式 I S D N ユーザ部の機能 (略)

NTT-Q 7 6 2 - 1 信号と信号情報の機能概要

- 1、2 (略)
- 3. 信号パラメータ
- 3. 1 ~ 3. 9 0 (略)
- 3. 9 1 通信路要求表示 【技別 4 に準拠する】
- 3. 9 1. 1 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
- 3. 9 1. 7. 1 ~ 3. 9 1. 7. 3 6 (略)
- 3. 9 1. 7. 3 7 削除

- 3. 9 1. 9 ~ 3. 1 1 6 (略)
- 4. パラメータ情報 (略)

NTT-Q 7 6 3 - 1 フォーマット及びコード

- 1、2 (略)
- 3. I S D N ユーザ部のパラメータ
- 3. 1 パラメータ名

パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表 3 - 1 / NTT-Q 7 6 3 - 1 に示す。

表 3 - 1 / NTT-Q 7 6 3 - 1

パラメータ名	節番号	コード	記事
(略)	(略)	(略)	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	0 0 1 0 0 1 0 1 ▲	

【技別 4 では ▼ ▲ を規定していない】

- 3. 2 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
- グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表 X に示される。

表X 従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参 照
(略)	(略)	(略)	(略)
00100101	オペレータサービス特有情報	エンド情報転送	3.91.7.36
00100110	交換機間ハンドオーバー表示	エンド情報転送	3.91.7.37

3.91.7.1~3.91.7.32 (略)

3.91.7.33 隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7.33/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	従属パラメータ名 (00100010)							
2	従属パラメータ長							
3	隣接網形態識別表示							

図3-81-7.33/NTT-Q763-1
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

a) 従属パラメータ名

隣接網形態識別 (00100010) が設定される。

b) 従属パラメータ長

従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 隣接網形態識別表示

00000000	予備
00000001	PHS事業者網 (依存型)
00000010	PHS事業者網 (接続型)
00000011	移動体網
00000100	国際網
00000101	地域網
00000110	中継網

表X 従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参 照
(略)	(略)	(略)	(略)
00100101	オペレータサービス特有情報	エンド情報転送	3.91.7.36

3.91.7.1~3.91.7.32 (略)

3.91.7.33 隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7.33/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	従属パラメータ名 (00100010)							
2	従属パラメータ長							
3	隣接網形態識別表示							

図3-81-7.33/NTT-Q763-1
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

a) 従属パラメータ名

隣接網形態識別 (00100010) が設定される。

b) 従属パラメータ長

従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 隣接網形態識別表示

00000000	予備
00000001	予備
00000010	PHS事業者網
00000011	移動体網
00000100	国際網
00000101	地域網
00000110	中継網

00000111 総合通信事業者網
 その他 予備

3.91.7.34~3.91.7.36 (略)

3.91.7.37 交換機間ハンドオーバ表示

交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7.37/NTT-Q763-1で示される。

00000111 総合通信事業者網
 その他 予備

3.91.7.34~3.91.7.36 (略)

3.91.7.37 削除

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	従属パラメータ名 (00100110)							
2	従属パラメータ長							
3	予備	F	E	D	C	B	A	
4	付加情報名							
5	付加情報長							
6	付加情報1							
	⋮							
	付加情報名							
	付加情報長							
	付加情報m							
n								

図3-81-7.37/NTT-Q763-1 交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータフィールド

注) 「付加情報名」以降の4~nオクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

a) 従属パラメータ名

交換機間ハンドオーバ表示 (00100110) が設定される。

b) 従属パラメータ長

従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表す。

次のコードが交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 信号要素種別

ビットBA

00 起動

01 成功応答

10 失敗応答

11 予備

d) オペレーション種別

ビットFEDC

0000 予備

0001 ハンドオーバ呼接続要求

0010 ハンドオーバ呼解放要求

その他 予備

e) 付加情報名

00000000 予備

00000001 ハンドオーバ用演算結果

00000010 予備

00000011 認証キー (非反転)

00000100 ハンドオーバ用在圏エリア番号

00000101 ハンドオーバ用認証エラー表示

00000110 認証種別

その他 予備

f) 付加情報長

付加情報のオクテット長を2進数で表す。

g) 付加情報

(1) 付加情報名が00000001: ハンドオーバ用演算結果の場合

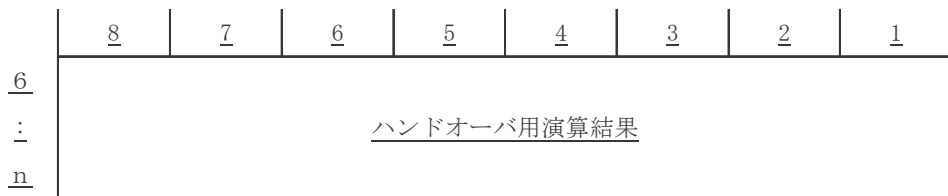


図3-81-7. 37A/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバ用演算結果の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。

i) ハンドオーバ用演算結果
64ビットのビット列で表現される。

(2) 削除

(3) 付加情報名が0000011：認証キー(非反転)の場合

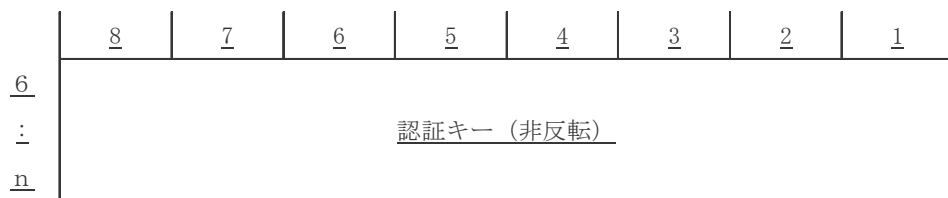


図3-81-7. 37C/NTT-Q763-1 付加情報名が認証キー(非反転)の場合の付加情報フィールド

PHSサービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報。

i) 認証キー(非反転)
64ビットのビット列で表現される。

(4) 付加情報名が00000100：ハンドオーバ用在圏エリア番号の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
6	奇偶	予備						
7	第2アドレス情報				第1アドレス情報			
	⋮							
n	フィラー (必要な場合)				第Nアドレス情報			

図 3-81-7. 37D/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバ用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の在圏エリア情報。

i) 奇数/偶数表示

- 0 アドレス情報の桁数が偶数
- 1 アドレス情報の桁数が奇数

ii) アドレス情報

- 0000 デジット0
- 0001 デジット1
- 0010 デジット2
- 0011 デジット3
- 0100 デジット4
- 0101 デジット5
- 0110 デジット6
- 0111 デジット7
- 1000 デジット8
- 1001 デジット9
- その他 予備

iii) フィラー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、フィラーコード“0000”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

(5) 付加情報名が00000101：ハンドオーバ用認証エラー表示の場合

	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	クラス		形式	エラーバリュートグ				
	0	0	0	0	0	0	1	0
<u>7</u>	パラメータ長							
	0	0	0	0	0	0	0	1
<u>8</u>	ハンドオーバ用認証エラー値							

図 3-81-7. 37E/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバ用認証エラー表示の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の認証実施時におけるエラー表示。

i) ハンドオーバ用認証エラー値

6～8オクテットについては JT-Q950 の規定に基づき以下のリターンエラー値を設定する。

00000011 利用不可
 00000101 情報内容不十分
 00000111 無効な呼状態

(6) 付加情報名が00000110：認証種別の場合

	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	認証種別							

図 3-81-7. 37F/NTT-Q763-1 付加情報名が認証種別の場合の付加情報フィールド

PHSサービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するための情報。

i) 認証種別

00000001 NTT
 その他 予備

3. 91. 9～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763-1に示す。

図3-98/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763-1で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

(5) 課金情報種別パラメータ値が00000100の場合 【技別4に準拠する】

▼ (6) 課金情報種別パラメータ値が00000101の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-99N/NTT-Q763-1に示す。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	予備					情報送信/受信種別		
2	料金算定情報種別							
3	料金算定情報種別長							
4	料金算定情報							
n								

図3-99N/NTT-Q763-1 課金情報パラメータフィールド

a) 情報送信/受信種別

000 予備

001 情報送信 (受信時報告必要)

010 情報送信 (報告不要)

011 情報受信

その他 予備

b) 料金算定情報種別

00000000 予備

00000001 着POI-MAC (正規化MAコード)

00000010 端末在圏MA

11111111 料金算定情報なし

その他 予備

3. 91. 9～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763-1に示す。

図3-98/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763-1で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

(5) 削除

(6) 削除

(注) 「料金算定情報種別」以降が同一パラメータ内に繰り返し設定されることがある。

(例：着POI-MACと端末在圏MA)

c) 料金算定情報種別長

料金算定情報のオクテット長をバイナリで表す。

d) 料金算定情報

1. 料金算定情報種別が00000001の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
4 a	着POI-MAC							(LSB)
4 b	予備						(MSB)	

図3-99O/NTT-Q763-1 料金算定情報フィールド

2. 料金算定情報種別が00000010の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
4 a	奇/偶	予備						
4 b	第2情報				第1情報			
	端末在圏MA							
4 n	フィラー (必要な場合)				第n情報			

図3-99P/NTT-Q763-1 料金算定情報フィールド

a) 着POI-MAC

着ユーザの在圏MACが2オクテットのバイナリで表現される。

b) 奇数/偶数表示

0 端末在圏MA桁数が偶数

1 端末在圏MA桁数が奇数

c) 端末在圏MA

0000 デジット0

↓

1001 デジット9

d) フィラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、フィラーコード“0000”が最後の端末

在圏MAの後に挿入される。▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763-1に示す。

図3-100/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

00000000 ▼KDD・国際自即公衆▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

00000001 国際自即公衆

00000010 柔軟課金

00000011 応用課金レート転送

00000100 NTT網接続型PHS

00000101 ▼料金算定情報

00000110 }

網固有情報

10000000 ▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

(略)

3. 106~3. 111. 1 (略)

3. 111. 2 リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図3-81-10/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	H	G	F	E	D	C	B	A

図3-81-10/NTT-Q763-1 リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由
ビットGFEDCBA

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763-1に示す。

図3-100/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

00000000 ▼KDD・国際自即公衆▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

00000001 国際自即公衆

00000010 柔軟課金

00000011 応用課金レート転送

00000100 }

網固有情報

10000000 }

(略)

3. 106~3. 111. 1 (略)

3. 111. 2 リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図3-81-10/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	H	G	F	E	D	C	B	A

図3-81-10/NTT-Q763-1 リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由
ビットGFEDCBA

0 0 0 0 0 0 0 } 予備
 0 0 0 0 0 0 1 } 予備
 1 1 1 1 0 1 1 }
 1 1 1 1 1 0 0 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 依存型PHS接続
 1 1 1 1 1 1 0 番号ポータビリティ
 1 1 1 1 1 1 1 予備

ビットH：予備 ▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 1 1 2 ~ 3. 1 1 7 (略)

4. I S D Nユーザ部メッセージとコード
 (略)

表4-1 / N T T - Q 7 6 3 - 1 (略)

表4-2 / N T T - Q 7 6 3 - 1
 メッセージ種別：応答 (ANM)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3 ~ 1 2 8
NSP設定情報	3.91.7.25		3 ~ 6 4
番号変換履歴	3.91.7.26		3 ~ 6 4
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		4
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37		3 ~ 8 9
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3 ~ 1 2 8
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7 ~ 3 0
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7 ~ 3 0
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		3
第2網機能種別	3.91.7.7		4
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 35オクテットまでのみを提供する網がある。

(注2) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

0 0 0 0 0 0 0 } 予備
 0 0 0 0 0 0 1 } 予備
 1 1 1 1 0 1 1 }
 1 1 1 1 1 0 0 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 予備
 1 1 1 1 1 1 0 番号ポータビリティ
 1 1 1 1 1 1 1 予備

ビットH：予備 ▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 1 1 2 ~ 3. 1 1 7 (略)

4. I S D Nユーザ部メッセージとコード
 (略)

表4-1 / N T T - Q 7 6 3 - 1 (略)

表4-2 / N T T - Q 7 6 3 - 1
 メッセージ種別：応答 (ANM)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3 ~ 1 2 8
NSP設定情報	3.91.7.25		3 ~ 6 4
番号変換履歴	3.91.7.26		3 ~ 6 4
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		4
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3 ~ 1 2 8
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7 ~ 3 0
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7 ~ 3 0
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		3
第2網機能種別	3.91.7.7		4
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 35オクテットまでのみを提供する網がある。

(注2) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表4-3/NTT-Q763-1～表4-11/NTT-Q763-1 (略)

表4-12/NTT-Q763-1
メッセージ種別：アドレス (IAM)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	○	3～128
機能レベル表示	3.91.7.1		3
CUG接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		4～12
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		4～12
着信指示用音源種別	3.91.7.15		3～5
第1着ユーザ番号	3.91.7.20		4～14
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情 報	3.91.7.36		3～17
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37		3～89
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	○	3～128
第2網機能種別	3.91.7.7		4
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7～30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7～30
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		5～14
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表4-3/NTT-Q763-1～表4-11/NTT-Q763-1 (略)

表4-12/NTT-Q763-1
メッセージ種別：アドレス (IAM)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	○	3～128
機能レベル表示	3.91.7.1		3
CUG接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		4～12
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		4～12
着信指示用音源種別	3.91.7.15		3～5
第1着ユーザ番号	3.91.7.20		4～14
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情 報	3.91.7.36		3～17
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	○	3～128
第2網機能種別	3.91.7.7		4
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7～30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7～30
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		5～14
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表 4-13/NTT-Q763-1
メッセージ種別：切断（REL）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3～128
CUG接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		5～64
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37		3～89
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3～242
網状態	3.91.7.17		6～16
詳細理由	3.91.7.18		3～16
IAM情報	3.91.7.27		33～240
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14▲
(略)	(略)	(略)	(略)

▼（注1）国内用のみ

（注X） 関門局（IGS、SZC）が、他事業者網内で生成されたRELを中継する時に当社／

他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲

（注▼Y▲） サービス活性化パラメータのフィーチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。

【技別4では▼▲を規定していない】

（略）

表 4-13/NTT-Q763-1
メッセージ種別：切断（REL）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3～128
CUG接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		5～64
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3～242
網状態	3.91.7.17		6～16
詳細理由	3.91.7.18		3～16
IAM情報	3.91.7.27		33～240
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14▲
(略)	(略)	(略)	(略)

▼（注1）国内用のみ

（注X） 関門局（IGS、SZC）が、他事業者網内で生成されたRELを中継する時に当社／

他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲

（注▼Y▲） サービス活性化パラメータのフィーチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。

【技別4では▼▲を規定していない】

（略）

技術的条件集別表5 接続シーケンス

シーケンスパターン一覧

シーケンスパターン	シーケンス分類	記事
(略)	(略)	(略)
P T-L×	(略)	(略)
P T-M×	公衆用基地局-デジタル網間	活用型P H S系端末機器接続
P T-O×	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

* 1、* 2 (略)

P T-A 1 ~ P T-L 1 2 (略)

技術的条件集別表5 接続シーケンス

シーケンスパターン一覧

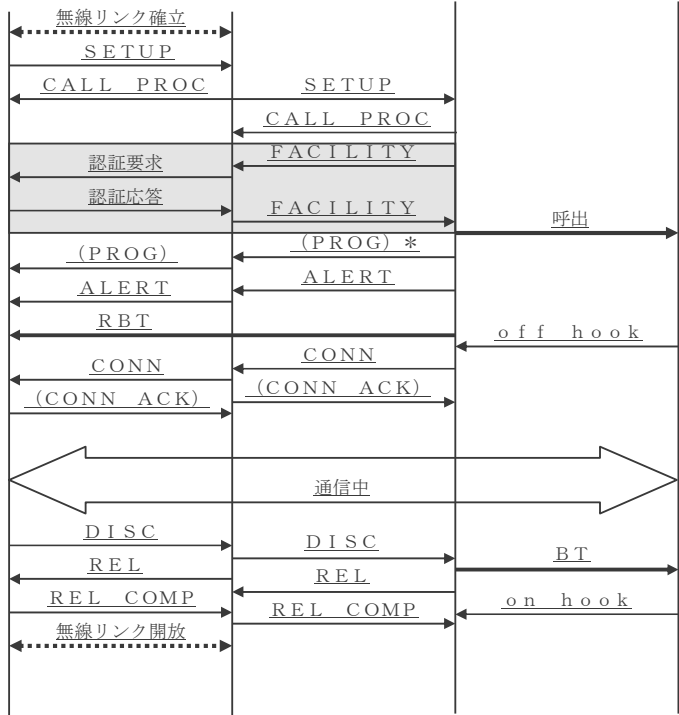
シーケンスパターン	シーケンス分類	記事
(略)	(略)	(略)
P T-L×	(略)	(略)
P T-M×	削除	削除
P T-O×	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

* 1、* 2 (略)

P T-A 1 ~ P T-L 1 2 (略)

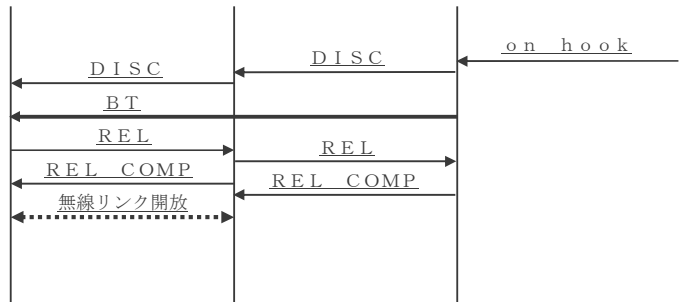
PT-M1

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 アナログ端末機器



* : 当社網からは複数PROGが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



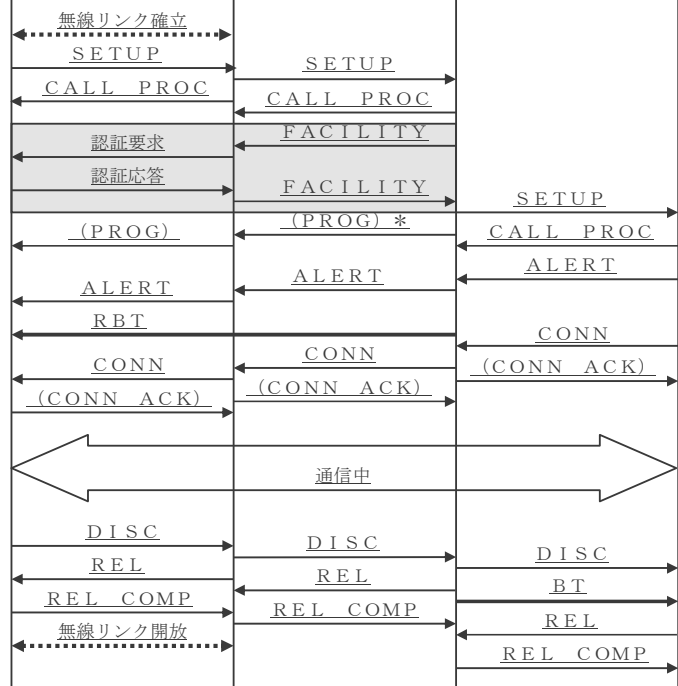
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M1

削除

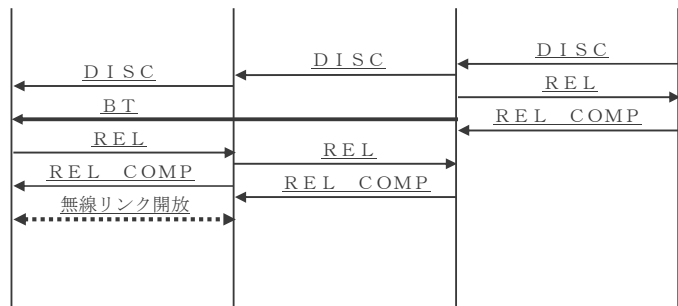
PT-M2

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 ISDN 端末機器



* : 当社網からは複数 PROG が送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



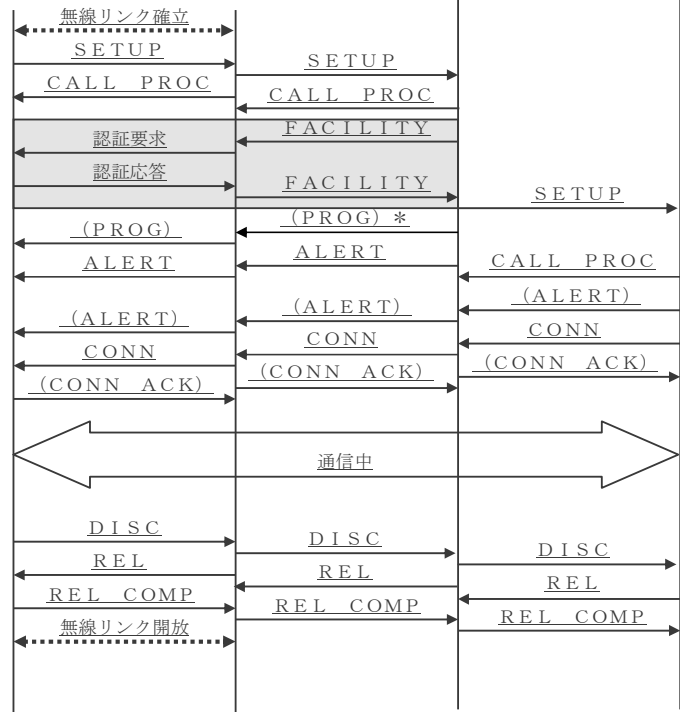
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M2

削除

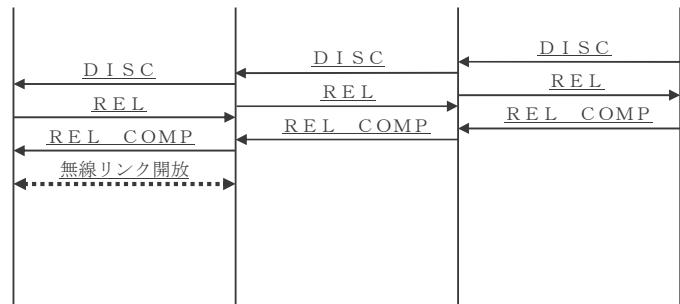
PT-M3

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 ISDN 端末機器



* : 当社網からは複数 PROG が送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



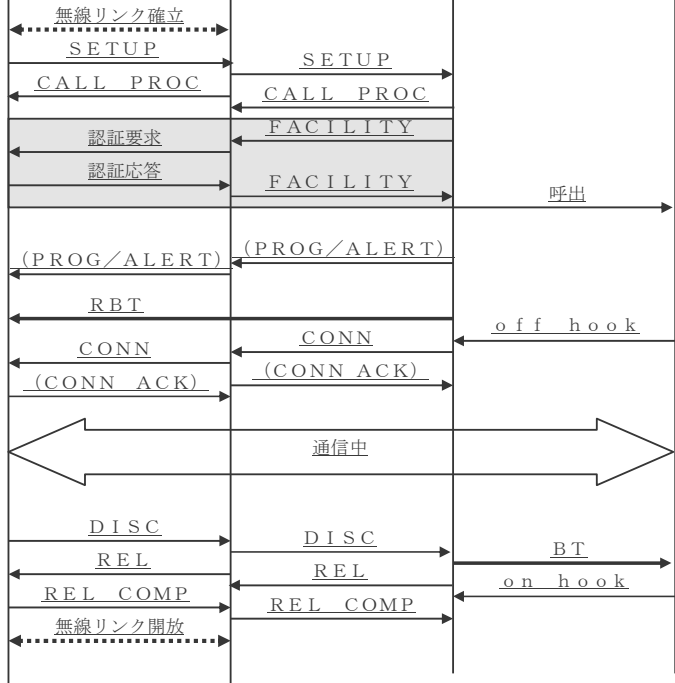
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M3

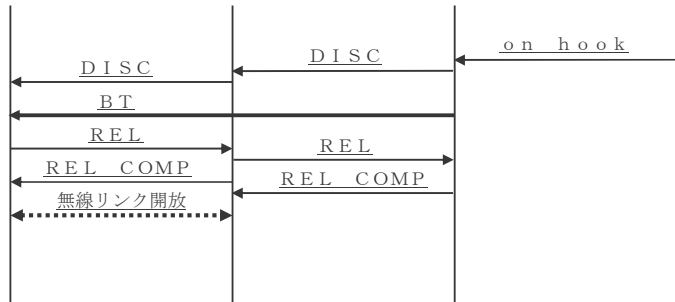
削除

PT-M4

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 アナログ端末機器



着側切断のシーケンス

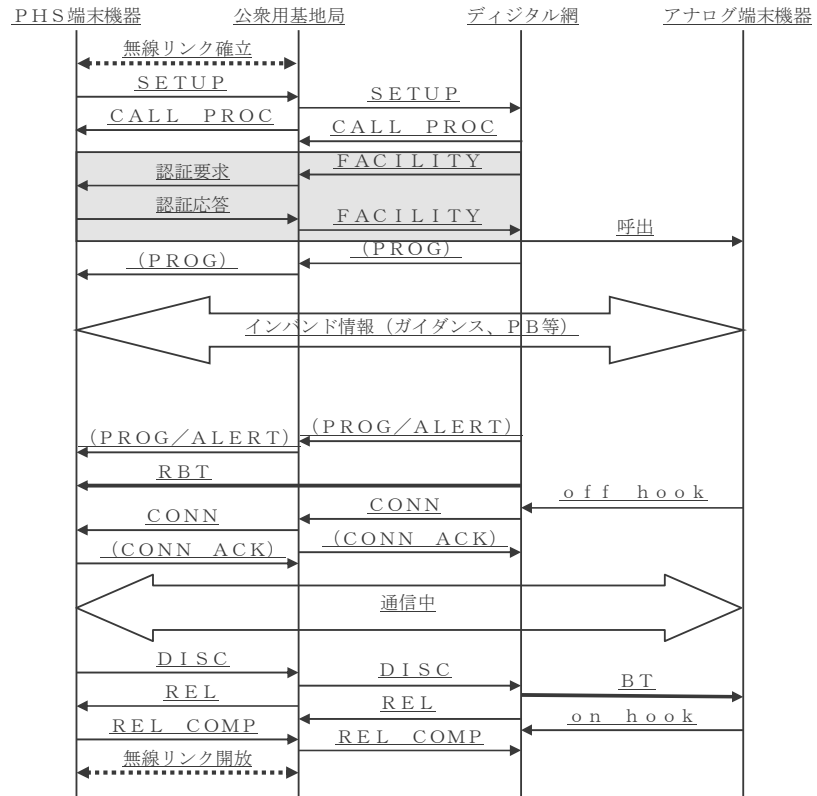


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

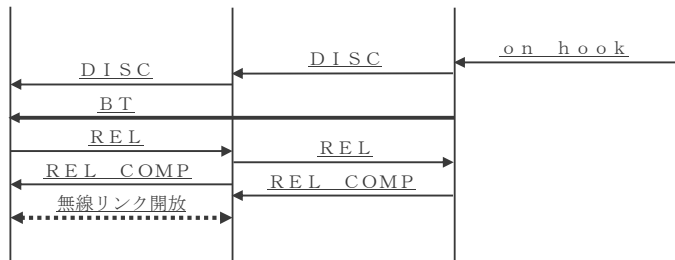
PT-M4

削除

PT-M5



着側切断のシーケンス



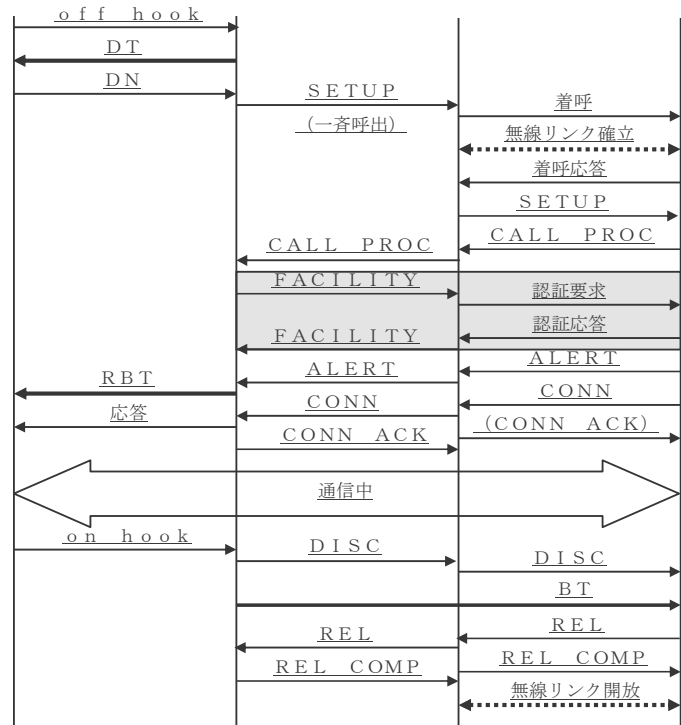
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M5

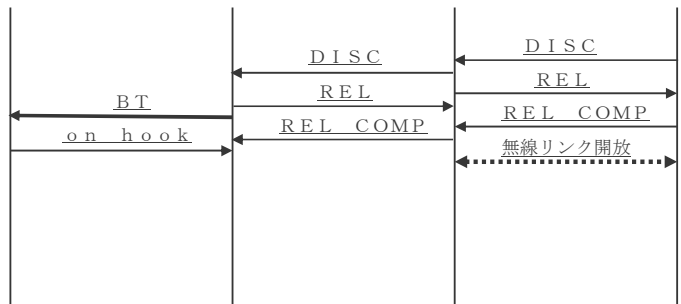
削除

PT-M6

アナログ端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS端末機器



着側切断のシーケンス



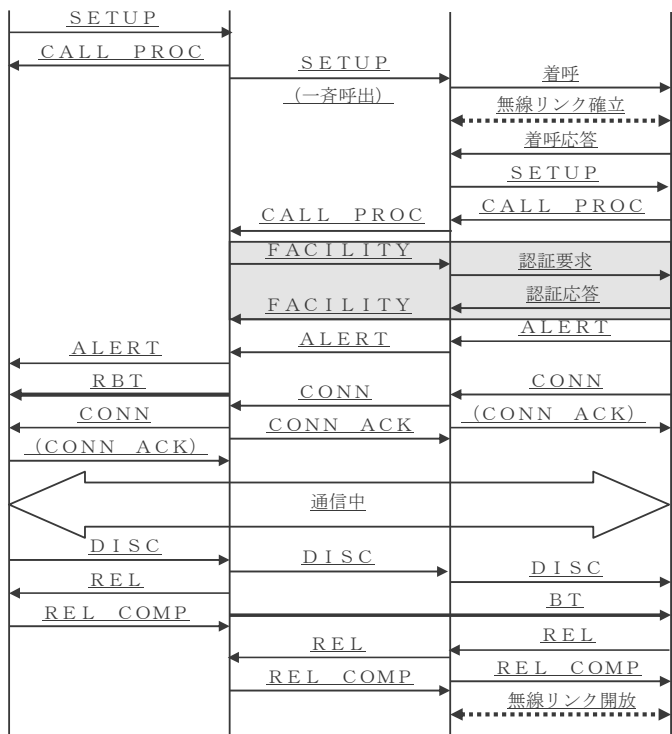
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M6

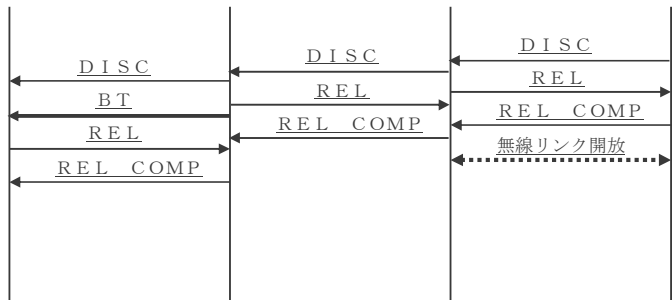
削除

PT-M7

I.SDN端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS端末機器



着側切断のシーケンス

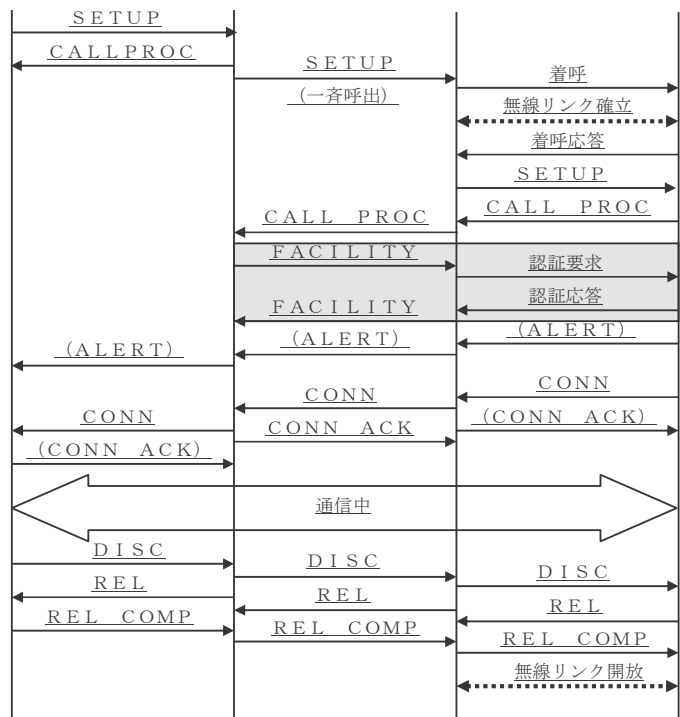


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

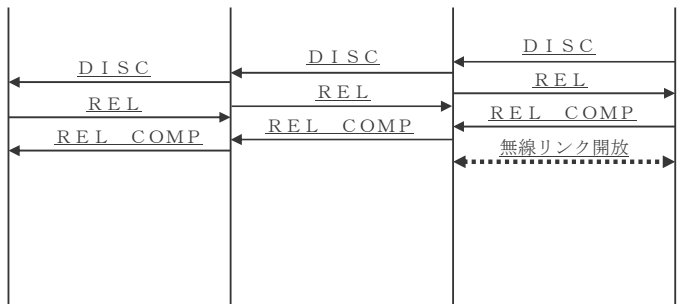
PT-M7

削除

I SDN 端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS 端末機器



着側切断のシーケンス

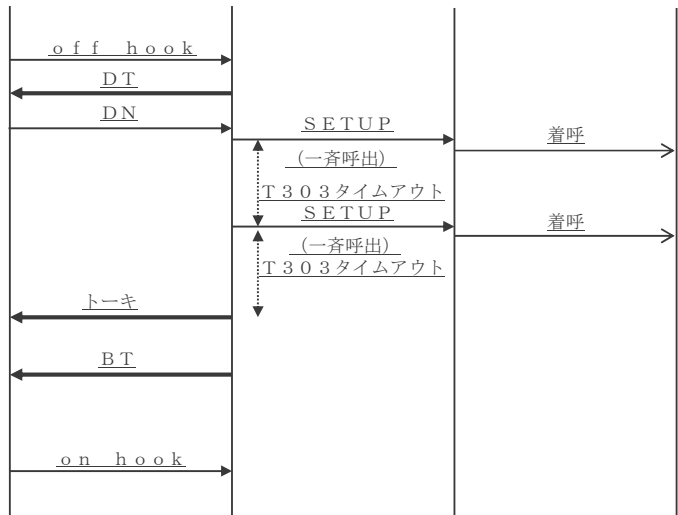


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

削除

PT-M9

アナログ端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS 端末機器

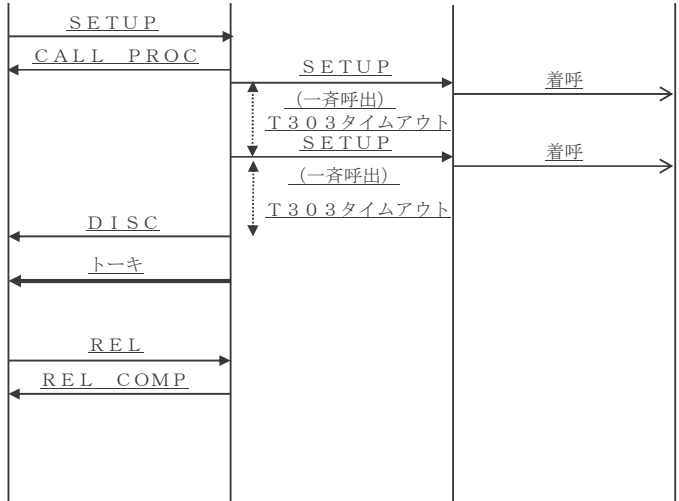


PT-M9

削除

PT-M10

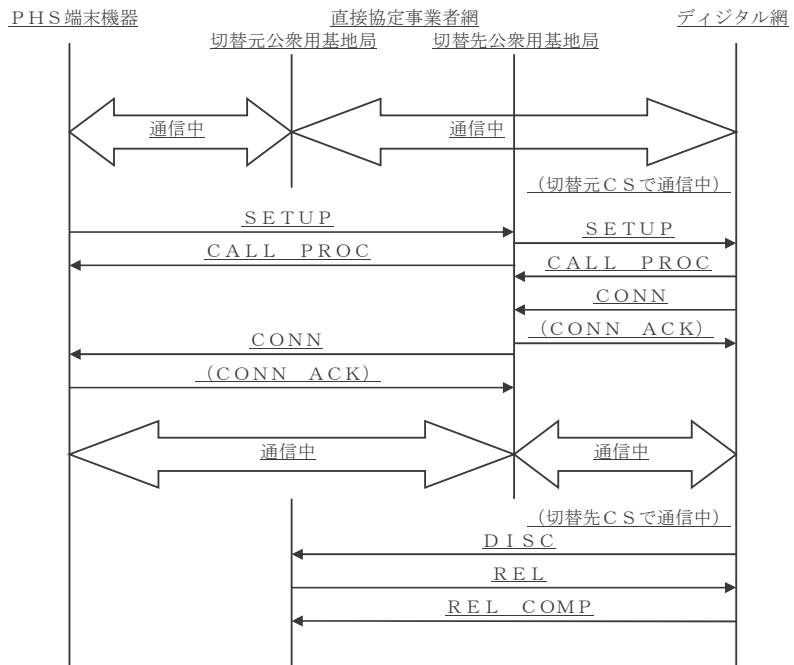
ISDN 端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS 端末機器



PT-M10

削除

PT-M11



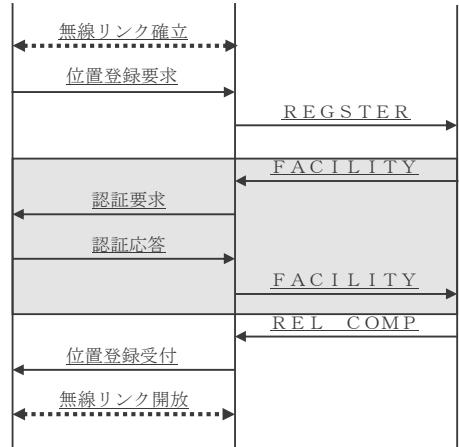
以降のシーケンスは各活用型PHS網発信のシーケンスに同じ

PT-M11

削除

PT-M12

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網



■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M12

削除

PT-M13



PT-M13

削除

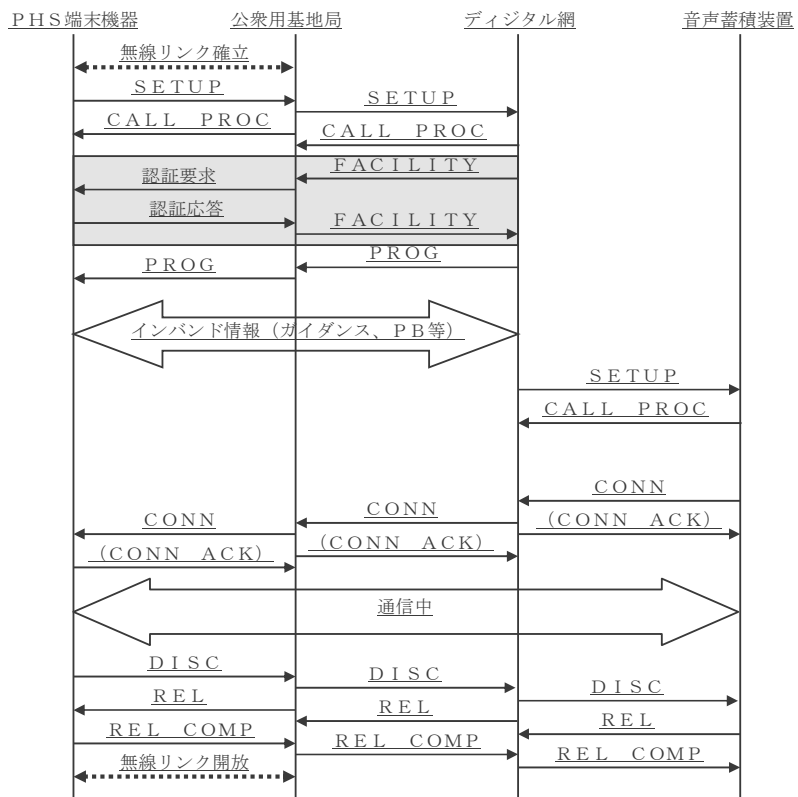
PT-M14



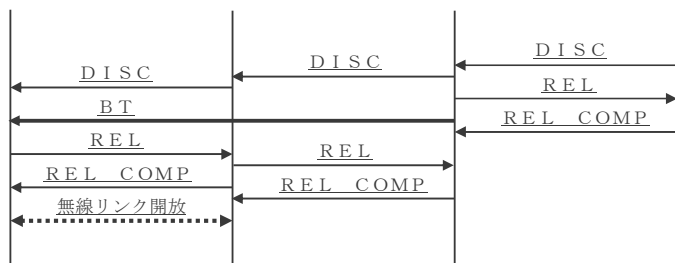
PT-M14

削除

PT-M15



着側切断のシーケンス



■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M15

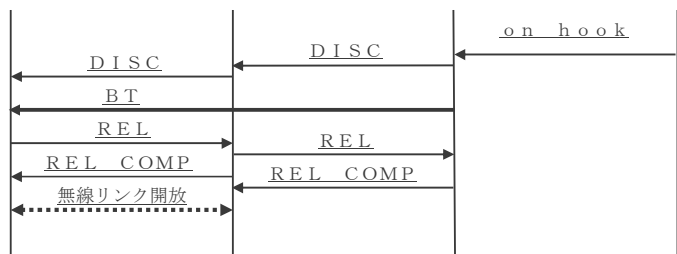
削除

PT-M16

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 案内台



着側切断のシーケンス



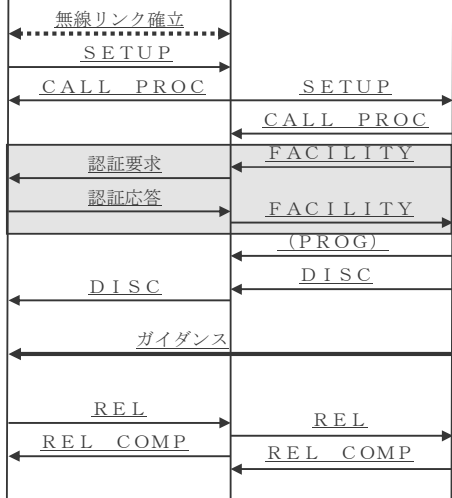
注：複数回案内する場合は繰り返しのシーケンスとなる □ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M16

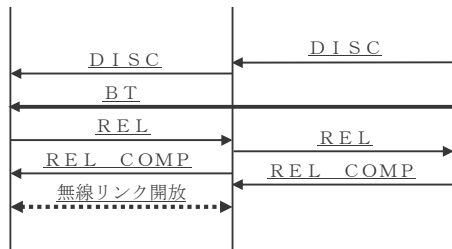
削除

PT-M17

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 案内台



着側切断のシーケンス

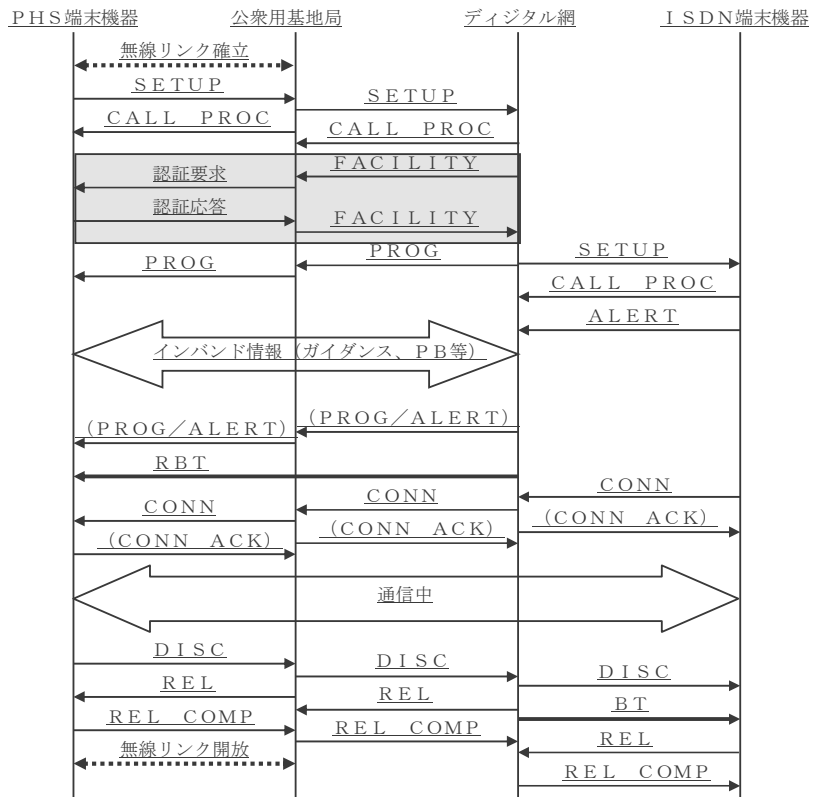


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

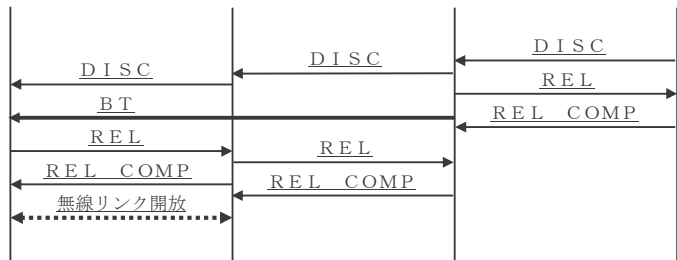
PT-M17

削除

PT-M18



着側切断のシーケンス



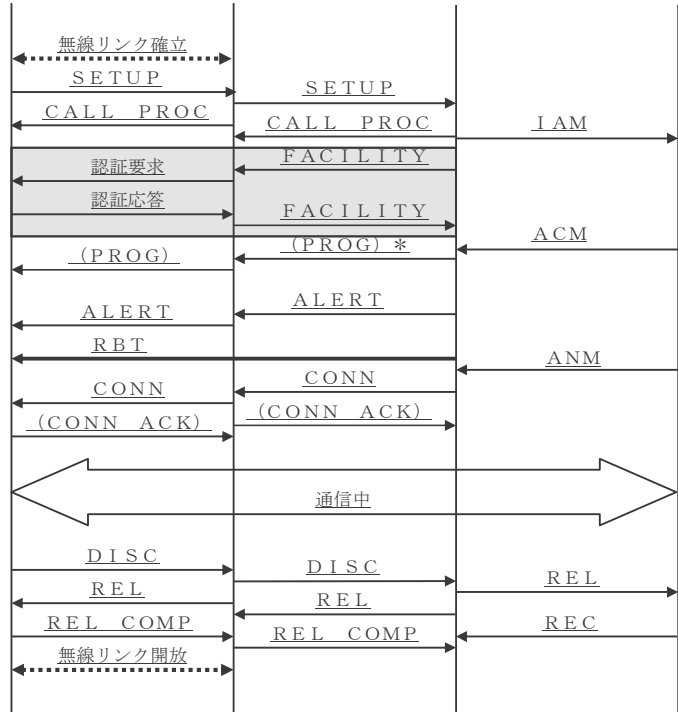
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M18

削除

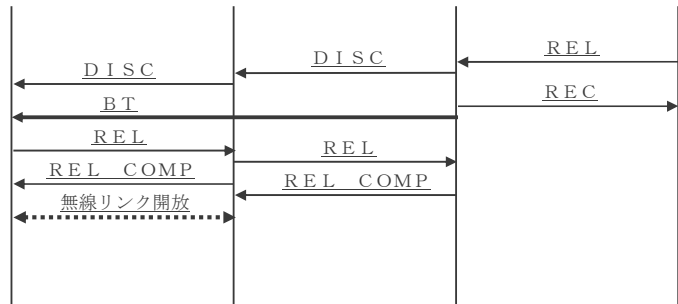
PT-M19

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 着側網



* : 当社網からは複数PROGが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



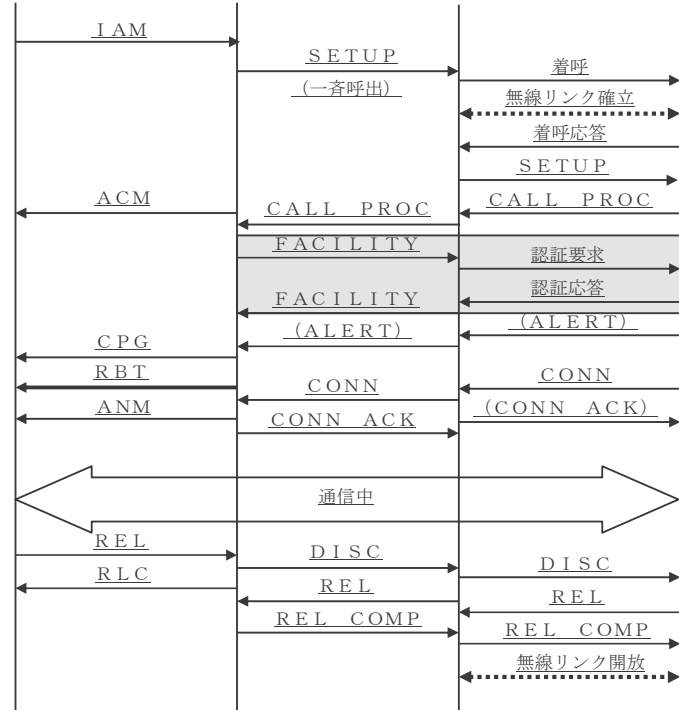
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M19

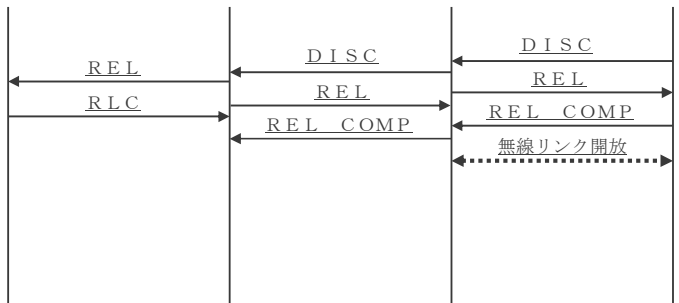
削除

PT-M20

発側網 デジタル網 公衆用基地局 PHS端末機器



着側切断のシーケンス



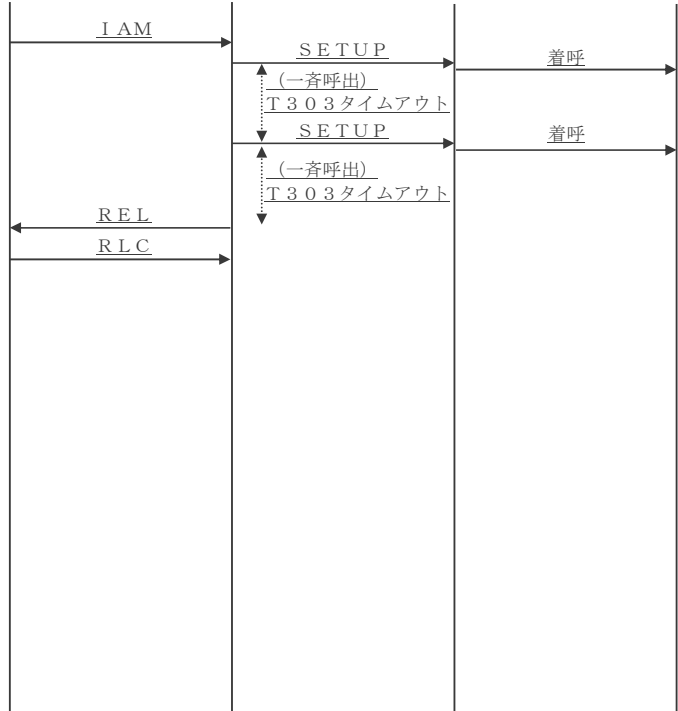
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M20

削除

PT-M21

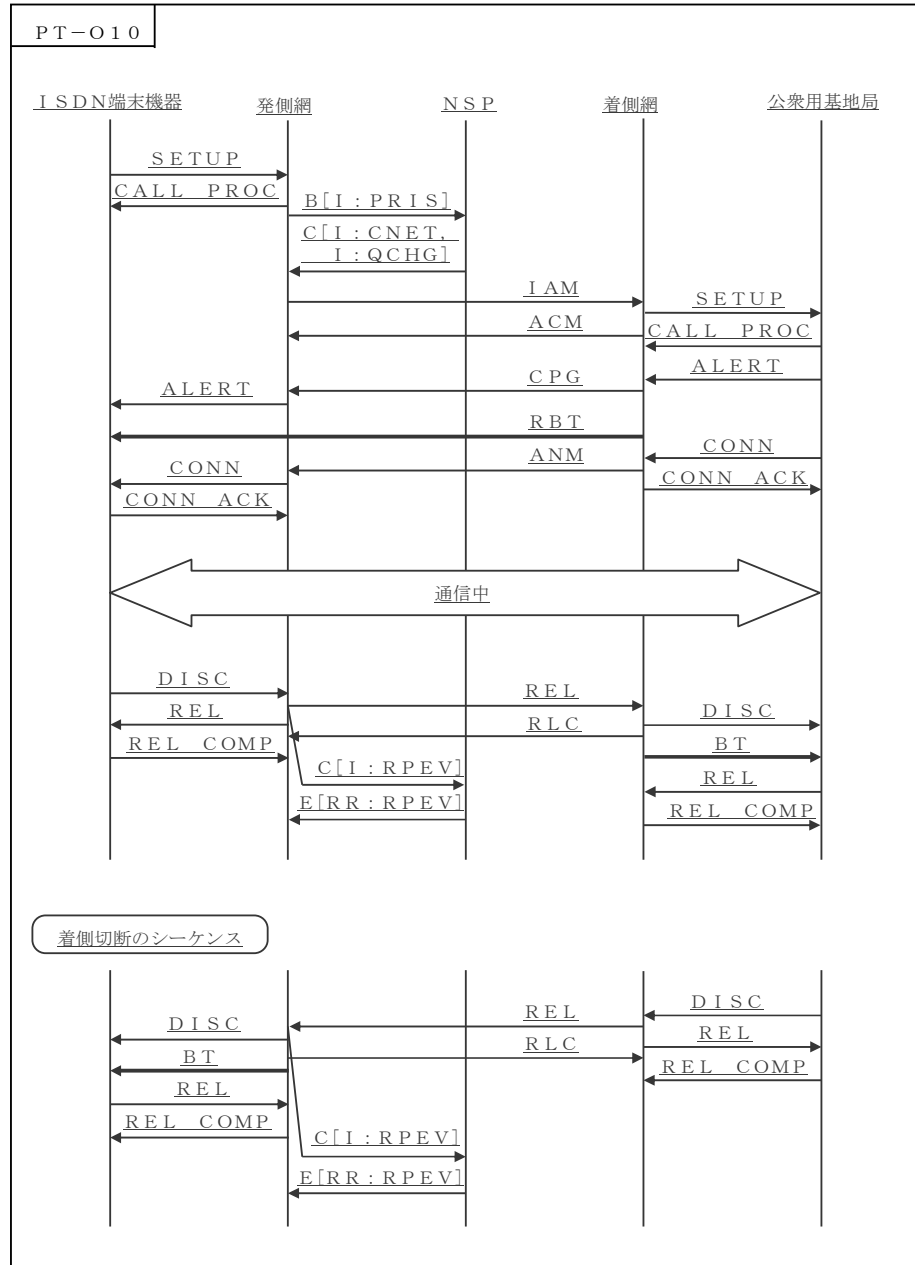
発側網 デジタル網 公衆用基地局 PHS 端末機器



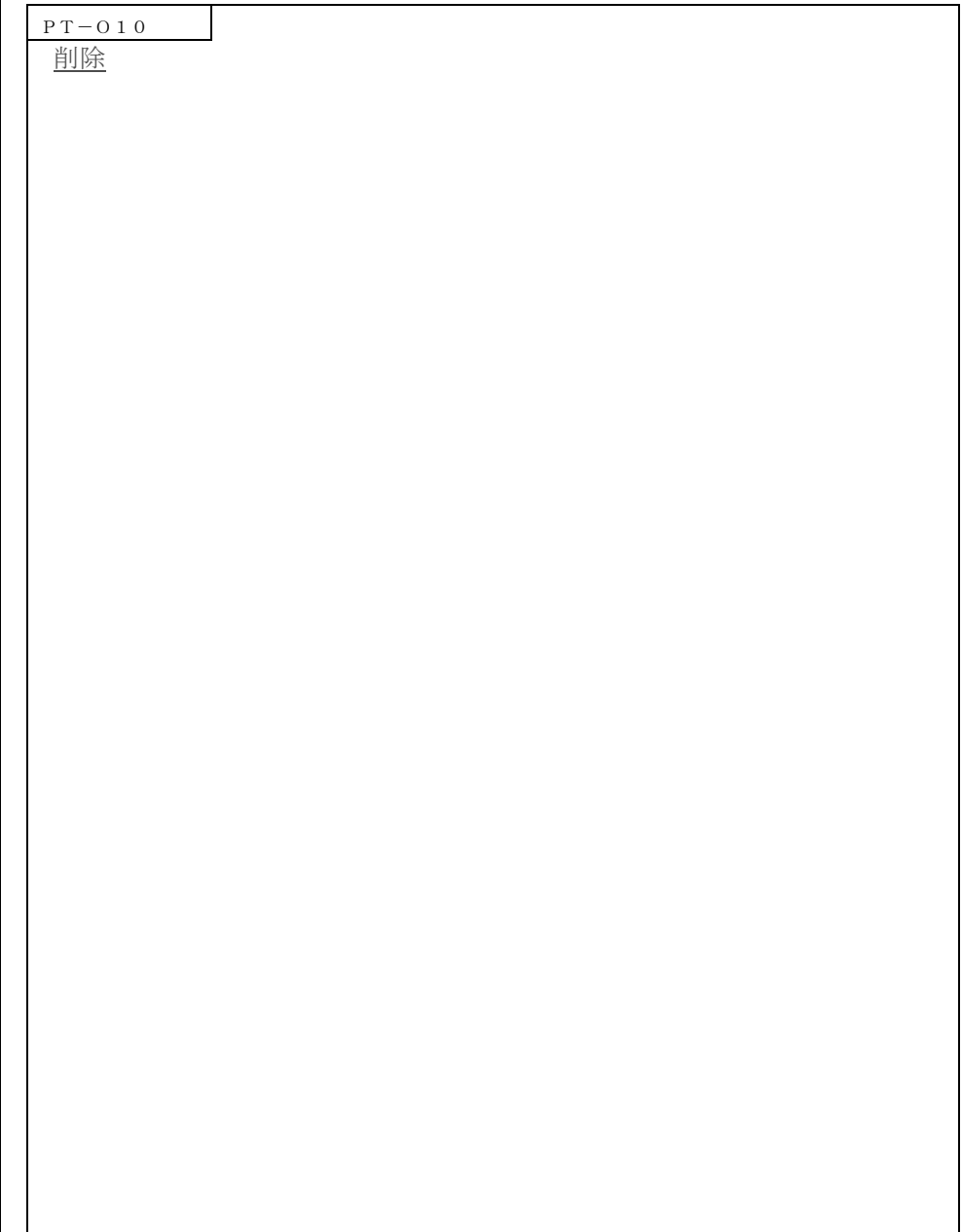
PT-M21

削除

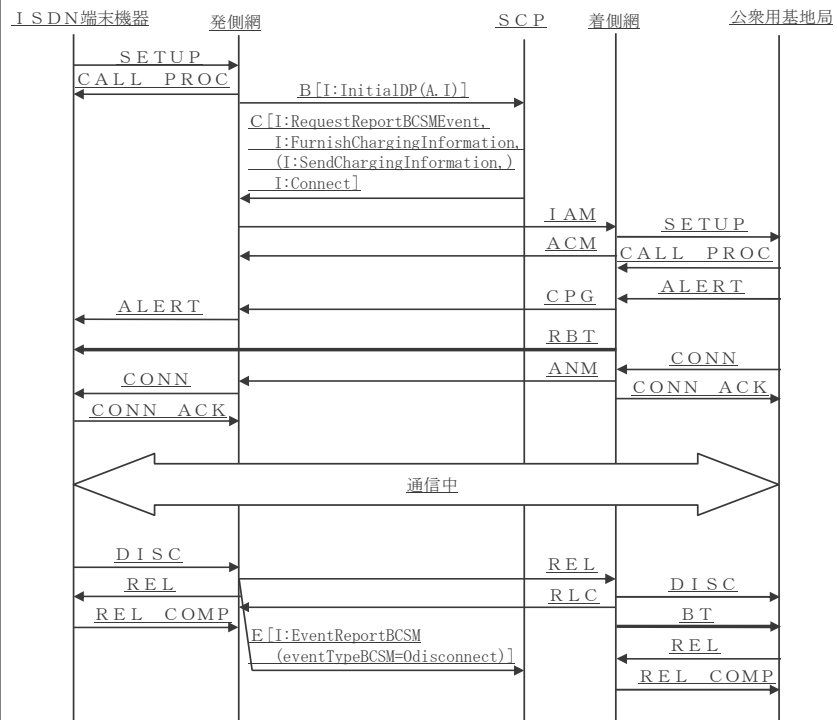
PT-O1~PT-O9 (略)



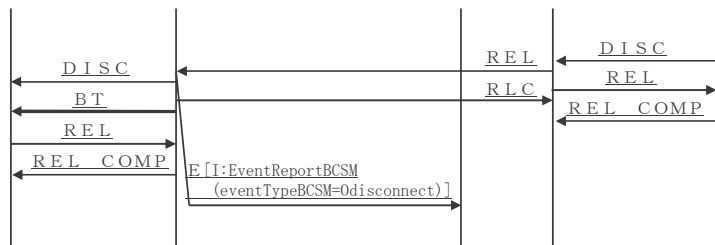
PT-O1~PT-O9 (略)



PT-O11



着側切断のシーケンス



(略)

PT-O11

削除

(略)

技術的条件集別表7 PHS公衆用基地局ーデジタル網間インタフェース仕様

技術的条件集別表7（公衆用基地局ーデジタル網間インタフェース仕様）の記述に関する留意事項

1. 本別表は、以下に示すTTC標準をベースドキュメントとし参照している。

本別表の標準番号	TTC標準の標準番号及び版数（制定月日）
<u>NTT-G961</u>	<u>JT-G961 第5.1版（2001年9月5日）</u>
<u>NTT-I430</u>	<u>JT-I430 第6.2版（2000年2月1日）</u>
<u>NTT-Q921-b</u>	<u>JT-Q921-b 第2版（2000年4月20日）</u>
<u>NTT-Q931-b</u>	<u>JT-Q931-b 第6版（2000年4月20日）</u>
<u>NTT-X25</u>	<u>JT-X25 第3版（1993年11月26日）</u>
<u>NTT-Q932-a</u>	<u>JT-Q932-a 第5版（2000年4月20日）</u>
<u>NTT-Q957.1-a</u>	<u>JT-Q957.1-a 第2版（2001年11月27日）</u>
<u>NTT-Q951.3-b</u>	<u>JT-Q951.3-b 第1版（1999年11月25日）</u>
<u>NTT-Q951.4-b</u>	<u>JT-Q951.4-b 第1版（1999年11月25日）</u>
<u>NTT-Q952-b</u>	<u>JT-Q952-b 第1版（1999年11月25日）</u>

2. 本別表では、TTC標準の規定と当社の規定に差分がある場合についてのみ、その具体的内容を記述している。以下にTTC標準の規定に準拠した事項及び、TTC標準の規定との間に差分がある事項の表記方法を示す。

1) 当社の規定がTTC標準の規定に準拠している事項

技術的条件集別表7 削除

【JT-****に準拠する】

2) 当社では規定していないが、TTC標準では規定している事項

【JT-****では▽△を規定している】

▽ ～TTC標準規定の記述～ △

3) 当社では規定しているが、TTC標準では規定していない事項

▼ ～当社規定の記述～ ▲

【JT-****では▼▲を規定していない】

4) 当社の規定とTTC標準の規定が異なる事項

▼ ～当社規定の記述～ ▲

【JT-****では▼▲の規定が異なる】

5) TTC標準では規定しているが、当社網、直接協定事業者網間では使用、あるいは適用しない事項

【規定しない】

3. 本別表で用いられる、用語、語句の意味は、TTC標準の内容に準拠している。

4. 本別表のセクション番号は、TTC標準のセクション番号に対応している。

ただし、TTC標準のセクション番号はITU-Tのセクション番号に対応しており、またITU-Tでのみ規定されていて、TTC標準、当社のどちらも規定していない事項については、その記述を全て割愛してあるため、セクション番号が連続しない場合がある。

NTT-G961 ISDN基本アクセスメタリック加入者伝送方式

1. 概要【JT-G961に準拠する】

2. 機能【JT-G961に準拠する】

▼ただし、適用機器の違いにより、TE（端末）をCS（公衆用基地局）に、DSUをNTに読み変える必要がある。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

2. 1 Bチャンネル【JT-G961に準拠する】

2. 2 Dチャンネル【JT-G961に準拠する】

2. 3 ビットタイミング【JT-G961に準拠する】

2. 4 オクテットタイミング【JT-G961に準拠する】

2. 5 フレーム同期【JT-G961に準拠する】

2. 6 LTまたはNT1からの起動

本機能は、LTとNT1間のデジタル伝送システム(DTS)をノーマル運用状態へ復帰させる。本機能を実行するために必要な手順は、本標準の6章で記述される。LTからの起動は、DTSのみか、またはDTSに宅内機器を加えたものに行える。宅内機器が接続されていない場合は、DTSは常時、起動状態を維持することが可能である。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

注 NT1の運用保守と起動/停止手順に要求される機能は、2B+Dチャンネルと同時に伝送される付加的な伝送容量を用いて伝送される。この伝送容量はCLチャンネルと名付けられる。

2. 7 停止

本機能は、低消費電力モードにすること、あるいは他システムへのシステム間漏話を減少させることをNT1において可能とするために記述されている。手順と情報交換は、本標準の6章で記述されている。停止はET(回線接続)によってのみ実行される。2.6節の(注)参照。▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

2. 8 給電【JT-G961に準拠する】

2. 9 運用保守【JT-G961に準拠する】

3. 伝送媒体【JT-G961に準拠する】

4. システム性能【JT-G961に準拠する】

5. 伝送方式【JT-G961に準拠する】

6. 起動/停止【JT-G961に準拠する】

7. 運用保守【JT-G961に準拠する】

8. 給電

8. 1 概要

本節はNT1への給電およびTTC標準JT-I430に従ったユーザ網インタフェースへの電力の供給について取り扱うものである。

起動/停止手順が適用されるとき、NT1、およびLTでのパワーダウンモードが定義される。▼起動/停止本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

- 8.2 NT1への給電【JT-G961に準拠する】
- 8.3 給電および受電方式【JT-G961に準拠する】
- 8.4 DLL抵抗【JT-G961に準拠する】
- 8.5 ウェット電流【JT-G961に準拠する】
- 8.6 LTアスペクト【JT-G961に準拠する】
- 8.7 NT1の電力要求条件【JT-G961に準拠する】
- 8.8 過渡電流制限【JT-G961に準拠する】

9. 環境条件【JT-G961に準拠する】

10. 電気的特性【JT-G961に準拠する】

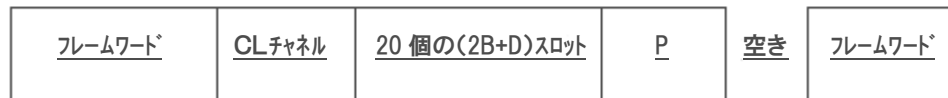
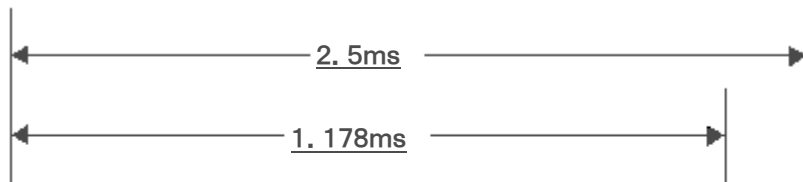
10.1 伝送路符号【JT-G961に準拠する】

10.2 符号速度【JT-G961に準拠する】

10.3 フレーム構成

1つのフレームは377ビットで、1.178ms間隔以内である。フレームの繰り返し周期は2.5msとする。

それぞれのフレームは、1つのフレームワード、(2B+D)チャンネル、CLチャンネルと1つのパリティビットを含んでおり、以下の図に示す通りである。



Pパリティビット：

Pビットは1つのフレームにおける2進“1”の数が偶数個となるように用いられる。

従って、1つのフレームにおける2進“1”の数が奇数個のとき、Pビットには“1”が、偶数個のとき“0”がセットされる。

▼本システムでは、Dチャンネル共用機能のため、Dチャンネルを使用しない物理インタ

フェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にDチャンネルのビットが存在する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

10.3.1 フレーム長【JT-G961に準拠する】

10.3.2 LT-NT1方向のビット割り当て【JT-G961に準拠する】

10.3.3 NT1-LT方向のビット割り当て【JT-G961に準拠する】

10.4 フレームワード【JT-G961に準拠する】

10.5 フレーム同期手順【JT-G961に準拠する】

10.6 マルチフレーム【JT-G961に準拠する】

10.7 LT-NT1およびNT1-LTのフレーム間のフレームオフセット

【JT-G961に準拠する】

10.8 CLチャンネル【JT-G961に準拠する】

10.9 スクランプリング【JT-G961に準拠する】

10.10 起動/停止

本節では、起動/停止の手順と、起動/停止に使用される信号について記述する。

以下の定義は、ここで定義されたラインシステムの起動/停止の要求を明確化させる目的のものである。

【JT-G961では▽△を規定している】

▽また本節の内容を以下の様に読み替えることにより、ユーザ・網インタフェースとしてJT-I430-aを提供する専用線基本アクセスメタリック伝送方式に適用することができる。

(a) 10.10.1節でSIG1及びユーザ側から起動時のSIG2の適用を除外する。

(b) 10.10.2節でタイムT2の適用を除外する。

(c) 表10-3/JT-G961でFE1、FE2、FE5及びFE6の適用を除外する。

(d) 図10-11/JT-G961のユーザ側からの起動、図10-12/JT-G961の網側からの停止、図10-13/JT-G961から図10-16/JT-G961までの適用を除外する。

(e) NT1の状態遷移表として、表10-4/JT-G961の代わりに表10-4/JT-G961を適用する。

(f) LTの状態遷移表として、表10-5/JT-G961の代わりに表10-7/JT-G961を適用する。△

(1) このラインシステムの手順は、TTC標準JT-I430に従う呼制御のためのT参照点インタフェース上の手順と、またループバック1(LT内)、ループバック2(NT1内)の制御、そしてITU-T勧告I.603に従うその他のループバックをサポートする。ループバック1と2は非透過である。

注1 非透過ループバック1は、いかなるライン信号もLT-NT1方向に送信しないことによって提供される。

注2 非透過ループバック2は、NT1からT参照点インタフェースに対し無信号(INFO0)を送信することによって提供される。

- (2) システムはラインシステムとT参照点インタフェースの両者の起動を提供し、またラインシステムとT参照点インタフェース両者の停止も提供する。

T参照点インタフェースが停止したままでの、全情報転送能力が可能であるようなラインシステムだけの起動は提供されていない。

しかしながらこの起動モードを提供するためには、NT1からネットワークへのINFO1受信表示が、10.8.3.2節(10),(b)で定義されるNT1-LT方向の予備CLチャネルによって実施されるときに可能である。

- (3) NT1がLTからのローカルラインを介して給電されるような場合に、起動/停止によりパワーダウン状態が可能となる。

パワーダウン状態は、停止状態に等しく、この停止状態の下では、いかなる信号もローカルライン上に存在しない。

しかし、T参照点インタフェースに提供される給電は、指定されたTEからの発呼を考慮して、ローカルライン給電が停止している状態でも、TTC標準JT-I430に定義される制限給電状態が提供される。

停止状態でのT参照点インタフェースへの最低給電電力は420mWとなるべきである。

停止状態では、NT1はLTからのSIG3(アウェーク信号)とT参照点インタフェースからのINFO1を検出するための最低限の電力のみを消費する。

起動した状態でも、T参照点インタフェースに提供する給電電力はTTC標準JT-I430で定義される制限給電値に従って提供される。

NT1がLTからのローカルラインを介して給電される場合、NT1のラインからの最大の許容給電消費量はT参照点のインタフェースへの制限モード給電を含めて1000mW以下である。

- (4) TTC標準JT-I430の5.5節で定義されるウォームスタートとコールドスタートのような起動プロセスの2つのタイプは定義されない。

ウォームスタートの採用は、停止した状態から起動した状態まで、より短い起動時間を実現する。

コールドスタートとウォームスタートの両方が提供されると、ETのレイヤ1は2つのタイマT1の値を扱うことが要求される。

ここで定義されるラインシステムは、10.10.6節で定義されるローカルラインを介してのLTからNT1の初期給電を含み、ウォームスタートの起動時間値を満足しなければならない。

(5) LTとNT1の間にはマスター／スレーブ関係があり、NT1の起動要求開始時でも、LT（ETの了解により）が手順および通信を継続する主導権を持つ。

(6) 起動中には、ある固有な信号がイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のために送信される。

(7) T参照点インタフェースへのINFO2は、LT-NT1間およびNT1-LT間のラインシステムの同期後に送信される。

これは、TTC標準JT-G696の5.3.1.6節の(b)に指定される。

この場合、早まったINFO4の送信を避けるために、遅延時間（INFO3の受信による）がETのレイヤ1にて制御される。そして、付加的な機能要素FE13がラインシステムINFO4送信許可を通知するために定義されている。

表6-3/NT-I430の（注4）とTTC標準JT-G960の5.3.1.4節を参照のこと。

(8) ユーザ側からの起動時には、瞬時のラインの短絡または開放によるNT1の一瞬の電源断後において、短絡または開放障害解除後TEがINFO0送信状態に陥っている場合には、ラインシステムは障害前の動作状態を復旧しないかも知れない。

これは、NT1がユーザ側からの起動によってINFO2が送信されたという前歴情報を喪失するためである。

このような状態を避けるために、ユーザ側からの起動時でもETがLTから起動開始表示要素FE2を受信後にETがLTに対して機能要素FE1による起動要求が行われるかもしれない。これは、ネットワーク側からの起動と同じ状態をラインシステムに見せることとなる。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

10.10.1 起動に使用する信号

起動／停止手順の間、以下の特定信号（SIG）がLTとNT1間のローカルラインの上で交換される。3種類の信号が存在する。

一つ目は10.3節で定義されるフレーム構成を持たない信号であり、二つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムの同期確立の前（CLチャンネルビットが使

用不可能)に通信される信号である。三つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムがフレーム同期状態(C Lチャンネルビットが使用可能)にて通信される信号である。

信号の定義は以下に与えられており、フレーム構成に従うSIGのリストは表10-1/NTT-G961と表10-2/NTT-G961に示される。

(1) フレーム構造を持たない信号

【JT-G961では▽△を規定している】

▽SIG0 LTからNT1、NT1からLT

無信号

SIG1 LTからNT1

ラインシステムの停止信号

NT1のレイヤ1エンティティにパワーダウン状態への以降を要求する信号。

この信号は、ラインシステムとT参照点インタフェースの両者を停止する。

この信号はSIG3が現れるまで連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを介してLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電圧極性を使用することにより実現される。△

SIG2a NT1からLT

アウェーク(了解)信号

LTとETのレイヤ1を起動する信号であり、ラインシステムとT参照点インタフェースの起動を開始する。

この信号は、NT1でT参照点インタフェースを介してのINFO1の受信によって実行される。

また、この信号はSIG3のアウェーク了解信号としても使用される。

この信号はSIG3が存在している限り連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを経てLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電流を使用することにより実現される。

【JT-G961では▽△を規定している】

▽SIG2b NT1からLT

SIG2a

SIG2a存在しないことに対応する

SIG3 LTからNT1

アウェーク（了解）信号

NT1のレイヤ1を起動させる信号であり、NT1は電源投入状態となり、LT側からの信号に対して同期をとる準備を行う。

また、この信号はSIG2aのアウェーク了解としても使用される。

この信号はSIG1が出現するまで連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを経てLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電圧極性を使用することにより実現される。

SIG0、SIG1およびユーザ側からの起動時のSIG2の適用を除外する。

表10-3/NTT-G961はFE2、FE5、FE6の適用を除外する。

この信号の電圧極性はSIG1とは逆である。

(2) フレーム構成を形成する信号

(CLチャンネルビットは使用不可能である。)

SIG4 LTからNT1

トレーニング信号

NT1でのラインイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。

信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。

CLチャンネルビットは“0”に設定される。

この信号の実現方法例は、図10-8/NTT-G961に示される。

また、この信号は起動要求が発せられている状態下で、LTがフレーム同期外れ状態のときに送信される。

SIG5 NT1からLT

トレーニング信号

LTでのラインイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。

信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。

CLチャンネルビットは“0”に設定されるものとする。

この信号の実現方式例は、図10-9/NTT-G961に示される。

この信号で、NT1がSIG4により同期確立したことをLTに通知する。

(3) フレーム構造を持つ信号

(CLチャンネルビットは有効である)

S I G 6 LTからNT1

ラインシステム起動表示信号：

ラインシステム起動確立をNT1に通知する信号

この信号は、NT1に対し、INFO2を送信させることによりT参照点インタフェースの起動開始を指示するものである。

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワードとCRCビットを含んでいる。

CLチャンネルのOFSビットは“1”に設定される。

起動要求機能要素FE1がLTで受信されるとCLチャンネルのARビットは“1”に設定され、または起動要求機能要素FE1がLTで受信されなければARビットは“0”に設定される。

Sビットを除いて、他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

Sと2B+Dチャンネルビットは、無効データかもしれない。

S I G 7 LTからNT1

通常信号

NT1がINFO3受信の状態ではT参照点インタフェースに対しINFO4を送信することにより、TEとET間に完全なレイヤ1情報転送能力を確立することを許可する信号である。

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、CRCビットを含む。

CLチャンネルのOFSとAPビットは“1”に設定される。

起動要求機能要素FE1がLTで受信されると、CLチャンネルのARビットは“1”に設定され、また起動要求機能要素FE1がLTで受信されないとARビットは“0”に設定される。

ネットワークがSビットの転送機能を提供するならば、V1参照点インタフェースを通過するSビットはCLチャンネルのSビットにそのまま転送される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは有効データである。

S I G 8 NT1からLT

INFO3受信表示信号：

NT1がINFO3の受信を示し、LTとETに対し、TEとETの間の完全なレイヤ1情報転送能力を要求する信号。

この信号は、T参照点インタフェースからのINFO3の受信によって送信され

る。

また、この信号はループバック 2 の停止動作中信号としても使用される。

この信号は、フレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBE ビット、CRC ビットを含む。

CLチャンネル上のAIビットは“1”に設定され、CLチャンネル上のQ1、Q2、Q3、Q4ビットは“1”に設定される。基本ループバック 2 のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

SIG9 LTからNT1

ループバック 2 指示信号

ラインシステム起動確立をNT1に通知し、NT1にループバック 2 を要求する信号。

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、Sビット、CRCビットを含んでいる。

CLチャンネルのOFSとH1、H2、H3ビットは“1”に設定される。

基本ループバック 2 シーケンスのみを提供するLTにあつてはAPは“0”に、拡張ループバック 2 シーケンスも提供するLTにあつてはAPは“1”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは有効データである。

SIG10 NT1からLT

ループバック 2 動作信号：

NT1がループバック 2 中であることを示す信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBE ビット、及びCRCビットを含む。

CLチャンネルのT1、T2、T3及びAIビットは“1”に設定される。

2B+DチャンネルのQ1、Q2、Q3、Q4ビットは有効データである。

基本ループバック 2 のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

NT1内にてループバックが正常に動作している時には、2B+D信号はNT1の受信したデータが折り返り、Q1、Q2、Q3、Q4ビットはNT1が受信したSビットが折り返る。

Q1、Q2、Q3、Q4ビットおよびSビットの使用はオプションである。

SIG11 NT1からLT

通常の動作信号

SIG7の受信により送信される信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBEビット、CRCビットを含む。

CLチャンネルのAIビットは“1”に設定される。

2B+DのチャンネルとQ1, Q2, Q3, Q4ビットは有効データである。

基本ループバック2のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

SIG12 NT1からLT

ループバック2起動信号中表示信号：

NT1がループバック2起動要求を受信中であることを示して、ループバック2が起動中であることを表示する信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBEビット、CRCビットを含む。

CLチャンネルのT1, T2, T3, T4, Q1, Q2, Q3, Q4は“1”に設定される。

基本ループバック2のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

SIG13 LTからNT1

Tインタフェース停止信号

INFO0を送ることによって、T参照点インタフェースの停止を要求する信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、CRCビットを含む。

CLチャンネルのOFS, DRビットは“1”に設定される。

Sビットを除いて、他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

Sと2B+Dチャンネルビットは無効データかもしれない。

この信号の使用はネットワークオプションである。

この信号は、ラインシステムを停止しないでT参照点インタフェースを停止する

事を可能にし、この状態からネットワークはループバック 2 または T 参照点のインタフェース再起動を行うことが可能となる。

ユーザ側からの起動は、この信号を NT 1 が受信している間は受け付けられない

S I G 1 4 NT 1 から LT

I N F O 2 送信中表示信号：

NT 1 が、I N F O 2 を送信することにより、T 参照点インタフェースを起動中であることを示す信号。

この信号は、インタフェースの起動が開始された時、またはラインシステムが起動状態であるがインタフェースのフレーム同期外れ状態に入った時に送信される。

またこの信号は、T インタフェース停止信号 S I G 1 3 の了解としても使用される。

S I G 1 4 が S I G 1 3 の了解として使用されるとき、I N F O 2 の送信は S I G 1 3 により禁止され、I N F O 0 が T 参照点インタフェースに向けて送信される

この信号はフレームワード、CL チャンネルのマルチフレームワード、F E B E ビット、CRC ビットを含んでいる。

CL チャンネルの Q 1, Q 2, Q 3, Q 4 ビットは“1”に設定される。

基本ループバック 2 のみをサポートする NT 1 にあつては、I D 1 は“0”に設定される。

他の CL チャンネルビットは“0”に設定される。

2 B + D チャンネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

この信号は、起動手順の早期段階で FEBE を通知するためだろう。

起動手順の早期の F E B E 機能の通知が必要とされないならば、この信号を S I G 5 に置き換えることが可能である。

S I G 1 5 LT から NT 1

ループバック 2 停止信号

ループバック 2 の停止を要求する信号

この信号はフレームワード、CL チャンネルのマルチフレームワード、CRC ビットを含んでいる。

CL チャンネルの O F S ビットは“1”に設定される。

S ビットを除いて、他の CL チャンネルビットは“0”に設定される。

S と 2 B + D チャンネルビットは、無効データかもしれない。

この信号の使用はネットワークオプションである。

この信号はラインシステムの停止なしにNT1がループバック2を停止させるのを可能にし、ネットワークはT参照点インタフェースの起動、あるいはループバック2の再起動を行うことができる。

INFO1がNT1に受信された時、ユーザ側からの起動が行われるだろう。

10.10.2 タイマの定義

TTC標準JT-I430に定義されるタイマT1とタイマT2が使用される。

タイマの位置は次の通りである。

タイマT1：ETレイヤ1

【JT-G961では▽△を規定している】

▽タイマT2：LT△

タイマT1▽とタイマT2△の値は、TTC標準JT-I430の6.2.5節に定められる仕様に従う。

タイマT1の値の一例は1秒であり、ラインシステムの起動時間はこの値を考慮すべきである。

注 実現上のオプションとして、タイマT2はETのレイヤ1にて所有されるかも知れない。

この場合、追加の機能要素が、ラインシステムのタイマT2の満了を通知するために定義される必要がある。

10.10.3 起動手順の詳細

起動と停止手順は以下のダイアグラムに示される。

ダイアグラムは正常時の状態について示される。

(1) ネットワーク側からの起動

図10-10 / NTT-G961を参照

【JT-G961では▽△を規定している】

▽(2) ユーザ側からの起動

図10-11 / JT-G961を参照

(3) ネットワーク側からの停止

図10-12 / JT-G961を参照△

(4) 基本ループバック2の起動

図10-13 / NTT-G961を参照

(5) 拡張ループバック2の起動

図10-14 / NTT-G961を参照

【JT-G961では▽△を規定している】

▽(6)基本ループバック2の起動

図10-15/JT-G961、図10-16/JT-G961を参照

△

注 V1参照点を通る機能要素(FE)の定義は、TTC標準JT-G960の5章にて与えられる。

起動/停止に使用されるFEは表10-3/NTT-G961に示される。

10. 10. 4 NT1状態遷移表【JT-G961に準拠する】

10. 10. 5 LTの状態遷移表【JT-G961に準拠する】

10. 10. 6 起動時間【JT-G961に準拠する】

表10-1/NTT-G961 LT-NT1方向の信号のフレーム構成【JT-G961に準拠する】

表10-2/NTT-G961 NT1-LT方向の信号のフレーム構成【JT-G961に準拠する】

表10-3/NTT-G961 起動/停止手順に関する機能要素の定義
(ITU-T G.961)

FEs	方向	定義
FE1	LT←ET	ラインシステムおよび参照点Tインタフェース起動要求
FE3	LT→ET	ラインシステム起動完了表示
FE4	LT→ET	Tインタフェースまたはループバック起動完了表示
FE7	LT→ET	フレーム同期はずれまたはラインシステム異常表示
FE8	LT←ET	ループバック2起動要求
FE9	LT←ET	ループバック1起動要求
FE12	LT→ET	Tインタフェースにおけるフレーム同期はずれ、またはNT1のTインタフェースでのループバック信号フレーム同期はずれ
FE13 (注)	LT←ET	参照点Tに対するINFO4送信許可

注 表6-3/JT-I430の(注4)またはTTC標準JT-G960の5.3.1.4節を参照

図10-10/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 網側からの起動【JT-G961に準拠する】

表10-4/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 状態遷移表 NT【JT-G961に準拠する】

表10-5/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 状態遷移表 LT【JT-G961に準拠する】

10.11 ジッタ【JT-G961に準拠する】

10.12 NT1とLTの送信部出力特性【JT-G961に準拠する】

10.13 送信部/送信部の終端【JT-G961に準拠する】

付属資料A TCM方式を用いたラインシステムの拡張機能および必要条件【JT-G961に準拠する】

付録I 妨害波規定【JT-G961に準拠する】

付録II 用語【JT-G961に準拠する】

NTT-I430 ISDN基本ユーザ・網インタフェース レイヤ1仕様

1. 本標準の規定範囲【JT-I430に準拠する】

2. レイヤ間のサービス特性

2.1 伝送媒体に要求するサービス【JT-I430に準拠する】

2.2 レイヤ2に提供するサービス【JT-I430に準拠する】

2.2.1 伝送能力【JT-I430に準拠する】

2.2.2 起動停止

レイヤ1は、ユーザのTE、NTを要求に応じて停止、再起動させる信号能力及び必要な手順を提供する。起動、停止手順については6.2節に規定する。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH-起動-要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理でも問題ない。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

2.2.3 Dチャンネルアクセス【JT-I430に準拠する】

2.2.4 保守【JT-I430に準拠する】

2.2.5 状態表示【JT-I430に準拠する】

2.3 レイヤ1と他のエンティティ間のプリミティブ

プリミティブとは、レイヤ1と他のエンティティ間における情報と制御の論理的やり取りを抽象的に表すものである。それらはエンティティやインタフェースの実現方法を規定したり制約するものではない。

レイヤ1とレイヤ2の境界において又はマネジメントエンティティに対して授受されるプリミティブ及びこれらのプリミティブに関連するパラメータ値を表2-1/JT-I 430にまとめ定義する。シンタックスの記述やプリミティブの使用方法は、ITU-T勧告X.211及び本標準の6章における関連の詳細な記述を参照すること。

表2-1/NTT-I 430 レイヤ1に関連するプリミティブ

(ITU-T I.430)

一般名	種別		パラメータ		メッセージユニットの内容
	要求	表示	優先順位 識別子	メッセージ ユニット	
レイヤ1とレイヤ2間					
PH-データ	X (注2)	X	X (注3)	X	レイヤ2相互間のメッセージ
PH-起動	X	X	二	二	
PH-停止	二	X	二	二	
マネジメントエンティティとレイヤ1間					
MPH-エラー	二	X	二	X	エラーあるいは前のエラーからの復旧タイプ
MPH-起動	二	X	二	二	
MPH-停止	X	X	二	二	
MPH-情報	二	X	二	X	接続/非接続

注1 上表でxはプリミティブ又はそのパラメータが存在することを、-は存在しないことを示す。

注2 PH-データ要求は、データ受領のためレイヤ1とレイヤ2との間に伏在する交渉を含む。

注3 優先表示は要求プリミティブのみに適用する。

3. 動作モード【JT-I 430に準拠する】

4. 配線構成の形式【JT-I 430に準拠する】

5. 機能特性【JT-I 430に準拠する】

5. 1 基本インタフェースの機能【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 1 Bチャンネル【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 2 ビットタイミング【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 3 オクテットタイミング【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 4 フレーム同期【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 5 Dチャンネル【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 6 Dチャンネルアクセス手順【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 7 給電【JT-I 430に準拠する】

5. 1. 8 停止

呼が無いとき、TEとNTが低消費電力モードになることを可能とするため、本機能を規定する。給電部1からインタフェースを通して電力を供給されているTEと、リモートに電力を供給されているNTを、停止によって低消費電力モード（9章参照）にする。停止が起きる手順と正確な条件については6.2節に規定する。（ある状況では、NTは常に起動状態のままであってもよい。）

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH一起動一要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲

【JT-I 430では▼▲を規定していない】

5. 1. 9 起動

本機能は、停止の間、低消費電力モードになっていたTEやNTの全ての機能を、通常給電状態か制限給電状態かにかかわらず、動作電力モード（9章参照）に回復する。起動が起きる手順と正確な条件については6.2節に規定する。（ある状況では、NTは常に起動状態のままであってもよい。）

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH一起動一要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲

【JT-I 430では▼▲を規定していない】

5. 2 相互接続回路【JT-I 430に準拠する】

5. 3 接続/非接続表示【JT-I 430に準拠する】

5. 4 フレーム構成

伝送の各方向でビット列はそれぞれ48ビットのフレームから構成されている。フレームの構成は全ての構成（ポイント・ポイント、ポイント・マルチポイント）について同一である。

▼本システムでは、Dチャンネル共用機能のため、Dチャンネルを使用しない物理インタフェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にDチャンネルのビットが存在する。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

5. 5 伝送路符号【JT-I430に準拠する】

5. 6 タイミングの考え方【JT-I430に準拠する】

6. インタフェース手順

6. 1 Dチャンネルアクセス手順【JT-I430に準拠する】

6. 2 起動停止

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH一起動一要求、MPH一停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

6. 2. 1 定義【JT-I430に準拠する】

6. 2. 2 信号【JT-I430に準拠する】

6. 2. 3 TE側の起動/停止の手順【JT-I430に準拠する】

6. 2. 4 NT側の起動/停止【JT-I430に準拠する】

6. 2. 5 タイマ値【JT-I430に準拠する】

6. 2. 6 起動時間【JT-I430に準拠する】

6. 3 フレーム同期手順【JT-I430に準拠する】

6. 4 Bチャンネル上の空きチャンネルコード【JT-I430に準拠する】

7. レイヤ1の保守【JT-I430に準拠する】

8. 電気的特性【JT-I430に準拠する】

9. 給電【JT-I430に準拠する】

10. 接続コネクタ及び端子配置【JT-I430に準拠する】

付属資料A TE、NT起動/停止のSDL表示及び状態遷移表【JT-I430に準拠する】

付属資料B 試験構成【JT-I430に準拠する】

付録I 電気的特性の基本として用いられる配線構成と一巡遅延の考察【JT-I430に準拠する】

付録Ⅱ 基本ユーザ・網インタフェースに定義する試験ループバック【JT-I 430に準拠する】

付録Ⅲ 用語リスト【JT-I 430に準拠する】

付録Ⅳ 試験方法【JT-I 430に準拠する】

付録Ⅴ 装置のためのガイドライン【JT-I 430に準拠する】

NTT-Q 921-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース レイヤ2仕様

【JT-Q 921-bに準拠する】

NTT-Q 931-b PHS公衆用基地局 デジタル網間インタフェース レイヤ3仕様

1. 概要【JT-Q 931-bに準拠する】

2. 呼制御の概説【JT-Q 931-bに準拠する】

3. メッセージの機能定義と内容

本章は、JT-Q 931-bメッセージ構成の概要について、各メッセージの機能の定義及び内容（すなわち意味）に注目して述べています。各規定は、以下を含む。

a) メッセージの転送方向、定義区間および使用法の簡潔な記述を示す。定義区間としては以下の用語が使われている。

1. 定義区間「ローカル」とは、発アクセス又は着アクセスのどちらか一方のみに関連すること。

2. 定義区間「アクセス」とは、デジタル網内に関連せず、発アクセス及び着アクセスに関連すること。

3. 定義区間「デュアル」とは、発アクセスまたは着アクセスに関連しかつデジタル網内に関連すること。

4. 定義区間「グローバル」とは、発アクセス及び着アクセスに関連しかつデジタル網に関連すること。

b) メッセージ内のコード群：0の情報要素を出現順（全てのメッセージ種別に共通）に示した表。各情報要素に対して、表は以下のものを示す。

1. 情報要素を規定する本仕様の項番。

2. 情報要素が送信されうる方向。例：公衆用基地局からデジタル網（‘c→n’）、デジタル網から公衆用基地局（‘n→c’）、もしくは（‘両方向’）。

3. 必須（M）もしくはオプション（O）指定の各場合において、対応する注釈は情報要素が含まれる環境を記述している。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽4. 情報長欄の「*」は情報要素長の最大オクテット数を規定せず、デジタル網またはサービスに依存し得ることを示す。△

(注) 全てのメッセージは、他のコード群5, 6, 7の情報要素と4.5.2~4.5.4節で記述されたコーディングルールに従った固定シフトと一時シフト情報要素を含む場合があります。これらは、第3章の各表には含まれていない。

c) 必要に応じた詳細な注釈。

3. 1 回線交換モード接続制御用メッセージ【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 1 「呼出」 (ALERTing)

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局から転送され、そしてデジタル網から発信公衆用基地局に転送される。

(参照 表 3-2/NTT-Q931-b)



表 3-2 / NTT-Q931-b
「呼出」 (ALERT) メッセージ内容

メッセージ種別： 呼出

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O (注1)	2~4
ファシリティ	付加サービス編	n→c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2~4

注1 - 『呼設定受付』 (CALL PROC) メッセージの「チャンネル識別子」と同内容のもののみ許容されます。

注2 - 付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本

情報要素は繰り返すことができません。

注3－アプリケーションに依存します。

注4－インタローキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報／パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 2 「呼設定受付」 (CALL PROCeeding)

本メッセージは、要求された呼設定が開始され、これ以上の呼設定情報は受け付けられないことを表示するためにデジタル網から発信公衆用基地局にあるいは着信公衆用基地局からデジタル網へ転送される。(参照 表3-3/NTT-Q931-b)

▼

表3-3/NTT-Q931-b

「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージ内容

メッセージ種別： 呼設定受付

定義区間： ローカル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O (注1)	2～4
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注2)	2～4

注1－デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが『呼設定』 (SETUP) メッセージに対する最初の応答メッセージである場合、チャンネル識別子情報要素は必須である。

公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージが『呼設定』 (SETUP) メッセージに対する最初のメッセージで、公衆用基地局が『呼設定』 (SETUP) メッセージで指示されたBチャンネルを受け付けない場合は本情報要素は必須である。

注2－インタローキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報／パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.1.3 「応答」(CONNect)

ーは着信公衆用基地局が呼を受け付けたことを通知するために着信公衆用基地局からデジタル網に、またデジタル網から発信公衆用基地局に送られる。

(参照 表3-4/NTT-Q931-b)

▼

表3-4/NTT-Q931-b

「応答」(CONN)メッセージ内容

メッセージ種別: 応答

定義区間: グローバル

方向: 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O(注1)	2~4
ファシリティ	付加サービス編	n→c	O(注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O(注4)	2~4
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O(注5)	2~18

注1-『呼設定受付』(CALL PROC)メッセージの「チャンネル識別子」と同内容のもののみ許容される。

注2-付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができない。

注3-アプリケーションに依存する。

注4-インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれます。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報/パターンを提供する場合、本メッセージに含まれる。

注5-応答する側が発信側に対して低位レイヤ整合性情報を返送したい場合、公衆用基地局の方からデジタル網の方向において本メッセージに含まれる。着信側が低位レイヤ整合性情報要素を含んだ応答を行った場合に、デジタル網から公衆用基地局

の方向において含まれる。低位レイヤ整合性交渉に対してオプションとして含まれる。

(付属資料 J 参照) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 4 「応答確認」 (CONNect ACKnowledge) 【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 5 「切断」 (DISConnect)

本メッセージはエンド・エンド接続を切断復旧することを、デジタル網に要求するために、公衆用基地局より、もしくはエンド・エンド接続が切断復旧されたことを表示するためにデジタル網により送られる。

(参照 表 3-6/NTT-Q931-b)



表 3-6 / NTT-Q931-b

「切断」 (DISC) メッセージ内容

メッセージ種別： 切断

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32
ファシリティ	付加サービス編	n→c	O (注1)	(注2)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注3)	2~4

注1-付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注2-アプリケーションに依存する。

注3-デジタル網から公衆用基地局の方向ではデジタル網がインバンドトーンを提供する場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 7 「通知」 (NOTIFY) 【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 8 「経過表示」 (PROGress)

本メッセージは、インタワーキングが生じた時、またはインバンド情報/パターンを提供する時、これらの事象を呼の過程として表示するのにデジタル網から転送される。
(参照 表 3-9/NTT-Q931-b)



表 3-9 / NTT-Q931-b
「経過表示」 (PROG) メッセージ内容

メッセージ種別： 経過表示
定義区間： グローバル
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注1)	2~32
ファシリティ	付加サービス編	n →c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	両方向	M	4

注1 - デジタル網がインバンド情報/パターンの提供に関する付加的な情報を提供するために本メッセージに含まれる。

注2 - 付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができない。

注3 - アプリケーションに依存する。



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 9 「解放」 (RELease)

本メッセージは公衆用基地局またはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置が情報チャネル (もしあれば) を既に切断した事を示し、チャ

ネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」(REL)メッセージを受信した装置ではチャンネルを解放し、さらに「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信したあと呼番号を解放する準備をする。(参照 表 3-10/NTT-Q931-b)



表 3-10/NTT-Q931-b
「解放」(REL)メッセージ内容

メッセージ種別：解放

定義区間：ローカル(注1)

方向：両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O(注2)	2~32
ファシリティ	付加サービス 編	両方向	O(注3)	(注4)

注1-本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時は、グローバルな意味を持つ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」(REL)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。

注3-付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注4-アプリケーションに依存する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 10 「解放完了」(RELease COMpLETE)

本メッセージは、公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信される。本メッセージを送信している装置が情報チャンネル(もしあれば)及び呼番号を解放したことを示す。解放された情報チャンネルは、再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。(参照 表 3-11/NTT-Q931-b)



表 3-11 / NTT-Q931-b
「解放完了」 (REL COMP) メッセージ内容

メッセージ種別： 解放完了
定義区間： ローカル (注1)
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32
ファシリティ	付加サービス 編	両方向	O (注3)	(注4)

注1 一本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味を持つ情報を転送することがある。

注2 一本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。

注3 付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注4 アプリケーションに依存する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 14 「呼設定」 (SETUP)

本メッセージは、発信公衆用基地局からデジタル網へ、もしくはデジタル網から着信公衆用基地局に呼設定を開始するために転送される。(参照 3-15/NTT-Q931-b)



表 3-15 / NTT-Q931-b
「呼設定」 (SETUP) メッセージ内容

メッセージ種別： 呼設定
定義区間： グローバル
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M	4～10
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O (注1)	2～4
ファシリティ	付加サービス 編	c→n	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2～4
発番号	4.5.10	両方向	O (注5)	2～36
発サブアドレス	4.5.11	両方向	O (注6)	2～23
着番号	4.5.8	両方向	M	2～35
着サブアドレス	4.5.9	両方向	O (注7)	2～23
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O (注8)	2～18
高位レイヤ整合性	4.5.17	両方向	O (注9)	2～5

注1 一本情報要素はデジタル網から公衆用基地局への方向において必須。公衆用基地局からデジタル網への方向においては、公衆用基地局がチャンネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。

含まれない場合は“任意チャンネルの受付可能”とみなして解釈される。

注2 付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注3 アプリケーションに依存する。

注4 インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局方向でインバンド情報/パターンを提供する場合、本メッセージに含まれる。

注5 発信側の識別のために、発信公衆用基地局またはデジタル網からの本メッセージに含まれ得る。基本呼制御では、デジタル網から公衆用基地局方向には含まれないことがある。

公衆用基地局からデジタル網の方向には必須である。

注6 発信側が発サブアドレスの表示を行ないたい場合は、公衆用基地局からデジタル

網への方向で本メッセージに含まれる。基本呼制御において、デジタル網から公衆用基地局方向に含まれ得る。

注7－発信公衆用基地局が着サブアドレスの表示を行いたい場合は、公衆用基地局からデジタル網への方向で本メッセージに含まれる。「呼設定」(SETUP)メッセージの中に着サブアドレス情報要素を含めているならば、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注8－発信側が、着信側に対して低位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージに含まれる。もし、発信側が低位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージに含まれる。

注9－発信側が、着信側に対して高位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージに含まれる。もし、発信側が高位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 16 「状態表示」(STATUS)【JT-Q931-bに準じる】

3. 1. 17 「状態問合せ」(STATUS ENquiry)【JT-Q931-bに準じる】

3. 2 パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

表3-22/NTT-Q931-bに、X. 31パケットモードアクセスコネクション用メッセージを要約する。

表3-22/NTT-Q931-bは6章で定義されるケースB (ISDNバーチャルサーキット・サービスへのパケット交換アクセス)に対して用いられる。ケースA (PSPDNサービスへの回線交換アクセス)に対しては、節3. 1の表3-1/NTT-Q931-bが用いられる。

▼

表3-22/NTT-Q931-b
パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

参 照

<u>・アクセスコネクション設定用メッセージ</u>	
<u>呼出 (ALERTing)</u>	<u>3.2.1</u>
<u>呼設定受付 (CALL PROceeding)</u>	<u>3.2.2</u>
<u>応答 (CONNect)</u>	<u>3.2.3</u>
<u>応答確認 (CONNect ACKnowledge)</u>	<u>3.2.4</u>
<u>呼設定 (SETUP)</u>	<u>3.2.9</u>
<u>・アクセスコネクション切断復旧用メッセージ</u>	
<u>切断 (DISConnect)</u>	<u>3.2.5</u>
<u>解放 (RELease)</u>	<u>3.2.7</u>
<u>解放完了 (RELease COMplete)</u>	<u>3.2.8</u>
<u>・その他のメッセージ</u>	
<u>状態表示 (STATUS)</u>	<u>3.2.10</u>
<u>状態問合せ (STATUS ENQuiry)</u>	<u>3.2.11</u>

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】 ▲

3.2.1 「呼出」(ALERTing)

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局からデジタル網に転送される。(参照 表3-23/NTT-Q931-b)



表3-23/NTT-Q931-b
「呼出」(ALERT)メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼出

定義区間 : ローカル

方向 : 公衆用基地局からデジタル網へ

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	c→n	M	1
呼番号	4.3	c→n	M	2～3
メッセージ種別	4.4	c→n	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O(注)	2～*

注一本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャンネルを受付けない場合はチャンネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.2 「呼設定受付」(CALL PROCeeding)

本メッセージは、要求されたアクセスコネクション設定が開始されたことを表示するためにデジタル網から発信公衆用基地局にあるいは着信公衆用基地局からデジタル網へ転送される。(参照 表3-24/NTT-Q931-b)

▼

表3-24/NTT-Q931-b
「呼設定受付」(CALL PROC) メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼設定受付
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	c→n	M	1
呼番号	4.3	c→n	M	2～3
メッセージ種別	4.4	c→n	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O(注)	2～*

注-デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージである場合、チャンネル識別子情報要素は必須で

ある。

公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで、かつ、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージの中で指示されたB-チャンネルを受付けない場合、チャンネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 3 「応答」(CONNect)

本メッセージは、アクセスコネクションを受付けたことを通知するために着信公衆用基地局からデジタル網に、またデジタル網から発信公衆用基地局に転送される。
(参照 表3-25/NTT-Q931-b)

▼

表3-25/NTT-Q931-b
「応答」(CONN)メッセージ内容

メッセージ種別 : 応答
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O (注)	2~*

注-本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャンネルを受付けない場合はチャンネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 4 「応答確認」(CONNect ACKnowledge)

本メッセージはどの公衆用基地局がアクセスコネクションを与えられたかを示すためにデジタル網から着信公衆用基地局に送られる。また、対称なアクセスコネクション制御手順を可能とするために発信公衆用基地局からデジタル網に送信され得る。(参照 表3-26/NTT-Q931-b)



表 3-26 / NTT-Q931-b
「応答確認」(CONN ACK) メッセージ内容

メッセージ種別 : 応答確認
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.5 「切断」(DISConnect)

本メッセージはアクセスコネクションを切断復旧することをデジタル網に要求するために、公衆用基地局より、もしくはアクセスコネクションが切断復旧されたことを表示するためにデジタル網により公衆用基地局へ転送される。(参照 表 3-27 / NTT-Q931-b)



表 3-27 / NTT-Q931-b
「切断」(DISC) メッセージ内容

メッセージ種別 : 切断
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 6 「経過表示」(PROGress) 【規定しない】

3. 2. 7 「解放」(RELease)

本メッセージは公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャンネル（もしあれば）を既に切断したことを示し、チャンネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」(REL)メッセージを受信した側ではチャンネルを解放し、さらに「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信したあと呼番号を解放する準備をする。本メッセージは、アクセスコネクションが、Dチャンネル又は存在するチャンネル上で与えられたこと及び、デジタル網が呼番号を解放する意図があることを表示するためにデジタル網から公衆用基地局へ送出される。（参照 表3-29/NTT-Q931-b）



表3-29/NTT-Q931-b
「解放」(REL)メッセージ内容

メッセージ種別 : 解放
定義区間 : ローカル (注1)
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32

注1-本メッセージはローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の切断復旧メッセージとして使用される場合はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」(REL)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 8 「解放完了」(RELease COMPlete)

本メッセージは公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャネル（もしあれば）および呼番号を解放したことを示す。解放されたチャネルは再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。（参照 表3-30/NTT-Q931-b）



表3-30/NTT-Q931-b
「解放完了」(REL COMP)メッセージ内容

メッセージ種別 : 解放完了
定義区間 : ローカル (注1)
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32

注1-本メッセージはローカルな意味を持つが、最初の切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」(REL COMP)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 9 「呼設定」(SETUP)

本メッセージは発信公衆用基地局からデジタル網へ、もしくはデジタル網から着信公衆用基地局にアクセスコネクション設定を開始するために転送される。（参照 表3-31/NTT-Q931-b）



表3-31/NTT-Q931-b
「呼設定」(SETUP)メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼設定
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M(注1)	4～13
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O(注2)	2～*
情報速度	4.6.3	n→c	O(注3)	2～6
エンド・エンド中継遅延	4.6.2	n→c	O(注4)	2～11
中継遅延選択表示	4.6.9	n→c	O(注5)	2～5
パケットレイバインパラメータ	4.6.4	n→c	O(注6)	2～3
パケットレイアウトサイズ	4.6.5	n→c	O(注7)	2～4
パケットサイズ	4.6.6	n→c	O(注8)	2～4
発番号	4.5.10	n→c	O(注9)	2～36
発サブアドレス	4.5.11	n→c	O(注10)	2～23
着番号	4.5.8	n→c	O(注11)	2～35
着サブアドレス	4.5.9	n→c	O(注12)	2～23
ユーザ・ユーザ	4.5.30	n→c	O(注13)	(注14)

注1－伝達能力情報要素は、もし適当であれば、パケットモードのアクセスコネクションを含むITU-Tテレコミュニケーション・サービスを記述するのに用いることができる。

注2－本情報要素はデジタル網から公衆用基地局への方向において必須。公衆用基地局からデジタル網への方向においては、公衆用基地局がチャンネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。

含まれない場合は、“任意チャンネルの受付可能”とみなして解釈される。

注3－デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する情報転送速度を着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注4－デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するエンド・エンド中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注5－デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する最大許容中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注6—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤバイナリパラメータを着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注7—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤウィンドウサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注8—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注9—公衆用基地局・デジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からデジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注10—公衆用基地局・デジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からデジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注11—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注12—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注13—発信公衆用基地局が、公衆用基地局情報を含み、かつデジタル網が、NTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントする場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注14—最小の長さは2オクテットである。また、標準の最大デフォルト長は131オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.10 「状態表示」(STATUS)

本メッセージは「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答として、または節5.8に示されるエラー状態を通知するために任意の時点で公衆用基地局またはデ

デジタル網から送信される。(参照 表3-32/NTT-Q931-b)



表3-32/NTT-Q931-b
「状態表示」(STATUS)メッセージ内容

メッセージ種別 : 状態表示
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32
呼状態	4.5.7	両方向	M	3



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.11 「状態問合せ」(STATUS ENquiry)

本メッセージは、公衆用基地局もしくはデジタル網によって、レイヤ3の同位エンティティからの「状態表示」(STATUS)メッセージ要求がある場合いつでも送信される。また、「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答としての「状態表示」(STATUS)メッセージ送出手は必須である。(参照 表3-33/NTT-Q931-b)



表3-33/NTT-Q931-b
「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージ内容

メッセージ種別 : 状態問合せ
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
------	----	----	----	-----

プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.4 グローバル呼番号を用いたメッセージ【JT-Q931-bに準じる】

3.4.1 「初期設定」(REStart)

本メッセージは、公衆用基地局もしくは、デジタル網から表示されたチャネル、又はインタフェースの初期設定(アイドル状態に戻す)を要求するために転送される。(参照 表 3-49/NTT-Q931-b)



表 3-49/NTT-Q931-b
「初期設定」(REST) メッセージ内容

メッセージ種別： 初期設定
定義区間： ローカル
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M(注1)	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O(注2)	2～4
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注1-本メッセージは、節4.3で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。

注2-初期設定対象の特定のチャネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.4.2 「初期設定確認」(REStart ACKnowledge)

本メッセージは、『初期設定』メッセージの受信を確認するため及び要求された初期設定が完了したことを示すため転送される。(参照 表 3-50/NTT-Q931-b)



表 3-50/NTT-Q931-b

「初期設定確認」(REST ACK) メッセージ内容

メッセージ種別: 初期設定確認

定義区間: ローカル

方向: 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M(注1)	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O(注2)	2~4
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注1-本メッセージは、節4.3で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。

注2-初期設定対象の特定のチャンネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.4.3 「状態表示」(STATUS) 【JT-Q931-bに準拠する】

4. メッセージフォーマットと情報要素のコーディング【JT-Q931-bに準拠する】

4.1 概要【JT-Q931-bに準拠する】

4.2 プロトコル識別子【JT-Q931-bに準拠する】

4.3 呼番号【JT-Q931-bに準拠する】

4.4 メッセージ種別

メッセージ種別は、送出されるメッセージの機能を識別するために用いる。

メッセージ種別は、各メッセージの3番目に配置され、図4-6/NTT-Q931-bや表4-2/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

ビット8は拡張ビットとして、将来の使用のため予約されている。

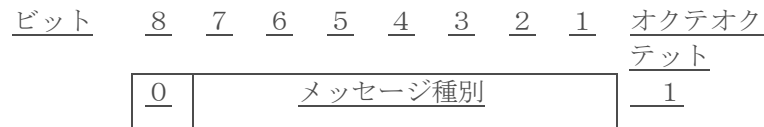


図4-6 / NTT-Q931-b メッセージ種別



表4-2 / NTT-Q931-b メッセージ種別

8	7	6	5	4	3	2	1	
0	0	0	-	-	-	-	-	呼設定用メッセージ
0	0	0	0	0	1			呼出 (ALERTing)
0	0	0	1	0				呼設定受付 (CALL PROCEEDing)
0	0	1	1	1				応答 (CONNeCT)
0	1	1	1	1				応答確認 (CONNeCT ACKnowledgE)
0	0	0	1	1				経過表示 (PROGress)
0	0	1	0	1				呼設定 (SETUP)
0	1	0	-	-	-	-	-	呼切断用メッセージ
0	0	1	0	1				切断 (DISConnect)
0	1	1	0	1				解放 (RELease)
1	1	0	1	0				解放完了 (RELease COMPlEte)
0	0	1	1	0				初期設定 (REStArt)
0	1	1	1	0				初期設定確認 (REStArt ACKnowledgE)
0	1	1	-	-	-	-	-	その他のメッセージ
0	1	1	1	0				通知 (NOTIFY)
1	1	1	0	1				状態表示 (STATus)
1	0	1	0	1				状態問合せ (STATus ENQuiry)

注1－これが使用された場合メッセージ種別は、国内規定に基づき、次のオクテットで定義される。

注2－付加サービスのファンクショナル手順に用いられるファシリティ[FACILITY]および登録[REGISTER]に関しては付加サービス仕様に示す。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4.5 他の情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

4.5.1 コーディング規定

他の情報要素のコーディングは、以下に述べるコーディング規定に従う。これらの規定は、メッセージ処理をする各装置が、処理上、必要である情報要素を見つけ、必要でないものを無視するように考えられたものである。

2種類の情報要素を規定する。

(1) 単一固定長情報要素 図4-7(a)/NTT-Q931-b及び図4-7(b)

/NTT-Q931-b

(2) 可変長情報要素 図4-7(c)/NTT-Q931-b

以下の情報要素に関して、情報要素識別子ビットのコーディングを表4-3/NTT-Q931-bに示す。

メッセージ中の各情報要素には特定な順番がある。可変長フォーマットの情報要素識別子のコード値は、メッセージ中の各情報要素の現れる順番に従い、小さい方から割り付けられる。これは、受信装置が全体のメッセージを見ずに特別の情報要素の有無を判断できるためである。

単一固定長情報要素は、メッセージ内の任意の場所に設置され得る。

単一固定長情報要素は2つのタイプがある。タイプ1の情報要素は、ビット7, 6, 5で示す。ビット7, 6, 5が‘010’はタイプ2単一固定長情報要素として予約済である。

ここでは、情報要素についての記述に、予備ビットを含んでいる場合、これらの予備ビットは、0に設定されている。将来の実用を考えると、予備ビットが1に設定されているからといって、メッセージを拒否すべきではない。可変長情報要素の第2のオクテットは、最初のオクテットのコーディングに関係なくその情報要素内容(オクテット3以下)の総オクテット長を示している。情報要素内容のオクテットの数はバイナリでコード化され、最下位はビット1(2⁰)です。

オプションになっている可変長情報要素は、存在し得るが、内容を持たない。例えば、「呼設定」(SETUP)メッセージは、オクテット長ゼロのチャンネル識別子情報要素を含んでいることもある。これは受信側に情報要素が“存在していない”ものとして処理される。同様に、情報要素がない場合は、“情報要素内容をもたない”として処理される。

次の規定は可変長情報要素のコーディングに適用する。

(a) オクテット番号における最初の数字は、1つのオクテットあるいはオクテット

のグループである。

(b) 各オクテットグループは、情報要素内の独立した単位である。オクテットグループの内部構造は以下に示す方法とは別の方法で定義されることもあり得る。

(c) オクテットグループは、何らかの拡張法の使用により形成される。拡張ビットとしてビット8を使用し、オクテット(N)を次にくるオクテット(Na, Nb…)へ拡張できる方法が望ましい。

ビット‘0’は、オクテットが次のオクテットへ継続していることを示す。ビット‘1’は、このオクテットがオクテットグループの最後のオクテットであることを示す。

1つのオクテット(Nb)が存在すれば、前のオクテット(NとNa)もまた存在する。

4.5.5節などの記述では、別のオクテットがあとに続く場合、ビット8は“0/1拡張”と書かれている。これが拡張領域上最後のオクテットであれば、ビット8は“1拡張”と書かれている。

仕様を追加する場合、追加オクテットが、それ以前の最後のオクテットのあとで定義されうる(その場合、“1拡張”という記述を“0/1拡張”に変更)ので、装置はそのような追加オクテットを受け入れる準備をする必要がある。ただし、これらのオクテットをその装置が解釈したり、その内容に従い機能したりする必要はない。

(d) 上で定義された拡張法に加えて、オクテット(N)のビット7～1の表示により次のオクテット(N₁, N₂…)へ拡張される。

(e) (c)と(d)の拡張法は組み合わせで使用されうる。拡張法(c)は順序の上で優先権をもつ。従って、全てのオクテットNa, Nb…は必ずオクテットN₁, N₂…の前に現れる。この規則は、オクテットN₁, N₂…がオクテットNa, Nb…の拡張法を用いて拡張される場合にも適用される。

(f) 同様な規則は、拡張法(d)が繰り返される場合にも適用されうる。即ちオクテットN_{1,1}, N_{1,2}…はオクテットN₂の前に現れる。

(g) オプションのオクテットは、アスタリスク(*)の印をつける。

注1—拡張法(c)は、繰り返し使用できない。即ち、オクテット4bになるべきオクテットにオクテット4aの拡張法を組み込むことはできない。

注2—プロトコル設計者は、複数の拡張法の使用をする場合、結果としてのコーディングが唯一の解釈となることを保証するよう注意すべきである。

注3—幾つかの情報要素には、コーディング標準フィールドが規定されています。情報要素がコーディング標準の国内標準で規定される場合、情報要素の構造を本仕様の規定と同様に規定することを推奨する。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	1	情報要素識別子				情報要素内容			1

(a) 単一固定長情報要素フォーマット (タイプ1)

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	1	情報要素識別子							1

(b) 単一固定長情報要素フォーマット (タイプ2)

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	0	情報要素識別子							1
	情報要素内容長								2
	情報要素内容								3

(c) 可変長情報要素フォーマット

図4-7/NTT-Q931-b 情報要素フォーマット



表4-3/NTT-Q931-b 情報要素識別子コーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	参照	最大長
1	:	:	:	-	-	-	-	-	単一固定長情報要素	(オクテット)
0	0	0	-	-	-	-	-	-	予約済	(注1)
0	:	:	:	:	:	:	:	:	可変長情報要素	
0	0	0	0	1	0	0	0	0	伝達能力 [Bearer Capability]	4.5.5 10
0	0	0	1	0	0	0	0	0	理由表示 [Cause] (注2)	4.5.12 32
0	0	1	0	1	0	0	0	0	呼状態 [Call state]	4.5.7 3
0	0	1	1	0	0	0	0	0	チャネル識別子 [Channel identification]	4.5.13 4
0	0	1	1	1	1	0	0	0	経過識別子 [Progress indicator] (注2)	4.5.23 4
0	1	0	0	1	1	1	0	0	通知識別子 [Notification indicator]	4.5.22 3
1	0	0	0	0	0	0	0	0	情報速度 [Information rate]	4.6.3 6
1	0	0	0	0	1	0	0	0	エンド・エンド中継遅延 [End-to-end transit delay]	4.6.2 11
1	0	0	0	0	1	1	0	0	中継遅延選択表示 [Transit delay selection and indication]	4.6.9 5
1	0	0	0	1	0	0	0	0	パケットレイヤバイナリパラメータ [Packet layer binary parameters]	4.6.4 3
1	0	0	0	1	0	1	0	0	パケットレイヤウィンドウサイズ	4.6.5 4

[Packet layer window size]									
1	0	0	0	1	1	0	パケットサイズ[Packet size]	4.6.6	4
1	1	0	1	1	0	0	発番号 [Calling party number]	4.5.10	3 6
1	1	0	1	1	0	1	発サブアドレス [Calling party subaddress]	4.5.11	2 3
1	1	1	0	0	0	0	着番号 [Called party number]	4.5.8	3 5
1	1	1	0	0	0	1	着サブアドレス [Called party subaddress]	4.5.9	2 3
1	1	1	1	0	0	1	初期設定表示 [Restart indicator]	4.5.25	3
1	1	1	1	1	0	0	低位レイヤ整合性情報 [Low layer compatibility]	4.5.19	1 8
1	1	1	1	1	0	1	高位レイヤ整合性情報 [High layer compatibility]	4.5.17	5
上記以外								予約済 (注3)	

(注1) 可変長情報要素の最大長制限は、現在の TTC 標準のコーディング値だけを考慮している。本標準の今後の拡張は、これらの制限に制約されない。

(注2) 本情報要素は、繰り返され得る。

(注3) 予約済の値の内ビット5～8が‘0000’にコード化されたものは、受信側によって理解する必要がある。(節5.8.7.1参照)。

(注4) 付加サービスのファンクショナル手順に用いられるファシリティ情報要素については付加サービス仕様を示す。



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4.5.2 コード群の拡張【規定しない】

4.5.3 固定シフト手順【規定しない】

4.5.4 一時シフト手順【規定しない】

4.5.5 伝達能力 [Bearer capability]

伝達能力情報要素の目的は、デジタル網が提供する伝達サービス要求を表示することである。本情報要素は、デジタル網によって使用される可能性のある情報のみを含む。付属資料I参照のこと。通信可能性確認に関連している伝達能力情報要素の使用法は、付属資料Bで記述している。

伝達能力情報要素は、図4-11/NTT-Q931-bと表4-6a/NTT-Q931-b～表4-6i/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

本情報要素がない場合には、伝達能力のデフォルトは想定されない。
要素の最大長はTTC標準を使用している場合は、10オクテットである。

▼

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

ト

<u>伝達能力</u>			<u>1</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>情報要素識別子</u>			
<u>伝達能力内容長</u>			<u>2</u>
<u>1</u> 拡張	<u>コーディング標準</u>	<u>情報転送能力</u>	<u>3</u>
<u>1</u> 拡張	<u>転送モード</u>	<u>情報転送速度</u>	<u>4</u>
<u>0/1</u> 拡張	<u>0</u> <u>1</u> <u>レイヤ1識別</u>	<u>ユーザ情報レイヤ1プロトコル</u>	<u>5*</u>
<u>0/1</u> 拡張	<u>同期</u> / <u>非同</u> <u>期</u>	<u>インバント</u> <u>交渉</u>	<u>5 a*</u> (注)
<u>1</u> 拡張	<u>0</u> <u>1</u> <u>レイヤ2識別</u>	<u>ユーザ情報レイヤ2プロトコル</u>	<u>6*</u>
<u>0</u> 拡張	<u>0</u> <u>1</u> <u>レイヤ3識別</u>	<u>ユーザ情報レイヤ3プロトコル</u>	<u>7*</u>

図4-11/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

(注) このオクテットは、オクテット3が非制限デジタル情報を示し、オクテット5がTTC標準速度整合 (JT-V110/JT-X30) を示す場合にのみ存在する。 ▲
【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼
表4-6 a/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素
コーディング標準 (オクテット3)
ビット
7 6
0 0 TTC標準

情報転送能力（オクテット3）

ビット

5 4 3 2 1

0 0 0 0 0 音声

0 1 0 0 0 非制限デジタル情報

1 0 0 0 0 3.1kHz オーディオ

上記以外 予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

転送モード（オクテット4）【JT-Q931-bに準拠する】

▼

表4-6b/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

情報転送速度（オクテット4）

ビット

5 4 3 2 1

回線交換モード

パケット交換

0 0 0 0 0

—

このコードはパケット交換
モードの呼に使用する。

1 0 0 0 0

64 kbit/s

—

上記以外

予約済

（注）付加属性を表4-7/NTT-Q931-bに定義する。

ユーザ情報レイヤ1プロトコル（オクテット5）

ビット

5 4 3 2 1

0 0 0 0 1

TTTC標準速度整合(JT-V110/JT-X30)：これは下記に定義
されたオクテット5aが存在することを表している。

0 0 0 1 0

標準 JT-G711 μ -law

上記以外

予約済

（注）転送モードが回線交換モードであり情報転送能力が非制限デジタル情報の場合に、ユーザ情報レイヤ1プロトコルが網に明示されない場合が存在し、その際にはオクテット5は省略した場合のみ許容し、その他の場合は、オクテット5は必須である。もし、転送モードがパケット交換モードであれば、オクテット5は省略されることがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼
表4-6c/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

同期/非同期 (オクテット5a)	
ビット	
7	
0	同期

(注) 同期ユーザ速度の場合、オクテット5b-5dは省略可能。

インバンド交渉 (オクテット5a)	
ビット	
6	
0	インバンド交渉不可

(注) 標準JT-V110及びJT-X30あるいはモデムタイプ勧告参照▲
【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼
表4-6d/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素
ユーザ速度 (オクテット5a)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	1	1	0	0	32 kbit/s 標準 JT-I460
0	1	1	1	1	56 kbit/s 勧告 V.6
上記以外					予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼
表4-6k/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ2プロトコル (オクテット6)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	1	0	標準 JT-Q921-b [3]
0	0	1	1	0	標準 JT-X25リンクレイヤ

上記以外 予約済

(注) 転送モードがパケット交換モードであればオクテット6は存在すべきである。他のケースではユーザレイヤ2プロトコルがデジタル網に識別される場合、オクテット6は存在すべきである。そうでなければオクテット6は省略すべきである。



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-61 / NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ3プロトコル (オクテット7)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	1	0	標準 JT-Q931-b
0	0	1	1	0	標準 JT-X25パケットレイヤ
上記以外					予約済

(注) ユーザ情報レイヤ3プロトコルがデジタル網に識別される場合オクテット7は存在すべきである。そうでなければオクテット7は省略すべきである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-7 / JT-Q931-b 伝達能力属性

伝達能力属性		付 加 属 性			
転送モード	情報転送能力	構 造	通信形態	呼設定法	対称性
回線交換	音 声	8 kHz 構造	ポイント・ポイント	即 時	両方向対称
回線交換	非制限データ	8 kHz 構造	ポイント・ポイント	即 時	両方向対称
回線交換	3.1kHz オーディオ	8 kHz 構造	ポイント・ポイント	即 時	両方向対称



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 5. 7 呼状態 [Call state]

呼状態情報要素は、現在の呼のステータス状態（節2. 1参照）やグローバルインタフェース状態（節2. 4参照）を記述するために用いられる。

呼状態情報要素は図4-13/NTT-Q931-bや表4-8/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

TTC標準コーディングを使用すると本情報要素の最大長は3オクテットである。

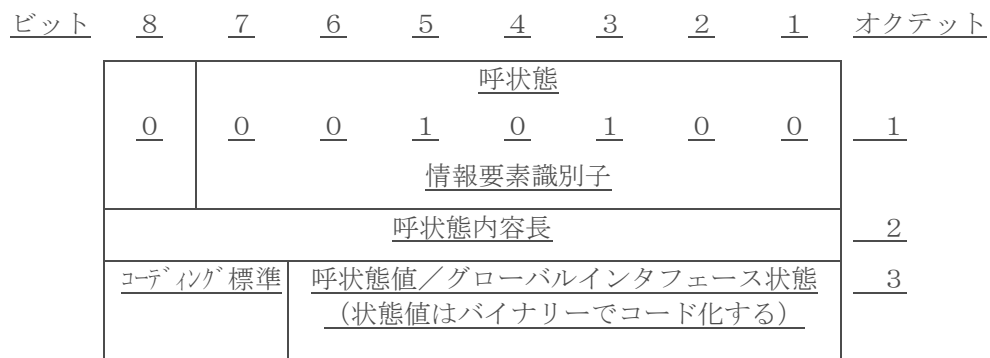


図4-13/JT-Q931-b 呼状態情報要素



表4-8a/NTT-Q931-b 呼状態情報要素

コーディング標準 (オクテット3)

ビット	8	7	
	0	0	TTC標準▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-8b/NTT-Q931-b 呼状態情報要素

呼状態値 (オクテット3)

ビット	6	5	4	3	2	1	公衆用基地局状態	デジタル網状態
	0	0	0	0	0	0	C0 一空	N0 一空

0	0	0	0	0	1	C 1	-発呼	N 1	-発呼
0	0	0	0	1	1	C 3	-発呼受付	N 3	-発呼受付
0	0	0	1	0	0	C 4	-呼出通知	N 4	-呼出通知
0	0	0	1	1	0	C 6	-着呼	N 6	-着呼
0	0	0	1	1	1	C 7	-呼出中	N 7	-呼出中
0	0	1	0	0	0	C 8	-応答	N 8	-応答
0	0	1	0	0	1	C 9	-着呼受付	N 9	-着呼受付
0	0	1	0	1	0	C 10	-通信中	N 10	-通信中
0	0	1	0	1	1	C 11	-切断要求	N 11	-切断要求
0	0	1	1	0	0	C 12	-切断通知	N 12	-切断通知
0	1	0	0	1	1	C 19	-解放要求	N 19	-解放要求
0	1	0	1	1	0	-	-	N 22	-呼廃棄
上記以外						予約済		予約済	

グローバルインタフェース状態値 (オクテット3)

ビット

6	5	4	3	2	1	状態	
0	0	0	0	0	0	REST	0-空
1	1	1	1	0	1	REST	1-初期設定要求
1	1	1	1	1	0	REST	2-初期設定
上記以外						予約済▲	

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 5. 8 着番号 [Called party number]

着番号情報要素は、通信相手を指定し、図4-14/NTT-Q931-b及び表4-9/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼35オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-14/NTT-Q931-b【JT-Q931-bに準じる】

▼

表4-9/NTT-Q931-b 着番号情報要素

番号種別 (オクテット3) (注1)

7	6	5	
0	1	0	国内番号 (注2)
0	1	1	網特有番号 (注3)
上記以外			予約済

注1—国内番号の定義は、ITU-T勧告I. 330を参照。

注2—プレフィクスやエスケープを含まない。

注3—番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合に使用される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

番号計画識別子（オクテット3）

4 3 2 1

0 0 0 1 ISDN/電話番号計画（勧告E.164）

上記以外 予約済

番号ディジット（オクテット4以上）

このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、IA5キャラクタでコード化される。

4.5.9 着サブアドレス [Called party subaddress] 【JT-Q931-bに準拠する】

4.5.10 発番号 [Calling party number]

発番号情報要素は、呼の発信元を識別するために用い、図4-16/JT-Q931-b及び表4-11/JT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼36オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-16/NTT-Q931-b 【JT-Q931-bに準じる】

▼

表4-11a/NTT-Q931-b 発番号情報要素

番号種別（オクテット3）（注1）

7 6 5

0 0 1 国際番号（注2）

0 1 0 国内番号（注2）

0 1 1 網特有番号（注3）

上記以外 予約済

（注1）国際、国内番号の定義は、ITU-T勧告I. 330を参照。

（注2）プレフィクスやエスケープを含まない。

(注3) 番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合に使用される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼

表4-11b/NTT-Q931-b 発番号情報要素

番号計画識別子 (オクテット3)

4 3 2 1

0 0 0 1 ISDN/電話番号計画 (ITU-T勧告E. 164)

上記以外 予約済

表示識別子 (オクテット3a)

7 6 意味

0 0 表示許可

0 1 表示制限

1 0 インタワーキングのため利用できない番号

1 1 予約済

▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼(注1) 発呼時、オクテット3aが省略された場合、デジタル網は、値は“01”とみなす。また、付加サービスにおける発番号情報要素の表示識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

(注2) このフィールドの意味と使用法は、ITU-T勧告Q. 951の3章と4章に定義される。

▼着呼時の発番号情報要素、表示識別子、番号ディジットの組み合わせは次の3通りのみである。

発番号情報要素	表示識別子	番号ディジット
○	表示許可	○
○	表示制限	○
＝	＝	＝

▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

網検証識別子 (オクテット3a)

2 1 意味

0 1 ユーザ記入、網検証成功

1 1 網記入

▼ (注) 公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、デジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「01- ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「11- 網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、デジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内のオクテット3 aが省略された場合、網検証識別子は「01- ユーザ記入、網検証成功」とデジタル網は解釈する。また、付加サービスにおいて使用される発番号情報要素の網検証識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲

【JT-Q 9 3 1 - bでは▼▲を規定していない】

番号ディジット (オクテット4以上)

このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、IA5キャラクタでコード化される。

4. 5. 1 1 発サブアドレス [Calling party subaddress] 【JT-Q 9 3 1 - bに準拠する】

4. 5. 1 2 理由表示 [Cause]

理由表示情報要素の内容と使用法標準はJT-Q 8 5 0に定義される。

▼

JT-Q 8 5 0参照時の補足事項を以下にまとめる。

2.2.2 コーディング標準	「ITU-T勧告およびTTC標準、この場合下記のようにコーディングする。」のみ許容する。
2.2.3 生成源	(1) ユーザの位置により、ローカル公衆網と、リモート公衆網が同じ網の場合もある。 (2) 公衆用基地局で設定する理由表示には、「ローカルユーザ収容公衆網」を設定する必要がある。

2.2.6 診断情報	各理由表示において含まれる診断情報を表4-12-1/JT-Q931-bにまとめる。
------------	---

▲
【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

表4-12-1/NTT-Q931-b 診断情報

理由表示		診断情報
番号	理由種別	
# 1	欠番	(注1)
# 2	指定中継網へのルートなし	中継網識別
# 3	相手へのルートなし	(注1)
# 16	正常切断	(注1)
# 21	通信拒否	(注1)ユーザの提供する情報
# 22	相手加入者番号変更	新しい相手加入者番号(注2)
# 43	アクセス情報廃棄	廃棄された情報要素識別子
# 49	QOS利用不可	(注1)
# 57	伝達能力不許可	(注3)
# 58	現在利用不可伝達能力	(注3)
# 65	未提供伝達能力指定	(注3)
# 66	未提供チャンネル種別指定	チャンネル種別
# 82	無効チャンネル番号使用	チャンネル識別子
# 86	指定中断呼切断復旧済	切断原因
# 88	端末属性不一致	不一致パラメータ(注4)
# 96	必須情報要素不足	情報要素識別子
# 97	メッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別
# 98	呼状態とメッセージ不一致または メッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別
# 99	情報要素未定義	情報要素識別子
# 100	情報要素内容無効	情報要素識別子
# 101	呼状態とメッセージ不一致	メッセージ種別
# 102	タイマ満了による回復	タイマ番号(注5)

(注1) 以下のコーディングが使用されます。

ビット8 : 1

ビット7-3 : 0 0 0 0

ビット2-1：以下の状態

00 - 不定

01 - 固定

10 - 一時的

上記以外 予約済

(注2) 新しい相手加入者番号は、情報要素識別子を含む着番号情報要素と同様にコード化される。中継網情報要素も同様に含めることもできる。

(注3) 理由表示番号#57、#58、#65の診断情報フィールドは、図4-17-1/JT-Q931-bと表4-12-2/JT-Q931-bに示す。

(注4) 不一致パラメータは不一致となった情報要素識別子から構成されます。

(注5) “タイマ番号”は、IA5キャラクタでコード化されます。例えばT308は、‘3’、‘0’、‘8’とコード化され、次のコーディング方法が、各々のオクテットで使用されます。

ビット8 : 予備“0”

ビット7-1 : IA5キャラクタ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

	ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
0/1 拡張	属性番号								オクテット5	
0/1 拡張	リジェクト属性								オクテット5 a	
0/1 拡張	利用可能な属性								オクテット5 b	

(注6) 診断情報が用いられる時、オクテット5と5 aは存在します。オクテット5 aはオプションです。

(注7) オクテット5-5 bは、複数のリジェクト属性を示すため、繰り返すこともできます。

図4-17-1/NTT-Q931-b

理由表示番号57、58、65のときの診断情報フィールドのコーディング▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

表4-12-2/JT-Q931-b

理由表示番号 57、58、65 のときの診断情報フィールドのコーディング

属性番号 (オクテット 5)

ビット	7	6	5	4	3	2	1	No.	
0	1	1	0	0	0	0	1	1	情報転送能力
0	1	1	0	0	1	0		2	情報転送モード
0	1	1	0	0	1	1		3	情報転送速度
0	1	1	1	0	0	1		9	レイヤ識別

リジェクト属性 (オクテット 5 a)

属性番号

1. 情報転送能力

ビット 7-6 : 0 0
5-1 : 表 4-6 / JT-Q 9 3 1-b のオクテット 3 に従う。

2. 情報転送モード

ビット 7-6 : 表 4-6 / JT-Q 9 3 1-b のオクテット 4 に従う。
5-1 : 0 0 0 0 0

3. 情報転送速度

ビット 7-6 : 0 0
5-1 : 表 4-6 / JT-Q 9 3 1-b のオクテット 4 に従う。

4. レイヤ識別

ビット 7 6
0 1 (レイヤ 1) ビット 5-1 は表 4-6 / JT-Q 9 3 1-b のオクテット 5 に従う。

利用可能な属性 (オクテット 5 b)

オクテット 5 a と同じコーディング▲

【JT-Q 9 3 1-b では▼▲を規定していない】

4. 5. 1 3 チャンネル識別子 [Channel identification]

チャンネル識別子情報要素は、本信号手順によって制御されるインタフェース内のチャンネルを識別するために用いられ、図 4-1 8 / NTT-Q 9 3 1-b、表 4-1 3 / JT-Q 9 3 1

—bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長のデフォルト値は▼4オクテットです。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-18/NTT-Q931-b チャンネル識別子情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

▼

表4-13a/JT-Q931-b チャンネル識別子情報要素

インタフェース識別有無表示 (オクテット3)

7

0 暗黙のうちに識別されるインタフェース (注1) (注2)

1 オクテット3.1から始まる1もしくはそれ以上のオクテットで明確に識別されるインタフェース

(注1) 本情報要素を運んでいるDチャンネルを含むインタフェースを示す。

(注2) インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット3.1は省略される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼

表4-13b/NTT-Q931-b チャンネル識別子情報要素

インタフェース種別 (オクテット3)

6

0 基本インタフェース

上記以外 予約済

(注) インタフェースがインタフェース識別子有無表示フィールド (オクテット3:ビット7) と、もし存在する場合はインタフェース識別子フィールド (オクテット3.1) との指定によって識別されているので、インタフェース種別もこれにより認識される。

変更不可表示 (オクテット3)

4

0 指定されたチャンネルを変更してもよいことを示す。

1 指定されたチャンネルは変更できないことを示す。

(注) 変更不可表示はBチャンネル選択においてのみ意味がある。

Dチャンネル選択表示（オクテット3）

3

0 指定チャンネルは、Dチャンネルでない。

上記以外 予約済

（注）Dチャンネルを指定することができるのは、このDチャンネル選択表示ビットのみである。

情報チャンネル選択（オクテット3）（注1）

基本インタフェース

2 1

0 1 B1チャンネル

1 0 B2チャンネル

1 1 任意チャンネル（注2）

上記以外 予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼

表4-13c/NTT-Q931-b チャンネル識別子情報要素

（注1）情報チャンネル選択は、Dチャンネルには適用されない。

（注2）この値は、初期設定手順では使用されない。

インタフェース識別子（オクテット3.1）

本情報が指定するインタフェースに対し、加入契約時に与えられた2進数コード。加入契約時にインタフェース識別子用の2進数コードで、使用されるオクテット数と各オクテットの内容を指定する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

（注1）インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット3.1は省略される。▽オクテット3の「情報チャンネル選択」フィールド（ビット2～1）が、「任意チャンネル」と指定されているとき、インタフェース識別子フィールドが存在する場合は全て「0」に設定される。△

（注2）インタフェース識別子の値“0”は任意インタフェースと解釈される。

（注3）インタフェース識別子は“1～126”まで利用できる。

4.5.17 高位レイヤ整合性 [High layer compatibility]

高位レイヤ整合性情報要素は、相手ユーザが整合性をチェックするための手段を提供する。（付属資料B参照）。

▽高位レイヤ整合性情報要素は、図4-23/NTT-Q931-bと表4-15/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。

高位レイヤ整合性情報要素は、選択のための2つの高位レイヤ能力を指定するために、「呼設定」(SETUP)メッセージの中に繰り返すことができる。高位レイヤ整合性情報要素が繰り返し識別子情報要素なしに繰り返されているならば、デフォルトとして優先度の低い順に設定されているものとして解釈すべきである。△

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

本情報要素の最大長は5オクテットです。

(注) -高位レイヤ整合性情報要素は、網内では、発信側のエンティティと、発信側のエンティティにより番号で指示された着信側のエンティティとの間をトランスペアレントに運ばれる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽明らかに、テレサービスを実行する機能を持つ網は、この情報をこのテレサービスを与えるために解析してもよい。△

図4-23/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15a/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15b/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15c/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15d/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15e/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15f/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 19 低位レイヤ整合性 [Low layer compatibility]

低位レイヤ整合性情報要素は、アドレスで指示されたエンティティ (例えば、発信側によって、番号で指示されたリモートユーザやインタワーキングユニットや網の高位レイヤ機能ノードのような) との通信可能性確認に使用されるべき手段を提供する。低位レイヤ整合性情報要素は、発信側エンティティと、発信側のエンティティより番号で指示された着信側のエンティティとの間を網内では、トランスペアレントに運ばれる。付属資料B及び付属資料I参照。

低位レイヤ整合性情報要素は着信側のエンティティから発信側のエンティティへもトランスペアレントに運ばれる。

低位レイヤ整合性情報要素は、図4-25/JT-Q931-bと表4-16/JT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は18オクテットである。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽網は、情報要素の最大長として16オクテットのみをサポートする場合もある。△

図4-25/JT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

▼

表4-16 a/NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素
コーディング標準 (オクテット3)

ビット		
7	6	
0	0	ITU-T勧告およびITU-T勧告に準拠するTTC標準(この場合下記コーディングに従います)
0	1	ISO/IEC標準(注)
1	0	国内標準(注)
1	1	インタフェースの網(公衆または私設のいずれも)側において定義された標準(注)

(注) これら他のコーディング標準は、必要な低位レイヤ整合性がITU-T勧告およびITU-T勧告に準拠するTTC標準のコーディングで表せない場合のみ使用されるべきである。

情報転送能力 (オクテット3)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	0	0	音 声
0	1	0	0	0	非制限デジタル情報
0	1	0	0	1	制限デジタル情報
1	0	0	0	0	3.1kHz オーディオ
1	0	0	0	1	トーン/アナウンスを伴う非制限デジタル情報(注)
1	1	0	0	0	ビデオ
上記以外					予約済

交渉指示 (オクテット3 a)

ビット

7	
0	アウトバンド交渉不可能
1	アウトバンド交渉可能

(注2) オクテット3 aが省略された場合“アウトバンド交渉不可能”とみなされる。

転送モード (オクテット4)

ビット		
7	6	
0	0	回線交換モード
1	0	パケット交換モード
上記以外		予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

表4-16 b / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 c / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 d / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 e / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 g / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 h / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 i / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 j / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 k / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 l / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 m / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-17 / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性属性【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 22 通知識別子 [Notification indicator] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 23 経過識別子 [Progress indicator]

経過識別子情報要素は、呼の生成中に起こったイベントを表すために用いる。本情報要素は、メッセージの中で2回まで繰り返されても良い。

経過識別子情報要素は、図4-29/NTT-Q931-bと表4-20/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長のデフォルト値は、4オクテットである。

図4-29/NTT-Q931-b 【JT-Q931-bに準拠する】

▼
表4-20a/NTT-Q931-b 経過識別子情報要素
コーディング標準 (オクテット3)

7 6
0 0 TTC標準、この場合下記のようにコーディングする。

生成源 (オクテット3)

4	3	2	1	
0	0	0	0	ユーザ
0	0	1	0	ローカルユーザ収容公衆網 (自分側)
0	1	0	0	リモートユーザ収容公衆網 (相手側)
0	1	0	1	リモートユーザ収容私設網 (相手側)
1	0	1	0	インタワーキング先の網
				上記以外 予約済

(注1) 公衆用基地局の場所により、自分および相手側公衆網が一致することがある。

(注2) 公衆用基地局は、ローカルユーザ収容公衆網とする。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼
表4-20b/JT-Q931-b 経過識別子情報要素
経過内容 (オクテット4)

7	6	5	4	3	2	1	番号
0	0	0	0	0	0	0	1. 呼がISDNエンド・エンドでない。こ

れ以降の経過情報はイ

ンバンドとなる。

0	0	0	0	0	1	0	2.	非 I S D N 着側アドレス
0	0	0	0	0	1	1	3.	非 I S D N 発側アドレス
0	0	0	1	0	0	0	8.	インバンド信号ないし、適当なパターン

が利用可能。

上記以外

予約済

(注1) この経過内容値は、完全な I S D N 環境におけるインタワーキングの場合のみ使用される。例えば選択された伝達能力が未提供または、要求されたリソースやルートが利用不可能な場合である。非 I S D N 環境でのインタワーキングの場合 # 1 の経過内容が使用されるかもしれない。着側アドレスが非 I S D N の場合は、# 2 の経過内容が使用されるかもしれない。

(注2) P H S とのインタワークは I S D N とみなす。▲

【 J T - Q 9 3 1 - b では ▼ ▲ の規定が異なる】

4. 5. 2 4 繰り返し表示【規定しない】

4. 5. 2 5 初期設定表示 [Restart indicator] 【 J T - Q 9 3 1 - b に準拠する】

4. 5. 2 6 分割メッセージ [Segmented message] 【規定しない】

4. 5. 3 0 ユーザ・ユーザ [User-user] 【 J T - Q 9 3 1 - b に準拠する】

4. 6 パケット通信のための情報要素

以下で定義している情報要素は、標準 J T - X 3 1 で記述しているパケット通信のサポートで使用する。

パケット呼のアウトバンド呼制御のための情報要素の使用法は、今後の検討課題である。

4. 6. 1 閉域ユーザグループ (Closed user group) 【規定しない】

4. 6. 2 エンド・エンド中継遅延 (End-to-end transit delay) 【 J T - Q 9 3 1 - b に準拠する】

4. 6. 3 情報速度 (Information Rate)

情報速度情報要素の目的は、終端ユーザに着呼する N T T - X 2 5 発呼要求パケットによって示されるスループットを知らせることである。

この情報速度情報要素は図 4 - 3 9 / N T T - Q 9 3 1 - b 及び表 4 - 2 9 / N T T - Q 9 3 1 - b に示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は 6 オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
情報速度								1
0	1	0	0	0	0	0	0	
情報要素識別子								2
情報速度内容長								
1	0	0						3
拡張	予備		着呼情報速度					
1	0	0						4
拡張	予備		発呼情報速度					
1	0	0						5*
拡張	予備		最小着呼情報速度					
1	0	0						6*
拡張	予備		最小発呼情報速度					

図4-39 / NTT-Q931-b 情報速度情報要素

(注) この情報要素は、着側デジタル網の通知フェーズでのみ適用する。もし、X.

25着呼パケットにスルーブックラスタファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度は、オクテット3にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度はオクテット4にコピーされる。このビット順序は、表4-30 / NTT-Q931-bに記述したように守られるべきである。

▼ 着呼パケットにスルーブックラスタファシリティが存在しないで、オクテット5, 6が存在する場合、オクテット3, 4は“スルーブックラスタのデフォルト値(契約時指定)”が設定される。(この値は、将来変更される可能性がある。)なお、オクテット5, 6は省略される場合がある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

もし、X. 25着呼要求パケットに最小スルーブックラスタファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度は、オクテット5にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度はオクテット6にコピーされる。このビット順序は、表4-30 / NTT-Q931-bに記述したように守られるべきである。

表4-29/NTT-Q931-b 情報速度情報要素

着呼/発呼情報速度 (オクテット3及び4)

この着呼/発呼情報速度を示すフィールドは、それぞれデジタル網から公衆用基地局方向および公衆用基地局からデジタル網への情報速度を示すのに用いられる。

発信DTEからのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット3のビット5、4、3、2、及び1に示される。着信DTEからのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット4のビット5、4、3、2、及び1に示される。

これらのビットは、表4-30/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。

最小着呼/発呼情報速度 (オクテット5及び6)

発信DTEからのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット5のビット5、4、3、2、及び1に示される。着信DTEからのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット6のビット5、4、3、2、及び1に示される。

これらのビットは、表4-30/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。



表4-30/NTT-Q931-b スループットクラスのコーディング

ビット					スループットクラス
5	4	3	2	1	[ビット/秒]
0	0	0	0	0	予約済
0	0	0	0	1	予約済
0	0	0	1	0	予約済
0	0	0	1	1	75
0	0	1	0	0	150
0	0	1	0	1	300
0	0	1	1	0	600
0	0	1	1	1	1200
0	1	0	0	0	2400
0	1	0	0	1	4800
0	1	0	1	0	9600
0	1	1	1	0	予約済
0	1	1	1	1	予約済



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 6. 4 パケットレイヤバイナリパラメータ (Packet Layer Binary Parameters)

【JT-Q931-bに準拠する】

4.6.5 パケットレイヤウィンドウサイズ (Packet Layer Window Size)

パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素の目的は、呼で使用するレイヤ3のウィンドウサイズの要求された値を示すことである。この値はバイナリでコード化される。

パケットレイヤウィンドウサイズは図4-41/NTT-Q931-bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は4オクテットである。

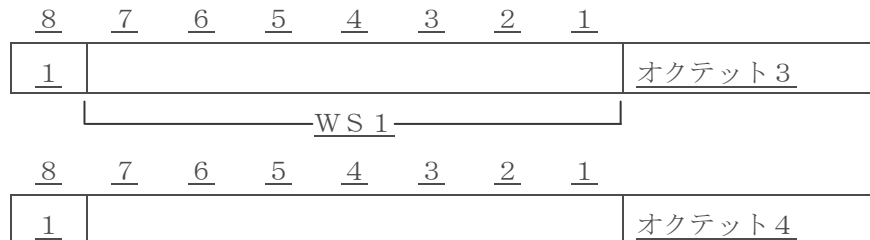
8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
パケットレイヤウィンドウサイズ								
0	1	0	0	0	1	0	1	1
情報要素識別子								
パケットレイヤウィンドウサイズ内容長								2
1								3
拡張	フォワード値							
1								4*
拡張	バックワード値							(注)

図4-41/NTT-Q931-b パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素

(注) このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値を示すものとする。

▼デジタル網では、このオクテットは省略しない。

また、フォワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。



WS 2

WS 1 : 着呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ

WS 2 : 発呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ

WS 1, 2はビット1を最下位とするバイナリで示される値である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

4. 6. 6 パケットサイズ (Packet Size)

パケットサイズ情報要素の目的は、呼で使用されるパケットサイズの要求値を示すことである。この値は

log₂でコード化される。

パケットサイズ情報要素は、図4-42/NTT-Q931-bに示すようにコード化される。

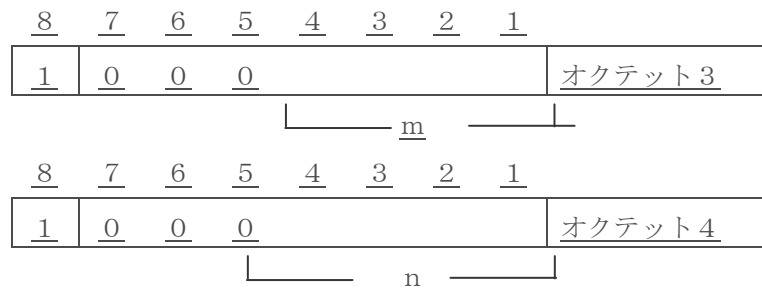
本情報要素の最大長は4オクテットである。

	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
0	1	0	0	0	1	1	1	0	1
	パケットサイズ 情報要素識別子								
	パケットサイズ内容長								2
1 拡張	フォワード値 (注2)								3
1 拡張	バックワード値 (注2)								4* (注1)

(注1) このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値が要求されたものとする。

(注2) ‘000 0000’ は、予約済である。

▼また、フォワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。



2^m : 着呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ
 2^n : 発呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ
 m, n はビット 1 を最下位とするバイナリで示される値である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

図4-42 / NTT-Q931-b パケットサイズ情報要素

4. 6. 7 転送元番号 (Redirecting number) 【規定しない】

4. 6. 8 着信課金表示 (Reverse charging indication) 【規定しない】

4. 6. 9 中継遅延選択表示 (Transit delay selection and indication)

【JT-Q931-bに準拠する】

5. 回線交換呼制御手順

この節では、回線交換モードでの伝達能力をサポートするDチャンネル信号手順について述べる。

この節で参照する呼状態は、デジタル網側の状態、公衆用基地局側の状態および公衆用基地局側とデジタル網側共通の状態からなる。特に限定しない場合、以下で記述するすべての状態は、共通であると解釈します（公衆用基地局側、デジタル網側呼状態としてそれぞれ節2.1.1、2.1.2を参照）。呼状態の概要図を付図A-2 / NTT-Q931-b、付図A-3 / NTT-Q931-b（付属資料A）に示す。

この節で規定されている手順の詳細なSDL [Specification and Description Language] ダイアグラムと状態遷移表は付図A-4 / NTT-Q931-b～A-6 / NTT-Q931-bに示す。本文中に不明確な点がある場合、付図A-4 / NTT-Q931-b～付図A-6 / NTT-Q931-bのSDLダイアグラムを用いる。本文とSDLダイアグラムが異なる場合、本文を優先する。

(注) 一本節は回線交換接続制御に関するメッセージのシーケンスを記述する。この基本的

なプロトコルに対するオプションとしての拡張と、付加サービスの場合に適用する例外は、付加サービス仕様に規定される。

この仕様で用いるすべてのメッセージにはファンクショナル情報要素が含まれる。ファンクショナル情報要素は要素の生成や分析に際し公衆用基地局において、ある程度の処理機能を要求されるものである。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽本仕様では、ファンクショナル情報要素が含まれ得るメッセージを節3.1で明らかにしている。

データリンクレイヤ最大フレーム長（標準JT-Q921-bで定義）を超えたレイヤ3メッセージの転送に適応させるために、メッセージ分割と再組立の手法が付属資料Hの記述に従って、オプションとして実現される。メッセージ分割は、最初のメッセージセグメントの送出時に、分割メッセージからなるすべての情報が有効である場合にのみ用いられる。

（注）メッセージ分割は、付加的には用いられるとしても、たとえば、分割モード中の数字送出による数字の様に、情報が呼制御により今なお提供されている場合、現行の手順に替えて用いられることはありません。メッセージ分割は、メッセージ長が標準JT-Q921-bで定義されたN201パラメータの値を超える場合にのみ用いられます。△

5.1 発側インタフェースでの呼設定

これらの手順が起動される以前に、データリンクコネクションが公衆用基地局とデジタル網との間に設定されていなければなりません。すべてのレイヤ3メッセージは、DL-データ要求プリミティブを用いてデータリンクレイヤに送出される。標準JT-Q920およびJT-Q921-bで述べられているデータリンクサービスが前提となっている。

5.1.1 発呼要求【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.2 Bチャンネル選択-発信側

「呼設定」(SETUP)メッセージでは、公衆用基地局が次の1つを指定する。

- (a) チャンネルが指定されている。他チャンネルへの変更不可（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）でチャンネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット3のビット4）が“1”にセットされている状態）。
- (b) チャンネルが指定されている。他チャンネルへの変更可（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）でチャンネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット3のビット4）が“0”にセットされている状態）。
- (c) 任意チャンネル（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）が“任意チャンネル”と指定されているか、又は

チャンネル識別子情報要素自体が存在しない状態)。

▼(d) オクテット3の「情報チャンネル選択」フィールド(ビット2～1)が「任意チャンネル」と指示され、かつインタフェース識別子フィールドが全て「0」に設定される場合は、オクテット3の「チャンネル変更不可表示」フィールド(ビット4)が「指定されたチャンネルを変更してもよいことを示す」に設定され、かつ「Dチャンネル選択表示」フィールド(ビット3)が「指定チャンネルは、Dチャンネルでない」に設定されなければならない。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

指定がない場合は(c)とみなされる。(a)および(b)の場合、指定されたチャンネルが提供できればデジタル網はそのチャンネルを選択する。

(b)の場合、デジタル網が希望チャンネルを提供できないならば、Dチャンネルに対応する他の使用可能なBチャンネルを選択します。(c)の場合、デジタル網は、Dチャンネルに対応する適当なBチャンネルを選択する。

選択されたBチャンネルは「呼設定」(SETUP)メッセージに対してデジタル網から返送する最初のメッセージ(すなわち「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ)中の“チャンネルが指定されている、他チャンネルへの変更不可”を含むチャンネル識別子情報要素に表示される。このメッセージの送出後、デジタル網は情報チャンネルの接続を行う。公衆用基地局は、経過識別子#8“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”および経過識別子#1“呼がISDNエンド・エンドでない。これ以降の経過情報はインバンドとなる。”を含む「呼設定受付」(CALL PROC)、「経過表示」(PROG)または「呼出」

(ALERT)メッセージを受信するまで接続する必要はない。この時点まで、デジタル網は公衆用基地局がBチャンネルを接続していないと仮定する。▼その後、公衆用基地局がローカルトーンを生成していなければ、公衆用基地局はBチャンネルを接続する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

「応答」(CONN)メッセージの受信により、公衆用基地局はBチャンネルを接続します(もし接続していないならば)。

(a)の場合で指定されたチャンネルが使用できない時、及び(b)、(c)の場合で利用できるチャンネルがない時それぞれ理由表示#44“要求回線/チャンネル利用不可”又は理由表示#34“利用可回線/チャンネルなし”を含む「解放完了」(REL COMP)メッセージが節5.3で規定されているようにデジタル網から送出される。

(a)の場合で指定されたチャンネルが存在しない時、理由表示#82“無効チャンネル番号使用”が「解放完了」(REL COMP)メッセージに含まれる。▼公衆用基地局は、(a)を指定することが望ましい。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼(d)の場合で、この条件を満たさない「呼設定」(SETUP)を受信したデジタル網は、理由表示#34“利用可回線/チャンネルなし”を含む「解放完了(REL COMP)メッセージを節5.3で規定されるように送出する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.1.4 無効呼情報【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.5 発呼受付【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.6 発側インタフェースにおけるインタワーキングの通知【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.7 呼出通知【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.8 応答通知【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.9 着信拒否【JT-Q931-bに準拠する】

5.2 着側インタフェースでの呼設定

確実なデータリンクコネクションは、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージに答える以前に、公衆用基地局により設定されていなければならない。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽データリンクコネクションは、(ローカルな手順または自動割当手順により)TEIが割り当てられるとすぐに、公衆用基地局により確立されうる。本手順は、デジタル網のオプションである。△

「呼設定」(SETUP)メッセージは、DL-ユニットデータ要求プリミティブを用いてレイヤ2に届けられる。公衆用基地局・デジタル網インタフェースを介してやり取りされる全てのメッセージに含まれる呼番号は、デジタル網から送出される「呼設定」(SETUP)メッセージで特定される呼番号値を含む。

▼公衆用基地局からの警察・消防受付台への発呼接続後に、公衆用基地局からの切断要求により解放された場合、デジタル網は40秒間使用していた回線に関するリソースを保留しますが、この保留中に警察・消防受付台からの呼び返しがあった場合の動作は、節5.10に示してあります。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.2.1 着呼

デジタル網は、インタフェースを介して「呼設定」(SETUP)メッセージを転送することにより、公衆用基地局・デジタル網間インタフェースでの呼の到着を示します。このメッセージは、Bチャンネルが空でない場合にも転送されうる。

必須情報要素の他にも「呼設定」(SETUP)メッセージは節 3.1.14 で規定された情報要素を含みうる。

「呼設定」(SETUP)メッセージ送出後、デジタル網はタイマT303、T312を開始します。(タイマT303とT312の値は節 9.1 に記してある。)その時デジタル網は、「着呼」状態に入る。

(注) タイマT312は、呼番号の保持を監視するために使用される。T312のタイマ値は、もしデジタル網切断指示が呼設定フェーズの間に受信されるならば、呼番号の解放の前に応答しているすべての公衆用基地局が解放される可能性を最大にするような値である。タイマT312の満了後の手順については、節 5.3.2 (e)および節 5.2.5.3 を参照のこと。

「呼設定」(SETUP)メッセージは着信公衆用基地局が呼を処理するのに必要な全ての情報を含む。

「呼設定」(SETUP)メッセージの受信で、公衆用基地局は「着呼」状態に入る。

▼デジタル網は、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージ送信後約5秒間経過した時点で、下記の場合を除いて、「呼設定」(SETUP)メッセージを再送し、タイマT303及びT312を再開する。

- ・「呼設定」(SETUP)メッセージを再送しないケース
 - ①「着呼受付」状態の公衆用基地局が存在する場合
 - ②選択された公衆用基地局(注)が決定している場合
 - ③端末認証が成功した場合

また、「呼設定」(SETUP)メッセージを再送する場合、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージに対して応答(「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを除く)を返した公衆用基地局に対しては「呼設定」(SETUP)メッセージは送出されない。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

(注) 選択公衆用基地局

デジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

- ・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認(認証成功)された後に最初の「呼出」(ALERT)もしくは「応答」(CONN)メッセージを受信した場合。
- ・最初の「呼出」(ALERT)メッセージ受信後に呼の接続性が確認(認証成功)された場合

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

(注) 選択公衆用基地局

デジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

- ・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認（認証成功）された後に最初の「経過表示」（PROG）、「呼出」（ALERT）もしくは「応答」（CONN）メッセージを受信した場合。



【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 2 通信可能性確認【JT-Q931-bに準拠する】

5. 2. 3 Bチャンネル選択一着信側

着信時、デジタル網と公衆用基地局間においてBチャンネル選択のための交渉が許されている。同じDチャンネルにより制御されるBチャンネルだけが選択制御手順の対象である。選択制御手順は、以下のとおりである。

(a) 「呼設定」（SETUP）メッセージでデジタル網は以下の1つを指定する。

- (1)チャンネルが指定されている。他チャンネルへの変更不可（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）でチャンネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット3のビット4）が“1”にセットされている状態）。

▼節5.10参照。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

- (2)任意チャンネル（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）が“任意チャンネル”と指定されているか、又はチャンネル識別子情報要素自体が存在しない状態）。

(b) (1)の場合、指定されたチャンネルを受付けることができ、かつ利用可能ならば、公衆用基地局はそのチャンネルを選択する。

(2)の場合、公衆用基地局は、Dチャンネルと対応する任意に利用可能なチャンネルを選択し、「呼設定」（SETUP）メッセージに対する「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに、そのチャンネルを表示する。

(1)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたBチャンネルがデジタル網に指定されたチャンネルと異なるか、(2)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたBチャンネルがデジタル網で受け付けられないなら、デジタル網は理由表示#6 “チャンネル利用不可”を含む「解放」（REL）メッセージを送出して呼を切断復旧する。

(c) ▼(1)の場合▲チャンネル識別子情報要素が最初に応答するメッセージに表示

されていない場合、「呼設定」(SETUP)メッセージで指定されたBチャンネルが仮定される。

(d) Bチャンネルが公衆用基地局により選択されたとき、そのチャンネルは公衆用基地局により接続されることができます。

(e) (1)の場合で、Bチャンネルが利用不可又は、(2)の場合で利用できるチャンネルがなく公衆用基地局が要求された呼を処理できないならば、公衆用基地局はそれぞれ理由表示# 4 4 “要求回線/チャンネル利用不可”、または理由表示# 3 4 “利用可回線/チャンネルなし”を含む「解放完了」(REL COMP)メッセージを返送し、「空」状態に戻る。

▼通常、デジタル網は「任意チャンネル」を表示して着信するが、「指定チャンネルあり、変更不可」を表示して着信する場合がある。(節5. 1 0参照) ▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 5 呼出確認

5. 2. 5. 1 「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答

エンド・エンドの通話が成立するに十分な条件が満足されていると判断した公衆用基地局は、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージにより応答し、「着呼受付」状態に遷移する。

【JT-Q 9 3 1-bでは▽△を規定している】

▽(注)経過識別子情報要素は、「呼設定受付」(CALL PROC)、「呼出」(ALERT)及び「応答」(CONN)メッセージに含まれることがある。(例えば、アナログ端末がISDN PABXに接続されているとき)。△

エンド・エンドの通信が成立し得るが、「呼設定」(SETUP)メッセージの伝達能力情報要素が提供できないと判断した公衆用基地局は、「解放完了」(REL COMP)メッセージを理由表示# 6 5 “未提供伝達能力指定”と共にデジタル網に送信し、「空」状態に遷移する。

エンド・エンドの通信が成立し得るが、呼を拒否することを公衆用基地局が望む場合、「解放完了」(REL COMP)メッセージを、理由表示# 2 1 “通信拒否”とともに転送し、「空」状態に遷移する。

デジタル網は、これらの「解放完了」(REL COMP)メッセージを節5.2.5.3に従って処理します。

エンド・エンドの通信が成立しないと判断した公衆用基地局は(移動局からの応答がない場合等)、「呼設定」(SETUP)メッセージを無視する。

5. 2. 5. 2 「呼設定受付」 (CALL PROC) ▼、「経過表示」 (PROG) ▲および「呼出」 (ALERT) メッセージの受信
【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

公衆用基地局からの▼最初の▲「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信したデジタル網はタイマT303を停止し、タイマT310を開始し、「着呼受付」状態に遷移する。

デジタル網はタイマT312の満了以前▼で最初の「呼設定」 (SETUP) メッセージ送出から約10秒以内▲に、「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送った着信公衆用基地局を「着呼受付」状態とみなす。公衆用基地局がタイマT312満了後に「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送った場合の動作は、節5.2.5.4に記述してあります。▼タイマT310は、再設定されない。▲

「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送出している公衆用基地局からの「呼出」 (ALERT) メッセージの受信で、デジタル網は▼その「呼出」 (ALERT) メッセージが初めて受信したものであれば▲タイマT310 (もし動作中なら) を停止し、タイマT301を開始し、「呼出中」状態に遷移し、発信側に「呼出」 (ALERT) メッセージを送出する。

▼「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」 (PROG) メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能” の受信で、デジタル網はその「経過表示」 (PROG) メッセージが初めて受信したものであれば、T310タイマを停止し、「着呼受付」状態を継続したままデジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定する。

「呼出」 (ALERT) メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」 (PROG) メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能” の受信で、デジタル網はその「経過表示」 (PROG) メッセージが初めて受信したものであれば、T301タイマを停止し、「呼出中」状態を継続したままデジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定し、送出されている呼出音を停止する。

この時、その他の公衆用基地局で「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、理由表示#26 “選択されなかったユーザの切断復旧” を伴った「解放」 (REL) メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局にとられます。もし、受信した「呼出」 (ALERT) メッセージが初めてでなければ、メッセージ順序エラーとして扱われます。(節5.8.4参照) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

…
【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

デジタル網は「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、「呼出」(ALERT)メッセージを送った認証成功済みの着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

デジタル網は「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▼「経過表示」(PROG)メッセージを送った着信公衆用基地局を選択された公衆用基地局とする。また、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▲「呼出」(ALERT)メッセージを送った着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 5. 3 着信側における呼設定時の着信公衆用基地局の切断復旧

タイマT303の満了以前に「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、▼デジタル網は▼その公衆用基地局の切断復旧を開始する。▲公衆用基地局は、この切断復旧により呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。▼

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼タイマT303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)メッセージを受信時、デジタル網はその公衆用基地局に「解放」(REL)または「解放完了」(RELCOMP)メッセージを送信する。

なお、タイマT303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(RELCOMP)メッセージ受信時、理由表示は、デジタル網により保持され、二回目のタイマT303が満了した場合、保持された理由表示は「切断」(DISC)メッセージに含まれ、発ユーザに送られ、デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

異なる複数の理由表示を「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージによって受信時、デジタル網は以下の順番で優先順位をつける。

- 1) #17かつ生成源がユーザ
- 2) #21かつ生成源がユーザ
- 3) 上記以外かつ生成源がユーザ
- 4) #17かつ生成源がユーザ以外
- 5) #21かつ生成源がユーザ以外
- 6) #18かつ生成源がユーザ以外
- 7) 上記以外かつ生成源がユーザ以外▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

デジタル網において呼の接続性が確認された公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網は呼の切断復旧を開始する。

▼選択公衆用基地局が決定する以前に、公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。

選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照)となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

デジタル網において▼選択された▲公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に▼理由表示情報要素を含む「経過表示」(PROG)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網は呼の切断復旧を開始する。

▼選択公衆用基地局が決定する以前に、▲公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。▼公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。

選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から理由表示情報要素を含む「経過表示」(PROG)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照)となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▼二回目の▲タイマT303が満了した(すなわち、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ▽など有効なメッセージ△が来ない)場合、デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移します。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 5. 4 呼設定不完了

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼デジタル網が、最初に「呼設定」(SETUP)メッセージを送出してから約10秒以内に選択公衆用基地局が決定していない場合、網内からの切断通知を受信した場合及び2回目タイマT303満了以前に公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、デジタル網は発信側に対して、理由表示#20“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始します。デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

この後タイマT312満了前に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信したデジタル網は、その公衆用基地局に対しメッセージ順序エラーの場合を除き、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”または理由表示#102“タイマ満了による回復”を伴った「解放」(REL)メッセージで切断復旧する。

その他の場合でデジタル網がタイマT312を満了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」(SETUP)メッセージに対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、デジタル網は理由表示#102“タイマ満了による回復”を含む「解放」(REL)メッセージを送る場合を除いて節5.3.2(b)又は(e)の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、デジタル網が、タイマT312満了後、着呼に対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、節5.8.3.2に従い無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

デジタル網が、「呼出」(ALERT)メッセージを受信した後でかつ、タイマT301(または、デジタル網内の呼出監視機能に従ったタイマ)の満了以前に、「応答」(CONN)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示#19“着信ユーザ呼出中応答なし”を含めて「切断」(DISC)メッセージを送信し切断復旧を開始する。

また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示#102“タイマ満了による回復”を伴った「切断」(DISC)メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節5.3.2(e)(ii)、節5.3.3、節5.3.4の手順に従います。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼デジタル網が、2回目のタイマT303の満了以前に再送した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、何の応答も受信せず2回目のタイマT303が満了した場合、網内からの切断通知を受信する場合と、2回目タイマT303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、デジタル網は発信側に対して、理由表示#20“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始する。デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

デジタル網がタイマT312を満了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」

(SETUP) メッセージに対する「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信した場合、デジタル網は理由表示# 1 0 2 “タイマ満了による回復”を含む「解放」 (REL) メッセージを送る場合を除いて、節5. 3. 2 (b) または (e) の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、デジタル網が、タイマT 3 1 2の満了後、着呼に対する「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信した場合、節5. 8. 3. 2に従い、無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

デジタル網が、最初の「呼設定」 (SETUP) メッセージ送信後約 10 秒以内に最初の「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信した後でタイマT 3 1 0の満了以前に、「経過表示」 (PROG)、「呼出」 (ALERT)、「応答」 (CONN) メッセージを受信しなかった場合、かつ、網内から切断通知を受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示# 1 8 “着ユーザ応答なし”を伴った「切断」 (DISC) メッセージを送出し切断復旧手順を開始する。また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては、理由表示# 1 0 2 “タイマ満了による回復”を伴った「解放」 (REL) メッセージを送る。上記の場合を除く、着公衆用基地局への切断復旧手順は、節5. 3. 2 (e)、節5. 3. 3 または節5. 3. 4に従います。

デジタル網が、「呼出」 (ALERT) メッセージを受信した後でかつ、タイマT 3 0 1 (または、デジタル網内の呼出監視機能に従ったタイマ) の満了以前に、「経過表示」 (PROG)、「応答」 (CONN)、「切断」 (DISC)、「解放」 (REL)、「解放完了」 (REL COMP) メッセージを受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示# 1 9 “着信ユーザ呼出中応答なし”を含めて「切断」 (DISC) メッセージを送信し切断復旧を開始する。また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示# 1 0 2 “タイマ満了による回復”を伴った「切断」 (DISC) メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節5. 3. 2 (e) (ii)、節5. 3. 3、節5. 3. 4の手順に従う▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲の規定が異なる】

5. 2. 6 着信側インタフェースでのインタワークの通知

▼呼の確立の過程において、(例えば、別網、非 I SDNユーザ、又は発着ユーザの非 I SDN装置とのインタワークのため) その呼が I SDN環境に入り込む場合があります。この場合、呼が I SDN環境へ入り込んだポイントにおいて、着信公衆用基地局に送られる「呼設定」 (SETUP) メッセージの中に以下のような経過内容を含む経過識別子情報要素が含まれます。

(a) # 1 : “呼がエンドエンドでない。これ以降の呼経過情報はインバンド信号となる

(注)経過内容# 1の受信で、着信公衆用基地局は節5. 2. 8の手順に従い、Bチャンネルへの接続を行う。

(b) # 3 : 非 I SDN発側アドレス▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲の規定が異なる】

5. 2. 7 応答

公衆用基地局は、デジタル網に対して「応答」(CONN)メッセージを送出することにより着呼の受付を通知する。「応答」(CONN)メッセージを送出すると、公衆用基地局はタイマT313(タイマT313の値は、節9.2で規定)を開始し「応答」状態に遷移する。「呼出」(ALERT)メッセージがデジタル網に対して前もって送outされている場合、「応答」(CONN)メッセージは、呼番号のみ含んでいるかもしれない。

「呼設定」(SETUP)メッセージに表示されたBチャネルを使って呼を受付けることができ、呼出通知が必要ない場合、「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」(CONN)メッセージを送出してもよい。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼認証を成功し、「着呼受付」状態の公衆用基地局が「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」(CONN)メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼デジタル網は、「着呼受付」状態の公衆用基地局が、最初の「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに最初の「応答」(CONN)もしくは「経過表示」(PROG)メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 8 通信可【JT-Q931-bに準拠する】

5. 3 呼切断復旧

5. 3. 1 用語【JT-Q931-bに準拠する】

5. 3. 2 例外状態

正常な状態において、呼の切断復旧は一般的に公衆用基地局又はデジタル網が「切断」(DISC)メッセージを送出し、節5.3.3と節5.3.4で決められた手順を続けた場合に行われます。以下に示す場合のみが、その例外である。

(a)「呼設定」(SETUP)メッセージの応答として、(例えば、使用できるBチャネルがない場合)他の応答が事前に送outされていなければ、「解放完了」(REL COMP)メッセージで応答し、呼番号を解放して「空」状態に遷移することにより、公衆用基地局又はデジタル網は呼を拒否できる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(b)着信時選択されなかった公衆用基地局呼の切断復旧は、デジタル網からの「解放」(REL)▽もしくは、「切断」(DISC)△メッセージで行われます。(節5.2.9参照)

(d)発呼側からのBチャンネル選択手順(節5.2.3参照、節5.1.2参照)不成功は、「解放」(REL)メッセージの送出によって終結される。「解放」(REL)メッセージは、理由表示#6“チャンネル利用不可”を含んでいる。その後、デジタル網と公衆用基地局は、節5.3.3と節5.3.4の手順を続ける。

(e)(i)「呼設定」(SETUP)メッセージが送出され、網内からの切断通知を、タイマT312の満了以前の呼設定中に受信したならば、(もし動作中であれば)タイマT303を停止し、▼もし「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、その公衆用基地局に対し、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT312動作中ならば、▲デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。▼タイマT312満了以前に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを返す公衆用基地局は、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

応答を返した公衆用基地局や、タイマT312の満了以前に続いて応答を返す公衆用基地局は、(デジタル網からの切断通知に含まれた理由表示等を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。タイマT312の満了により、デジタル網は節5.8.3.2の手順に従って、その後の全ての応答を取り扱う。デジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。

▼(ii)選択公衆用基地局が切断復旧され、かつタイマT312動作中にその他の公衆用基地局から「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合では▽△を規定している】

▽(iii)「呼設定」(SETUP)メッセージが転送された場合、網内からの切断通知をタイマT312の満了後の呼設定中に受信したならばすでに応答している公衆用基地局は、(デジタル網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。デジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。△

5.3.3 選択された公衆用基地局によって開始される切断復旧

節5.3.2及び節5.8で述べられている例外とは別に、公衆用基地局は「切断」(DISC)メッセージの送出、タイマT305(タイマT305の値は節9.2で規定)の開始、B

チャンネルの切断、そして「切断要求」状態に遷移することにより、切断復旧を開始する。

(注) 公衆用基地局が「解放」(REL)メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.4 に記述された手順が続けられる。

「切断」(DISC)メッセージを受けることで、デジタル網は「切断要求」状態に遷移する。

「切断」(DISC)メッセージの受信によりデジタル網はBチャンネルを切断し、リモート側に対し、デジタル網側の切断復旧手順を開始する。呼に使用されているBチャンネルが切断されると、デジタル網は「解放」(REL)メッセージを公衆用基地局へ送出し、タイマT308(タイマT308の値は節9.1で規定)を開始し、「解放要求」状態に遷移する。

(注) 「解放」(REL)メッセージはローカルのみで意味があるものであり、リモート側からの切断復旧の確認を意味するものではない。

「解放」(REL)メッセージを受けることにより公衆用基地局はタイマT305を停止し、Bチャンネルを解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。公衆用基地局からの「解放完了」(REL COMP)メッセージを受けることで、デジタル網はタイマT308を停止し、Bチャンネルを解放し、T312が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移します。

タイマT305が満了となった場合、公衆用基地局は「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージをデジタル網に送出し、タイマT308を開始し、「解放要求」状態に遷移します。さらに、公衆用基地局は理由表示#102“タイマ満了による回復”で示される、第2の理由表示情報要素を通知してもよい。

タイマT308が第一回目の満了となった場合、デジタル網は「解放」(REL)メッセージを再送出し、タイマT308を再開します。さらに、デジタル網は、理由表示#102“タイマ満了による回復”を示す第2の理由表示情報要素を通知してもよい。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

2度目のタイマT308の満了以前に公衆用基地局からの「解放完了」(REL COMP)メッセージを受けなかった場合、デジタル網は▽Bチャンネルを保守状態にし、△T312が動作中でなければ呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。

▽(注1) 節5.5 に記述されている初期設定手順が、保守状態にあるBチャンネルに用いられる

ことがあります。

(注2) 「切断」(DISC)メッセージを受けたときにデジタル網が取りうるその

他の動作については今後の検討である。保守状態に関して取られる動作は、デジタル網に依存する。△

5. 3. 4 デジタル網によって開始される切断復旧

節5.3.2及び節5.8に示した例外状態は別として、デジタル網は「切断」(DISC)メッセージを送出し、「切断通知」状態に遷移することにより、解放を開始します。「切断」(DISC)メッセージは、解放のためにローカルで生成されるもので、Bチャンネルが公衆用基地局・デジタル網間インタフェースで切断されたことを示すものではない。

(注) デジタル網が「解放」(REL)メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.3に記述された手順が続けられる。

5. 3. 4. 1 トーン/アナウンスが提供される場合の切断復旧

インバンドトーン/アナウンスが提供される場合(節5.4参照)、「切断」メッセージは、経過内容#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を含む。

デジタル網はタイマT306を開始し、そして「切断通知」状態に遷移します。

経過識別子の経過内容#8を含んだ「切断」(DISC)メッセージの受信により、公衆用基地局は(もし、まだ接続していなければ)インバンドトーン/アナウンスを受けるためにBチャンネルを接続し、「切断通知」状態に遷移してもよい。一方、インバンドトーン/アナウンスの接続を行わずに切断復旧動作を続ける場合、公衆用基地局はBチャンネルを切断し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、「解放要求」状態に遷移する。

公衆用基地局が、提供されるインバンドトーン/アナウンスメントを利用している場合、公衆用基地局が(デジタル網から「解放」(REL)メッセージを受信する前に)、その後ひき続いて、Bチャンネルからの切断を行ない、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移することによって、切断復旧を続けてもよい。

「解放」(REL)メッセージの受信により、デジタル網はタイマT306を停止し、Bチャンネルを切断・解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、T312が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移する。

タイマT306が満了した場合、デジタル網はBチャンネルを切断し、「切断」(DISC)メッセージにもともと含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移することにより、切断復旧動作を続ける。

さらに、「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示に加え「解放」(REL)メッセージは、理由表示#102“タイマ満了による回復”を示す第2の理由表示情報要素を含む場合があります。この理由表示は、満了したタイマを識別する診断情報フィールドをオプションとして含むうる。

▼満了したタイマ番号を診断情報に含む。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

「解放」(REL)メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。

5.3.4.2 トーン/アナウンスが提供されない場合の切断復旧

インバンドトーン/アナウンスが提供されない場合、「切断」(DISC)メッセージは経過識別子の経過内容#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”が含まれない。デジタル網は「切断」(DISC)メッセージを送出し、タイマT305を開始し、Bチャンネルを切断し、そして「切断通知」状態に遷移することにより、切断復旧を開始する。

経過内容#8を含まない「切断」(DISC)メッセージを受信すると、公衆用基地局はBチャンネルを切断し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移する。

「解放」(REL)メッセージの受信により、デジタル網はタイマT305を停止して、Bチャンネルを解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、T312が動作していなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移する。

タイマT305が満了した場合、デジタル網は、もとの「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージを公衆用基地局に送出し、タイマT308を開始し、「解放要求」状態に遷移する。先の切断復旧の理由表示に加えて、「解放」(REL)メッセージは第2の理由表示情報要素として理由表示#102“タイマ満了による回復”を含みうる。

▼満了したタイマ番号を診断情報に含みます。「解放」(REL)メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.3.4.3 切断復旧の成立【JT-Q931-bに準拠する】

5.3.5 切断復旧手順の衝突

公衆用基地局とデジタル網の双方から同時に同じ呼に対して「切断」(DISC)メッセージが送出されるとき、切断復旧手順の衝突が起こります。デジタル網が、「切断通知」状態の間に「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、デジタル網はタイマT305またはT306(どちらでも動いている方)を停止し、Bチャンネルを切断し(もし切断されていなければ)、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移します。同様に、公衆用基地局が「切断要求」状態の間に「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、公衆用基地局は、タイマT305を停止し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移する。

切断復旧手順の衝突は、双方が同時に同じ呼に対して「解放」(REL)メッセージを送出するときも生じます。デジタル網が「解放要求」状態において、そのような「解放」(REL)メッセージを受信した場合、タイマT308を停止し、▼呼番号と▲Bチャンネルを解放し、T312動作中でなければ呼番号を解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送受せずに「空」状態に遷移する。

▼同様に、公衆用基地局が「解放要求」状態において、「解放」(REL)を受信した場合、タイマT308を停止し、呼番号とBchを解放し、解放完了(REL COMP)を送出せずに、「空」状態に遷移する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.4 インバンド・トーンとアナウンス

呼状態の変化とは関連性がなく、又通信中状態に達する前の、デジタル網により発生されるインバンド・トーン／アナウンスについては、「経過表示」(PROG)メッセージはインバンド・トーン／アナウンスの適用と同時に返されます。「経過表示」(PROG)メッセージは経過内容#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を含む。

インバンド・トーン／アナウンスが呼状態変化と共に与えられなければならない場合は、インバンド情報または適切なパターンが現在使えることを示す経過内容#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を持つ、適切なメッセージ(例えば「呼出」(ALERT)、「切断」(DISC)等、該当の節を参照)がインバンド・トーン／アナウンスの適用と同時に送られる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽(注1) デジタル網が“TTC標準テレコミュニケーションサービス”を提供する場合、インバンドトーン／アナウンスの提供に関するサービス要求は、TTC標準JT-I200シリーズに示されている。△

(注2) 「経過表示」(PROG)メッセージが使用される場合、公衆基地局は節5.3.3の手順に従って適用されインバンド・トーン／アナウンスの結果として、呼の切断復旧を開始するかもしれない。

▽(注3) 節5.4で今述べられたプロトコルは発信公衆用基地局・デジタル網間インタフェースに適用される。網間インタフェース、着信公衆用基地局・デジタル網間インタフェースで適用されるプロトコルは今後の検討課題である。△

5.5 初期設定手順【JT-Q931-bに準拠する】

5.7 呼の衝突【JT-Q931-bに準拠する】

5.8 エラー状態の処理

JT-Q931-bの公衆用基地局-デジタル網間呼制御メッセージのプロトコル識

別子を使用して信号情報を転送する全ての手順は、節5.8.1 から節5.8.7 までに記述されているチェックを通ったメッセージだけに適用される。節5.8.1 から節5.8.7 のエラー処理手順は、注がある場合を除き、通常の呼番号あるいはグローバル呼番号を用いるメッセージに適用される。

詳細なエラー処理手順は、インプリメントに依存し、デジタル網ごとに異なりうる。エラー状態に対する通常の処理を容易にするための機能は、本章で規定され、各インプリメントにおいても実現されるべきである。

節5.8.1 ～節5.8.7 は、優先順に記述されている。

5. 8. 1 プロトコル識別子エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 2 欠損メッセージ【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 3 呼番号エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 4 メッセージ種別またはメッセージ順序エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 5 一般情報要素エラー

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽一般情報要素エラー手順は、コード群が0以外の情報要素にも適用することが可能で
す。この場合、理由表示情報要素は診断情報フィールドにおいて、節4.5 の固定シフト
手順または一時シフト手順により、コード群が0以外の情報要素であることを示しうる。

△

5. 8. 5. 1 誤った順序の情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 5. 2 重複した情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 6 必須情報要素エラー

5. 8. 6. 1 必須情報要素不足

1つ以上の必須情報要素が不足している、「呼設定」(SETUP)メッセージ、「切断」
(DISC)メッセージ、「解放」(REL)メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセ
ージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態
も変わらない。理由表示#96“必須情報要素不足”を伴った「状態表示」(STATUS)メ
ッセージが返される。

1つ以上の必須情報要素が不足している「呼設定」(SETUP)メッセージ、または「解
放」(REL)メッセージを受信した場合、理由表示#96“必須情報要素不足”を伴った
「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

理由表示情報要素が含まれていない「切断」(DISC)メッセージを受信した場合は、ロ
ーカルインタフェースに送出される解放メッセージに理由表示#96“必須情報要素不
足”が含まれているという点を除いて理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った

「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3参照)。

理由表示情報要素が含まれていない「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は、理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽情報要素長が“0”に設定された情報要素は、情報要素が不足していると扱われる。△

5.8.6.2 必須情報要素内容エラー

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽伝達能力情報要素が「回線交換モード」と設定されていて、網がオクテット5b、5c、5dを解釈できない場合は、デジタル網はプロトコルエラーとせずこれらのオクテットを受け付け、変更無しに転送しても良い。△

1つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」(SETUP)メッセージ、「切断」(DISC)メッセージ、「解放」(REL)メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態も変わらない。理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージが返される。

1つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」(SETUP)メッセージまたは「解放」(REL)メッセージを受信した場合、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

無効な内容の理由表示情報要素を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL)メッセージをローカルインタフェースに送信することを除いて、理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3参照)。

無効な内容の理由表示情報要素を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。

一般的に、最大長(3章で与えられた)を越えた長さの情報要素は、内容誤りの情報要素として扱われる。

(注) 公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を、あたかも理由表示#31“その他の正常クラス”として扱い、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL)メッセージ

を送信する代わりに他のエンティティに渡してもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。

5. 8. 7 非必須情報要素エラー

以降の節は、必須であるとは認識されない情報要素についての動作に関する。

5. 8. 7. 1 認識されない情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 7. 2 非必須情報要素内容エラー

無効な内容を持つ1つ以上の非必須情報要素を持つメッセージを受信した場合、動作はメッセージと認識され有効な内容を持つ情報要素に対してなされる。1つの理由表示情報要素を含んだ「状態表示」(STATUS)メッセージが返されうる。「状態表示」(STATUS)メッセージは、受信メッセージ処理後の受信側の呼状態を示します。理由表示情報要素には理由表示#100“情報要素の内容が無効”を含み診断情報部分がもし存在すれば、そこに無効な内容を持つそれぞれの情報要素についての情報要素識別子が含まれる。最大長(3章で与えられた)を超える長さを持つ情報要素は、内容エラーとして扱われる。しかし、アクセス情報要素(例 着サブアドレス)に対しては理由表示#43“アクセス情報廃棄”が理由表示#100“情報要素の内容が無効”の代わりに用いられる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽しかし、あるデジタル網では、アクセス情報要素は最大長の範囲内に切り詰められ処理される。△

公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を見捨てるか、または、公衆用基地局の場合は理由表示情報要素の内容を見捨てる代わりに他のエンティティ(例えば移動局)に渡してもよい。

またオプションとして、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを送ってもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。

▽デジタル網が低位レイヤ整合性情報要素を解釈できない場合、プロトコルエラーとせずこれらの情報要素を受け付けても良い。△

5. 8. 7. 3 予期しない認識された情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 8 データリンクリセット【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 9 データリンク障害

ネットワークエンティティがデータリンク障害であることをDL-解放-表示プリミティブによってデータリンク層エンティティから通知された場合、次の手順が適用される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽(a) 通信中状態以外のすべての呼は内部で切断復旧する。

(b) 通信中状態の呼に対しては、実装されている場合はタイマT309を開始する。

△

▼タイマが動作していない呼は、タイマT309を開始する。このとき、リモート側に対しデジタル網は、理由表示#41“一時的障害”を含んだ「切断」(DISC)メッセージを送出し切断復旧を行う。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

タイマT309がすでに動作中の場合は、再開しない。

JT-Q931-bエンティティは、DL-設定-要求プリミティブを送ることによってレイヤ2の再設定を要求する。

DL-設定-確認プリミティブによってレイヤ2再設定の通知があった場合は、次の手順を適用する。

JT-Q931-bエンティティはタイマT309を停止し、次のいずれかの処理を行う。

－ JT-Q931-bエンティティは、同位エンティティに対して、現在の呼の状態を通知するために、理由表示#31“その他の正常クラス”を伴う「状態表示」(STATUS)メッセージを送信する。

－ 同位エンティティの呼状態を確かめるために節5.8.10による状態問合せ手順を実行する。

▼デジタル網では、T309停止後の上記処理を未提供とする。T309停止後の上記処理のかわりに、デジタル網、タイマT309を停止し、当該インタフェースに対し、理由表示#41“一時的障害”を含んだ「切断」(DISC)メッセージを送出し切断復旧を行う。公衆用基地局では、本処理の利用についてオプション扱いとする。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、デジタル網はネットワークコネクションを切断復旧し、理由表示#27“相手端末故障中”を伴ってリモート側に通知し、Bチャンネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。△

▼データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、デジタル網は当該インタフェースに対し、Bチャンネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、公衆用基地局は、もしあれば、関連するコネクションを、理由表示#27“相手端末故障中”を伴って切断復旧し、Bチャンネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に移す。
タイマT309のインプリメントは、公衆用基地局側でオプションであり、デジタル網側では、必須である。

JT-Q931-bエンティティがデータリンク障害の結果として、内部的に呼を切断復旧するとき、オプションとして「切断」(DISC)メッセージを送信するためにデータリンクを再設定してもよい。

5.8.10 状態問合せ手順

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

エンティティが、同位エンティティに呼の状態の正確さを検査したい場合、呼の状態を要求するために「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを送ることがある。特にこの場合、節5.8.8と節5.8.9に示したエラー状態の手順が適用されることがある。

「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを送信する時、「状態表示」(STATUS)メッセージの受信を予期してタイマT322を開始する。タイマT322が動作中の間は、唯一つの未解決な呼状態情報についての要求が存在している。タイマT322がすでに動作している場合は、再開始しない。タイマT322が満了する前に切断復旧メッセージを受信した場合、タイマT322を停止し呼の切断復旧を続ける。

「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを受信した受信側は、現在の呼の状態の通知(通信中の呼または呼設定中の呼の場合は現在の呼の状態、通信中の呼または呼設定中の呼と関連しない場合は「空」状態)と理由表示#30“状態問合せへの応答”または理由表示#97“メッセージ種別未定義又は未提供”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを回答する(節5.8.4参照)。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの受信によって状態は変わらない。

上記のような状況での「状態表示」(STATUS)メッセージの送信または受信は、送信側と受信側のどちらの呼の状態にも直接影響を与えない。「状態表示」(STATUS)メッセージの受信側は理由表示情報要素を調べる。「状態表示」(STATUS)メッセージが理由表示#97“メッセージ種別未定義又は未提供”▽または理由表示#98“呼状態とメッセージ不一致、またはメッセージ種別未定義又は未提供”△を含んでいる場合、タイマT322は「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの明白な応答があるまで継続する。理由表示#30“状態問合せへの応答”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、タイマT322を停止し、その「状態表示」(STATUS)メッセージの情報に基づいて受信側の現在の状態に関係した適切な動作をとる。理由表示#97“メッセージ種別未定義又は未提供”▽または理由表示#98“呼状態とメッセージ不一致、またはメッ

ページ種別未定義又は未提供”△を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した後、タイマT 3 2 2が満了した場合、その「状態表示」(STATUS)メッセージの情報に基づいて受信側の現在の呼状態に関係した適切な動作をとる。

それ以上の適切な動作は、インプリメントに依存する。しかし、動作は以下の章で適用される範囲で規定される。

「状態表示」(STATUS)メッセージを受信しないでタイマT 3 2 2が満了した場合、応答を受信するまで「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを1回以上再送してもよい。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの再送回数はインプリメントに依存する。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの再送が最大回数に達した場合、呼は理由表示# 4 1 “一時的障害”を伴ってローカルインタフェースで切断復旧される。また必要ならばデジタル網も、理由表示# 4 1 “一時的障害”を用いてネットワーク接続を切断復旧する。

5. 8. 1 1 「状態表示」(STATUS)メッセージの受信

状態不一致を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側エンティティは、

(a)理由表示# 1 0 1 “呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」(REL)または「解放完了」(RELCOMP)メッセージを送信することによって呼を切断復旧します。または、

(b)その他の(呼状態の)不一致から回復を試みる動作をとります。(本動作は、インプリメント上のオプションである)

▼デジタル網は、不一致から回復するため、呼の切断復旧をします。これ以外の動作は行わない。公衆用基地局は、適当な動作を取ることも可能である。▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q 9 3 1-bでは▽△を規定している】

以下に規定された以外の場合の呼状態が不一致かどうかの判定はインプリメント上の決定に委ねられる。

(a)「空」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側エンティティは次のいずれかをとります。

(1) 理由表示# 1 0 1 “呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」(REL)メッセージを送信して節5.3の手順に従う。

(2)理由表示# 1 0 1 “呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信して「空」状態に止まる。

(b)「解放要求」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、何の動作もとらない。

(c)「空」状態以外のいかなる状態において、「空」状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側は全てのリソースを解放し、「空」状態へ遷移しま

す。

「空」状態において、「空」状態を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、そのメッセージを廃棄し「空」状態にとどまり他に何の動作もとらない。
▽必要ならば、デジタル網は理由表示# 4 1 “一時的失敗”を使ってコネクションを開放する。△

両立する呼の状態を通知し、かつ以下の理由表示のひとつを含んでいる「状態表示」(STATUS)メッセージを受信することがある。

(a) # 96 “必須情報要素不足”

(b) # 97 “メッセージ種別未定義または未提供”

(c) # 99 “情報要素未定義”または

(d) # 100 “情報要素の内容が無効”

この場合とられる動作は、インプリメントのオプションである。その他の手順が決められない場合、受信側は受信した「状態表示」(STATUS)メッセージの理由表示を使用して、節5.3 に記述されている手順で呼を切断復旧する。

▼デジタル網においては、受信した「状態表示」(STATUS)メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されていた場合には節5.3に記述されている手順で呼を切断復旧する。。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状態にとどまり、他に何の動作もとらない。▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲を規定していない】

「初期設定要求」または「初期設定」状態において、グローバル呼番号を持ち状態不一致を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側DSS.1 エンティティはレイヤマネジメントへ通知しこのメッセージによってそれ以上の動作はとらない。

「空」状態の場合、グローバル呼番号を持った「状態表示」(STATUS)メッセージの受信によって何の動作もとらない。

(注) 高位レイヤのアクティビティ(例 システムまたはレイヤマネジメント)の結果による動作は、(「初期設定」(REST)メッセージの再送を含めて)インプリメントに依存する。

上記の場合を除いて、グローバル呼番号を持つ「状態表示」(STATUS)メッセージの受信時のエラー処理手順はインプリメントのオプションである。

5. 9 公衆用基地局への通知手順【JT-Q 9 3 1-bに準拠する】

▼5. 10 警察・消防受付台からの再呼び

緊急呼の呼び返し時にデジタル網の動作は、基本的に当社の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する技術的事項におけるポイント・ポイント接続時の網とユーザの動作に準じたデジタル網と公衆用基地局の動作となる。

(注1) 呼び返し時のSETUP は、UIフレーム(レイヤ2)が使われます。チャンネル識別子には、「指定チャンネルあり、変更不可」が設定される。

(注2) T303の値は、9節参照。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

6. パケット通信手順

本章は、ISDNにおけるパケット通信を提供するためのDチャンネル信号手順の役割を説明するためのものである。端末アダプタ機能についての完全な記述は標準JT-X.31にある。

(注) 端末とは公衆用基地局側のCSの中にあるパケット終端装置のこと。

標準JT-X.31に従い、公衆用基地局は次のいずれかの方法によりパケット交換設備にアクセスし得る。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽a. PSPDNサービスへの回線交換形アクセス(ケースA)

本アクセスは、AUと呼ばれる公衆網(例えばPSPDN)のアクセスポートへISDNを介したトランスペアレントなアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはAUによって開始され得る。ISDNの観点からは、5章の回線交換形の呼制御手順が適用される。この場合、Bチャンネルだけが用いられる。△

b. ISDNバーチャルサーキットサービスへのパケット交換形アクセス(ケースB)

本アクセスは、ISDNのパケットハンドラー(PH)へのパケット交換形のアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはISDNによって設定され得る。この場合、BチャンネルとDチャンネルの両方が用いられ得る。

本標準の節6.1~6.5、付録Ⅱは、標準JT-X.31の節6.1~6.5、付録Ⅲと一致する。

「公衆用基地局」という用語は、ISDNパケットモード端末(TE1)あるいは既存のデータ端末装置(DTE/TE2)に端末アダプタ(TA)が付いた組合せにより構成されるユーザ装置を指す。DTEは、公衆用基地局-デジタル網インタフェース上のNTT-Q.931-bシグナリングメッセージで提供される情報のすべてを受信しなくともよい。

ISDNのTA/TE1の網に対するインタフェースは、S/Tインタフェースである。従って、TA/TE1の実現に際しては、BチャンネルとDチャンネルの接続確立および制御に関して、標準NTT-Q. 921-bおよび本標準に記述されている手順を含むべきである。

呼毎アクセス接続に対しては、節6. 1から6. 4が適用される。呼毎アクセス接続のメッセージフロー図の例は付録Ⅱに示されている。

BチャンネルとDチャンネル上での半固定接続として2つの物理タイプを本章で示す。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

タイプ1 端末とPH▽/AU△間に半固定的に物理レイヤが設定されている。すなわち、標準JT-I430/I431物理レイヤは起動状態を維持し、ISDNを介した物理パスが半固定的に接続されている。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

タイプ2 端末とPH▽/AU△間に半固定的にX. 25データリンクレイヤと物理レイヤが設定されている。(この場合、公衆用基地局とデジタル網はX. 25データリンクを設定状態に保つべきである。)

▼ただし、PVCの場合、データリンクの設定は公衆網基地局側から起動する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

PVCが適用されるときは、タイプ2の半固定接続が存在しなければならない。

タイプ1の半固定接続では、X. 25呼の確立と解放は節6. 3の手順に従う。

タイプ2の半固定接続では、X. 25呼の確立と解放は節6. 3. 2の手順に従う。

タイプ2の半固定接続をPVCとして用いる場合、以下の手順は適用されない。

これらの半固定接続は、NTT-Q931-b手順を用いず、登録時の手順で設定される。

6. 1 発信アクセス

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

公衆用基地局が、発信X. 25バーチャルコールに対して既に確立されたチャンネルを選択するならば、節6. 3に記述された手順が適用される。選択チャンネルが▽AU/△PHへ確立されていなければ、節6. 3の手順を用いてバーチャルコールを確立する前に、以下の小節に記述されているチャンネルを活性化する手順が用いられる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽X. 25データ呼の発信において、公衆用基地局はデジタル網の提供形態によって回線交換サービス（ケースA）か、パケット交換サービス（ケースB）かを最初に決定しなければならない。回線交換呼の発信の場合、公衆用基地局は節6. 1. 1の手順に従う。△パケット交換呼の発信の場合、公衆用基地局は使用するチャンネルが、BチャンネルかDチャンネルかを決定する。公衆用基地局がBチャンネルを使用するならば節6. 1. 2. 1に記述されている手順が用いられる。公衆用基地局がDチャンネルを使用するならば節6. 1. 2. 2に記述されている手順が用いられる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽（注）デジタル網によっては、すべてのタイプのアクセスを提供しないかも知れない。Bチャンネルアクセスの場合は、理由表示#65“未提供伝達能力指定”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信することで、デジタル網は提供していないサービスへの要求を拒否する。Dチャンネルアクセス（SAPI=16を伴うSABME）を要求した場合、そのサービスを提供していない網のポートでは、応答を返すことを必要としない。

△

6. 1. 1 PSPDNサービスへの回線交換形アクセス（ケースA）【規定しない】

6. 1. 2 ISDNバーチャルサーキットサービスへのアクセス（ケースB）

6. 1. 2. 1 Bチャンネル

呼毎アクセスによるBチャンネルコネクションは、節3. 2に定義されたメッセージを用い、以下の場合を除いて節5. 1に述べられている呼の確立のためのDチャンネル信号手順により制御される。

- a) 節5. 1. 3に詳述されている分割発呼の手順は適用されない。
- b) 節5. 1. 5. 2に詳述されている発呼受付及び分割発呼の手順は適用されない。
- c) 節5. 1. 6に詳述されている発信インタフェースにおけるインタワーキングの手順は適用されない。
- d) 節5. 1. 7に詳述されている呼出通知の手順は適用されない。
- e) 節5. 1. 8に詳述されている応答通知の手順は次のように適用される。

ーアクセスコネクションの受付により、デジタル網は公衆用基地局・デジタル網インタフェースを通じて発信公衆用基地局に「応答」(CONN)メッセージを送り、通信状態に入る。

—このメッセージは、発信公衆用基地局に対し1つのアクセスコネクションがPHへ設定されたことを表す。

—この「応答」(CONN)メッセージの受信により、発信公衆用基地局は動作中であればタイマT310を停止し、オプションとして「応答確認」(CONN ACK)メッセージを送ってもよく、その後、通信状態に入る。

f) 節5. 1. 9に詳述されている通信拒否の手順は次のように適用される。

—アクセスコネクションを受け付けることができない場合は、網は節5. 3に述べられているように、発側の公衆用基地局・デジタル網インタフェースにおいてISDNアクセスコネクション切断復旧を開始する。

g) 5. 1. 10に詳述されている中継網選択の手順は適用されない。

呼毎コネクションとして使用される特定のBチャネルは節5. 1. 2に述べられ、表6-1/NTT-Q931-bにまとめられているチャネル交渉手順を用いて選択される。

表6-1/NTT-Q931-b

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

公衆用基地局要求チャネルとデジタル網からの応答—▽AUまたは△PHへの発信アクセス

「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャネル 公衆用基地局からデジタル網			許容されるデジタル網の 応答
情報チャネル選択	チャネル 変更不可表示	Dチャネル選択 表示 注3	デジタル網から公衆用基地局
Bi	変更不可	なし	Bi
	変更可能	なし	Bi, Bi'
任意のB	(無視)	なし	Bi'
	(なし)		Bi'

記号—

Bi : 指定された(空き)Bチャネル

Bi' : 他の任意の空きBチャンネル

(注1) 他の全てのコーディングは無効である。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(2) (注2) 本表において、『「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャンネル』という見出しの下の全ての欄は、公衆用基地局からデジタル網へ、▽AUまたは△PHへのコネクションを要求するために送られた「呼設定」(SETUP)メッセージ中に含まれるチャンネル識別子情報要素の、公衆用基地局に可能なコーディングを示している(節4.5.13参照)。『許容されるデジタル網の応答』の下の欄は、デジタル網から公衆用基地局へ許容されている応答を示す。

(注3) Dチャンネル選択表示は、「なし」の場合“0”に、「あり」の場合“1”にコード化する。

ISDNのPHへの呼毎コネクションのために「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる伝達能力情報要素は次のようにコーディングされる。

—情報転送能力は「非制限デジタル」にセットする。

—転送モードは「パケット交換モード」にセットする。

—情報転送速度は00000にセットする。

—ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-X.25リンクレイヤ」にセットする。

—ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

(注) 伝達能力情報要素に5a、5b、5c、5dを含めてはならない。

呼毎アクセスコネクションは、節6.3に記述されているX.25リンクレイヤとX.25パケットレイヤ手順に従い、パケット通信を提供するために使用され得る。ISDN網によっては特定のユーザプロファイルを選択するために「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号と発サブアドレスを要求するかもしれない。

▼Bチャンネルアクセスコネクション確立後、デジタル網はBチャンネルの状態を監視する。

LAPBフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網は呼毎アクセスコネクションを切断復旧することがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6.1.2.2 Dチャンネル【JT-Q931-bに準拠する】

6.2 着信アクセス

6. 2. 1 P S P D Nサービスからのアクセス (ケースA) 【規定しない】

6. 2. 2 I S D Nバーチャルサーキットサービスからのアクセス (ケースB)

X. 2 5着呼を提供するために、デジタル網は以下のステップをこの順に実行しなければならない。

(1) チャネル選択ー 着呼で使用する物理チャネル/論理リンクを識別しなければならない。デジタル網はチャネルを選択するためにユーザプロフィール情報、デジタル網リソース等を用い得る。あるいは、以下の (2) の手順を行う。

(2) 物理チャネル/論理リンク設定ー (1) で物理的なBチャネルかDチャネル上の論理リンクが決まらないとき、デジタル網は節6. 2. 2. 3の手順を用い得る。続けて、デジタル網は (3) を行う。

(3) X. 2 5バーチャルコール設定ー デジタル網は節6. 3に記述された手順を用いてバーチャルコールを設定する。

I S D Nバーチャルサーキットベアラサービスの構成では、デジタル網は新たな着呼パケットを送信するために使用するチャネル種別を以下のように選択する。

(1) デジタル網とすべてのユーザパケットモード端末間の着呼提供手順 (標準 J T - X 3 1の節3. 2. 3. 2、節3. 2. 3. 3参照) によって、新たな着呼パケットを I S D Nユーザに通知してもよい。

【J T - Q 9 3 1 - bでは▽△を規定している】

▽ (2) P Hとコネクションが設定されている端末への着バーチャルコールは J T - Q 9 3 1 - b 着呼提供手順 (標準 J T - X 3 1の節3. 2. 3. 1、節3. 2. 3. 2参照) を用いることなく、設定されているアクセスコネクションで直接端末に提供してもよい。△

6. 2. 2. 1 Bチャネル

チャネル交渉なしにX. 2 5呼がBチャネルに提供される場合、節3. 2のメッセージを使用して、節5. 2に記述された手順が以下の例外とともに適用される。

a) 節5. 2. 4に示した分割着呼の手順は適用されない。

b) 節5. 2. 5. 2に示した「呼設定受付」(CALL PROC) メッセージおよび「呼出」(ALERT) メッセージの受信に対する手順は、次の例外とともに適用される。

－「呼出」(ALERT)メッセージの受信によって、デジタル網は対応する「呼出」(ALERT)メッセージを発信公衆用基地局に送ってはならない。

c) 節5. 2. 5. 4で詳述される不完了呼に対する手順は、下記の注とともに適用される。

－デジタル網は表6-5/NTT-Q931-bからの適切な切断原因を使用して発信X. 25DTEに対し、着X. 25バーチャルコールを切断復旧する。

d) 節5. 2. 6に示した着信側インタフェースにおけるインタワークの通知に対する手順は下記の例外とともに適用される。

－呼設定中にISDN環境に入った呼の場合は利用できない。

－着信公衆用基地局宅内の中でISDN環境から離れた呼の場合は通知は発信側へ送られない。

－インバンドの情報/パターンの場合、利用できない。

e) 節5. 2. 8に示した通信可に対する手順は次の例外とともに適用される。

－デジタル網は発信公衆用基地局へ「応答」(CONN)メッセージを送る手順を開始してはならない。

f) 節5. 9に示した公衆用基地局への通知に対する手順は適用されない。

設定済のBチャンネルコネクションを使う場合は、着呼パケットは節6. 3に従って送信される。

新たにBチャンネルコネクションを設定する場合は、選択された公衆用基地局の識別は最初に受信した「応答」(CONN)メッセージのコネクションエンドポイントサフィックス(CES)による。

▼Bチャンネルアクセスコネクション確立後、デジタル網はBチャンネルの状態を監視する。LAPBフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網は呼毎アクセスコネクションを切断復旧することがあります。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6. 2. 2. 2 Dチャンネル【JT-Q931-bに準拠する】

6. 2. 2. 3 着呼提供

6. 2. 2. 3. 1 着呼提供時のチャンネル選択

着呼提供手順は5章の手順とレイヤ3メッセージを用いて行われる。着呼提供手順はDチャンネル上の信号手順である回線交換呼制御手順が用いられ、チャンネル選択がデジタル網オプションとして提供されているならば、チャンネル選択手順を伴う。

5章に記述されている通り、デジタル網は、着呼提供に「応答」(CONN)メッセージで最初に応答した公衆用基地局を選択する。選択された公衆用基地局が新たなBチャンネル上にX. 25の呼を設定するよう要求していたならば、デジタル網は「応答確認」(CONN ACK)メッセージを公衆用基地局に返送して、チャンネルが利用可能であることを知らせる。複数の端末が「呼設定」(SETUP)メッセージに対して肯定的に「応答」したならば、デジタル網は理由表示# 26 “選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL)メッセージを送信して、選択されなかった各端末を切断する。

選択された公衆用基地局が設定済BチャンネルまたはDチャンネル上にX. 25呼を設定するよう要求していた場合は、デジタル網は理由表示# 7 “呼が設定済みのチャンネルへ着呼”を付加した「解放」(REL)メッセージを送信して、「応答」(CONN)メッセージに「応答」する。デジタル網はまた理由表示# 26 “選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL)メッセージを、肯定的に「応答」した他のすべての端末に返送する。デジタル網はその後に選択されたチャンネル上にX. 25の呼を送信する。

(注1) 「解放」(REL)メッセージと着呼パケットの送信はどちらが先でもよい。

(3) (注2) デジタル網は「解放」(REL)メッセージを送信し、公衆用基地局は「解放完了」(REL COMP)メッセージで「応答」する。

▼・パケット接続遅延短縮のため、設定済Bチャンネルを設定している場合は、LAPBを切断しないことが望まれる。

・Bチャンネル上のLAPBを切断する場合は、Bチャンネルを解放することが望まれる。

理由表示# 7 “呼が設定済みのチャンネルへ着呼”の「解放」(REL)メッセージに対する「解放完了」(REL COMP)メッセージの理由表示は# 16 “正常切断”を設定するか、あるいは理由表示は設定しない。

当面、「解放完了」(REL COMP)メッセージには# 16 “正常切断”以外の理由表示を設定すると、デジタル網は、設定済みBチャンネルまたはDチャンネルへの着呼を解放する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

最初に肯定的に「応答」した公衆用基地局が示したチャンネルが使用できない状態にあると

きは、デジタル網はNTT-Q931-b呼切断復旧手順を用い、理由表示#6“チャンネル利用不可”を付加して呼を切断復旧する。「呼設定」(SETUP)メッセージ中に示したチャンネルを公衆用基地局が受け入れない場合、公衆用基地局は理由表示#34“利用可回線/チャンネルなし”または理由表示#44“要求回線/チャンネル利用不可”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージで呼を切断復旧する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽デジタル網オプションや加入時の合意に基づいて、デジタル網は特定の着呼に対してアクセスチャンネルやアクセスチャンネル種別(例えば、BまたはD)を選ぶ場合がある。△

チャンネル識別子情報要素が、情報チャンネル選択=チャンネルなし、チャンネル変更不可表示=1、Dチャンネル選択表示=1の時、伝達能力情報要素は以下のようにコーディングされる。

- 情報転送能力は「非制限デジタル情報」にセットする。
- 転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
- 情報転送速度は「パケット交換モード(0000)」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-Q921-b」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

それ以外の場合、伝達能力情報要素は以下のようにコーディングされる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

- 情報転送能力はa)「非制限デジタル情報」▽あるいはb)「制限デジタル情報」△にセットする。
- 転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
- 情報転送速度は「パケット交換モード(0000)」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-X.25リンクレイヤ」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

端末がDチャンネル表示設定で応答するならば(表6-3/NTT-Q931-b参照)、レイヤ2プロトコルは標準JT-Q921-b(LAPD)が使用される。

着呼に対するチャンネル選択手順は、発信側で選択されたチャンネル種別とは無関係である。この点でユーザ速度と利用可能な帯域に互換性があれば、両端で使用されるチャンネル種別の組合せは任意である。

この手順で用いられるチャンネル選択手順の原則は表6-3/NTT-Q931-bに示されている。

(4) (注3)「空きBチャンネル」と「変更可能」を表示するチャンネル識別子情報要素を含んだ着信の「呼設定」(SETUP)メッセージが、放送形式データリンク上に送信されたときには、着信公衆用基地局は異なる空きBチャンネルで応答することは許されていない。異なる空きBチャンネルで応答するオプションはポイント・ポイント着呼提供に限定される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(5) ▽(注4)パケット交換モード呼の着信を提供するデジタル網は、SAPI=0でパケット交換モード呼のJT-Q931-b信号手順を用いるべきである。ウ 本オプションは、パケット交換モード呼に対して以下の制限のもとでJT-Q931-bの全手順を用いるべきである。

エ すべての呼に対して「指定チャンネルはDチャンネルである」を選択し、またチャンネル選択手順を適用しない。SAPI=16手順をインプリメントする端末は、ポータビリティ確保のためSAPI=0手順もインプリメントするべきである。

オ ()内は本標準の対象外である。△

表6-3/NTT-Q931-b

デジタル網要求チャンネルと公衆用基地局からの応答-パケットモード着信アクセス

「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャンネル デジタル網から公衆用基地局			許容される公衆用基地局 の応答
情報チャンネル 選択	チャンネル変更不可 表示	Dチャンネル選択 表示 (注2)	公衆用基地局からディ ジタル網
B _i	変更不可	なし	B _i
		あり	B _i , D
B _i	変更可能	なし	B _i , B _i ', B _j
		あり	B _i , B _i ', B _j , D
チャンネルなし	変更可能	なし	B _j
		あり	B _j , D
	変更不可	あり	D

記号 B_i : 指定された(空き)Bチャンネル

Bi' : 他の任意の空きBチャンネル▼ (放送形式の着呼提供には許容されない) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

Bj : 公衆用基地局の制御により設定済みBチャンネル▽ (無条件通知クラスを契約している公衆用基地局は、公衆用基地局に割りあてられている半固定Bチャンネルを指定してもよい) △

D : Dチャンネル

(注1) 他のすべてのコーディングは無効である。

(注2) Dチャンネル選択表示は「なし」の場合は“0”に、「あり」の場合は“1”にコード化する。

6. 2. 2. 3. 2 情報要素のマッピング

デジタル網によっては、着呼パケット中のすべてあるいは一部の情報を「呼設定」(SETUP)メッセージ中にマッピングするサービス(TTC標準JT-X. 31の節3. 2. 3参照)を提供することがある。X. 25着呼パケットの情報要素からNTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)メッセージの情報要素へのマッピングを表6-4/NTT-Q931-bに示す。着呼パケットはこれらのフィールドを含んだまま送信される。マッピングの条件はTTC標準JT-X. 31の節3. 2. 3参照のこと。

▼

表6-4/NTT-Q931-b

X. 25着呼パケットの情報から対応するNTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)メッセージ情報要素へのマッピング

	<u>X. 25着呼パケット中の情報</u>	<u>NTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)中の対応する情報要素</u>
	<u>起呼DTEアドレス</u>	<u>発番号(注6)</u>
	<u>被呼DTEアドレス</u>	<u>着番号</u>
	<u>起呼ユーザデータ</u>	<u>ユーザ・ユーザ(注2)</u>
	<u>Dビット</u>	<u>パケットレイヤバイナリパラメータ(注7)</u>
	<u>モジュロ</u>	<u>パケットレイヤバイナリパラメータ(注7)</u>
	<u>フロー制御パラメータネゴシエーション</u>	<u>パケットサイズ、パケットレイヤウィンドウサイズ</u>

X. 25 ユーザファシリテイ	スループットクラスネゴシエーション	情報速度 (注4)
	ファーストセレクト	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)
	着信課金	未提供
	閉域ユーザグループ選択	未提供
DTE ファシリテイ	転送遅延選択/表示	中継遅延選択表示
	起呼アドレス拡張	発サブアドレス
	被呼アドレス拡張	着サブアドレス (注5)
	エンドツウエンド転送遅延	エンド・エンド中継遅延
	最小スループットクラス	情報速度 (注3)
イ	優先データネゴシエーション	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)

(注1) 本仕様では、無条件通知クラスを採用しているためマッピングは表6-4/N T T-Q 9 3 1-bに基づいて行われる。

(注2) ユーザ・ユーザ情報要素のユーザデータの最大長は128オクテットである。
また、ユーザ・ユーザ情報要素中のプロトコル識別子へ、当面一定値“勧告X. 244”を設定する。なお、この値は将来変更する場合がある。

(注3) この情報は、情報速度情報要素がN T T-Q 9 3 1-bの「呼設定」(SETUP)メッセージで提供されるときでも、必ずしも存在するとは限らない。

(注4) J T-X. 25着呼パケットにスループットクラスネゴシエーションが設定されていないとき、そのバーチャルコールに適用するデジタル網のデフォルトスループット値が提供される。

(注5) デジタル網は、X. 25着呼パケットのコーディングがJ T-X. 25 (88)に準拠していると仮定して、X. 25着呼パケットの被呼アドレス拡張ファシリテイのパラメータフィールドの第1オクテットのビット8、7をN T T-Q 9 3 1-bの「呼設定」(SETUP)メッセージの着サブアドレス情報要素の第3オクテットのサブアドレス種別にマッピングする。したがって、着公衆用基地局は、X. 25着呼パケットのコーディングが'84年版のI T U-T勧告X. 25に準拠しているとき、そのサブアドレス種別は正しくないかもしれないことに注意すべきである。

(注6) このマッピングは必須であり、オクテット3aは、表示識別子が“表示許可”に、デジタル網検証識別子が“デジタル網記入”に設定される。

(注7) パケットレイヤバイナリパラメータ情報要素中の送達確認には、X. 25着呼パケット中のDビットの情報がマッピングされる。▲

【J T-Q 9 3 1-bでは▼▲の規定が異なる】

6. 2. 2. 3. 3 着呼提供手順なしのチャネル選択【規定しない】

6. 3 X. 2 5バーチャルコールの設定と解放

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

すべての場合、一旦物理チャネルを選択し、さらに必要ならPH▽あるいはAU△に接続すれば、バーチャルコールは以下の手順に従って設定される。▽デジタル網によっては、勧告X. 3 2の端末識別手順の一部も必要であるかも知れない。△

6. 3. 1 リンクレイヤの設定と解放

リンクレイヤ（Bチャネル上のLAPBあるいはDチャネル上のLAPD）の設定は、次によって開始される。

－発呼の場合、発信端末

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースAの着呼の場合、AU△

－ケースBの着呼の場合、PH

リンクレイヤの解放は次によって開始され得る。

－端 末

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースAの場合、AU△

－ケースBの場合、PH

6. 3. 2 パケットレイヤバーチャルコールの設定と解放

レイヤ3の呼設定と解放にはX. 2 5パケットレイヤ手順が用いられる。パケットレイヤ手順は、更にリンクレイヤの設定状態あるいは解放状態を制御、監視することが可能である。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースBでは、PHはタイマT320（TTC標準JT-Q931-bに定義された）を保持してもよい。T320は、もしインプリメントされているならば、次の場合に起動される。

(a) 最後のバーチャルコールの切断時

(b) 発信Bチャネルアクセスコネクションの場合、デジタル網による「応答」

(CONN)メッセージの送信時

(c) 着信Bチャネルアクセスコネクションの場合、デジタル網による「応答確認」

(CONN ACK)メッセージの送信時

(d) Dチャネルアクセスコネクションのためのリンクレイヤ設定時

タイマT320は次の場合に停止される。

- (a) 最初の(次の)バーチャルコール設定時
- (b) 公衆用基地局からのJT-Q931-b切断復旧メッセージの受信時
- (c) Dチャンネル上のSAPI=16リンクの切断時

タイマT320の満了によりPHはリンクレイヤを解放し、Bチャンネルアクセスの場合、Bチャンネルの切断復旧を開始する。△

X.25論理チャンネルは、それらの下位の論理リンクと関連している。特に、パケット通信にBチャンネルを用いた場合、論理チャンネルとそれらの下位のLAPB論理リンクには関連性がある。従って、それぞれ異なるBチャンネル上で同一の論理チャンネル番号が同時に使われることがある。

6.4 呼の切断復旧

6.4.1 Bチャンネルアクセス

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

交換形コネクシオンの切断は、節5.3に記述されている呼切断復旧のためのDチャンネル信号手順に従って実行される。▽PSPDNサービスへアクセスするためには、例外は適用されない。△ISDNバーチャルサーキットサービスの場合は、節3.2のメッセージが用いられ、下記の例外が適用される。

- ・節5.3.1の用語で定義されている用語の「ISDN回線交換接続」は、「呼毎パケットモードアクセスコネクション」に置き換えて適用される。
- ・節5.3.2で詳述されている例外条件(f)は適用されない。
- ・節5.3.4.1のトーンとアナウンスをともなう切断復旧手順は用いられない。

Bチャンネルは、公衆用基地局によっていつでも切断復旧され得るが、一般的にはそのBチャンネル上の最後のバーチャルコールの切断復旧に引き続いて切断される。

ケースBのISDNバーチャルサーキットサービスで、X.25バーチャルコールがBチャンネル上に存在している間に公衆用基地局がNTT-Q931-bの切断復旧メッセージを使用してBチャンネルアクセスを切断復旧すると、デジタル網は切断原因#17“リモート手順誤り”、診断符号#64“呼設定、呼切断または登録の問題(呼設定の問題)”を付加してX.25バーチャルコールを切断する。

▼Bチャンネルアクセスコネクション確立後、デジタル網はBチャンネルの状態を監視する。LAPBフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網はBチャンネルアクセスコネクションを切断復旧することがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

ケースBの場合、X. 25データ転送フェーズ中に、PHがNTT-Q931-bの初期設定表示を受信すると、X. 25バーチャルコールは以下のように扱われる。

- ・パケットハンドラへの呼毎コネクションによって設定された交換形バーチャルサーキットに対しては、切断原因#9“障害”、診断符号#0“追加情報なし”を付加したX. 25切断指示パケットが送られる。
- ・パケットハンドラへのセミパーマネントコネクションによって設定されたバーチャルコールに対しては、何の処理も実行されない。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽タイムT320の満了で、デジタル網は、X. 25のリンクレイヤとアクセスコネクションを切断復旧し得る。Bチャンネルの切断復旧は、上記の例外を除き、節5. 3に記述されているように、理由表示#102“タイム満了による復旧”を付加しておこなわれる。△

6. 4. 2 Dチャンネルアクセス【JT-Q931-bに準拠する】

6. 4. 3 追加の誤り処理情報

ISDNアクセスコネクションの誤りが発生した場合またはX. 25バーチャルコールが早切りされた場合、節5. 8の規則が適用される。さらに、使用に適した理由表示／切断原因を決めるために、以下の規則が優先順位に従って適用される。

- (1) X. 25データ転送フェーズ中にPHがNTT-Q931-bの切断復旧メッセージあるいは「初期設定」(REST)メッセージを受け取ったならば、節6. 4. 1が適用される。
- (2) 通常、ISDNアクセスコネクションが相手公衆用基地局にNTT-Q931-bメッセージを用いて拒否されたならば、X. 25バーチャルコールは切断指示パケットと診断符号#0“追加情報なし”を伴う切断原因#0“DTE復旧”を使って切断復旧される。
デジタル網によっては、表6-5/NTT-Q931-bにしたがってX. 25の切断原因に対応するNTT-Q931-bの理由表示をマッピングする。
- (3) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージを公衆用基地局・デジタル網インタフェースに送信するのを妨げる条件が存在するならば、X. 25バーチャルコールは切断指示パケットを使用して切断復旧される。表6-5/NTT-Q931-bは適切な切断原因を選択するためのガイドラインとなる。すなわち、インタフェースの条件を示すNTT-Q931-b理由表示のX. 25へのマッピングが使用される。
- (4) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが公衆用基地局・ディジ

タル網インタフェースを経由して送られて、タイマT303の2回目の満了以前に
応答がないならば、規則(3)が適用される。

(5) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが公衆用基地局・ディジ
タル網インタフェースを経由して送られて、呼の拒否とは異なるが、ISDNアク
セスコネクションの切断復旧となるような応答を公衆用基地局から受け取ったな
らば、X.25バーチャルコールは切断指示パケットを使用して切断復旧される。
その切断指示パケットには診断符号#64“呼設定、呼切断あるいは登録の問題”
を伴う切断原因#17“リモート手順エラー”が含まれる。

(6) 発信公衆用基地局からのX.25復旧要求パケットを、着信公衆用基地局へのX.
25着呼パケットの送信に先立って受信したならば(早切り)、PHは発信公衆用
基地局に切断確認パケットを送り、アクセスコネクションは以下のように扱われ
る。

・NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが無条件通知クラス(標
準JT-X.31の節3.2.3参照)であった場合、もし設定されているなら
ば、アクセスコネクションは切断復旧される。NTT-Q931-bの切断復旧
メッセージは、表6-6/NTT-Q931-bに記述されている適切な理由表
示を含む。

▼・標準JT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが条件付き通知クラ
ス(標準JT-X.31の節3.2.3参照)で、その標準JT-Q931-b
の「呼設定」(SETUP)メッセージに対して肯定的に
応答する端末が、少なくとも
1つあるならば以下の2つのオプション中から選択される。

(a) アクセスコネクションは、無条件通知クラスに関して述べられているように
切断復旧される。

(b) アクセスコネクションは、確立されて、タイマT320がスタートする。タ
イマT320の満了によりアクセスコネクションは切断復旧される。この理由
表示は#102“タイマ満了による復旧”で診断情報はタイマT320を表示
する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6.4.4 理由表示/切断原因のマッピング

6.4.4.1 PSPDNサービスへの/からのアクセス(ケースA)【規定しない】

6.4.4.2 ISDNバーチャルサーキットサービスへの/からのアクセス(ケ
ースB)

NTT-Q931-bとNTT-X.25の間で理由表示/切断原因のマッピングが

必要な場合がいくつかある。ISDN網はNTT-Q931-bとNTT-X.25の間で理由表示/切断原因のマッピングを行うため、表6-5/NTT-Q931-b、表6-6/NTT-Q931-bを使用する。付録IIの図にいくつかの例を示す。

表6-5/NTT-Q931-b

NTT-Q931-b理由表示フィールドからX.25切断原因フィールドへのマッピング

項番	NTT-Q931-b理由表示	コード	NTT-Q931-b診断情報	X.25切断原因	コード	X.25診断	コード
1	欠番	1	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼アドレス	67
2	相手へのルートなし	3	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼アドレス	67
3	チャンネル利用不可	6	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
4	正常切断	16	条件：不明、一時的、永続的	DTE復旧	0	追加情報なし	0
5	着ユーザビジー	17	(なし)	相手DTEビジー	1	使用可論理チャンネルなし	71
6	着ユーザレスポンスなし	18	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
7	着ユーザ応答なし(呼出中)	19	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
8	通信拒否	21	条件：不明、一時的、永続的 /ユーザ提供の情報	DTE復旧	0	追加情報なし	0
9	相手加入者番号変更	22	新相手加入者番号	接続不可	13	無効被呼アドレス	67

10	着側インタフェース起動不可	27	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
11	無効番号フォーマット(不完全番号)	28	(なし)	ローカル手順誤り	19	無効被呼アドレス	67
12	その他の正常クラス	31	(なし)	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
13	利用可能回線／チャンネルなし	34	(なし)	相手 DTE ビジニ	1	使用可論理チャンネルなし	71
14	網障害	38	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
15	一時的失敗	41	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
16	交換機輻輳	42	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
17	要求回線／チャンネル利用不可	44	(なし)	相手 DTE ビジニ	1	使用可論理チャンネルなし	71
18	その他のリソース使用不可クラス	47	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
19	サービス品質(QoS)利用不可	49	条件：不明、一時的、永続的	網輻輳	5	追加情報なし	0
20	伝達能力不許可	57	属性番号	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
21	現在利用不可伝達能力	58	属性番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
22	その他のサービス利用不可クラス	63	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

表6-5/NTT-Q931-b (つづき)

項番	NTT-Q931-b 理由表示	コード	NTT-Q931-b 診断情報	X. 25 切断原因	コード	X. 25 診断	コード
23	未提供伝達能力指定	65	属性番号	相手プロトコル 不一致	33	追加情報なし	0
24	未提供チャンネル種別指定	66	チャンネルタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
25	その他のサービス又はオプションの未提供クラス	79	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
26	無効呼番号値指定	81	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
27	無効チャンネル番号使用	82	チャンネル識別	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
28	端末属性不一致	88	パラメータ不一致	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
29	その他の無効メッセージクラス	95	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
30	必須情報要素不足	96	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
31	メッセージ種別未定義又は未提供	97	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
32	呼状態とメッセージ不一致、又はメッセージ種別未定義又は未提供	98	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

33	情報要素／パラメータ未定義または未提供	99	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
34	情報要素内容無効	100	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
35	呼状態とメッセージ不一致	101	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
36	タイマ満了による回復	102	タイマ番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
37	その他の手順誤りクラス	111	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
38	その他のインタワーキングクラス	127	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

2 (注1) X. 25データ転送フェーズ中に切断が起きたとき、節6. 4. 1に記述されている手順が用いられる。

3 (注2) X. 25データ転送フェーズ中にNTT-Q931-bの「初期設定」(RESTART)メッセージが受信されたとき、交換されたバーチャルサーキットは、切断原因#9“障害”で診断符号#0“追加情報なし”を含む切断指示パケットにより切断される。▼パーマネントバーチャルサーキットに対しては影響を与えない。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

表6-6 / NTT-Q931-b

着呼の早切りのためのX. 25切断原因からNTT-Q931-b理由表示へのマッピング

切断指示パケット中の X.25 切断原因			NTT-Q931-b エラー条件				
項	X.25/X.96 切断	コー	診 断	コー	NTT-Q931-b 理由表示	コー	診 断

番	原因	ド		ド		ド	
1	DTE 復旧	0	追加情報なし	0	正常切断	16	(なし)
		1XX	DTE が設定	XX			
2	網輻輳	5	追加情報なし	0	交換機輻輳	42	(なし)
3	障害	9	追加情報なし	0	着側インタフェース起動不可	27	(なし)
4	リモート手順誤り	17	(任意)		その他の手順誤りクラス	111	(なし)

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

ウ ▽ (注) 上記のようにX. 25からJT-Q931-bへのマッピングを提供する代わりに、デジタル網のオプションとしてJT-Q931-b理由表示へマッピングせず、X. 25切断指示パケットから切断原因をコピーすることにより、PHは、オクテット3で『ITU-Tコーディング標準』、オクテット3aで『X. 25』を通知するJT-Q931-b理由表示情報要素をコーディングし、オクテット4、5を標準JT-X. 25に従ってコーディングしてもよい。△

6. 5 アクセスの衝突【JT-Q931-bに準拠する】

9 システムパラメータリスト

表9-1/NTT-Q931-b、表9-2/NTT-Q931-bは記述が要約されている。

詳細は明確な記述のある5章を参照する事。

9. 1 デジタル網側のタイマ

表9-1/NTT-Q931-bに指定されているタイマは、インタフェースのデジタル網側で管理される。

9. 2 公衆用基地局側のタイマ

表9-2/NTT-Q931-bに指定されているタイマは、インタフェースの公衆用基地局側で管理される。

タイマT305、T308及びT313は、全ての公衆用基地局側で必須である。

▼表9-1/NTT-Q931-b デジタル網側にあるタイマ (1/4) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

タイム番号	デフォルト値	呼の状態	開始条件	正常停止条件	1回目満了時の動作	2回目満了時の動作	備考
T303	5秒 注1	着呼	「呼設定」(SETUP)送信時。	「呼設定受付」(CALL PROC)を受信した時	「呼設定」(SETUP)を再送信し、T303, T312を再開する。	網内の接続を切断復旧させ呼の廃棄状態へ移行。	必須
T305	30秒	切断通知	経過内容#8を待たない「切断」(DISC)送信時	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	「解放」(REL)を送信	—	必須
T306	30秒 注4	切断通知	経過内容#8を持つ「切断」(DISC)送信時	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	トーン/アナウンスを停止し「解放」(REL)を送信。	—	イベントトーンが供給されている場合は必須。 5.4.5.3.4.1及びJT-I200シリーズを参照
T301	3分以上	呼出中	「呼出」(ALERT)受信時	「応答」(CONN)▼、 「経過表示」(PROG)▲受信時	呼を切断復旧する。	—	注2 ▼注7▲
T308	4秒	解放要求	「解放」(REL)送信時	「解放完了」(REL COMP)又は、「解放」(REL)受信時。	「解放」(REL)を再送信し、T308を再開する。	Bチャネルを保守状態にし呼番号	必須

	注1					を解放する。 注5	
T309	90秒	任意の安定状態	データリンク切断時で安定状態の呼が失われない時	データリンクが再接続された時。	網内の接続を切断復旧し、Bチャネル及び呼番号を解放する。	二	必須
T310	10秒	着呼受付	「呼設定受付」(CALL PROC)受信時	「呼出」(ALERT), 「応答」(CONN) ▼, 「経過表示」(PROG) ▲	5.2.5.3により呼を切断復旧する。	二	必須 ▼注7▲
T312	T303 + 2秒	着呼の廃棄等	「呼設定」(SETUP)の送信又は再送信時。	タイムアウト	注3	二	必須
T316	2分	初期設定要求	「初期設定」(REST)送信時	「初期設定確認」(REST ACK)受信時	「初期設定」(REST)は数回送信されうる。	「初期設定」(REST)は数回送信されうる。 注6	5.5 がイプリメントされている場合は必須

T320	3.0 秒	a) Bチャネルアクセス : 通信中 b) Dチャネルアクセス : 空	a) Bチャネルアクセス「応答」(CONN) 送信又は受信時。 b) Dチャネルアクセス DL 設定確認又は DL 設定表示受信時。 c) 最後の論理チャネルの切断復旧時。	発呼要求パケット受信時又は着呼パケット送信時又は「切断」(DISC) 受信時又はDチャネルアクセスにおいてDL解放表示を受信した時。	a) Bチャネルアクセスリンクレイヤを切断し切断復旧を開始する。 b) Dチャネルアクセス DL 解放要求を送信する。	二	オプション6.3 参照
T322	4秒	全ての呼状態	「状態間合」(STAT ENQ) 送信時。	「状態表示」(STATUS) , 「切断」(DISC), 「解放」(REL), 「解放完了」(REL COMP) 受信時。	「切断」(DISC) は、数回送信してもよい。	二	§5.8.10 がインプリメントされている時は必須

二；タイマが再開始されない事を示す。

注1. このデフォルト値は、レイヤ2でのデフォルト値（即ち $[N200+1] \times T200$ ）を使用すると仮定したものである。

レイヤ2でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更されるとき、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の検討課題である。

注2. デジタル網が内部的な呼出しの時間監視機能を既に採用している場合、タイマ T301 は使用されない。

注3. 「呼廃棄」状態において、呼番号は解放される。
それ以外では T312 満了時にいかなる活動も行われない。

注4. タイマ T 3 0 6 の値は、アナウンスの長さに依存する。

注5. 保守状態として何の動作もとらず、「空」状態にする。

注6. デフォルト値2回を適用し、R E S T は最大2回送出する。

▼注7. 「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号なし、
適当なパターンが利用可能”を受信時に限る。▲
【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼表9-2/NTT-Q931-b 公衆用基地局側にあるタイマ▲
【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

タイ マ 番 号	デフォ ルト タイマ 値	呼の 状態	開 始 条 件	正常停止条件	1回目満了 自の動作	2回目 満了時 の動作	備 考
T301	3分 以上	呼出 通知	「呼出」 (ALERT) 送 信時。	「応答」 (CONN)受信時	呼を切断復 旧する。	二	
T303	5秒	発呼	「呼設定」 (SETUP) 送 信時。	「呼設定受 付」(CALL PROC)又は「解 放完了」(REL COMP)受信時。	「呼設定」 (SETUP) を 再送信し T303 を再開 始する。 もし、「解 放完了」 (REL COMP) を既に受信 していれ ば、呼を切 断復旧す る。	内部の 接続を 切断復 旧し「解 放完了」 (REL COMP) を 送信、空 へ遷移 する。	

T305	30秒	切断要求	「切断」(DISC)送信時。	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	「解放」(REL)を送信する。	二	必須
T308	4秒 注1	解放要求	「解放」(REL)送信時。	「解放完了」(REL COMP)又は「解放」(REL)受信時。	「解放」(REL)再送信しT308を再開する。	Bチャネルを保守状態にし呼番号を解放する。注5	必須
T309	90秒	任意の安定状態	データリンク切断時で安定状態の呼が失われる時。	データリンクが再接続された時	内部の接続を切断復旧し、Bチャネル及び呼番号を解放する。	二	オプション
T310 注4	30～120秒	発呼受付	「呼設定受付」(CALL PROC)受信時。	「呼出」(ALERT), 「応答」(CONN), 「切断」(DISC), 又は「経過表示」(PROG)を受信した時。	「切断」(DISC)送信	二	必須
T313	4秒 注1	応答	「応答」(CONN)送信時。	「応答確認」(CONN ACK)受信時。	「切断」(DISC)送信	二	必須
T316	2分	初期設定要求	「初期設定」(REST)送信時。	「初期設定確認」(REST ACK)受信時。	「初期設定」(REST)は数回送信してもよい。	二	5.5をインプリメントした場合は必須
T317	注2	初期設定	「初期設定」(REST)	内部での呼番号の解放時。	保守動作の通知。	二	〃

			受信時。				
T322	4秒	全ての呼状態	「状態間合」(STAT ENQ)送信時。	「状態表示」(STATUS)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)受信時。	「状態間合」(STAT ENQ)数回再送信しても良い。	「状態間合」(STAT ENQ)は数回再送信しても良い。	§5.8.10がインプリメントされている場合は必須

注1. このデフォルト値は、レイヤ2でのデフォルト値(即ち [N200+1] × T200)を使用すると仮定したものである。レイヤ2でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更された時、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の課題である。

注2. このタイマ値は実装に依存するがT316の値より小さくしなければならない。

注3. 公衆用基地局が内部的な呼出の時間監視機能を既に採用している場合、タイマT301は使用されない。

注4. 「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ又は先行する「経過表示」(PROG)メッセージに経過内容#1もしくは#2がある場合T310は開始されない。

注5. 節5.5に記述されている初期設定手順は保守状態にあるBチャンネルに関して用いられる。
一;タイマが再開始されない事を示す。

付属資料A 公衆用基地局側及びデジタル網側SDL図【JT-Q931-bに準拠する】

概略SDL図(公衆用基地局側)【JT-Q931-bに準拠する】

詳細SDL図(公衆用基地局側)【JT-Q931-bに準拠する】

概略SDL図(デジタル網側)【JT-Q931-bに準拠する】

詳細SDL図(デジタル網側)【JT-Q931-bに準拠する】

付属資料B: 通信可能性確認【規定しない】

付属資料H: メッセージ分割手順【規定しない】

付属情報I: 低位レイヤ情報コード化原則【規定しない】

付属情報J: 低位レイヤ整合性交渉【規定しない】

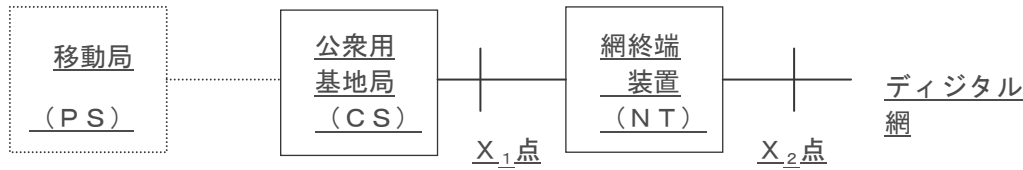
付属情報O: インタフェース構造

この付属資料では、公衆用基地局-デジタル網間のインタフェース構造について記述する。この公衆用基地局-デジタル網間のインタフェース構造は標準JT-I411で規定されるインタフェース構造をもとにして変更を加えたものです。以下にJT-

I 4 1 1 からの変更点を示す。

1. 公衆用基地局ーデジタル網間インタフェースの参照構成及び規定点

インタフェースの参照構成を付図O-1/NTT-Q931-bに示す。図に示すように、機能群としては移動局 (PS)、公衆用基地局 (CS)、網終端装置 (NT) となる。参照点は付図O-1/NTT-Q931-bに示すようにX1点、X2点がある。公衆用基地局ーデジタル網間インタフェースの規定点はX1点、X2点である。インタフェース規定点X1は、網終端装置 (NT) と公衆用基地局 (CS) の接続点であり、インタフェース規定点X2は網終端装置 (NT) とデジタル網側の回線の最初の接続点である。



網終端装置 (NT) : 伝送路終端等のレイヤ1機能を持つ

公衆用基地局 (CS) : 移動局との間で陸上移動無線通信を行い移動局と網を接続する。

▼公衆用基地局ー当社網間インタフェースにおける規定点として、X1点は未提供とする。公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、X2点とする。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

付図O-1/NTT-Q931-b インタフェース規定点

2. チャネル種別【JT-Q931-bに準拠する】

3. インタフェース構造【JT-Q931-bに準拠する】

4. アクセス能力【JT-Q931-bに準拠する】

5. レイヤ構成

	規定点X ₁	規定点X ₂	
レイヤ3	TTC標準レイヤ3仕様	JT-Q931-bに準拠 JT-X. 25に準拠	
レイヤ2	TTC標準レイヤ2仕様	JT-Q921-bに準拠	

レイヤ1 (注1)	TTC標準レイヤ1仕様	TTC標準メタリック加入者線	
	JT-I430準拠 (注2)	伝送方式レイヤ1仕様 JT-G960準拠	

公衆用基地局ー当社網間インタフェースにおける規定点として、 X_1 点は未提供とする。
公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、 X_2 とする。

(注1) ポイント・ポイント動作、及び、常時起動に限定

(注2) 常時起動に関しては、TTC標準レイヤ1仕様JT-I430-a準拠

▼付図O-3/NTT-Q931-b レイヤ構成▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

付録I： 理由表示一覧表【規定しない】

付録II： メッセージフロー図の例及びコネクトマッピングに関する例【規定しない】

付録III： 標準JT-Q93Xシリーズ及びITU-T勧告Q.93Xシリーズ、ITU-T勧告Q.95Xシリーズの割当済みの情報要素識別子及びメッセージ種別コーディングの一覧（TTC標準JT-Q931-bに対する）【規定しない】

付録IV： 簡易型携帯電話システムの概要【規定しない】

付録V： 情報要素のコーディング例【JT-Q931-bに準拠する】

付録VI： 呼処理シーケンス【規定しない】

付録VII： グループ化された複数のインタフェースに対する着信

公衆用基地局への着信時、デジタル網より無線呼出エリアに相当するグループ化された複数のインタフェースに対して「呼設定」(SETUP)メッセージを送出する。本付録では、動作の理解を助けるために、本条件に基づいた記述を行う。

複数インタフェースに対して着信を行うことから、同時に生起する呼が増加する。このため、呼番号長は2オクテットとする。また、着信した複数のインタフェースに対して、通信に移行する呼は単一であるため、チャンネルの無効保留を避ける目的で、デジタル網では公衆用基地局のチャンネル選択を行わず、任意チャンネルを表示して着信する。

着信公衆用基地局は、節5.8.1から節5.8.7までに記述されている動作を行い、呼が継続できる場合は、着信側を起動する。着信側が起動できない場合、公衆用基地局は「呼設定」(SETUP)メッセージを無視する。着信側は起動できるが、公衆用基地局が通信を起動できないと判断した場合、公衆用基地局は適当な理由表示(例、理由表示#65“未提供伝達能力指定”、#21“通信拒否”等)を

に伴い、「解放完了」(REL COMP)メッセージをデジタル網へ返送する。公衆用基地局が通信を継続できると判断したが、着信側から呼切断を起動された場合、公衆用基地局はその切断理由を伴ってデジタル網に対し、切断復旧を開始する。着信側が起動可能でかつ、公衆用基地局が通信を継続できると判断し、着信側から切断を要求されない場合、公衆用基地局は、デジタル網に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを返送する。

デジタル網が送出した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、複数の公衆用基地局から何らかの応答を受け取る可能性が有る。

デジタル網が送出した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、複数の公衆用基地局から呼の継続を要求された場合は、デジタル網が最初に呼の接続性を確認できた公衆用基地局に対してのみ呼の接続手順を実施する。デジタル網が最初に呼の接続性を確認できた時点で、その以前にその他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求があった場合、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”を伴う「解放」(REL)メッセージにより、切断復旧を行います。呼の接続性が確認できた後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受けた場合で、タイマT312が動作中のとき、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”「解放」(REL)メッセージもしくは、適切な理由表示(例、理由表示#63“その他のサービスまたはオプションの利用不可クラス”)を伴う「切断」(DISC)メッセージにより、要求を送信した公衆用基地局の切断復旧を行う。タイマT312満了後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受信した場合、デジタル網は無効呼番号を持つメッセージとみなし、要求を送信した公衆用基地局に対し節5.8.3.2の切断復旧手順を取る。

デジタル網は、呼が継続している場合に、呼が継続している以外の公衆用基地局からの「解放完了」(REL COMP)メッセージは無視する。また、「切断」(DISC)メッセージ、または「解放」(REL)メッセージを受信した場合は、インタフェース規定に従った動作をとりますが、他のインタフェースで継続している呼には影響を与えない。「呼設定」(SETUP)メッセージ再送後のタイマT303満了前に、理由表示を受信した場合、受信した理由をリモート側に通知する。プロトコル上、複数の理由を通知することは可能であるが、一般的に生成源がユーザを示すものが優先される。理由を受信していない場合、理由表示#20“加入者不在”が用いられる。

TTC標準用語対照表【JT-Q931-bに準拠する】

NTT-X25 X.25パケットモード端末インタフェース

1. DTE/DCEインタフェース特性(物理インタフェース)【規定しない】

2. DTE/DCEインタフェースのリンクアクセス手順【規定しない】

3. DTE/DCEパケットレイヤインタフェース【JT-X25に準拠する】

3. 1 論理チャネル【JT-X25に準拠する】

3. 2 パケットの基本構造【JT-X25に準拠する】

3. 3 リスタート手順【JT-X25に準拠する】

3. 4 エラー処理【JT-X25に準拠する】

3. 4. 1 診断 (DG) パケット【規定しない】

4. バーチャルサーキットサービスの手順

4. 1 バーチャルコールサービスの手順

バーチャルコールに使用するそれぞれの論理チャネルにおけるDTE/DCEパケットレイヤインタフェースの状態遷移図は、付属資料Aの付図A-1/JT-X25、付図A-2/JT-X25および付図A-3/JT-X25に示す。

付属資料Aの各状態でパケットを受信した場合のDCE動作は、付属資料Bに示す。

以下の節に記述する呼設定および解放の手順は、DTE/DCEインタフェース上のバーチャルコールサービスに割当てた各論理チャネルにそれぞれ独立に適用する。

▼DCEは、DTEに着呼があった場合、被呼DTEの接続拒否と見なし、バーチャルコールを切断する。▲

【JT-X25では▼▲を規定していない】

4. 2 パーマネントバーチャルサーキットサービスの手順【JT-X25に準拠する】

4. 3 データ転送および割込転送の手順【JT-X25に準拠する】

4. 3. 1 データ転送状態【JT-X25に準拠する】

4. 3. 2 データ (DT) パケットのユーザデータフィールド長

【JT-X25では▽△を規定している】

▽標準△最大ユーザデータフィールド長は、128オクテットとする。

【JT-X25では▽△を規定している】

さらに、電気通信事業者は、▽標準△最大ユーザデータフィールド長の他に、16, 3

2, 64, 256, 512, 1024, 2048, および4096オクテットの最大ユーザデータフィールド長を提供することがある。網オプションである最大ユーザデータフィールド長を、当面の間、DTE/DCEインタフェース上でのすべてのバーチャルコールに共通な最大ユーザデータフィールド長のデフォルト値として選択することがある(6.9節参照)。当面の間、各パーマネントバーチャルサーキットの最大ユーザデータフィールド長にデフォルト値以外の値を選択することがある(6.9節参照)。バーチャルコール毎の最大ユーザデータフィールド長のネゴシエーションは、フロー制御パラメータネゴシエーションファシリティを用いて行うことができる(6.12節参照)。DTEまたはDCEが送信するデータ(DT)パケット中のユーザデータフィールドには、合意した最大ユーザデータフィールド長以内の任意のオクテット数を含むことができる。

DCEは、データ(DT)パケット中のユーザデフォルトフィールドが、その網内で許容する最大ユーザデータフィールド長を越えた場合、リセット原因を「ローカル手順誤り」として、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットをリセットする。

4.3.3 送達確認ビット(Dビット)【JT-X25に準拠する】

4.3.4 モアデータ表示(Mビット)

DTEまたはDCEは、2パケット以上のシーケンスを表示する場合、以下に記述するモアデータ表示(Mビット)を使用する。

すべてのデータ(DT)パケットは、Mビットを「1」に設定することができる。最大ユーザデータフィールド長のフィールド長の長さである(DT)パケットで、または、Dビットを「1」に設定した最大ユーザデータフィールド長に長さが満たないデータ(DT)パケットで、Mビットを「1」に設定した場合、さらにその後にデータが続くことを示す。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ Dビットを「0」に設定した最大ユーザデータフィールド長の長さであるデータ(DT)パケットで、Mビットを「1」に設定した場合のみ、網内で後続のデータ(DT)パケットと結合することができる。△

Mビットを「1」に設定した(DT)パケットが、最大ユーザデータフィールド長の長さである(Dビットの設定とは関係ない)場合、または、Dビットを「1」に設定しているが最大ユーザデータフィールド長に長さが満たない場合は、最後のデータ(DT)パケットを除き、Mビットを「1」に設定したすべてのデータパケットシーケンスは、最後のデータ(DT)パケットを除き、Mビットを「1」に設定したデータパケットシーケンスとして、送達する。

カテゴリAおよびBの2種類のデータ(DT)パケットを、表4-1/JT-X25に示すとおり定義する。また、バーチャルコールおよびパーマネントバーチャルサーキットの両端におけるMビットおよびDビットに対して網が行う処理は、表4-1/JT-X25に示す。

4.3.5 完結パケットシーケンス

完結パケットシーケンスは、カテゴリAの連続したパケット(カテゴリAのパケットが存在する場合)とこれに続くカテゴリBの1つのパケットから構成するパケットシーケンスと定義する。カテゴリAのパケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Mビットを「1」に設定した、Dビットを「0」に設定したデータ(DT)パケットである。その他のすべてのデータ(DT)パケットは、カテゴリBのパケットである。

送信DTEから転送した完結パケットシーケンスは、常に受信DTEに対して、ひとつの完結パケットシーケンスとして、送達する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ 受信側が送信側より大きい最大ユーザデータフィールド長である場合、完結パケットシーケンス中のパケットは網内で結合する。これらのパケットは、最後のパケットを除く各パケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定した完結パケットシーケンスとして、送達する。シーケンスの最後のパケットのユーザデータフィールドは、最大長未満の場合があり、MビットおよびDビットは、表4-1/JT-X25に示すとおり設定する。△

送受信の両側で最大ユーザデータフィールド長が等しい場合、データ(DT)パケットのユーザデータフィールドは、網が受信したものとまったく同じ形で受信DTEに送達する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ ただし、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定した最大長のパケットに空パケットが続く場合は、その2個のパケットは1個のカテゴリBの最大長を持つパケットとするために結合することがある。△

送信DTEから転送した完結パケットシーケンス中の最後のパケットが、ユーザデータフィールドが最大長未満で、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定している場合は、その完結パケットシーケンス中の最後のパケットは、Mビットを「0」に設定して、受信DTEに対して、送達する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ 受信側が送信側より小さい最大ユーザデータフィールド長である場合、網内でパケ

ットは分解し、完結パケットシーケンスを維持するように、MビットおよびDビットを設定する。△

4. 3. 6 クオリファイアビット (Qビット) 【JT-X25に準拠する】

4. 3. 7 割込手順【JT-X25に準拠する】

4. 3. 8 データ (DT) パケットの転送遅延

転送遅延は、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキット固有の特性であり、伝送の両方向に共通である。

この転送遅延は、勧告X. 135の3. 1節にデータパケット転送遅延として定義されており、勧告X. 135の3. 2節に与えられる条件下で、勧告X. 135の図2で定義されている境界B2とB_{n-1}間 (すなわち、アクセス回線を除く) を測定し、平均値として表現する。

バーチャルコール毎の転送遅延の選択、およびバーチャルコールに適用される転送遅延の値の起呼DTEおよび被呼DTEへの表示は、転送遅延選択ファシリティおよび転送遅延表示ファシリティ (6. 27節参照) によって行うことがある。

▼網から通知される転送遅延の値は、当面一定値とする。▲

【JT-X25では▼▲を規定していない】

4. 4 フロー制御【JT-X25に準拠する】

4. 4. 1 フロー制御【JT-X25に準拠する】

4. 4. 1. 1 データ (DT) パケットの番号付与

バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットで、DTE/DCEインタフェースを通じて、転送するデータ (DT) パケットには、いずれの方向の転送においてもシーケンス番号を付与する。

パケットシーケンス番号付与は、モジュロ8で行う。パケットシーケンス番号は、0から7までの全範囲を循環する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽電気通信事業者によっては拡張パケットシーケンス番号付与ファシリティを提供するが (6. 2節参照)、このファシリティを選択した場合、パケットシーケンス番号付与は、モジュロ128で行う。モジュロ128の場合には、パケットシーケンス番号は、0から127までの全範囲を循環する。△

モジュロ8あるいはモジュロ128でのパケットシーケンス番号付与は、送受両方向の転送において同一とし、かつDTE/DCEインタフェース上の全論理チャンネルにおいて同一でなければならない。

データ (DT) パケットのみが、パケット送信シーケンス番号P (S) と呼ばれるシー

ケンス番号をもつ。

論理チャンネルがフロー制御レディ状態（d 1）に入った時、DTE/DCEインタフェース上のあるデータ転送方向に送信する最初のデータ（DT）パケットは、パケット送信シーケンス番号P（S）= 0をもつ。

4. 4. 1. 2 ウィンドウの説明

ウィンドウは、DTE/DCEインタフェースにおいて、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットに使用する論理チャンネルのデータ転送の各データ転送方向毎に定義し、そのインタフェースを通過できるデータ（DT）パケットのW個の連続したパケット送信シーケンス番号P（S）の順序集合である。

ウィンドウ中の最若番号のシーケンス番号を、ウィンドウ下限という。DTE/DCEインタフェースで、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットがフロー制御レディ状態（d 1）に入った場合、各データ転送方向のウィンドウ下限は、0である。

DTE/DCEインタフェースに送出できない最初のデータ（DT）パケットのパケット送信シーケンス番号は、ウィンドウ下限+Wの値（モジュロ 8あるいは拡張時はモジュロ 128）である。

DTE/DCEインタフェースでの各データ転送方向の標準ウィンドウサイズWの値は、2である。2以外のウィンドウサイズも許容される。

【JT-X 25では▽△を規定している】

▽当面の間、オプションであるウィンドウサイズを、DTE/DCEインタフェースでの全てのバーチャルコールに対し共通なデフォルトウィンドウサイズとして選択することが出来る（6. 10節参照）。当面の間、パーマネントバーチャルサーキットでは、デフォルト値以外のウィンドウサイズを選択してもよい（6. 10節参照）。バーチャルコール毎のウィンドウサイズのネゴシエーションは、6. 12節に記述するフロー制御パラメータネゴシエーションファシリティにより実行してもよい。△

4. 4. 1. 3 フロー制御の原理【JT-X 25に準拠する】

4. 4. 1. 4 送達確認【JT-X 25に準拠する】

4. 4. 1. 5 DTE受信可（RR）パケットおよびDCE受信可（RR）パケット【JT-X 25に準拠する】

4. 4. 1. 6 DTE受信不可（RNR）パケットおよびDCE受信不可（RNR）パケット

【JT-X 25に準拠する】

4. 4. 2 スループット特性およびスループットクラス【JT-X25に準拠する】

4. 4. 3 リセット手順【JT-X25に準拠する】

4. 5 パケット転送における解放手順、リセット手順およびリスタート手順の影響【JT-X25に準拠する】

4. 6 パケットレイヤにおける物理レイヤおよびデータリンクレイヤの影響【規定しない】

5 パケットフォーマット

5. 1 概要【JT-X25に準拠する】

5. 2 呼設定パケットと呼解放パケット【JT-X25に準拠する】

5. 3 データパケットと割込パケット【JT-X25に準拠する】

5. 4 フロー制御パケットとリセットパケット【JT-X25に準拠する】

5. 5 リスタートパケット【JT-X25に準拠する】

5. 6 診断パケット【規定しない】

5. 7 オプションルユーザファシリティのためのパケット【規定しない】

6 オプションルユーザファシリティ (パケットレイヤ) の手順

6. 1 オンラインファシリティ登録【規定しない】

6. 2 拡張パケットシーケンス番号付与【規定しない】

6. 3 Dビット修飾【JT-X25に準拠する】

6. 4 パケット再送【規定しない】

6. 5 着呼禁止【規定しない】

6. 6 発呼禁止【規定しない】

- 6. 7 単方向発論理チャネル【規定しない】
- 6. 8 単方向着論理チャネル【規定しない】
- 6. 9 非標準デフォルトパケットサイズ【規定しない】
- 6. 10 非標準デフォルトウィンドウサイズ【規定しない】
- 6. 11 デフォルトスループットクラス割当【JT-X25に準拠する】
- 6. 12 フロー制御パラメータネゴシエーション【JT-X25に準拠する】
- 6. 13 スループットクラスネゴシエーション【JT-X25に準拠する】
- 6. 14 閉域ユーザグループ（CUG）に関するファシリティ【JT-X25に準拠する】
- 6. 15 相互形閉域ユーザグループ（BCUG）に関するファシリティ【規定しない】
- 6. 16 ファーストセレクト【JT-X25に準拠する】
- 6. 17 ファーストセレクト許容【JT-X25に準拠する】
- 6. 18 着信課金【JT-X25に準拠する】
- 6. 19 着信課金許容【JT-X25に準拠する】
- 6. 20 ローカル課金防止【規定しない】
- 6. 21 網利用識別者（NUI）に関するファシリティ【規定しない】
- 6. 22 課金情報通知【規定しない】
- 6. 23 ROAに関するファシリティ【JT-X25に準拠する】
- 6. 24 代表選択（ハントグループ）【JT-X25に準拠する】
- 6. 25 着信転送とDTEによる着信転送に関するファシリティ【規定しない】

6. 26 被呼ラインアドレス変更通知【JT-X25に準拠する】

6. 27 転送遅延選択および表示【JT-X25に準拠する】

6. 28 TOA/NPIアドレス加入【規定しない】

6. 29 オルタナティブアドレスに関するファシリティ【規定しない】

7 ファシリティフィールドと登録フィールドのフォーマット【規定しない】

図表

表2-1/NTT-X25 フレームフォーマット —基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-2/NTT-X25 フレームフォーマット —拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-3/NTT-X25 LAPB制御フィールドのフォーマット —基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-4/NTT-X25 LAPB制御フィールドのフォーマット —拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-5/NTT-X25 LAPBコマンドとレスポンス —基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-6/NTT-X25 LAPBコマンドとレスポンス —拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-7/NTT-X25 LAPB FRMR情報フィールドのフォーマット —基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-8/NTT-X25 LAPB FRMR情報フィールドのフォーマット —拡張

張 (モジュロ128)
動作【規定しない】

表2-9/NTT-X25 マルチリンクフレームのフォーマット【規定しない】

表2-10/NTT-X25 マルチリンク制御 (MLC) フィールドのフォーマット
【規定しない】

図2-1/NTT-X25 代表的なオクテット伝送 (調歩同期伝送) 【規定しない】

図2-2/NTT-X25 マルチリンク機能構成【規定しない】

図2-3/NTT-X25 マルチリンク制御フィールドパラメータ【規定しない】

図2-4/NTT-X25 マルチリンクでの紛失フレームの検出【規定しない】

表3-1/NTT-X25 各サービスにおけるパケットタイプおよびそれらの使用
【規定しない】

表4-1/NTT-X25 データ (DT) パケットの2つのカテゴリの定義およびM
ビット、Dビットに対する網の処理

▼

送信DTEから送出されたデータパケット				受信DTEに受信されるデータパ ケット	
カテゴリ	Mビッ ト	Dビット	最大データ 長	Mビット	Dビット
<u>B</u>	<u>0 or 1</u>	<u>0</u>	<u>NO</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>NO</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>B</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>NO</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>YES</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>YES</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>A</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>YES</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>YES</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

▲

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

表5-1/NTT-X25 ゼネラルフォーマット識別子 (GFI) フィールドの符号化

ゼネラルフォーマット識別子		オクテット1のビット位置			
		8	7	6	5
呼設定の packets (CR, CA)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	X	0	1
呼解放の packets (CQ, CI, CF)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	0	0	1
フロー制御の packets (RR, RNR)					
割込の packets (IT, IF)	シーケンス番号方式モジュロ8				
リセットの packets (RQ, RI, RF)		0	0	0	1
リスタートの packets (SQ, SI, SF)					
データ packets (DT)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	X	0	1

注—「X」で示すビットは本文で記述するとおり「0」または「1」を設定する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

表5-2/NTT-X25 パケットタイプ識別子フィールドの符号化

パケットタイプ		オクテット3のビット位置							
DCEからDTEへ	DTEからDCEへ	8	7	6	5	4	3	2	1
呼設定および解放									
	発呼要求 (CR)	0	0	0	0	1	0	1	1
	着呼受付 (CA)	0	0	0	0	1	1	1	1
切断指示 (CI)	復旧要求 (CQ)	0	0	0	1	0	0	1	1
DCE復旧確認 (CF)	DTE切断確認 (CF)	0	0	0	1	0	1	1	1
データおよび割込									
DCEデータ (DT)	DTEデータ (DT)	X	X	X	X	X	X	X	0
DCE割込 (IT)	DTE割込 (IT)	0	0	1	0	0	0	1	1
DCE割込確認 (IF)	DTE割込確認 (IF)	0	0	1	0	0	1	1	1
フロー制御およびリセット									

DCE受信可(モジュロ8) (RR)	DTE受信可(モジュロ8) (RR)	XXX00001
DCE受信不可(モジュロ8) (RN R)	DTE受信不可(モジュロ8) (RN R)	XXX00101
リセット指示 (RI)	リセット要求 (RQ)	00011011
DCEリセット確認 (RF)	DTEリセット確認 (RF)	00011111
リスタート		
リスタート指示 (SI)	リスタート要求 (SQ)	11111011
DCEリスタート (SF)	DTEリスタート確認 (SF)	11111111

注一「X」で示すビットは本文で記述するとおり「0」または「1」を設定する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

表5-3/NTT-X25 アドレスタイプ (TOA) サブフィールドの符号化【規定しない】

表5-4/NTT-X25 番号計画識別 (NPI) サブフィールドの符号化【規定しない】

表5-5/NTT-X25 オルタナティブアドレスコーディング認証として解釈するときの番号計画識別

(NPI) サブフィールドのコーディング【規定しない】

表5-6/NTT-X25 切断指示 (CI) パケット中の切断原因フィールドの符号化【JT-X25に準拠する】

表5-7/NTT-X25 リセット指示 (RI) パケットのリセット原因フィールドの符号化

▼

リセット切断原因	ビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
DTE起動 (DTEリセット)	0	0	0	0	0	0	0	0
DTE起動 (DTEリセット) (注1)	1	X	X	X	X	X	X	X

障害 (注2)	0	0	0	0	0	0	0	1
リモート手順誤り	0	0	0	0	0	0	1	1
ローカル手順誤り	0	0	0	0	0	1	0	1
網輻轉	0	0	0	0	0	1	1	1
リモートDTE運用可 (注2)	0	0	0	0	1	0	0	1
網運用可 (注2)	0	0	0	0	1	1	1	1
DTEプロトコル不一致	0	0	0	1	0	0	0	1
網障害 (注2)	0	0	0	1	1	1	0	1

注1ービット位置8に「1」が設定されている時、「X」と表示されているビットは、リモートDTEがリセット要求 (RQ) パケットのリセット原因 (バーチャルコールおよびパーマネントバーチャルサーキット) またはリスタート要求 (SQ) パケットのリスタート原因 (パーマネントバーチャルサーキット) で設定した値である。ただし、129、170 (10進数) を除く。

注2ーパーマネントバーチャルサーキットに対してのみ適用する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】 ▲

表5-8 / NTT-X25 リスタート指示 (SI) パケットのリスタート原因フィールドの符号化

リスタート原因	オクテット1のビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
ローカル手順誤り	0	0	0	0	0	0	0	1
網輻轉	0	0	0	0	0	0	1	1
網運用可	0	0	0	0	0	1	1	1

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】 ▲

表5-9 / NTT-X25 登録確認 (GF) パケットの原因フィールドの符号化【規定しない】

図5-1 / NTT-X25 Aビットを「0」に設定する場合のアドレスブロックのフォーマット

【規定しない】

図5-2 / NTT-X25 Aビットを「1」に設定する場合のアドレスブロックのフォーマット

【規定しない】



オクテット	8	7	6	ビット位置		3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI (注)			論理チャンネルグループ番号 LCGN				
2	論理チャンネル番号 LCN							
3	パケットタイプ識別子							
4	0	0	0	0	1	0	1	1
	アドレスブロック (5. 2. 1節参照)							
	ファシリティ長							
	ファシリティ							
	起呼ユーザデータ							

注一「XX01」と符号化する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

【JT-X25では▽△を規定している】

図5-3/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット▽および着呼 (CN) パケット△のフォーマット



オクテット	8	7	6	ビット位置		3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI (注1)			論理チャンネルグループ番号 LCGN				
2	論理チャンネル番号 LCN							
3	パケットタイプ識別子							
4	0	0	0	0	1	1	1	1
	アドレスブロック (5. 2. 1節参照)							
	ファシリティ長							
	ファシリティ							
	起呼ユーザデータ (注2)							

注1-「XX01」と符号化する。

注2-本フィールドは拡張フォーマットでのみ存在できる(5.2.3.2節参照)。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

【JT-X25では▽△を規定している】

図5-4/NTT-X25 ▽着呼受付(CA)パケットおよび△接続完了(CC)パケットのフォーマット

図5-5/NTT-X25 復旧要求(CQ)パケットおよび切断指示(CI)パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-6/NTT-X25 DTE切断確認(CF)パケットおよびDCE復旧確認(CF)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-7/NTT-X25 DTEデータ(DT)パケットおよびDCEデータ(DT)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-8/NTT-X25 DTE割込(IT)パケットおよびDCE割込(IT)パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-9/NTT-X25 DTE割込確認(IF)パケットおよびDCE割込確認(IF)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-10/NTT-X25 DTE受信可(RR)およびDCE受信可(RR)パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-11/NTT-X25 DTE受信不可(RNR)およびDCE受信不可(RNR)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-12/NTT-X25 リセット要求(RQ)およびリセット指示(RI)パケ

ットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-13/NTT-X25 DTEリセット確認 (RF) およびDCEリセット確認 (RF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-14/NTT-X25 リスタート要求 (SQ) パケットおよびリスタート指示 (SI) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-15/NTT-X25 DTEリスタート確認 (SF) パケットおよびDCEリスタート確認 (SF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-16/NTT-X25 診断 (DG) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-17/NTT-X25 DTEリジェクト (REJ) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-18/NTT-X25 登録要求 (GQ) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-19/NTT-X25 登録確認 (GF) パケットのフォーマット【規定しない】

表6-1/NTT-X25 着呼 (CN) パケット中のファシリティ指示に対応する着呼受付 (CA) パケット中の有効なファシリティ要求【規定しない】

表6-2/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット中のファシリティ要求に対応する接続完了 (CC) パケット中の有効なファシリティ指示【JT-X25に準拠する】

表6-3/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット中の閉域ユーザグループ (CUG) 関連ファシリティの意味【規定しない】

表6-4/NTT-X25	着呼(CN)パケット中の閉域ユーザグループ(CUG)関連ファシリティの意味【規定しない】
表7-1/NTT-X25	ファシリティ符号フィールド/登録符号フィールドの全クラスの符号化【JT-X25に準拠する】
表7-2/NTT-X25	ファシリティ符号フィールドの符号化【JT-X25に準拠する】
表7-3/NTT-X25	基本スループットクラスネゴシエーションファシリティにおけるスループットクラスの符号化【JT-X25に準拠する】
表7-4/NTT-X25	拡張スループットクラスネゴシエーションファシリティにおけるスループットクラスの符号化【規定しない】
表7-5/NTT-X25	着信転送またはDTEによる着信転送通知ファシリティフィールドの理由の符号化【規定しない】
表7-6/NTT-X25	被呼ラインアドレス変更通知ファシリティのためのパラメータフィールドの符号化【JT-X25に準拠する】
表7-7/NTT-X25	登録符号フィールドの符号化【規定しない】
表7-8/NTT-X25	バーチャルコールに使用する全ての論理チャネルがP1状態にあるときのみネゴシエーション可能なファシリティの場合の登録パラメータフィールドのビット位置とファシリティの関係【規定しない】
表7-9/NTT-X25	常時ネゴシエーション可能なファシリティの場合の登録パラメータフィールドのビット位置とファシリティの関係【規定しない】
表7-10/NTT-X25	ファシリティの使用可否を示す場合の登録パラメータフィールドのビットIとファシリティの関係【規定しない】

い】

図7-1/NTT-X25 ファシリティ要素/登録要素の一般的なフォーマット【規定しない】

付属資料A-DTE/DCEパケットレイヤインタフェースにおける状態遷移図【JT-X25に準拠する】

付属資料B-DTE/DCEパケットレイヤインタフェースでのパケット受信時の状態別DCE動作

▼まえがき

本付属資料は、DTE/DCEパケットレイヤインタフェースにおいて、パケット受信時のDCE動作について規定したものである。

いずれの表においても、DCE動作は、以下の方法により示す。

- 廃棄：DCEは受信パケットを廃棄し、そのパケットの受信に基づいた動作は行わない。DCEは同じ状態にとどまる。
- 正常または誤り：対応する動作は各表の後に明記する。▲

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-1/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—任意の状態（特殊な場合）

▼

<u>DTEからのパケット</u>	<u>すべての状態</u>
<u>パケット長2オクテット未満の任意のパケット（パケットを含まないデータリンクレイヤでは有効なIフレームを含む）</u>	<u>廃棄</u>
<u>不正なゼネラルフォーマット識別子（GFI）をもつ任意のパケット</u>	<u>廃棄</u>
<u>未割当て論理チャネルをもつ任意のパケット</u>	<u>廃棄</u>
<u>有効なGFIをもち、割当てられた論理チャネルをもつ任意のパケット、またはGFIが有効でオクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」である任意のパケット</u>	<u>（付表B-2/ NTT-X25参照）</u>

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-2/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—リスタート状態

<u>DCEから見たインタフェースの状態</u>	<u>パケットレイヤ</u>	<u>DTE</u> <u>リスタート</u> <u>要求 r 2</u>	<u>DCE</u> <u>リスタート</u> <u>指示 r 3</u>
<u>DTEからのパケット</u>	<u>レディ r 1</u>		
<u>オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるリスタート要求</u>	<u>正常</u> <u>(r 2)</u>	<u>廃棄</u>	<u>正常</u> <u>(r 1)</u>
<u>オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるDTEリスタート確認</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 1 7</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 1 8</u>	<u>正常</u> <u>(r 1)</u>
<u>割当てられた論理チャネルをもつ、データ、割込、フロー制御または、リセット</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照</u> <u>(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 1 8</u>	<u>廃棄</u>
<u>オクテット1のビット位置1から4またはオクテット2のビット位置1から8が「0」でない、リスタート要求、DTEリスタート確認</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照</u> <u>(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 4 1</u>	<u>廃棄</u>
<u>割当てられた論理チャネルをもちパケットタイプ識別子1オクテット未満のパケット</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照</u> <u>(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 3 8</u>	<u>廃棄</u>
<u>割当てられた論理チャネルをもち未定義またはDCEが未提供であるパケットでタイプ識別子をもつパケット</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照</u> <u>(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 3 3</u>	<u>廃棄</u>
<u>オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるリスタート要求およびDTEリスタート確認以外のパケット</u>	<u>廃棄</u>	<u>廃棄</u>	<u>廃棄</u>

注—付表B-3/JT-X25は、パーチャルコールに割当てられる論

理チャネル用であり、付表B-4/JT-X25は、パーマネントバーチャルサーキットに割当てられる論理チャネル用である。

誤り(r3)#X: DCEは、受信したパケットを廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号#X) リスタート指示(SI)パケットを送出することにより、リスタート実行中であることを通知し、状態r3に遷移する。バーチャルコールを確立している場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ)の切断指示(CI)パケットを送出することにより、リスタート実行中であることを通知する。パーマネントバーチャルサーキットの場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ)のリセット指示(RI)パケットを送出することにより、通知する。

正常(ri): 以下の誤り条件が発生していない場合、DCE動作は本標準の3節に定義される手順に従う。また、DTE/DCEインタフェースは、状態riに遷移する。

- (a) 状態r3において、受信したリスタート要求(SQ)パケットまたはDTEリスタート確認(SF)パケットが、最大許容長を越えるか短すぎる場合、DCEは、誤り#39、#38の各手順を開始する。
- (b) 状態r1において、受信したリスタート要求(SQ)パケットが、最大許容長を越えるか短すぎる場合、DCEはそのパケットを廃棄する。



【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-3/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—呼設定および呼解放状態

放状態



DCEから見た インタフェース の状態	パケットレイヤレディ r1						
	レディ	DTE 待機	DCE 待機	データ 転送	呼衝突	DTE 復旧要 求	DCE 切断指 示
バーチャルコール に割当てた論 理チャネル番号を持つ DTEパケット	p1	p2 (注 3)	p3 (注 2)	p4	p5 (注 2) (注 3)	p6	p7

発呼要求	正常 (p 2)	誤り (p 7) # 2 1	正常 (p 5)	誤り (p 7) # 2 3	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	廃棄
着呼受付	誤り (p 7) # 2 0	誤り (p 7) # 2 1	正常 (p 4)	誤り (p 7) # 2 3	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	廃棄
復旧要求	正常 (p 6)	正常 (p 6)	正常 (p 6)	正常 (p 6)	正常 (p 6)	廃棄	正常 (p 1)
DTE切断確認	誤り (p 7) # 2 0	誤り (p 7) # 2 1	誤り (p 7) # 2 2	誤り (p 7) # 2 3	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	正常 (p 1)
データ、割込、リセットまたはフロー制御	誤り (p 7) # 2 0	誤り (p 7) # 2 1	誤り (p 7) # 2 2	付表B - 4 / NTT - X 2 5 参照	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	廃棄
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」でないリスタート要求、DTEリスタート確認	誤り (p 7) # 4 1	誤り (p 7) # 4 1	誤り (p 7) # 4 1	付表B - 4 / NTT - X 2 5 参照	誤り (p 7) # 4 1	誤り (p 7) # 4 1	廃棄
1オクテット未満の packets タイプ識別子を持つ packets	誤り (p 7) # 3 8	誤り (p 7) # 3 8	誤り (p 7) # 3 8	付表B - 4 / NTT - X 2 5 参照	誤り (p 7) # 3 8	誤り (p 7) # 3 8	廃棄

未定義またはDCEが未提供である パケットタイプ識別子を持つパケット	誤り (p 7) # 3 3	誤り (p 7) # 3 3	誤り (p 7) # 3 3	付表B-4/NTT-X25参照	誤り (p 7) # 3 3	誤り (p 7) # 3 3	廃棄
---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------	----------------------	----------------------	----

注1-パーマネントバーチャルサーキットでは、状態p 4のみが存在し、付表B-4/NTT-X25に示される以外の動作をとらない。

注2-この状態は単方向発論理チャネル(DTEから見て)の場合存在しない。

注3-この状態は単方向着論理チャネル(DTEから見て)の場合存在しない。

誤り(p 7)#X: DCEは、受信したパケットを廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号# X)の切断指示(CI)パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知し、状態p 7に遷移する。バーチャルコールが確立している場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ)の切断指示(CI)パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知する。

正常(p i): DCE動作は、本標準の3章及び4章に定義する手順に従う。また、DTE/DCEインタフェースは、状態p iに遷移する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-4/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表-データ転送状態

DCEからみたインタフェース状態 割当てられた 論理チャネルをもつ DTEからのパケット	データ転送 (p 4)		
	フロー制御 レディ (d 1)	DTE リセット指示 (d 2)	DCE リセット指示 (d 3)
リセット要求	正常 (d 2)	廃棄	正常 (d 1)
DTEリセット確認	誤り (d 3) # 2 7	誤り (d 3) # 2 8	正常 (d 1)

データ、割込みまたはフロー制御	<u>正常</u> <u>(d 1)</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 2 8</u>	廃棄
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」でない、リスタート要求、DTEリスタート確認、またはDTEリセット確認	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 4 1</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 4 1</u>	廃棄
1オクテット未満の packets 識別子をもつ packets	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 8</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 8</u>	廃棄
未定義またはDCEが未提供である packets でタイプ識別子をもつ packets	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 3</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 3</u>	廃棄
パーマネントバーチャルサーキットにおける不正 packets タイプ	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 5</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 5</u>	廃棄

誤り (d 3) #X : DCEは、受信した packets を廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号 # X) リセット指示 (R I) packets を送出することにより、リセット実行中であることを指示、状態 d 3に入る。また、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ) のリセット指示 (R I) packets を送出することにより、リセット実行中であることを通知する。

正常 (d i) : 以下の誤り条件または特別な状況が発生しない場合、DCE動作は本標準の4節に定義される手順に従う。

- (a) packets が最大許容長より長い場合、DCEは、誤り # 3 9、# 3 8、# 8 2の各手順を開始する。
- (b) DCEは、不正な送信シーケンス番号 P (S)、受信シーケンス番号 P (R) を受信した場合、誤り # 1、# 2の手順をそれぞれ起動する。
- (c) DCEは、未確認DCE割込 packets に対応しないDTE割込確認 (I F) packets の受信を誤りとし、誤り # 4 3手順を開始する。DCEは、以前のDTE

割り込みパケットの確認前に受信したDTE割込パケットは誤りとみなし、誤り#44の手順を開始する。
 (d) 網が一時的にデータトラヒックの処理が不可能となった場合(4.2節参照)、および状態d1において受信したパケットがデータ、割込、フロー制御またはリセット要求であった場合、DCEは原因「網障害」のリセット指示パケットをDTEに対し送出し、状態d3(データ、割込またはフロー制御パケット)またはd1(リセット要求パケット)に遷移する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付属資料C—パケットレイヤのDCEタイムアウトおよびDTEタイムリミット

C.1 DCEタイムアウト【JT-X25に準拠する】

C.2 DTEタイムリミット【JT-X25に準拠する】

付表C-1/NTT-X25 DCEタイムアウト



タイムアウト番号	タイムアウト値	開始時間	論理チャネルの状態	正常終了時期	1回目のタイムアウト時の動作	2回目のタイムアウト時の動作
T10	60秒	DCEがリスタート指示パケットを送出	r3	DCEは状態r3を出る。(すなわちリスタート確認またはリスタート要求パケットを受信時)	DCEは状態r3に留まり、リスタート指示パケット(ローカル手順誤り#52)を再び送出し、タイムアウトT10をリスタートする。	

<u>T 1</u> <u>2</u>	<u>6 0</u> 秒	<u>D C E</u> がリセ ット指 示パケ ットを 送 <u>出</u>	<u>d 3</u>	<u>D C E</u> は状 態 <u>d 3</u> を出 る。(たと えばリセ ット確 認また はリセ ット要 求パケ ットを 受信時)	<u>D C E</u> は状 態 <u>d 3</u> に留 まり、 リセ ット指 示パ ケッ ト(ロー カル 手順誤 り # 5 1)を再 び送 出し、 タイ ムア ウト <u>T 1 2</u> を リス ター トす る	<u>D C E</u> は状 態 <u>d 3</u> に留 まり、 リセ ット指 示パ ケッ ト(ロー カル 手順誤 り # 5 1)を再 び送 出し、 タイ ムア ウト <u>T 1 2</u> を リス ター トす る
<u>T 1</u> <u>3</u>	<u>6 0</u> 秒	<u>D C E</u> が切 断指 示パ ケッ トを 送 <u>出</u>	<u>p 7</u>	<u>D C E</u> は状 態 <u>p 7</u> を出 る。(たと えば切 断確 認ま たは復 旧要 求パ ケッ トを 受信 時)	<u>D C E</u> は状 態 <u>p 7</u> に留 まり、 切 断指 示パ ケッ ト(ロー カル 手順誤 り # 5 0)を再 び送 出し、 タイ ムア ウト <u>T 1 3</u> を リス ター トす る。	<u>D C E</u> は状 態 <u>p 1</u> に移 り、診 断パ ケッ ト(# 5 0)を送 出する こと もある。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表C-2/NTT-X25 DTEタイムリミット

<u>タイムア ウト番 号</u>	<u>タイムア ウト 値</u>	<u>開始時 間</u>	<u>論理チャ ネルの 状態</u>	<u>正常終了時期</u>	<u>タイムア ウト時 の動作</u>
<u>T 2</u> <u>0</u>	<u>1 8 0</u> 秒以上	<u>D T E</u> がリス ター ト要 求(S Q)パ ケッ トを 送 <u>出</u>	<u>r 2</u>	<u>D T E</u> は状 態 <u>r 2</u> を出 る。(す なわ ちリス ター ト確 認(S F)パ ケッ トま たは リス ター ト指 示 (S I)パ ケッ トを受 信)	<u>リス ター ト要 求(S Q)パ ケッ トの 再送 (注 1)</u>

T 2 1	2 0 0 秒以上	D T E が 発 呼 要 求 (C R) パケ ットを 送 出	p 2	D T E は 状 態 p 2 を 出 る。(た と え ば 切 断 指 示 (C I) パケ ットを受 信)	復 旧 要 求 (C Q) パ ケ ット の 送 出
T 2 2	1 8 0 秒以上	D C E が リ セ ット 要 求 パケ ット (R Q) を 送 出	d 2	D T E は 状 態 d 2 を 出 る。(た と え ば リ セ ット 確 認 (R F) ま た は リ セ ット 指 示 (R I) パケ ット を受 信)	バーチャルコールに 対して、リセット要 求 (R Q) パケ ット の再送または復旧要 求 (C Q) パケ ット の送 出 パーマネントバーチ ャルサーキットに対 して、リセット要求 (R Q) パケ ットの 再送 (注 2)
T 2 3	1 8 0 秒以上	D T E が 復 旧 要 求 (C Q) パケ ットを 送 出	p 6	D T E は 状 態 p 6 を 出 る。(た と え ば 復 旧 確 認 (C F) パケ ットま た は 切 断 指 示 (C I) パケ ット を受 信)	復 旧 要 求 (C Q) パ ケ ット の 再 送 (注 2)

注 1—再送失敗のあとは、高位レイヤにより回復決定を行う。

注 2—再送失敗のあとは、論理チャネルは障害とみなされる。DTEはすべての論理チャネルを再初期化することが可能ならば、回復のためにリスタート手順を起動する。

【J T - X 2 5 では ▼ ▲ の規定が異なる】

付属資料D—切断指示、リセット指示、リスタート指示の診断符号フィールドのX. 2 5 網での符号化

付表D-1 / N T T - X 2 5



診断	ビット位置	1 0 進数
	8 7 6 5 4 3 2 1	
付加情報無し	0 0 0 0 0 0 0 0	0

不正 P (S)	0 0 0 0 0 0 0 1	1
不正 P (R)	0 0 0 0 0 0 1 0	2
パケットタイプ不正	0 0 0 1 0 0 0 0	16
状態 r 1 に対して	0 0 0 1 0 0 0 1	17
状態 r 2 に対して	0 0 0 1 0 0 1 0	18
状態 r 3 に対して	0 0 0 1 0 0 1 1	19
状態 p 1 に対して	0 0 0 1 0 1 0 0	20
状態 p 2 に対して	0 0 0 1 0 1 0 1	21
状態 p 3 に対して	0 0 0 1 0 1 1 0	22
状態 p 4 に対して	0 0 0 1 0 1 1 1	23
状態 p 5 に対して	0 0 0 1 1 0 0 0	24
状態 p 6 に対して	0 0 0 1 1 0 0 1	25
状態 p 7 に対して	0 0 0 1 1 0 1 0	26
状態 d 1 に対して	0 0 0 1 1 0 1 1	27
状態 d 2 に対して	0 0 0 1 1 1 0 0	28
状態 d 3 に対して	0 0 0 1 1 1 0 1	29
非許容パケット	0 0 1 0 0 0 0 0	32
未定義パケット	0 0 1 0 0 0 0 1	33
一方向論理チャネルの呼	0 0 1 0 0 0 1 0	34
パーマネントバーチャルサーキット での不正パケットタイプ	0 0 1 0 0 0 1 1	35
未加入のリジェクトパケット	0 0 1 0 0 1 0 1	37
短すぎるパケット	0 0 1 0 0 1 1 0	38
長すぎるパケット	0 0 1 0 0 1 1 1	39
不正ゼネラルフォーマット識別子	0 0 1 0 1 0 0 0	40
オクテット1のビット1から4および オクテット2のビット1から8が 「0」でないリスタートパケット	0 0 1 0 1 0 0 1	41
ファシリティに適合しないパケットタイプ	0 0 1 0 1 0 1 0	42
非許容の割込確認パケット	0 0 1 0 1 0 1 1	43
非許容の割込パケット	0 0 1 0 1 1 0 0	44
非許容のリジェクトパケット	0 0 1 0 1 1 0 1	45
タイムアウト	0 0 1 1 0 0 0 0	48
着呼パケットに対して	0 0 1 1 0 0 0 1	49
切断指示パケットに対して	0 0 1 1 0 0 1 0	50
リセット指示パケットに対して	0 0 1 1 0 0 1 1	51
リスタート指示パケットに対して	0 0 1 1 0 1 0 0	52

呼設定、切断または登録の問題	0 1 0 0 0 0 0 0	6 4
非許容ファシリティ符号	0 1 0 0 0 0 0 1	6 5
非許容ファシリティパラメータ	0 1 0 0 0 0 1 0	6 6
不正被呼アドレス	0 1 0 0 0 0 1 1	6 7
不正起呼アドレス	0 1 0 0 0 1 0 0	6 8
不正ファシリティ／登録長	0 1 0 0 0 1 0 1	6 9
着呼禁止	0 1 0 0 0 1 1 0	7 0
論理チャンネル使用不可	0 1 0 0 0 1 1 1	7 1
発着呼衝突	0 1 0 0 1 0 0 0	7 2
ファシリティの二重出現	0 1 0 0 1 0 0 1	7 3
0でないアドレス長	0 1 0 0 1 0 1 0	7 4
0でないファシリティ長	0 1 0 0 1 0 1 1	7 5
期待されるファシリティなし	0 1 0 0 1 1 0 0	7 6
I T U-Tで規定されたD T Eファシリティ不正	0 1 0 0 1 1 0 1	7 7
その他	0 1 0 1 0 0 0 0	8 0
D T Eからの不正な原因符号	0 1 0 1 0 0 0 1	8 1
オクテット非整列	0 1 0 1 0 0 1 0	8 2
Qビット設定矛盾	0 1 0 1 0 0 1 1	8 3

【J T-X 2 5では▼▲の規定が異なる】

付属資料E—オプションルユーザファシリティに対するオンライン登録ファシリティの使用可否

【規定しない】

付属資料F—O S Iネットワークサービスおよび他の目的をサポートするためのI T U-Tで規定された

D T Eファシリティ【規定しない】

付属資料G—N U Iオーバーライドファシリティとともに使用する網利用者識別子が関連する加入時の

オプションルユーザファシリティ【規定しない】

N T T-Q 9 3 2-a P H S公衆用基地局-デジタル網間インタフェース P H Sサービス制御手順

本規定にT T C標準J T-Q 9 3 2-aを適用する場合は、以下の用語について読み替

えを行う。

<u>TTC標準JT-Q932-aの用語</u>	<u>NTT-Q932-aの用語</u>
<u>JT-Q921-b</u>	<u>NTT-Q921-b</u>
<u>JT-Q931-b</u>	<u>NTT-Q931-b</u>
<u>JT-Q763</u>	<u>NTT-Q763</u>

1. 概要

▼本規定は、PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェースにおける付加サービスの制御に適用可能な汎用手順を定義する。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

2. 汎用プロトコルの概要と規定範囲【JT-Q932-aに準拠する】

2. 1 汎用プロトコル【JT-Q932-aに準拠する】

2. 1. 1 ステイミュラスプロトコル [非標準] 【規定しない】

2. 1. 2 ファンクショナルプロトコル【JT-Q932-aに準拠する】

3. 網がサポートするプロトコルの共存 [非標準] 【規定しない】

4. キーパッドプロトコル [非標準] 【規定しない】

5. フィーチャキーマネジメントプロトコル [非標準] 【規定しない】

6. ファンクショナルプロトコル

6. 1 概要

6. 1. 1 まえがき【JT-Q932-aに準拠する】

6. 1. 2 手順の範囲【JT-Q932-aに準拠する】

6. 1. 3 手順のカテゴリ【JT-Q932-aに準拠する】

6. 1. 4 付加サービス機能【JT-Q932-aに準拠する】

6. 2 独立メッセージカテゴリ [非標準] 【規定しない】

6. 3 共通情報要素カテゴリ【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 1 呼と関連する付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 2 ベアラコネクションと関連しない付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 3 複数の付加サービスインボケーションに対する応答 [非標準]
【規定しない】

6. 3. 4 呼番号情報要素のコーディング【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 5 データ種別の正式な定義【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6 エラー手順

▼一般にTTC標準JT-Q931-b 5. 8で規定されたものに、5. 8. 3. 2の項目a)、b)の「呼設定」(SETUP)メッセージを「呼設定」(SETUP)、「登録」(REGISTER)メッセージに変更した、エラー処理手順が適用される。▲
【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

6. 3. 6. 1 コンポーネントに関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6. 2 転送に関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6. 3 呼に関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6. 4 呼に関連しないエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 4 網側チャンネルリザーブ機能 [非標準] 【規定しない】

7. メッセージの機能定義と内容

TTC標準JT-Q931-bの3章で記述されるメッセージ定義に以下を追加して適用する。

ー ファシリティ情報要素は、呼の設定または呼切断復旧メッセージにオプションで含まれうる。

▼同様に、本規定に定義されている公衆用基地局からデジタル網方向への「登録」(REGISTER)メッセージ、両方向への「ファシリティ」(FACILITY)メッセージに含

まれる。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1 付加サービス制御に関するメッセージ

▼表7-1/NTT-Q932-aは、付加サービス制御のために規定されたメッセージを示している。

表7-1/NTT-Q932-a
付加サービス制御のためのメッセージ

メッセージ種別	参照
ファシリティ (FACILITY)	7. 1. 1
登録 (REGISTER)	7. 1. 5



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1. 1 「ファシリティ」 (FACILITY)

▼本メッセージは、付加サービスの要求または確認のために送出されうる。インボークされた付加サービス、そして関連するパラメータはファシリティ情報要素の中で規定されている(表7-2/NTT-Q932-a参照)。

本メッセージの使用法については、6章参照。

表7-2/NTT-Q932-a
「ファシリティ」 (FACILITY) メッセージの内容

メッセージ種別： ファシリティ
 定義区間： ローカル (注1)
 方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4. 2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4. 3/JT-Q931-b	両方向	M	3
メッセージ種別	8. 1/JT-Q932-a	両方向	M	1
ファシリティ	8. 2/JT-Q932-a	両方向	M	2-64 (注2)

注1—本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。

注2—本情報要素は、本メッセージ内で繰り返すことはできない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1. 2 「保留」 (HOLD) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 3 「保留確認」 (HOLD ACKNOWLEDGE) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 4 「保留拒否」 (HOLD REJECT) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 5 「登録」 (REGISTER)

▼本メッセージは、呼と関連しない処理に対して、新しい呼番号を割り当てるために、公衆用基地局またはデジタル網から送出される（表7-6/N TT-Q932-a参照）。

本メッセージの使用法については、6章参照。

表7-6/N TT-Q932-a
「登録」 (REGISTER) メッセージの内容

メッセージ種別： 登録

定義区間： ローカル（注1）

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4. 2 / JT-Q931 - b	基地局→ 網	M	1
呼番号	4. 3 / JT-Q931 - b	基地局→ 網	M	3
メッセージ種別	8. 1 / JT-Q932 - a	基地局→ 網	M	1
ファシリティ	8. 2 / JT-Q932 - a	基地局→ 網	O(注2)	2-64(注 3)

注1—本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。

注2—公衆用基地局が、付加サービス情報を提供する場合に含まれる。

注3—本情報要素は、本メッセージ内で繰り返すことはできない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1. 6 「保留解除」 (RETRIEVE) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 7 「保留解除確認」 (RETRIEVE ACKNOWLEDGE) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 8 「保留解除拒否」 (RETRIEVE REJECT) [非標準] 【規定しない】

8. 一般的なメッセージフォーマットおよび情報要素のコーディング
【JT-Q932-aに準拠する】

8. 1 メッセージ種別

▼メッセージ種別につき、表8-1/NTT-Q932-aのコーディングを追加規定する。

表8-1/NTT-Q932-a
JT-Q932-aメッセージ種別

8	7	6	5	4	3	2	1
0	1	1	---	---	---	---	(JT-Q931-bその他のメッセージ)
0	0	0	1	0	---	---	- ファシリティ [FACILITY]
0	0	1	0	0	---	---	- 登録 [REGISTER]



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2 その他の情報要素

これらの情報要素はTTC標準JT-Q931-b 4. 5. 1で定義する一般コーディング規則に従ってコード化される。

注-プロトコル識別子の値は、TTC標準JT-931-bで使用するメッセージと同じでなければならない。

▼表8-2/NTT-Q931-aに、本規定で定義する情報要素に割り当てたコードポイントを示す。

表8-2/NTT-Q932-a
付加サービス制御に特有な情報要素

	参 照	最大長 (Oct) (注1)
8 7 6 5 4 3 2 1		

0 : : : : : : 可変長情報要素		
0 0 1 1 1 0 0 ファシリティ	8. 2. 3	64 (注3)
[Facility]	8. 2. 1	3
0 0 1 0 1 0 0 呼状態		
[Call state]		
上記以外予約済 (注2)		

注1ー以下の可変長情報要素の長さの制限は、現行のTTC標準及びITU-T標準化コーディング値だけを考慮に入れているが、この制限は、本規定の今後の拡張を制約するものではない。

注2ービット5-8が“0000”とコード化される予約済みの値は、受信側で解釈が必要な将来の情報要素のためのものである。(TTC標準JT-Q931 5.8.7.1参照)。

注3ー本情報要素は、一つのメッセージ内で2つまで繰り返すことができる。ただし、本情報要素の最大長はメッセージの最大長の範囲内でアプリケーションに依存する。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2. 1 呼状態 (Call state) 【JT-Q932-aに準拠する】

8. 2. 2 終端点識別子 (Endpoint identifier) [非標準] 【規定しない】

8. 2. 3 ファシリティ (Facility)

TTC標準JT-Q932「8. 2. 3 ファシリティ (Facility)」と同一規定。
但し、

▼ (1) 個々の付加サービスにおいて必要とされる諸手順は、TTC標準JT-Q95Xシリーズ、および個々の付加サービス規定により規定される。付属資料D、E、F、H、Iにおいて、PHS特有付加サービスの諸手順について規定する。

(2) 表8-5/JT-Q932におけるプロトコルプロファイルは付加サービスアプリケーションを適用し、CMIPプロトコルおよびACSEプロトコルは適用しない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2. 3. 1 リモートオペレーションプロトコル (Remote Operation Protocol)

【JT-Q932-aに準拠する】

8. 2. 3. 1. 1 コンポーネント (Component) (オクテット4、等)

TTC標準JT-Q932「8.2.3.1.1 コンポーネント (Component) (オクテット4、等)」と同一規定。

▼但し、

(1) 本システムでは、リンク識別子は適用しない。

(2) 一つのファシリティ情報要素内で複数のコンポーネントを繰り返すことはできない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8.2.3.1.2 インボーク識別子タグ

TTC標準JT-Q932「8.2.3.1.2 インボーク識別子タグ」と同一規定。

但し、ダミー呼番号、放送コネクションエンドポイント識別子、個別コネクションエンドポイント識別子に関わる記述は適用しない。▼また、インボーク識別子は0から127とする。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8.2.3.1.3 既存標準JT-Q931の情報要素のパラメータとしての扱い

【JT-Q932-aに準拠する】

8.2.4 拡張ファシリティ (Extend Facility) [非標準] 【規定しない】

8.2.5 フィーチャアクティベーション (Feature activation) [非標準] 【規定しない】

8.2.6 フィーチャインディケーション (Feature indication) [非標準] 【規定しない】

8.2.7 情報要求 (Information request) [非標準] 【規定しない】

8.2.8 通知識別子 (Notification indicator) [非標準] 【規定しない】

8.2.9 サービスプロファイル識別 (Service profile identification) [非標準] 【規定しない】

9. 汎用通知手順 [非標準] 【規定しない】

付属資料A：ユーザサービスプロファイルと端末種別 [非標準] 【規定しない】

付属資料B：保留／保留解除機能のSDL記述〔非標準〕【規定しない】

付属資料C：アドレス種別の定義【JT-Q932-aに準拠する】

付属資料D：PHS特有付加サービス

(ハンドオーバー手順およびPB音生成手順の記述)

ハンドオーバー手順およびPB音生成手順の規定はRCR標準STD-28〔13〕に従う。

▼ただし、各付加サービスの詳細な説明は付属資料Iを参照しなければならない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

D. 1 オペレーションの定義【JT-Q932-aに準拠する】

D. 2 シーケンス例とコーディング例

TTC標準JT-Q932-a「付属資料D D. 2 シーケンス例とコーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表D-3/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表D-4/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表D-3/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
pBSendingService PB音送信	リモートユーザに対してPB音を送信するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
handover ハンドオーバー	通話中チャンネル切替を行うために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

付表D-4/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内 容
pBSignal PB信号	1	PB信号送信時、公衆用基地局がデジタル網にPB信号内容を示すために用いる。IA5でコーディングされた数字の0, 1～9および*, #をのみが用いられる。最大32桁まで送信可能とする。

<u>handoverCategory</u> ハンドオーバー種別	<u>2</u>	<u>ハンドオーバー時、公衆用基地局がデジタル網に対して、ハンドオーバーの方式を示すために用いる。選択肢は新リンク方式（1）のみとする。</u>
<u>resultOfCalculation</u> 演算結果	<u>3</u>	<u>ハンドオーバー時、公衆用基地局がデジタル網に対してユーザの正当性を示すために用いる。ここでの演算結果は、前回の演算結果を認証鍵によって暗号化したものである。長さは64ビットとする。</u>

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

付属資料E：事業者間料金精算関連付加サービス

E. 1 事業者情報通知機能

E. 1. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 5 コーディング例

TTC標準JT-Q932-a「付属資料E E. 1. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-4/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表E-5/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-4/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2で規定するオペレーション値

<u>オペレーション値</u>	<u>内容</u>
<u>carrierInformation</u> 事業者情報	<u>本システムにおける事業者情報通知に用いる。起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。</u>

付表E-5/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
<u>carrierInformation</u> 事業者情報	<u>1</u>	<u>事業者情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者の事業者情報を示すために用いる。</u>

【JT-Q932-a では▼▲を規定していない】 ▲

E. 1. 6 シーケンス例【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2 CA情報通知機能

E. 2. 1 定義【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 2 概要【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 3 手順【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 5 コーディング例

TTC標準JT-Q932-a 「付属資料E E. 2. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-6/N TT-Q932-a にオペレーション値、付表E-7/N TT-Q932-a に本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-6/N TT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
<u>chargeAreaInformation</u> CA情報	<u>本システムにおけるCA情報通知に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。</u>

付表E-7/N TT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
chargeAreaInformation CA情報	1	CA情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者のCA情報を示すために用いる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

E. 2. 6 シーケンス例【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3 課金情報通知機能

E. 3. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 5 コーディング例

TTC標準JT-Q932-a「付属資料E E. 3. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-8/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表E-9/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-8/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
chargeInformation 課金情報	本システムにおける課金情報通知に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表E-9/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
chargeInformationCategory 課金情報種別	1	課金情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して課金情報種別を示すために用いる。
chargeInformation 課金情報	2	課金情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して課金情報を示すために用いる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

E. 3. 6 シーケンス例【JT-Q932-aに準拠する】

▼付属資料F：位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能および複数呼許容機能

F. 1 位置登録機能

F. 1. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 3 手順

F. 1. 3. 1 正常手順

『登録』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

公衆用基地局は、デジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素を含む『登録』メッセージを送信することでサービスを起動する。

登録種別 = 発着位置登録

Q.931 発番号情報要素 = 着信接続時にリモート側が指定する着信接続先番号

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『登録』メッセージの呼番号とは独立である。

▼・Q. 931 発番号情報要素の番号種別／番号計画識別子は、国内番号／E. 164を許容する。

・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはTTC標準JT-Q931-b表4.1.1 網検証識別子のコーディング規定に従う。但し、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、公衆用基地局からの『登録』メッセージ内の発番号情報要素内のオクテット3aが省略されてもかまわない。

・位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタローキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。▲

公衆用基地局は『登録』メッセージを送信し、「呼に関連しないサービス(C31)」状態に遷移する。また、『登録』メッセージを受信したデジタル網は「呼に関連しないサービス(N31)」状態に遷移する。

正常手順においては、デジタル網はリターンリザルトを示すファシリティ情報要素と「#16 正常終了」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局に送信することでサービスの完了を示す。

インボーク識別子は、『登録』メッセージ中のファシリティ情報要素のインボーク識別子と同一である。

デジタル網は『解放完了』メッセージを送信し、「空(N0)」状態に遷移する。また、『解放完了』メッセージを受信した公衆用基地局も「空(C0)」状態に遷移する。

▼なお、公衆用基地局における本オペレーションのタイマ値は20秒とする。タイムアウト時には公衆用基地局は呼番号、インボーク識別子の解放を行い「空」状態に遷移する。

▲

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

F. 1. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932-a 6.3.6に従う。

▼デジタル網においては、受信した『状態表示』(STATUS)メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されていた場合にはTTC標準JT-Q931-b 5.3に記述されている手順で呼を切断復旧する。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状態にとどまり、他に何の動作もとらない。▲

また、公衆用基地局において位置登録のためのタイマが満了した場合、「#31 その

他の正常クラス」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局からデジタル網に送信することにより、コネクションを解放することが望まれる。

なお、要因に応じてデジタル網より付表F-1/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、すべて『解放完了』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って行われる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-1/NTT-Q932-a 位置登録におけるリターンエラー値【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 5 コーディング例と信号シーケンス

TTC標準JT-Q932-a「付属資料F F. 1. 5 コーディング例と信号シーケンス」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-11/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-12/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-11/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
pHSRegistration 位置登録	本システムにおける位置登録に用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

付表F-12/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タ グ	内 容
registrationCategory 登録種別	6	位置登録時に公衆用基地局がデジタル網に対して位置登録の方式を示すために用いる。 選択肢は発着位置登録（1）のみとする。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

F. 2 認証機能

F. 2. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 3 手順

F. 2. 3. 1 正常手順

『ファシリティ』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。
本機能は、常にデジタル網より起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

『ファシリティ』メッセージの呼番号は、発呼、着呼のときは『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。位置登録の時は『登録』メッセージの呼番号と同一である。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリティ』メッセージの呼番号とは独立である。

発呼時の『呼設定受付』メッセージ送信後、位置登録時の『登録』メッセージ受信後、もしくは着呼時の『呼設定受付』メッセージ受信後、デジタル網は当該公衆用基地局に対して、乱数をデータ要素として含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することによってサービスを起動する。

正常手順においては、公衆用基地局からデジタル網に対して、演算結果をデータ要素として含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することによってサービスの完了を示す。

▼演算結果

なお、デジタル網における本オペレーションのタイム値は4秒とする。タイムアウト時にはデジタル網は当該公衆用基地局に対して復旧処理を行う。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

F. 2. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932-a 6. 3. 6に従う。

▼但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、

(1) 発／着信時／位置登録時においては、TTC標準JT-Q931-b 5. 8. 11と同じ動作を行う。▲なお、要因に応じて公衆用基地局より付表F-4/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、全て『ファシ

リティ』メッセージによって行われる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-4/NTT-Q932-a 認証におけるリターンエラー値【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 5 コーディング例と信号シーケンス

TTC標準JT-Q932-a「付属資料F F. 2. 5 コーディング例と信号シーケンス」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-13/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-14/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-13/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
authentication 認証	本システムにおける認証に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表F-14/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
randomNumber 乱数	7	認証時にデジタル網が公衆用基地局に対して、認証演算のための乱数を示すために用いる。 長さは64ビットとする。
resultOfCalculation 演算結果	8	認証時に公衆用基地局がデジタル網に対して、認証演算結果演算の演算結果を示すために用いる。 長さは64ビットとする。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

F. 3 呼解放情報通知機能

F. 3. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表F-7/NTT-Q932-aに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図F-5/NTT-Q932-aに示す。

付表F-7/NTT-Q932-a 呼解放情報通知オペレーションのコンポーネントコーディング例

【JT-Q932-aに準拠する】

付図F-5/NTT-Q932-a 呼解放情報通知機能（正常）【JT-Q932-aに準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-15/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-16/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-15/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

<u>オペレーション値</u>	<u>内 容</u>
<u>callClearingInformation</u> <u>呼解放情報通知</u>	<u>本システムにおける、ハンドオーバー時の旧基地局に対する呼の切断復旧に用いる。</u> <u>起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。</u>

付表F-16/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

<u>データ要素</u>	<u>タ</u>	<u>内 容</u>
--------------	----------	------------

callClearingInformationCategory 呼解放情報種別	10	ハンドオーバ後の呼の切断復旧時、デジタル網が旧公衆用基地局に対して理由表示とは別個に切断理由を示すために用いる。 選択肢はハンドオーバ（1）のみとする。
--	----	---



【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

F. 4 複数呼許容機能

F. 4. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4.3 手順

【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4.3.1 複数呼許容手順

【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4.3.2 ハンドオーバ禁止通知機能

▼公衆用基地局は任意の呼がハンドオーバを行わないよう『呼設定』、『応答』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用してハンドオーバを禁止する。

本機能は常に公衆用基地局から起動される ROSE オペレーションクラス5の機能である。

発信接続時、発信公衆用基地局はデジタル網に対して、ハンドオーバ禁止通知を含むファシリティ情報要素を含む『呼設定』メッセージを送信する。また着信接続時、着信公衆用基地局はデジタル網に対してハンドオーバ禁止通知を含むファシリティ情報要素を含む『応答』メッセージを送信することでサービスを完了する。本手順起動に用いる呼番号は『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。また、本起動手順に用いるインボーク識別子は、メッセージの呼番号とは独立である。



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

F. 4. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4. 5 コーディング例

▼ハンドオーバ禁止通知機能のインボークコンポーネントのコーディング例を、付表F-8/NTT-Q932-aに示す。



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付表F-8/NTT-Q932-a ハンドオーバー禁止通知機能【JT-Q932-aに準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-17/NTT-Q932-aにオペレーション値を示す。

付表F-17/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
handOverNotAllowedIndication ハンドオーバー禁止通知	本システムにおいて、複数呼許容時、当該呼のハンドオーバーが非許容であることを通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

▲

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

F. 4. 6 信号シーケンス

▼ハンドオーバー禁止通知機能の正常手順におけるシーケンス例を付図F-6/NTT-Q932-aに示す。付図F-6/NTT-Q932-aでは『呼設定』メッセージに設定する場合を対象としているが、『応答』メッセージにも設定可能である。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付図F-6/NTT-Q932-a ハンドオーバー禁止通知機能（正常、『呼設定』メッセージに設定する場合）【JT-Q932-aに準拠する】

F. 5 リターンエラーコーディング

▼本システムにおいて共通的に用いられるエラー値について、付表F-18/NTT-Q932-aに本規定で定義されるエラー値、付表F-8(a)/NTT-Q932-aにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。また、付表F-19/NTT-Q932-aにTTC標準JT-Q950[15]で規定されるエラー値、付表F-8(b)/NTT-Q932-aにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

▼

付表F-18/NTT-Q932-a

本規定により定義されるリターンエラー値

エラー名	値	内 容
<u>temporaryFailure</u> 一時的失敗	<u>P</u> <u>2</u>	<u>一時的にサービスが提供できなかったことを示す。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的であると考えられるエラーを通知するときに用いる。</u>
<u>AddressError</u> アドレス誤り	<u>P</u> <u>3</u>	<u>ルーティングのためのアドレスが不適當でアドレスができなかったことを示す。本システムにおいては、位置登録時に公衆用基地局から示される番号が桁数等のフォーマットは正しいがデジタル網が許容しない番号体系である場合に用いられる。</u>
<u>TimerExpiry</u> タイマ満了	<u>P</u> <u>5</u>	<u>オペレーションのタイマ（内部タイマを含む）が満了したことを示す。本システムにおいては、認証タイマ（内部4秒）が満了した事を公衆用基地局に知らせるために用いる。</u>
<u>userConditionNotAllowed</u> ユーザ条件によるサービス提供不可	<u>P</u> <u>6</u>	<u>ユーザの条件（例えば通話停止等）によりサービスが提供できないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。</u>
<u>switchingEquipmentCongestion</u> 交換機輻輳	<u>P</u> <u>7</u>	<u>交換機が輻輳状態であることを知らせる。本システムにおいても同様の意味で用いる。</u>
<u>authenticationError</u> 認証エラー	<u>P</u> <u>10</u>	<u>認証に失敗したことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。</u>

▲
【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-8 (a) / NTT-Q932-a 本規定により定義されるリターンエラー値のコーディング

【JT-Q932-aに準拠する】

▼
付表F-19 / NTT-Q932-a
TTC標準JT-Q950 [15]により規定されるリターンエラー値

エラー名	値	内 容
<u>userNotSubscribed</u> ユーザ未契約	0	ユーザが当該サービスに加入していないことを示す。本システムにおいては、位置登録時、示された着信接続先番号のフォーマットは正しいが、その番号に対する情報がない場合に用いる。
<u>notAvailable</u> 提供不可	3	要求されたサービスが基本サービスもしくはその他のサービス（例えばオペレーション）によって提供できないことを示し、その他のエラー値を使用できない場合に用いる。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的ではないと考えられるエラーを通知するときに用いる。
<u>insufficientInformation</u> 情報内容不充分	5	オペレーション・アーギュメントの内容が不完全もしくは全くない事を示す。本システムにおいては、位置登録時やハンドオーバー時の発番号情報要素の桁数異常や認証時の乱数、演算結果の桁数異常などの場合に用いる。
<u>invalidCallState</u> サービス提供不可状態	7	サービス要求と基本呼制御の状態とが一致しない事を示す。また、このリターンエラー値は、補助状態にも用いる。本システムにおいては、ハンドオーバーが可能な範囲を超えている場合、ハンドオーバーで指定された番号を発番号あるいは着番号として指定した通信が存在しない場合に用いる。
<u>basicServiceNotProvided</u> 基本サービスによるサービス提供不可	8	要求されたサービスが、提供されていない基本サービスに直接関係していることを示す（例えば、このリターンエラー値は付加サービスが『呼設定』メッセージでインボークされるときに用いられる。）本システムにおいては、ハンドオーバー時、基本呼設定が出来なかった場合に用いることがある。
<u>proceduralError</u> 手順誤り	43	有効な内容を持つ一つ以上のPDUを含む転送メッセージ（例えば『呼設定』『登録』）を受信したが、用いられた転送メッセージに対して有効な内容ではないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

▼

付表F-8 (b) / NTT-Q932-a

TTC標準JT-Q950 [15] により規定されるリターンエラー値のコーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0	0	1	0
	クラ		形		タグコード			
	ス		式		[整数]			
	0	エラーバリュー長						
	エラーバリュー							

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	エラーバリュー
	0	0	0	0	0	0	0	0	ユーザ未契約
	0	0	0	0	0	0	1	1	提供不可
	0	0	0	0	0	1	0	1	情報内容不十分
	0	0	0	0	0	1	1	1	サービス提供不可状態
	0	0	0	0	1	0	0	0	基本サービスによるサービス提供不可状態
	0	0	1	0	1	0	1	1	手順誤り

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】 ▲

F. 6 ASN. 1記述

本付属資料にて規定する付加サービスのASN. 1モジュールは以下のように分類される。

—オペレーションモジュール

・位置登録機能

・認証機能

・呼解放情報通知機能

・ハンドオーバー禁止通知機能

—リターンエラーモジュール

それぞれを、付表F-9/NTT-Q932-a、付表F-10/NTT-Q932-aに示す。

▼

付表F-9/NTT-Q932-a
オペレーションモジュールのASN. 1表記

PHS-Service-Operations

DEFINITIONS ::=

```

BEGIN
  IMPORTS OPERATION, ERROR
    FROM
      Remote-Operation-Notation {joint-iso-ccitt
      remote-operations (4)
                                notation (0)}
      userNotSubscribed, notAvailable,
      insufficientInformation,
      invalidCallState, basicServiceNotProvided,
      proceduralError
    FROM
      General-Error-List {ccitt recommendation q 950
                          general-error-list (1)}
      Q931InformationElement
    FROM
      Embedded-Q931-Types {ccitt recommendation q 932
                           embedded-q931-types (5) }
      temporaryFailure, addressError,
      timerExpiry, userConditionNotAllowed,
      switchingEquipmentCongestion, authenticationError
    FROM
      {ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
      error-list (1)}
  ;

PHSRegistrationType ::=OPERATION
  --位置登録
  --クラス 2
  ARGUMENT SET { registrationCategory [6] IMPLICIT
  RegistrarationCategory,
                  callingPartyNumber
  Q931InformationElement OPTIONAL }
  --発番号情報要素は着信接続先番号とする。
  --電話番号は、番号種別を国内番号、番号計画種別を E.164 とする。
  --callingPartyNumber として発番号情報要素を使用
  RESULT
  ERRORS { userNotSubscribed, notAvailable, insufficientInformation,
  proceduralError,

```

```

    temporaryFailure, addressError, timerExpiry,
userConditionNotAllowed,
    switchingEquipmentCongestion, authenticationError }
PHSRegistration PHSRegistrationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
    phs-registration-operation(8) }

AuthenticationType ::= OPERATION
    -- 認証手順
    -- クラス 2
    ARGUMENT SET { randomNumber [7] IMPLICIT OCTET STRING OPTIONAL}
    -- randomNumber はデジタル網からの乱数とする。
    -- 8 オクテットとする。
    RESULT SET { resultOfCalculation [8] IMPLICIT OCTET STRING
OPTIONAL}
    --resultOfCalculation は認証対象での演算結果とする。
    -- 8 オクテットとする。
    ERRORS { notAvailable, insufficientInformation, invalidCallState,
proceduralError}
authentication AuthenticationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
    authentication-operation (9)}

CallClearingInformationType ::= OPERATION
    --呼解放情報通知
    --クラス 5
    ARGUMENT SET { callClearingInformationCategory [10] IMPLICIT
CallClearingInformationCategory }
callClearingInformation CallClearingInformationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
    call-clearing-information-operation (11)}

Handover-not-allowed-indicationType ::=OPERATION
--本オペレーションはハンドオーバー禁止通知手順に用いる。

```

--クラス5

```
handOverNotAllowedIndication  HandOverNotAllowedIndicationType ::=
{itu-t(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004) operation(1)
    handover-not-allowed-indication-operation(25)}
```

```
RegistrationCategory ::= ENUMERATED
    {outgoing-incominglocationregistration(1)}
CallingClearingInformationCategory ::= ENUMERATED {handover(1) }
END -- of PHS-Service-Operations
```

付表F-10 / NTT-Q932-a
リターンエラーモジュールのASN. 1表記

```
PHS-NetworkSpecific-Error-List
{ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004) module
(0)
```

```
error-list (1)}
```

```
DEFINITIONS ::=
```

```
BEGIN
```

```
EXPORTS temporaryFailure, addressError, timerExpiry,
userConditionNotAllowed,
```

```
switchingEquipmentCongestion, authenticationError;
```

```
temporaryFailure ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
    phs-specific-service error temporary-failure(2) }
```

```
addressError ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
    phs-specific-service error address-error(3) }
```

```
timerExpiry ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
    phs-specific-service error timer-expiry(5) }
```

```
userConditionNotAllowed ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
    phs-specific-service error user-condition-not-allowed(6) }
```

```
switchingEquipmentCongestion
```

```
ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
    phs-specific-service error
```

```
switching-equipment-congestion(7) }
```

```
authenticationError ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
```

phs-specific-service error
authentication-error(10) }
END -- of PHS-Specific-Error-List



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付属資料G：ファシリティ情報要素コンポーネントコーディング

【JT-Q932-aに準拠する】▼付属資料H：PHS特有付加サービス

(呼設定情報通知、非制限デジタル発信公衆用基地局通

知、

料金区域情報通知手順の記述)

各付加サービスの詳細な説明は付属資料Iに示す。

H. 1 オペレーションの定義

呼設定情報通知オペレーション、非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションは、当社により以下のASN. 1で定義される。

PHS-Service-Operations

DEFINITIONS ::=

BEGIN

IMPORTS OPERATION, ERROR

FROM

Remote-Operation-Notation {joint-iso-ccitt

remote-operations (4)

notation (0)}

userNotSubscribed, notAvailable,

insufficientInformation,

invalidCallState, basicServiceNotProvided,

proceduralError

FROM

General-Error-List {ccitt recommendation q 950

general-error-list (1)}

Q931InformationElement

FROM

Embedded-Q931-Types {ccitt recommendation q 932

embedded-q931-types (5) }

temporaryFailure, addressError,

timerExpiry, userConditionNotAllowed,

switchingEquipmentCongestion, authenticationError


```

FROM
  {ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
  error-list (1)}
;

CallSetupInformationType ::= OPERATION
  --呼設定情報通知
  --クラス5
  --公衆用基地局で認証を行う形態のインタフェースにおいて、本オペレ
  --ションが省略され
  --た場合、デフォルト一般 (GN) と見なす。
  ARGUMENT SET { callingPartyCategory [11] IMPLICIT
CallingPartyCategory OPTIONAL }
  --本データ要素で発移動局の優先度が何であることを示す。
  --発信時における発側の手順では、本データ要素が省略された場合、gN
  と見なす。

callSetupInformationCallSetupInformationType ::=
  {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
  call-setup-information-operation (12)}

UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::= OPERATION
  --非制限デジタル発信公衆用基地局通知
  --クラス5
  --本オペレーションが省略された場合、デフォルトP S非制限発信とみな
  --す。
  --本オペレーションで当該非制限デジタル発信者が、公衆用基地局であるこ
  --とを示す。
  unrestrictedDigitalCallingCellStationInformation
UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::=
  {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
  unrestricted-digital-calling-cell-station-info
  rmation(14) }

ChargeAreaInformationType ::= OPERATION

```

--料金区域情報通知
--クラス 5
ARGUMENT SET {
--以下のオプションのいずれかのアーギュメントが通知される。
 calledPartyMessageArea[1] IMPLICIT CalledPartyMessageArea
OPTIONAL,
--移動体網着信時に通知されるMA情報を示す。
 calledPartyLocationNumber[2] IMPLICIT
CalledPartyLocationNumber OPTIONAL,
--依存型PHS網着信時に通知される着信先位置情報を示す。
 chargeAccountingCalledPartyNumber [3] IMPLICIT
ChargeAccountingCalledPartyNumber
OPTIONAL }
--料金算定着番号を転送する場合に用いる。
--使用例：災害時伝言ダイヤル接続機能におけるBOX番号を示す。

--calledPartyMessageArea ; 着 MessageArea (MA)
--calledPartylocationNumber ; 着信先位置番号
--chargeAccountingCalledPartyNumber ; 料金算定着番号

chargeAreaInformation ChargeAreaInformation Type ::=
{ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
charge-Area-Information-operation(16) }

CallingPartyCategory ::= ENUMERATED {gN(10), uR(11)}
CalledPartyMessageArea ::= IA5STRING
CalledPartyLocationNumber ::= IA5STRING
ChargeAccountingCalledPartyNumber ::= IA5STRING
END -- of PHS-Service-Operations

H. 2 コーディング

本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表H-1/NTT-Q 9
3 2 - a にオペレーション値、付表H-2/NTT-Q 9 3 2 - a にファシリティ情報
要素におけるコーディングを示す。また、付表H-3/NTT-Q 9 3 2 - a に本オペ
レーションで規定されるデータ要素を示す。

付表H-1/NTT-Q 9 3 2 - a

PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
<u>callSetupInformation</u> 呼設定情報通知	本システムにおいて、発呼した移動局の電話番号の呼設定情報をデジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
<u>unrestrictedDigitalCallingCellStationInformation</u> 非制限デジタル発信公衆用基地局通知	本システムにおいて、公衆用基地局からの非制限デジタルペアラによる発呼であることを、デジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
<u>chargeAreaInformation</u> 料金区域情報通知	本システムにおいて、公衆用基地局に料金区域を特定するための情報を通知するために用いる。 起動方向は、デジタル網→公衆用基地局である。

付表H-2 / NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値のコーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0	1	1	0
	オペレーションバリュータ グ [オブジェクト識別子]							
0	オペレーションバリュ ー長							
	0	0	0	0	0	0	1	1
	ccitt(0)×40+ network-operator(3)							
1	0	1	0	0	0	1	0	
0	0	1	1	0	0	0	1	
	ntt(4401)							
1	0	0	0	0	1	1	1	
0	1	1	0	1	1	0	0	
	phs-specific-service(1004)							
0	0	0	0	0	0	0	0	1
	operation(1)							
	オペレーション名							

ビット 8 7 6 5 4 3 2 1 オペレーション名
 0 0 0 0 1 1 0 0 呼設定情報通知
 0 0 0 0 1 1 0 1 非制限ダイヤル発信公衆用基
 地局通知
 0 0 0 1 0 0 0 0 料金区域情報通知

付表H-3/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
callSetupInformationCategory 呼設定情報種別	11	移動局の電話番号の加入者クラスを示すために用いる。 選択肢はGN (10)、UR (11) とする。
calledPartyMessageArea 着 MessageArea (MA) 情報	1	移動体網着信時及び接続型PHS網着信時に通知される 着MA情報を示すために用いる。 IA5STRINGにて通知する。
CalledPartyLocationNumber 着信先位置情報	2	活用型PHS網着信時に通知される着信接続先インタフ ェース番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。
ChargeAccounting CalledPartyNumber 料金算定着番号	3	災害時伝言ダイヤル接続機能において通知されるBOX 番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

▼付属資料I：PHS特有付加サービスの説明

ここでは、本システムで用いられる以下の付加サービス機能に関して記述する。

- ・位置登録機能
- ・認証機能
- ・ハンドオーバー機能
- ・呼解放情報通知機能
- ・PB音生成機能

- ・呼設定情報通知機能
- ・非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能
- ・事業者情報通知機能
- ・CA情報通知機能
- ・課金情報通知機能
- ・ハンドオーバー禁止通知機能

I. 1 付加サービスにおける準正常処理の一般原則

本システムにおける付加サービスにおける準正常処理の一般原則を以下に示す。

I. 1. 1 呼の状態遷移と関わるメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合

当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、当該オペレーションのリターンエラー、リジェクトもしくは理由表示値を通知して切断復旧を行う。

I. 1. 2 呼の状態遷移と関わらないメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合

(1) 当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、

当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが未終了の場合、応答を期待するオペレーションのリターンエラーを通知して切断復旧を行う。

当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが終了しているか、もしくはオペレーションが存在しない場合、理由表示を通知して切断復旧を行う。

(2) 当該オペレーションが失敗したが切断復旧は行わない場合、

受信したメッセージと同一のメッセージを用いてリターンエラーもしくはリジェクトを通知する。

I. 2 付加サービス機能

事業者情報通知機能、CA情報通知機能及び課金情報通知機能の定義等は付属資料Eに、位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能及びハンドオーバー禁止通知機能の定義等は付属資料Fに記載する。

I. 2. 1 ハンドオーバー機能

I. 2. 1. 1 定義

ハンドオーバー機能は、通信中のチャネルを、通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能である。

I. 2. 1. 2 概要

本機能の利用例を以下に示す。

公衆用基地局は、本機能を利用することで、移動局に対しハンドオーバーサービス（通信中の移動局が現在通信中の無線チャネルと異なる無線チャネルを経由して通信を継続することを可能とするサービス）を提供することが可能となる。

本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるARIB（Association of Radio Industries and Businesses：社団法人電波産業会）においてハンドオーバーオペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。

本システムにおける本機能の適用範囲は、同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局間及び、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局間である。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網間のみで定義される。

I. 2. 1. 3 手順

I. 2. 1. 3. 1 正常手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

公衆用基地局は、デジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素

ハンドオーバー種別 = 新リンク方式

発番号情報要素 = ハンドオーバー要求を行っている移動局の電話番号

演算結果 = 認証のための演算結果（64ビット）

および、発番号情報要素、着番号情報要素にそれぞれ「ハンドオーバー要求を行っている移動局の電話番号」を乗せた『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

ファシリティ情報要素中の演算結果は、当該移動局が当機能を用いることの正当性を認証するために用いられる。ここでは、前回、認証のために演算した結果を乱数として用い、移動局が保持する認証鍵を用いてこれを暗号化した演算結果を送信する。

なお、デジタル網による認証機能を選択しなかった公衆用基地局においては、データ要素「演算結果」を省略してもかまわない。また、送信した場合も、その内容は認証のための演算結果である必要はない。

・Q. 931 発番号情報要素の番号種別／番号計画識別子は、国内番号／E. 164 を許容する。

・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファ

シリティ情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはTTC標準JT-Q931-b 表4.1.1 網検証識別子のコーディング規定に従う。但し、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、公衆用基地局からの『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内のオクテット3aが省略されてもかまわない。

・ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタワーキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

・当該オペレーションが起動される前後において、「V.110 端末以外端末とPHS間通信方式」および「V.110 端末とPHS間通信方式」（TTC標準JT-Q931-b 付録V 情報要素のコーディング例 II. 「伝達能力」情報要素（3）情報転送能力-非制限デジタル情報を参照）の相互間の変更は未提供とし、デジタル網はハンドオーバー要求を拒否する。

・当該オペレーションが起動される前後における伝達能力内容は以下の通りとする。

（1）情報転送能力

・「音声」、「3.1kHzオーディオ」の相互間の変更は、当該オペレーション起動前の情報転送能力のままとし、当該オペレーション起動後の情報転送能力は無視する。

・「音声」、「3.1kHzオーディオ」と「非制限デジタル情報」の相互間の変更は、未提供とする。

（2）ユーザ情報レイヤ1プロトコル

・「TTC標準速度整合（TTC標準JT-V110/JT-X30）」と「勧告 JT-G711 μ -law」の相互間の変更は、未提供とする。

（3）ユーザ速度

・「32 kbit/s TTC標準JT-I460」と「56 kbit/s 勧告V.6」の相互間の変更は、未提供とする。

公衆用基地局、デジタル網における呼状態の遷移は通常の発呼と同様である。

正常手順においては、デジタル網は『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンリザルトを含むファシリティ情報要素を乗せた『応答』メッセージを公衆用基地局に送信することによって、ハンドオーバーサービスが完了したことを示す。

I. 2. 1. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932 6. 3. 6に従う。

但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、TTC標準JT-Q931-b 5. 8. 11と同じ動作とする。

なお、要因に応じてデジタル網より付表I-2-1/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行なわれる。これらの報告は、全てARIBにおいて規定されるリターンエラー値と、その利用方法に従う。また、いずれの報告も、『呼設定受付』メッセージ送出後、『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って行なわれる。

付表I-2-1/NTT-Q932-a ハンドオーバーにおけるリターンエラー値

<u>提供不可 (3)</u>	<u>: デジタル網内における一時的ではなく、かつ、詳細に知 一を示す。</u>
<u>情報内容不十分 (5)</u>	<u>: ファシリティ情報要素内の発番号情報要素における番号の ことを示す。</u>
<u>サービス提供不可状態 (7)</u>	<u>: ハンドオーバーが可能な範囲を越えている場合や、ハンドオ を発番号または着番号として指定した通信が存在しないこ</u>
<u>基本サービスによるサー ビス提供不可 (8)</u>	<u>: 基本サービスに問題がありサービスが提供できないことを</u>
<u>手順誤り (43)</u>	<u>: 不適切なメッセージによりオペレーションが送信されてき</u>

I. 2. 1. 4 他の付加サービスとの競合

(1) 「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 3に規定している公
衆用基地局からの呼設定情報通知機能のオペレーションが、同一の『呼設定』メッセ
ージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオーバ
機能を実行する。

(2) 「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 4に規定している公
衆用基地局からの非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能のオペレーションが、同
一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可(3)を含むファ
シリティ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」
を伴って呼の切断復旧を行う。

I. 2. 1. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークおよびリターンリザルトコンポーネントのコーディング例を、付表I-2

- 2 / NTT-Q 9 3 2 - a に示す。

正常手順における信号シーケンスを付図 I - 2 - 1 / NTT-Q 9 3 2 - a に示す。

付表 I - 2 - 2 / NTT-Q 9 3 2 - a

ハンドオーバーオペレーションのコンポーネントコーディング例

[インボーク]

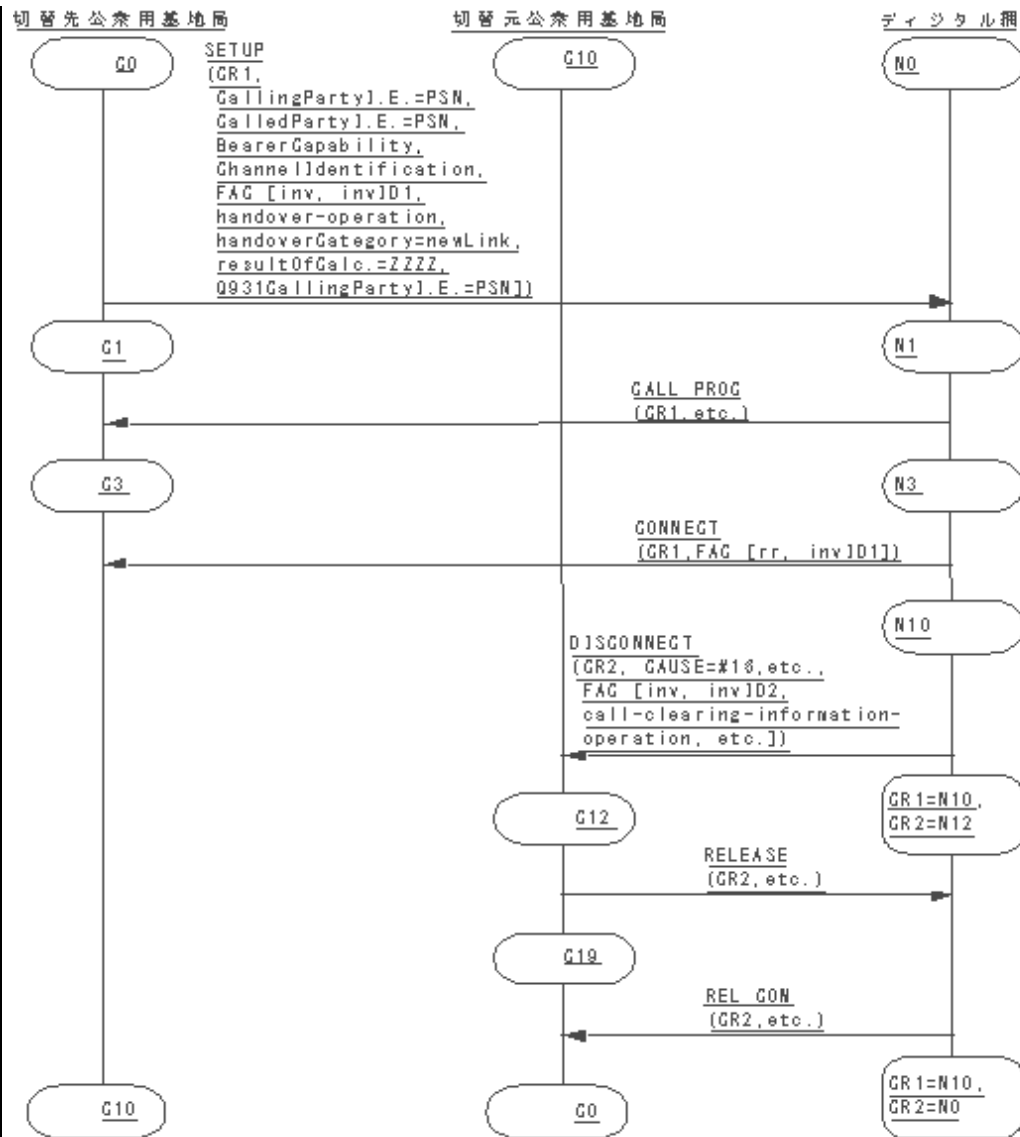
ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット 4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット 5
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット 7
	インボーク識別子								オクテット 8
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット 12
	オペレーションバリュ								
	タグ								
	[オブジェクト識別子]								
	0	オペレーションバリュ							オクテット 13
	一長								
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 14 a
	1	0	0	0	0	0	1	1	オクテット 14 b
	0	0	1	1	1	0	0	0	オクテット 14 c
	1	0	0	0	1	1	0	0	オクテット 14 d
	1	0	0	1	1	0	1	0	オクテット 14 e
	0	1	0	1	1	1	0	0	オクテット 14 f
	0	1	0	0	0	0	0	1	オクテット 14 g
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット 14 h
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 14 i
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット 15. 1
	クラ	形	タグコード						
	ス	式	[セットタグ]						
	パラメータ長								オクテット 15. 2
	1	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 15. 3. 1

クラ ス	形 式	タグコード [ハンド・オーバー種 別タグ]	
0	パラメータ長		
0 0 0 0 0 0 0 1			
ハンド・オーバー種別 [新リンク方式 (1)]			
1 0	0	0 0 0 1 1	オクテット15. 3. 2
クラ ス	形 式	タグコード [演算結果種 別タグ]	
0	パラメータ長		
ハンド・オーバー時認証用演算結 果			
0 1 0 0 0 0 0 0			
Q. 931 情報要素タグ			
0	パラメータ長		
0 1 1 0 1 1 0 0			
Q. 931 発番号情報要素			
0	Q. 931 発番号内容 長		
1	0 1 0	0 0 0 1	
拡張	番号種 別 [国内]	番号計画識 別子 [E.164/E. 163]	
0	番号ディジット (IA 5) (10 オクテット)		

[リターンリザルト]

ビット	8 7 6 5 4 3 2 1	
	1 0 1 0 0 0 1 0	オクテット4
コンポーネント種別タグ [リターンリザルト]		
	コンポーネント長	
	0 0 0 0 0 0 1 0	オクテット5 オクテット6

<u>インボーク識別子タグ</u>	
<u>インボーク識別子長</u>	<u>オクテット7</u>
<u>インボーク識別子</u>	<u>オクテット8</u>



付図 I-2-1 / NTT-Q932-a
 ハンドオーバー機能 (正常)

I. 2. 2 PB音生成機能

I. 2. 2. 1 定義

PB音生成機能は、公衆用基地局からのDチャンネルを用いた信号形式で定義されたPB音の生成要求に基づき、デジタル網でPB音を公衆用基地局の送信通信チャンネルに送出する機能である。

I. 2. 2. 2 概要

本システムにおける本機能の利用例を以下に示す。

公衆用基地局は本機能を利用することで、公衆用基地局内にPB音生成装置を持つことなく移動局に対してPB音送信サービスを提供することが可能となる。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網間でのみ定義する。

本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるARIB (Association of Radio Industries and Businesses: 社団法人電波産業会) においてPB送信オペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。

本機能は、デジタル網が以下の呼状態のとき提供することができる。

－発呼受付状態

－通信中状態

なお、一度に送信可能なPB音の最大数を32とする。

I. 2. 2. 3 手順

『ファシリティ』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSEオペレーションクラス5の機能である。

発呼受付状態および通話中状態で、公衆用基地局は、デジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することでサービスを起動する。

PB信号 = 許容値として「IA5キャラクタによる0～9の数字および、#、*」

『ファシリティ』メッセージの呼番号は、『呼設定』メッセージの呼番号と同一とする。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリティ』メッセージの呼番号とは独立である。

なお、公衆用基地局における本オペレーションのリジェクト待ちタイマは4秒以上とする。タイムアウト時には公衆用基地局はインボーク識別子の解放を行い、インボーク識別子の再利用が可能となる。

I. 2. 2. 4 他の付加サービスとの競合

(1) 本機能と、F. 2に規定しているデジタル網からの認証機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、またPB音の生成も行わず、無視する。

公衆用基地局は以下のような処理を行なうことが望まれる。

認証処理を行い、PB音生成機能のリジェクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

(2) 本機能と、F. 3に規定しているデジタル網からの呼解放情報通知機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、またPB音の生成も行わず、無視する。

公衆用基地局は以下のような処理を行うことが望まれる。

断復旧処理を行い、PB音生成機能のリジェクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

I. 2. 2. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表I-2-3/NTT-Q932-aに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図I-2-2/NTT-Q932-a、付図I-2-3/NTT-Q932-aに示す。

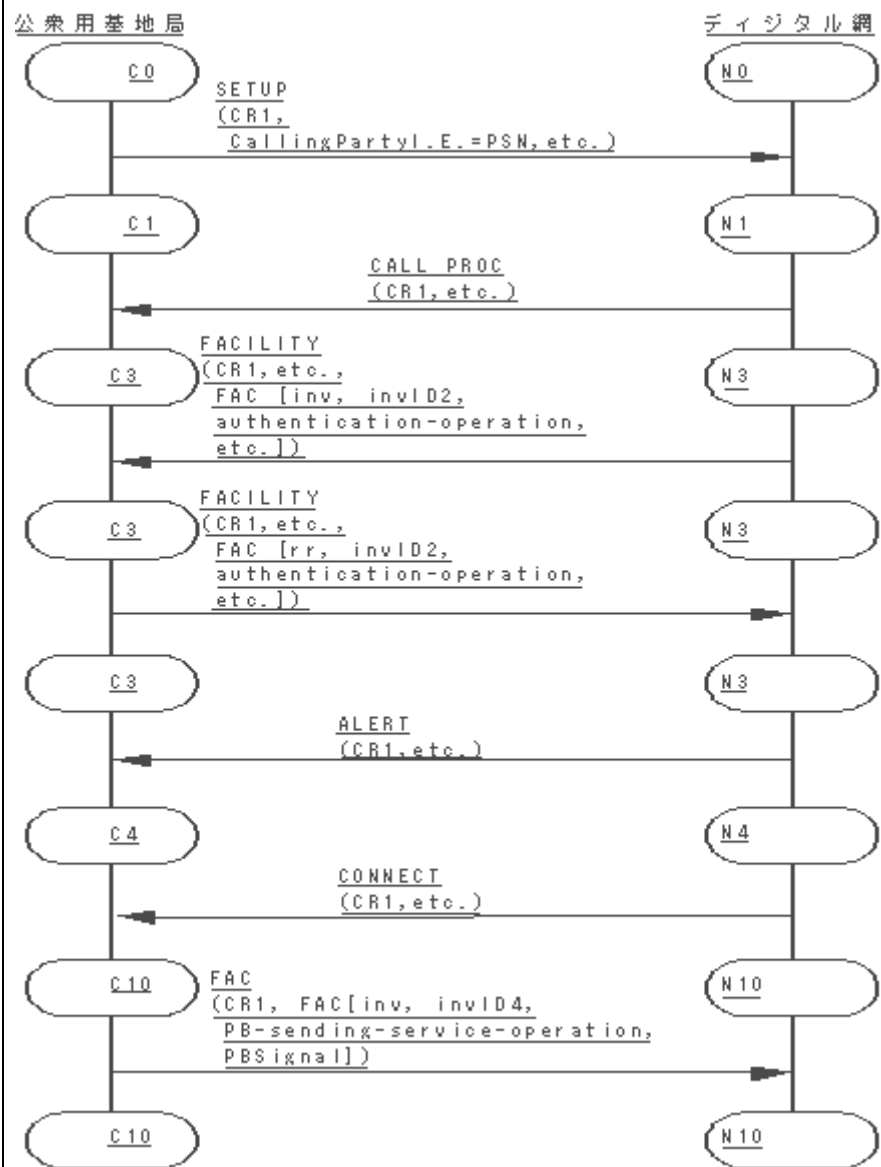
付表I-2-3/NTT-Q932-a

PB音生成オペレーションのコンポーネントコーディング例

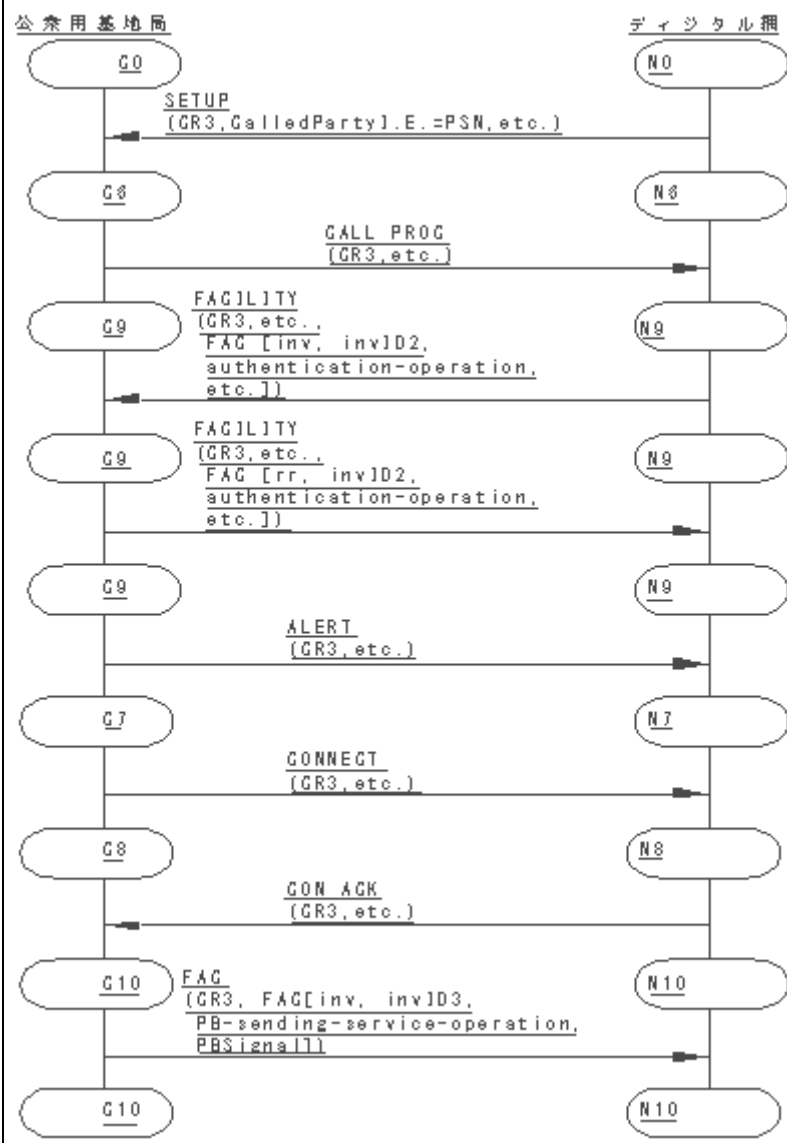
[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット5
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット7
	インボーク識別子								オクテット8
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット12

<u>オペレーションバリュー</u> <u>タグ</u> <u>[オブジェクト識別子]</u>			
<u>0</u>	<u>オペレーションバリュー</u> <u>一長</u>		<u>オクテット13</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 a</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 b</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>オクテット14 c</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 d</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 e</u>
<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 f</u>
<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 g</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 h</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 i</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>オクテット15. 1</u>
<u>クラ</u> <u>ス</u>	<u>形</u> <u>式</u>	<u>タグコード</u> <u>[セットタグ]</u>	
<u>パラメータ長</u>			<u>オクテット15. 2</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット15. 3. 1</u>
<u>クラ</u> <u>ス</u>	<u>形</u> <u>式</u>	<u>タグコード</u> <u>[PB信号タ</u> <u>グ]</u>	
<u>0</u>	<u>パラメータ長</u>		
<u>PB信号 (IA5)</u> <u>(0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, #</u> <u>,*)</u>			



付図 I-2-2 / NTT-Q932-a
PB音生成機能 / PHS発信時 (正常)



付図 I - 2 - 3 / NTT-Q 9 3 2 - a
PB音生成機能 / PHS着信時 (正常)

I. 2. 3 呼設定情報通知機能

I. 2. 3. 1 定義

呼設定情報通知機能はユーザの呼設定情報（GN/UR）を通知するための機能である。

I. 2. 3. 2 概要

呼設定情報は、網輻輳時等において重要ユーザ（例、警察）の発呼を識別するために用いられる。GN/URは順に一般ユーザ/優先ユーザを表す。

発信時に、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局は、本機能を利用することによって、デジタル網にユーザの呼設定情報を通知することができる。

なお、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局が、本機能を利用しない場合、デジタル網は当該呼をGN呼であると判断する。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網の間で定義される。

I. 2. 3. 3 手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSE オペレーションクラス5の機能である。

移動局発呼時、公衆用基地局はデジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素（コンポーネント種別＝インボーク）を含む『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

呼設定 = GN/UR

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

I. 2. 3. 4 他の付加サービスとの競合

「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 1に規定している公衆用基地局からのハンドオーバーのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオーバー機能を実行する。

I. 2. 3. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表 I-2-4/NTT-Q932-a に示す。

正常手順における信号シーケンスを付図 I-2-4/NTT-Q932-a に示す。

付表 I-2-4/NTT-Q932-a

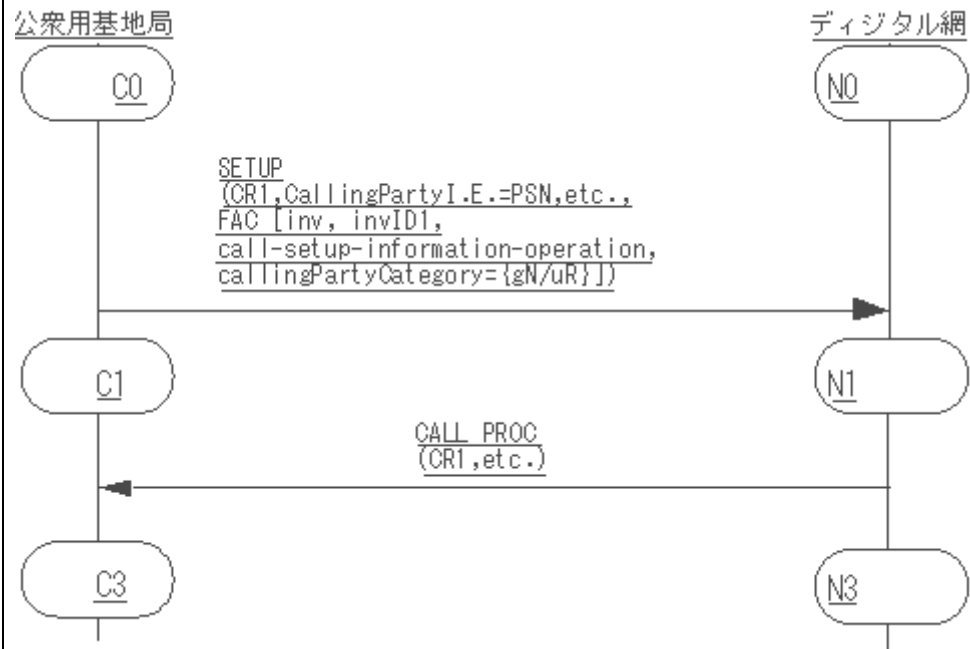
呼設定情報通知オペレーションのコーディング例

[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット 4
	コンポーネント種別タグ [インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット 5
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット 7
	インボーク識別子								オクテット 8
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット 12
	オペレーションバリュー タグ [オブジェクト識別子]								
	0	オペレーションバリュー 長							オクテット 13
	0	0	0	0	0	0	1	1	オクテット 14 a
	1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット 14 b
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット 14 c
	1	0	0	0	0	1	1	1	オクテット 14 d
	0	1	1	0	1	1	0	0	オクテット 14 e
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット 14 f
	0	0	0	0	1	1	0	0	オクテット 14 g
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット 15. 1
	クラ	形	タグコード						
	ス	式	[セットタグ]						
	パラメータ長								オクテット 15. 2
	1	0	0	0	1	0	1	1	オクテット 15. 3. 1

クラ ス	形 式	タグコード [呼設定情報 タグ]
0	パラメータ長	
呼設定情報		

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	呼設定情報
	0	0	0	0	1	0	1	0	GN
	0	0	0	0	1	0	1	1	UR



付図 I-2-4 / NTT-Q 932-a
呼設定情報通知機能 (正常)

I. 2. 4 非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能

I. 2. 4. 1 定義

公衆用基地局からの非制限デジタルベアラによる発信時に、公衆用基地局からの発信であることをデジタル網に通知する機能である。

I. 2. 4. 2 概要

本システムでは、公衆用基地局が非制限デジタルベアラで発信する場合と移動局が非制限デジタルベアラで発信する場合がある。本機能は、いずれからの発信かをデジタル網で識別するために用いられる。

なお、本機能を利用しない場合、デジタル網は、移動局からの発呼であると判断する。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網の間で定義される。

I. 2. 4. 3 手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSEオペレーションクラス5の機能である。

公衆用基地局は非制限デジタルベアラによる発信時、デジタル網に対してオペレーションとして『非制限デジタル発信公衆用基地局通知』を表示したファシリティ情報要素（コンポーネント種別＝インボグ）を含む『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

本手順起動に用いるインボグ識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

本オペレーションは、伝達能力情報要素における情報転送能力を「非制限デジタル情報」とした発呼時のみ許容する。

I. 2. 4. 4 他の付加サービスとの競合

「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 1に規定している公衆用基地局からのハンドオーバーのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可（3）を含むファシリティ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って呼の切断復旧を行う。

I. 2. 4. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボグコンポーネントのコーディング例を、付表I-2-5/NTT-Q932-aに示す。

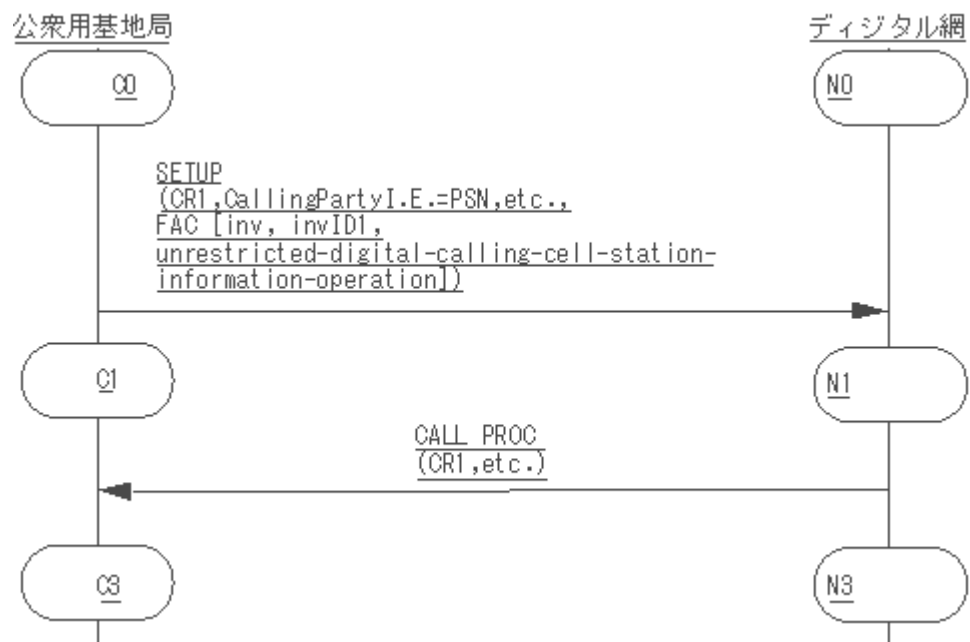
正常手順における信号シーケンスを付図I-2-5/NTT-Q932-aに示す。

付表I-2-5/NTT-Q932-a

非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションのコンポーネントコーディング例

[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット5
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット7
	インボーク識別子								オクテット8
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット12
	オペレーションバリュー								
	タグ								
	[オブジェクト識別子]								
	0	オペレーションバリュー							オクテット13
	一長								
	0	0	0	0	0	0	1	1	オクテット14 a
	1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット14 b
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット14 c
	1	0	0	0	0	1	1	1	オクテット14 d
	0	1	1	0	1	1	0	0	オクテット14 e
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット14 f
	0	0	0	0	1	1	1	0	オクテット14 g



付図 I-2-5 / NTT-Q932-a
非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能 (正常)

付録 I : プロトコルタイプの使用例

- I. 1 まえがき【JT-Q932-aに準拠する】
- I. 2 キーパッドプロトコルの使用例 [非標準] 【規定しない】
- I. 3 フィーチャキーマネジメントプロトコルの使用例 [非標準] 【規定しない】
- I. 4 ファンクショナルプロトコルの使用例
 - I. 4. 1 呼と関連する付加サービス手順
 - I. 4. 1. 1 呼設定時のサービスインボケーション

【JT-Q932-aに準拠する】

I. 4. 1. 2 呼切断復旧時のサービスインボケーション

【JT-Q932-aに準拠する】

I. 4. 1. 3 呼の通信中フェーズにおけるサービスインボケーション

【JT-Q932-aに準拠する】

I. 4. 2 呼と関連しない付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】

付録II：付加サービス実現のための機能参照モデル【JT-Q932-aに準拠する】

付録III：コンポーネントの符号化規則の概要【JT-Q932-aに準拠する】

付録IV：オペレーション、エラー及びデータ種別の定義

(標準JT-Q932に対する)

▼TTC標準JT-Q932「付録IV オペレーション、エラー及びデータ種別の定義」と同一規定。

ただし、

(1) コンポーネント識別子タグのリンク識別子は使用しない。

(2) オペレーション値タグの整数は使用しない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付録V：標準JT-Q932において定義されるオブジェクト識別子のリスト[非標準]

【規定しない】

付録VI：事業者間料金精算関連付加サービスASN. 1モジュール1版

【JT-Q932-aに準拠する】

参考文献【JT-Q932-aに準拠する】

略号リスト【JT-Q932-aに準拠する】

NTT-Q957. 1-a PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース

PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービス

本規定にTTC標準JT-Q957. 1-aを適用する場合は、以下の用語について読み替えを行う。

<u>TTC標準 JT-Q957. 1-a</u>	<u>NTT-Q957. 1-a</u>
<u>JT-Q931-b</u>	<u>NTT-Q931-b</u>
<u>ユーザ</u>	<u>直接協定事業者</u>

又、本資料で用いられる、用語、語句の意味は、TTC標準の内容に準拠している。

1 PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービス

1.1 定義 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.2 解説 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3 動作上の要求条件

1.3.1 サービス提供/取消し

PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスのサービス1は、▼
発信直接協定事業者が提供していただなければならない▲。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

1.3.2 発側のデジタル網側に対する要求条件 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3.3 デジタル網内での要求条件 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網側に対する要求条件 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3.5 想定端末 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.4. コーディング上の要求条件

1.4.1 メッセージ

次にあげるメッセージが、サービス1起動手順に適用される。

「呼設定」 (SETUP)

次にあげるメッセージが、サービス1の情報転送に適用される。

「呼設定」 (SETUP)、「呼出」 (ALERTING)、「応答」 (CONNECT)、「切断」
(DISCONNECT)、「解放」 (RELEASE)、「解放完了」 (RELEASE COMPLETE)

PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスで使用されるメッセ

ージの内容を以下に示す。

メッセージ種別：呼出 (ALERTING)

情報要素	参 照	方 向	種 別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は、標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1 (暗黙の起動手順) の場合、本メッセージに含まれる。

メッセージ種別：応答 (CONNECT)

情報要素	参 照	方 向	種 別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は、標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1 (暗黙の起動手順) で、本メッセージに含まれる。

メッセージ種別：切断 (DISCONNECT)

情報要素	参 照	方 向	種 別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1

他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う

注 1-サービス 1 では、「切断」(DISCONNECT)メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合に含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局(接続約款技術的条件集別表 8 5.2.1.2 を参照)確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲

その他の場合には含まれない。

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

▽

メッセージ種別：経過表示 (PROGRESS)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/J T-Q 9 3 1-b	n→c	O (注1)	2~13 1

他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う

注 1- (例えば、インバンドトーンとアナウンスに関連して) リモート公衆用基地局により、呼が通信中状態に到達する以前に、切断復旧されたこと並びに、ユーザ・ユーザ情報要素が、切断復旧メッセージの中に含まれていることを表示するために、デジタル網により「経過表示」(PROGRESS)メッセージが送出される場合に含まれる。△

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▽△を規定している】

メッセージ種別：解放 (RELEASE)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/J T-Q 9 3 1-b	両方向	O (注1)	2~13 1

他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う

注 1-サービス 1 では、「解放」(RELEASE)メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合に含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局(接続約款技術的条件集別

表8 5.2.1.2を参照) 確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲

その他の場合には含まれない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：解放完了 (RELEASE COMPLETE)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	c→n	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1では、着信の「呼設定」(SETUP)メッセージの拒否のために、ユーザにより「解放完了」(RELEASE COMPLETE)メッセージが、送出された場合を含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局(接続約款技術的条件集 別表8 5.2.1.2を参照)確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲

その他の場合には含まれない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：呼設定 (SETUP)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は標準JT-Q931-bに従う				

注1-暗黙のサービス1の起動手順のために、常に含まれる。情報長は、最低3オクテット必要である。

1.4.2 コード群 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.4.3 情報要素 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.4.4 コードポイント 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始／停止／登録

本規定では、登録手順を提供しない。▲

【JT-Q957.1-aでは▼▲の規定が異なる】

サービス1は、1.5.2.1.1.1節で記述されているように、暗黙に起動されうる。この場合、サービスの起動と情報転送は区別できない。

停止手順はこれらサービスを提供するのに必要でない。

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 PHSユーザ・ユーザ情報転送（PHS-UUS）付加サービスのサービス

1

1.5.2.1.1 呼設定フェーズ

1.5.2.1.1.1 暗黙の場合の動作 【JT-Q957.1-aに準拠する】

明白な場合の動作（提供希望または提供必須） 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.5.2.1.2 呼の切断復旧フェーズ

ユーザ・ユーザ情報要素は、正常な呼の切断復旧を開始するのに使われる最初のメッセージに含まれ得る（5.3.3節及び5.3.4節／標準JT-Q931-b[1]参照）。

このような情報要素に含まれる情報は、最初の切断復旧メッセージによってリモート公衆用基地局に転送される（5.3.3節及び5.3.4節／標準JT-Q931-b[1]参照）。このような転送は、リモート公衆用基地局を収容する交換機でリモート公衆用基地局へ切断復旧メッセージを転送する前に、情報が受信された場合に限り行われるか、さもなければ情報は何の通知もなしに捨てられる。

ユーザ・ユーザ情報要素は、着信側インタフェース上で呼を設定する間に、着信公衆用基地局によって送られる最初の切断復旧メッセージに含まれ得る。

着信公衆用基地局が、ユーザ・ユーザ情報要素を含む切断復旧メッセージで呼を拒否した場合、デジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「切断」（DISCONNECT）メッセージに含めて発信公衆用基地局へ送る。

しかしながら、デジタル網が発信公衆用基地局へのインバンド情報を提供中で、その間は切断復旧手順を起動しないと選択した場合、デジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「経過表示」(PROGRESS)メッセージに含めて発信公衆用基地局へ送り得る。△

【JT-Q957. 1-a では▽△を規定している】

1.5.2.1.3 中継交換機での動作 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.5.2.1.4 例外手順

1.5.2.1.4.1 暗黙のサービス要求に対する拒否

デジタル網は発信公衆用基地局からの「呼設定」(SETUP)メッセージにて、ユーザ・ユーザ情報要素を受信したが、発信▼直接協定事業者▲がサービス1未契約の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。廃棄した場合でも呼設定処理は続ける。デジタル網はまた、PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)要求を非許容としたことを▼理由表示#43“アクセス情報廃棄”▲を含む「状態表示」(STATUS)メッセージにて発信に通知し得る。

着信▼直接協定事業者▲は受け取ったユーザ・ユーザ情報要素を理解できないかもしれない。この場合、▼直接協定事業者▲は通常の呼処理を中断することなしにこの情報を廃棄する。デジタル網では、これに備えて、特有の信号手順は提供しない。

【JT-Q957. 1-a では▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.4.2 明白なサービス要求に対する拒否 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.5.2.1.4.3 呼制御メッセージに含まれる期待されないユーザ・ユーザ情報要素

PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービスの要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれないにもかかわらず、着信公衆用基地局からの「呼出」(ALERTING)メッセージまたは「応答」(CONNECT)メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、デジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は着信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージを着信公衆用基地局に▼送信し得

る▲。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

PHSユーザ・ユーザ情報転送（PHS-UUS）付加サービスの要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれないにもかかわらず、どちらからかの公衆用基地局からの「切断」（DISCONNECT）、「解放」（RELEASE）または「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、デジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網はその公衆用基地局から受信したメッセージに対し、残りの内容の動作を行う。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「切断」（DISCONNECT）（または「解放」（RELEASE））メッセージを送信していたら、デジタル網は切断復旧を起動した公衆用基地局側に理由表示#43 “アクセス情報廃棄”を含む「解放」（RELEASE）（または「解放完了」（RELEASE COMPLETE））メッセージを▼送信し得る▲。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージを送信していたら、デジタル網は切断復旧を起動した公衆用基地局側で呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

デジタル網は以下の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。これは1.5章の他の部分で明白に記述されていない。

—ユーザ・ユーザ情報要素が131オクテットより長くサービス1が暗黙に起動された場合。

—デジタル網がユーザ・ユーザ情報要素を含むメッセージを受信したが、そのメッセージにはこの標準で定義されたユーザ・ユーザ情報要素を含める事が許されない場合。

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43 “アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」（STATUS）メッセージをその公衆用基地局に▼送信し得る▲。しかしデジタル網が切断復旧メッセージで受信したユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する場合、5.3節/標準JT-Q931-b[1]で定義される様に、デジタル網は続いてユーザへ送信する切断復旧メッセージに理由表示#43 “アクセス情報廃棄”を▼含み得る▲。デジタル網が「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージに含まれるユー

ザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は「解放完了」(RELEASE COMPLETE)メッセージを送信した公衆用基地局側での呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

▼

1.5.2.1.4.4 信号長オーバのメッセージに対するユーザ・ユーザ情報要素「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれたユーザ・ユーザ情報要素がISUP信号へインタワークする際に信号長オーバとなった場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。▲

【JT-Q957. 1-aでは▼▲を規定していない】

1.5.2.2 PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービスのサービス2

【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.5.2.3 PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービスのサービス3

【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF送出 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバ

PHS-UUSサービスはハンドオーバ起動によって起動されない。

ハンドオーバ時の「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれるユーザ・ユーザ情報要素(UUI)は▼廃棄される。▲

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。

▲

【JT-Q957. 1-aでは▼▲を規定していない】

PHS-UUSサービス1:

相互作用なし。以下の場合を除きどちらのサービスもお互いに影響しない。
もしPHS網からPHSユーザへのユーザ・ユーザ情報要素(UUI)送出が完

了しない場合、PHSユーザはユーザ・ユーザ情報要素（UII）を受信しないかもしれない。△

【JT-Q957. 1-aでは▽△を規定している】

交換機をまたがるハンドオーバの時は、デジタル網は1.5.2.1.4節に定義される異常手順において適切な理由表示の返送を行わない場合がある。

1.6.3 秘匿 【規定しない】

1.6.4 サブアドレス（SUB） 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.6.5 発信者番号通知（CUIP） 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.6.6 発信者番号制限（CUIR） 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.6.7 着信転送 【規定しない】

1.6.8 規制 【規定しない】

1.6.9 ローミング 【規定しない】

1.6.10 事業者間料金精算関連付加サービス 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.7 他網との相互作用 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.8 信号フロー 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.9 パラメータ値（タイマ） 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.10 動的記述（SDL） 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

付属資料A 既規定の情報オブジェクト 【規定しない】

参考文献 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

付録 TTC標準用語対象表 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

NTT-Q951. 3-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース 発

信者番号通知付加サービス（CUIP）

1. 発信者番号通知（CUIP）

1.1 定義【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2 解説

1.2.1 概要【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2.2 特殊用語【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限【規定しない】

1.2.4 状態定義【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.3 運用上の要求条件

1.3.1 サービス提供／取消し【規定しない】

1.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件

▼発信者番号通知（CUIP）付加サービスに関する全ての情報は、NTT-Q931-bの5章で規定された基本呼手順で送出される「呼設定」（SETUP）メッセージに含まなければならない。

発信公衆用基地局によって（基本呼手順の一部として）情報が設定されなかった場合は、デジタル網は呼を解放する。

公衆用基地局によって発信者情報が設定されている場合には、デジタル網はPS番号がそのPHS端末に割り当てられた範囲であるかどうか、および、認証処理を行う上での認証方式を確認し、当該認証方式において必要な加入者データの存在を検証する。



【JT-Q951.3-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.3.3 デジタル網内での要求条件【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.4 コーディング上の要求条件

▼発信者番号通知（CUIP）付加サービスに関する全ての情報は、「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれる。本サービスに用いられる発番号及び発サブアドレス情報要素のコーディングは、NTT-Q931-bの4.5.10節及び4.5.11節に規定されている。発番号情報要素により呼の生成源を特定する。発サブアドレス情報要素により呼の生成源に関連するサブアドレスを特定する。▲【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始／停止／登録【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 発信側加入者線交換機での動作

1.5.2.1.1 通常動作

1.5.2.1.1.1 発信公衆用基地局での動作

▼発信公衆用基地局から送られ、発番号情報要素に設定される番号計画識別は、「ISDN番号計画（勧告E. 164）」である。

発信公衆用基地局により記入され送られてきた発信者番号が完全な場合、発番号情報要素に設定される番号種別は以下のいずれかである。

— 国内番号 完全な国内番号が送られてきた場合に用いられる。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.1.2 発信側加入者線交換機での動作

発信公衆用基地局から、「呼設定」(SETUP)メッセージを受信した場合、デジタル網は発番号及び発サブアドレス情報要素が含まれているかチェックする。

発番号情報要素が、「ISDN番号計画（勧告E. 164）」以外のコーディングで番号計画識別を受信したとき、デジタル網は呼を解放する。

「呼設定」(SETUP)メッセージに、発番号情報要素が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。

デジタル網、又は発信公衆用基地局は発信者番号に、網検証の結果に基づいた網検証識別子の値を設定する。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

発番号情報要素が含まれていれば、デジタル網は網検証機能を実行する。（網検証機能の一つは認証である）

発PHS端末から受信した発信者番号が正常と判断された場合、デジタル網は網検証識別子に、「ユーザ記入、網検証成功」を設定する。

網検証機能失敗の時、デジタル網は呼を解放する。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

「呼設定」(SETUP)メッセージに、網検証識別子が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。網検証識別子が含まれている場合、デジタル網はその値を設定する。（既に網検証が行われているため）

上記手順（公衆用基地局タイプ1及びタイプ2）により決定された情報は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。

▼発信者番号通知制限（CUIR）付加サービス（NTT-Q951.4-b）の手順により決定された表示識別子は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。▲

発サブアドレス情報要素が通知可能であれば、それはデジタル網内を透過的に転送される。

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.1.3 特別契約を適用する場合の発信側加入者線交換機での動作【規定しない】

1.5.2.1.2 例外手順【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2.2 中継交換機での動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2.3 着信側加入者線交換機での動作

1.5.2.3.1 通常動作

▼発信者番号が通知可能で、かつ発信者番号内の表示識別子により通知が許容されている場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含める。発サブアドレスが設定されている場合も、デジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。着信側交換機で受信された、発信者番号に対応する表示識別子、網検証識別子、及び発サブアドレスは着信公衆用基地局に透過的に転送される。

番号計画識別フィールドは「ISDN番号計画(勧告E.164)」にコーディングされる。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

デジタル網が「呼設定」(SETUP)メッセージを着信公衆用基地局に送る際にデジタル網は発信者番号が通知可能かどうかチェックする必要がある。

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。着側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着側公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めてもよい。網検証識別子は着信側デジタル網で受信した通り公衆用基地局に送信される。デジタル網はディジットフィールドを含める。またデジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。

着信側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.3.2 例外手順【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF送信【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバー【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.3 ユーザスクランブル【規定しない】

1.6.4 サブアドレス【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.5 発信者番号通知 (CUIP) 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.6 発信者番号通知制限 (CUIR)

▼1.5.2.3参照。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.6.7 着信転送系サービス

1.6.7.1 無条件着信転送 (CFU) 【規定しない】

1.6.7.2 ビジー時着信転送 (CFB) 【規定しない】

1.6.7.3 無応答時着信転送 (CFNRy) 【規定しない】

1.6.7.4 圏外・電源断時着信転送 (CFNRc)

▼NTT-Q952-b参照。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.6.8 規制【規定しない】

1.6.9 ローミング【規定しない】

1.6.10 PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス (PHS-UUS)

1.6.10.1 サービス1【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.10.2 サービス2【規定しない】

1.6.10.3 サービス3【規定しない】

1.7 他網との相互作用

1.7.1 ISDNとの相互作用

1.7.1.1 発信側加入者交換機での動作

▼活用型PHS発時の発信側交換機の動作は、着信先がISDNまたは非ISDNであるかは意識しない。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲を規定していない】

1.7.1.2 中継交換機での動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.7.1.3 着信側加入者交換機での動作

▼相互作用なし▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.7.2 非ISDNとの相互作用【規定しない】

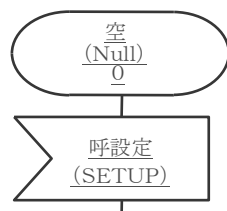
1.7.3 私設ISDNとの相互作用手順【規定しない】

1.8 信号フロー【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.9 パラメータ値 (タイマ) 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.10 動的記述

図1.1/NTT-Q951.3-b 発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ1] 【JT-Q951.3-bに準拠する】

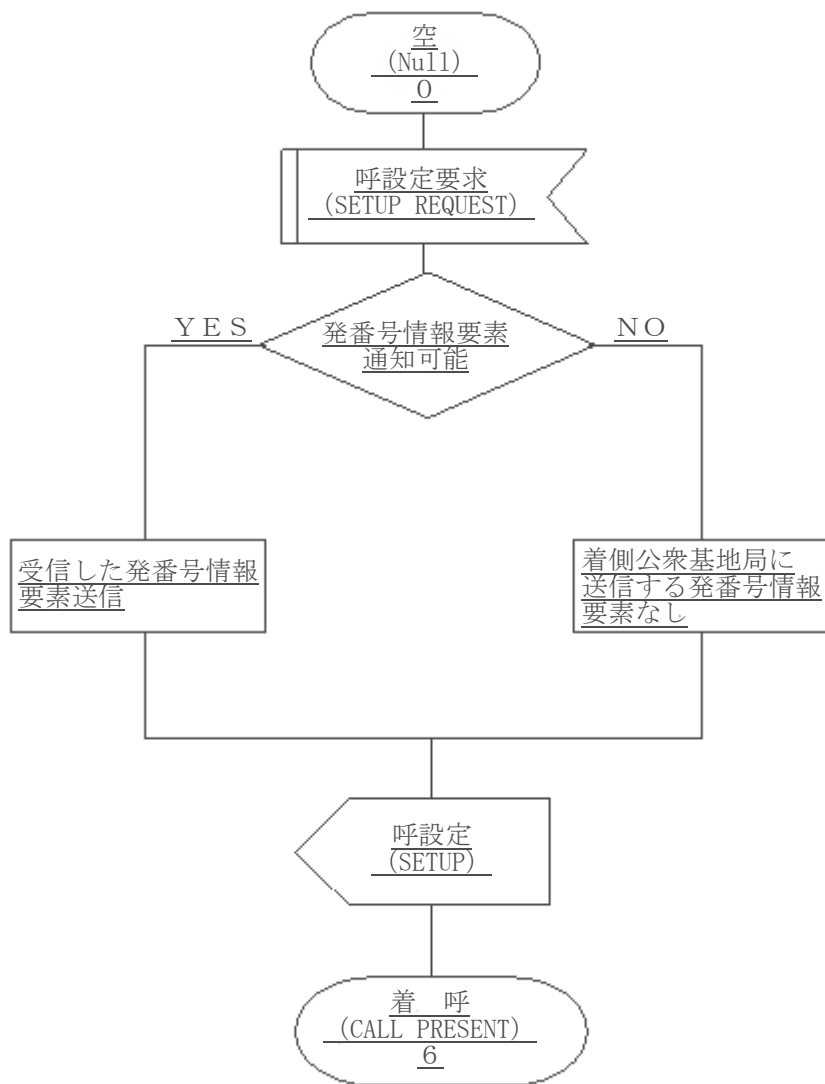


注1－本手順は基本サービスの一部として提供される。

図1. 2 / NTT-Q951. 3-b

発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ2]

図2. 1 / NTT-Q951. 3-b 着側のデジタル網における動的記述 [公衆用
基地局タイプ1] 【JT-Q951. 3-bに準拠する】



着側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ2] ▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

付属資料A：二つの発番号情報要素通知オプション【規定しない】

付属資料B：発信者番号が通知されない詳細理由の明示

B. 1 範囲

【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.2 新たに必要となるコーディング上の要求条件

▼勧告X.208で記述される抽象構文1 (ASN.1) 及び勧告X.219 図4/X.219で定義される OPERATION macro (オペレーションマクロ) を用いて、このオプションをサポートするために必要なオペレーションの定義を付表B-1/NTT-Q951.3-bに示す。

付表B-1/NTT-Q951.3-b

Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

DEFINITION ::=

BEGIN

IMPORTS OPERATION

FROM

Remote-Operation-Notation

{joint-iso-ccitt remote-operation(4) notation(0)}

;

CauseOfNoIdInformationType ::= OPERATION

ARGUMENT causeOfNoId CauseOfNoId

CauseOfNoId ::= ENUMERATED {unavailable(0), rejectedByUser(1),
interactionWithOtherServices(2), coinLine(3)}

--CauseOfNoIdInformation 発信者番号非通知理由明示オペレーション

--CauseOfNoId 発信者番号非通知理由

--unavailable サービス提供不可のため通知不可

--rejectedByUser ユーザ拒否のため通知不可

--interactionWithOtherServices サービス競合のため通知不可

--coinLine 公衆電話発信のため通知不可

causeOfNoIdInformation CauseOfNoIdInformationType ::= {ccitt(0) administration(2)
japan(440) isdn(102) operationValue(1) causeOfNoIdInformation(1)}

End --of Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

発信者番号通知オプションファシリティ情報要素のコーディング

<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>情報要素識別子</u> <u>[ファシリティ情報要素]</u>							
<u>ファシリティ内容長</u>							
<u>1</u> 拡張	<u>0</u> 予備	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>プロトコル・プロファイル</u> <u>[リモートオペレーション]</u>							
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>コンポーネント種別タグ</u> <u>[インボーク]</u>							
<u>コンポーネント長</u>							
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>コンポーネント識別子タグ</u> <u>[インボーク識別子]</u>							
<u>インボーク識別子長</u>							
<u>インボーク識別子</u>							
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>オペレーション種別タグ</u> <u>[オブジェクト識別子]</u>							
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>オペレーション長</u>							
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>ccitt(0)×40+administration(2)</u>							
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>Japan(440)</u>							
<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>isdn(102)</u>							
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>Operationvalue(1)</u>							
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>cause of NO ID information(1)</u>							
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>ユニバーサル</u> <u>クラス</u>	<u>形</u> <u>式</u>	<u>列挙型タグ(10)</u>					

<u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>1</u> パラメータ長
発信者番号非通知理由 <u>[サービス提供不可(0), ユーザ拒否(1), サービス競合(2), 公衆電話発信(3)]</u>



【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3 信号手順

B.3.1 発信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.1.1 通常動作

▼発信側公衆用基地局は、発信者番号通知できない事象が存在する場合、番号を通知しない旨の適切な詳細理由（発信者番号非通知理由）を設定した「呼設定」（SETUP）メッセージを発信側加入者線交換機に送信する。

- －発信ユーザが発信者番号通知制限（CUIR）付加サービスを起動したため通知できない（ユーザ拒否のため通知不可）
- －他サービスとの競合条件により通知できない（サービス競合のため通知不可）
- －公衆電話からの発信であるため通知できない（公衆電話発信のため通知不可）

発信側加入者交換機は、受信した発信者番号非通知理由を透過的に着信側加入者交換機に送信する。

▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3.1.2 例外動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.3.2 中継交換機での動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.3.3 着信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.3.1 通常動作

▼デジタル網は発信者番号が着信公衆用基地局に通知されない場合、発信者番号非通知理由明示(CauseOfNoIdInformation)インボークコンポーネントに、以下に示す発信者番号非通知理由を設定したファシリティ情報要素を含む「呼設定」（SETUP）メッセージを着信公衆用基地局に送信する。

- －発信者番号も通知制限の表示も受信しなかった場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。
- －受信した表示識別子が「インタワーキングのため利用できない番号」に設定された場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。
- －受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信しない場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

ー受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信する場合、デジタル網は受信した発信者番号非通知理由を透過的に設定する。

発番号情報要素の表示識別子が「表示許可」に設定され、発信者番号が着信公衆用基地局に通知される場合、着信側加入者線交換機は発信者番号非通知理由を着信公衆用基地局に送信しない。

以上は付表B-2/NTT-Q951.3-bに要約されている。

付表B-2/JT-Q951.3-b

着信側加入者線交換機で受信した情報			着信側加入者線交換機が 着信公衆用基地局へ送信する 発信者番号非通知理由
表示識別子	発信者番号非通知理由		
二	二	⇔	サービス提供不可のため通知不可
インタワーキングのため利用できない番号	二	⇔	サービス提供不可のため通知不可
表示制限	二	⇔	サービス提供不可のため通知不可
	ユーザ拒否のため通知不可	⇔	ユーザ拒否のため通知不可
	サービス競合のため通知不可	⇔	サービス競合のため通知不可
	公衆電話発信のため通知不可	⇔	公衆電話発信のため通知不可
表示許可	二	⇔	二

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3.3.2 例外動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

付属資料C：公衆用基地局タイプ1とタイプ2について【JT-Q951.3-bに準拠する】

NTT-Q951.4-b PHS公衆用基地局ーデジタル網間インタフェース 発信者番号通知制限付加サービス

1. 発信者番号通知制限（CUIR）

1.1 定義【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.2 解説

1.2.1 概要【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.2.2 特殊用語【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限【規定しない】

1.2.4 状態定義【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.3 運用上の要求条件

1.3.1 サービス提供／取消し【規定しない】

1.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件

▼発番号通知制限（CUIR）付加サービスに関する全ての情報は、NTT-Q951-bで規定された基本呼設定手順の一部として送出される「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれる。▲

【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.3.3 デジタル網内での要求条件【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.4 コーディング上の要求条件

▼NTT-Q951.3-bの1.4と同様である。▲

【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始／停止／登録【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 発信公衆用基地局での動作【規定しない】

1.5.2.2 発信側加入者線交換機での動作

1.5.2.2.1 通常動作

1) 公衆用基地局タイプ1【JT-Q951.4-bに準拠する】

2) 公衆用基地局タイプ2

▼デジタル網は発信側公衆用基地局から表示識別子が含まれていない「呼設定」（SETUP）メッセージを受信した場合、呼を切断する。表示識別子は基本呼要求に従って相手側に転送される。▲

【JT-Q951.4-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.2.2 例外手順【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2.3 中継交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2.4 着信側加入者線交換機での動作

1.5.2.4.1 通常動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2.4.2 例外手順【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF送信【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバー【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.3 ユーザスクランブル【規定しない】

1.6.4 サブアドレス【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.5 発信者番号通知(CUIP)【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.6 発信者番号通知制限(CUIR)【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.7 着信転送系サービス

1.6.7.1 無条件着信転送(CFU)【規定しない】

1.6.7.2 ビジー時着信転送(CFB)【規定しない】

1.6.7.3 無応答時着信転送(CFNRY)【規定しない】

1.6.7.4 圏外・電源断着信転送(CFNRC)

▼NTT-Q952-b参照。▲

【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.6.8 規制【規定しない】

1.6.9 ローミング【規定しない】

1.6.10 PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス(PHS-UUS)

1.6.10.1 サービス1【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.10.2 サービス2【規定しない】

1.6.10.3 サービス3【規定しない】

1.7 他網との相互作用

1.7.1 ISDN網との相互作用

1.7.1.1 発信側加入者線交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.7.1.2 中継交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.7.1.3 着信側加入者交換機での動作【規定しない】

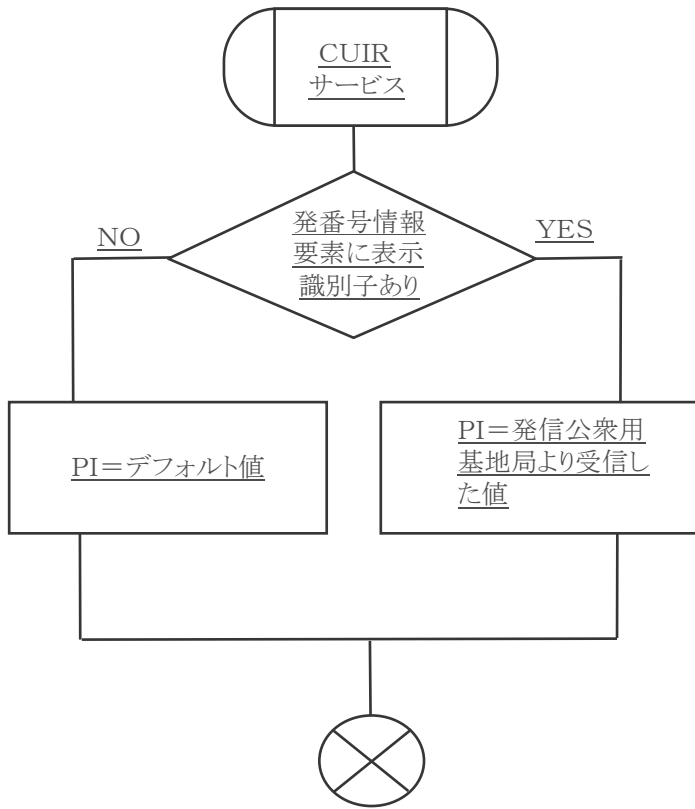
1.7.2 非ISDNとの相互作用【規定しない】

1.7.3 私設ISDNとの相互作用手順【規定しない】

1.8 信号フロー【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.9 パラメータ値(タイマ)【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.10 動的記述▼



発信者番号通知（CUIP）の
発側のデジタル網における動的記述に戻る。

注1 - PI（表示識別子）= 00 「表示許可」
PI（表示識別子）= 01 「表示制限」

図1. 1 / NTT-Q951. 4-b

発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ1] ▲

【JT-Q951. 4-bでは▼▲の規定が異なる】

図1. 2 / NTT-Q951. 4-b 発側のデジタル網における動的記述 [公衆用
基地局タイプ2] 【JT-Q951. 4-bに準拠する】

付属資料A：公衆用基地局タイプ1とタイプ2について【JT-Q951.4-bに準拠する】

NTT-Q952-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース 着信転送付加サービス

▼以下に記述される規定は、PHS MoUとの対応関係はない。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

1. 定義

1.1 規定範囲

▼本規定は、公衆用基地局-デジタル網間において、デジタル網に対する着信転送付加サービスの転送先がPHS網番号の場合の動作について規定する。

圏外・電源断時着信転送（CFNRc）付加サービスにより、サービス対象ユーザは、サービス対象ユーザのISDN番号へ全ての着信呼あるいは特定の基本サービスに関連した着信呼が圏外の場合に、デジタル網の別の番号へ転送させることができる。サービス対象ユーザの発信サービスは影響を受けない。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

2. 解説

2.1 概要

▼着信先の契約活用型PHS系端末機器が圏外または電源断と当社網が判断した場合、予め当社網に登録された転送先電話番号へその呼を転送する。▲

【JT-Q952-bでは、▼▲の規定が異なる】

2.2 定義【JT-Q952-bに準拠する】

2.3 略語【JT-Q952-bに準拠する】

2.4 状態定義【規定しない】

3. 動作上の要求条件【規定しない】

4. コーディングの要求条件

4.1 情報要素のコーディング

4.1.1 通知識別子情報要素のコーディング【規定しない】

4.1.2 転送元番号情報要素のコーディング

▼転送元番号情報要素の目的は、着信転送の転送元を特定するためである。

転送元番号情報要素は図1／NTT-Q952-bに示すようにコーディングされる。この情報要素の最大長は25オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテッ	
ト									
0	転送元番号						1		
	1	1	1	0	1	0	0		
情報要素識別子									
転送元番号情報要素内容長									
0/1 拡張	番号種別			番号計画識別					3
0/1 拡張	表示識別子	0 0 0			0 0			3a	
	予備			予備					
1 拡張	0 0 0			着信転送理由					3b
	予備								
0 予備	番号ディジット (IA5キャラクタ)							4 etc.	

図1／NTT-Q952-b 転送元番号情報要素

転送元番号情報要素の各部分は、次に定義されているオクテット3bを除いてNTT-Q931-bの4. 5. 10節（発番号情報要素）で規定されているようにコーディングされる。

着信転送理由（オクテット3b）の値は表4／NTT-Q952-bに要約されている。

表4 / NTT-Q952-b 着信転送理由コード値

ビット	意味
4321	
0000	不定
0001	ビジー時または着信DTEビジー時着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）
0010	無応答時着信転送（回線交換モードのみ）
0011	圏外・電源断時着信転送
1111	無条件着信転送またはシステムの着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）
1010	着信DTEによる呼毎着信転送または着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）

注－他の全ての値は予約されている▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

4.1.3 転送先番号情報要素のコーディング【規定しない】

5. 公衆基地局－デジタル網間でのシグナリング手順【規定しない】

5.1 起動／停止／問合せ【規定しない】

5.2.1 発信ユーザへの着信転送通知【規定しない】

5.2.2 発信ユーザへの転送先ユーザ通知【規定しない】

5.2.3 サービス対象ユーザでの動作【規定しない】

5.2.4 転送先ユーザでの動作

5.2.4.1 通常動作

▼公衆用基地局に転送元番号情報要素を転送する。表4 / NTT-Q952-b 着信転送理由

コード値の規定以外の転送理由を受信した場合は、不定にマッピングされる。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

5.2.4.2 例外手順【JT-Q952-bに準拠する】

5.3 サービス対象ユーザへの警告通知【規定しない】

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 番号通知サービス

6.1.1 発信者番号通知（CUIP）【JT-Q952-bに準拠する】

6.1.2 発信者番号通知制限 (CUIR) 【JT-Q952-bに準拠する】

6.2 着信転送サービス

6.2.1 無条件着信転送 (CFU) 【規定しない】

6.2.2 ビジー時着信転送 (CFB) 【規定しない】

6.2.3 無応答時着信転送 (CFNRy) 【規定しない】

6.2.4 圏外・電源断時着信転送 (CFNRc)

▼相互作用なし▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

6.3 規制 【規定しない】

6.4 DTMF送出 【JT-Q952-bに準拠する】

6.5 ハンドオーバ 【JT-Q952-bに準拠する】

6.6 ユーザスクランブル 【規定しない】

6.7 サブアドレス 【JT-Q952-bに準拠する】

6.8 PHSユーザ・ユーザ情報転送サービス (PHS-UUS)

▼ ▼NTT-Q957-bを参照。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

6.9 コールトランスファ (CT) 【規定しない】

6.10 複数PHS番号 【規定しない】

7. 他網との相互作用

I SDNとの相互作用

7.1.1 着信転送元が I SDN網の場合の手順 【規定しない】

7.1.2 着信転送元が PHS網の場合の手順

▼着信転送理由 (圏外・電源断時着信転送) は I SDN網への転送は図 7-2 / NTT-Q952-bのように変換される。

PHS網

I SDN網

Bits	Meaning	Bits	Meaning
4 3 2		4 3 2	
<u>1</u>		<u>1</u>	
0 0 1	圏外・電源断時着信転送	0 0 0	不定
<u>1</u>		<u>0</u>	

図7-2 / NTT-Q952-b▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

7.2 非ISDNとの相互作用【規定しない】

7.3 私設ISDNとのインタワーキング手順【規定しない】

8. 信号フロー図【規定しない】

9. パラメータ値（タイム）【規定しない】

10. 動的な記述（SDL）【規定しない】

技術的条件集別表 8 活用型PHS特有機能

1 機能一覧

当社網が提供する直接協定事業者網に特有な機能の一覧、及びその機能の概要を表 1 に示す。

各機能の信号方式についての詳細は、技術的条件集別表 7 による。

表 1 活用型PHS特有機能の一覧

機能名	機能概要
位置登録機能	インタフェースと活用型PHS系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型PHS系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能
PB音生成機能	直接協定事業者網からのDチャンネルを用いたPB音送信要求に基づき、当社網がBチャンネルにPB音を重畳する機能
ハンドオーバ機能	通信中のチャンネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャンネルに変更する機能
一斉呼出し機能	Dチャンネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能
認証機能	直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型PHS系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能
緊急呼（110, 119）接続機能	直接協定事業者網からの110/119番接続要求に基づき、110/119番受付台へ接続する機能
公衆用基地局に対するパケット通信機能	公衆用基地局と当社網間におけるパケット通信機能（PVC及びVC）を提供する機能
公衆用基地局からの発信機能	公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのデジタル通信モードでの発信機能

技術的条件集別表 8 削除

災害時優先電話接続機能（注1）	災害時における重要通信の確保を目的として、 予め、当社網に特定のPHS加入者に対して優 先ユーザである旨の登録を行っておくことで、 発信PHS加入者が優先ユーザである場合、当 社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能と させる機能
呼設定情報通知機能（注2）	災害時における重要通信の確保を目的として、 発信者が優先ユーザである場合、発信者が優先 ユーザであることを当社網に通知することで、 当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可 能とさせる機能
「経過表示」（PROG）メッセージ受 信機能（注2）	公衆基地局からデジタル網に送出される 「経過表示」（PROG）メッセージを受信可能 とする機能

（注1）当社認証方式の場合のみ提供する。

（注2）独自認証方式の場合のみ提供する。

2 位置登録機能

2.1 概要

インタフェースと活用型PHS系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型PHS系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能。

2.2 提供条件

- ・本機能は、直接協定事業者網からの位置登録要求に従って当社網が行う。
- ・登録された着信先情報は、新たな位置登録が行われるまで保持する。
- ・位置登録要求は該当する活用型PHS系番号の通信状態が空状態の場合のみ受け付ける。

2.3 信号方式

2.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

2.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

2.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

2.3.4 PHSサービス制御手順

シーケンス例を技術的条件集別表7付図G-2-1/NTT-Q932-aに示す。

3 PB音生成機能

3. 1 概要

直接協定事業者網からのDチャンネルを用いたPB音生成要求に基づき、当社網がBチャンネルにPB音を重畳する機能。

3. 2 提供条件

- ・本機能利用時のBチャンネル情報はPB音のみとなる。
- ・PB音の技術条件は事業用電気通信設備規則（押しボタンダイヤル信号の条件）による。

参考として当社網で提供するPB信号の技術的条件を表2に示す。また、PB音送出時間の参考値としては、仮に一つの「ファシリティ」メッセージで32個のPB音の送出を行う場合、約7秒の時間を必要とする。

表2 PB音の技術的条件（参考値）

信号送出時間	100ms
ミニマムポーズ	100ms
周期（信号送出時間+ミニマムポーズ）	200ms

3. 3 信号方式

3. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

3. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

3. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

3. 3. 4 サービス制御手順

本機能はPB音生成オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージにて提供される。このPB音生成オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージについての条件を表3に示す。

表3 PB音送出オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージ

メッセージを受付可能な当社網の状態	「発呼受付」状態及び「通信中」状態 ただし、通信モードは“通話モード”に限る。
メッセージ中のPB信号数	最大32個
送信可能なPB信号	IA5キャラクタによる0～9、#及び*

メッセージ中に含むことができる“ファシリティ”情報要素の数	1つ
1 CALL 中で送信可能なメッセージ数	制限なし
受付可能なPB信号の送信要求数 (“メッセージを受付可能な状態”にあるBチャンネル単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・送信要求されたPB信号がない場合は、最大64信号までのPB音生成要求を受け付け可能。 ・既に送信要求されたPB信号がある場合は、当社網が未生成のPB信号数を含み最大64信号までのPB音生成要求を受け付け可能。 ・上記制限を越えて要求されたPB信号については送信要求は受け付けられず、廃棄される。

3. 3. 4 PHSサービス制御手順

シーケンス例を図1に示す。

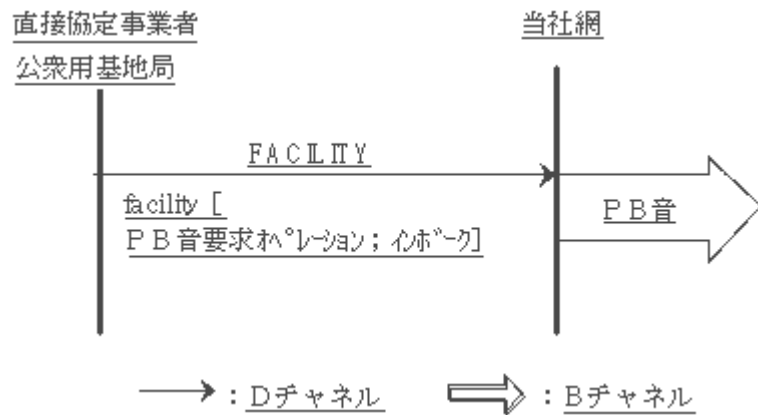


図1 PB音生成機能

4 ハンドオーバー機能

4. 1 概要

通信中のチャンネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャンネルに変更する機能。

4. 2 提供条件

・切替先公衆用基地局と切替元公衆用基地局（注1）が同じ直接協定事業者網であること。

・通信モードは通話モード及びデジタル通信モードで提供する。

（1）通信確立時の通信モードが通話モード（情報転送能力が音声又は3.1kHzオーディオ）の場合

・ハンドオーバー要求が通信確立時と異なる通信モード（デジタル通信モード）で行われた場合はハンドオーバー要求を拒否する。

・ハンドオーバー要求が通信確立時と同じ通信モード（通話モード）で行われた場合、ハンドオーバー要求は通信確立時と同じ伝達能力（情報転送能力）で行うことが望ましいが、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にて行われたハンドオーバー要求でも拒否せず、通信確立時の通信条件にてハンドオーバーが行われる。

（2）通信確立時の通信モードがデジタル通信モード（情報転送能力が非制限デジタル情報）の場合ハンドオーバー要求は、通信確立時の伝達能力（情報転送能力）で行う。ハンドオーバー時に、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にてハンドオーバー要求が行われた場合は、ハンドオーバー要求を拒否する。

・パケットモード（バーチャルコールサービス）では提供しない。

・当社認証方式の直接協定事業者網からのハンドオーバー要求の場合、ハンドオーバー要求PHS端末機器の認証が成功すること。独自認証方式の場合は、本条件は必要ない。

・通信中状態であること。

・緊急通報呼における異なる交換機配下のハンドオーバーは許容しない。

・発番号の通知可／不可の設定についても、ハンドオーバー要求時は、通信確立時の設定で行うことが望ましい。ハンドオーバー時に、通信確立時と発番号通知可／不可の設定が異なるハンドオーバー要求が行われた場合、通信確立時の通信条件にてハンドオーバーが行われる。

・通信チャネルの切替時、通信パスの瞬断が発生する場合がある。

・異なる交換機配下のハンドオーバー時に設定される発ユーザ種別は、通信確立時の通信条件と必ずしも一致しない。

（注1）切替元公衆用基地局：ハンドオーバー要求を行う前にその呼の通信に使われている公衆用基地局

切替先公衆用基地局：ハンドオーバー要求を行った後にその呼の通信に使われている公衆用基地局

4. 3 信号方式

4. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 2 レイヤ 2

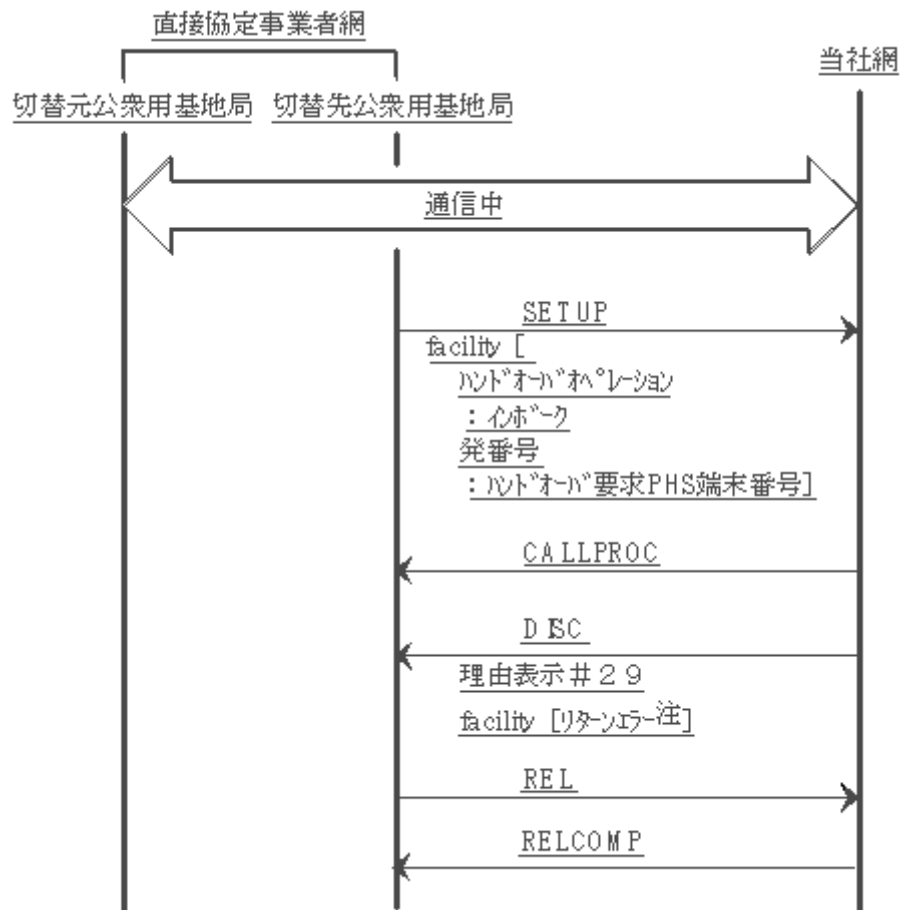
技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 3 レイヤ 3

技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 4 PHS サービス制御手順

シーケンス例 (正常) を技術的条件集別表 7 付図 G-2-5 / NTT-Q932-a
に、シーケンス例 (準正常) を図 2 に示す。



理由表示 # 29 : ファシリティ拒否 (注) リターンエラーはリジェクトの場合もある

図2 ハンドオーバー処理シーケンス例 (準正常)

5 一斉呼出し機能

5.1 概要

Dチャンネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能。

5.2 提供条件

5.2.1 通信対象公衆用基地局の選択条件

5.2.1.1 当社認証方式

当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間 (約 10 秒 : 一斉呼出しタイム値)

以内に一番早く「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする（図3-1参照）。前記の時間内に通信対象公衆用基地局が選択されなかった場合、当社網は着信接続先PHS端末機器が圏外又は電源断と判断する（図3-2参照）。

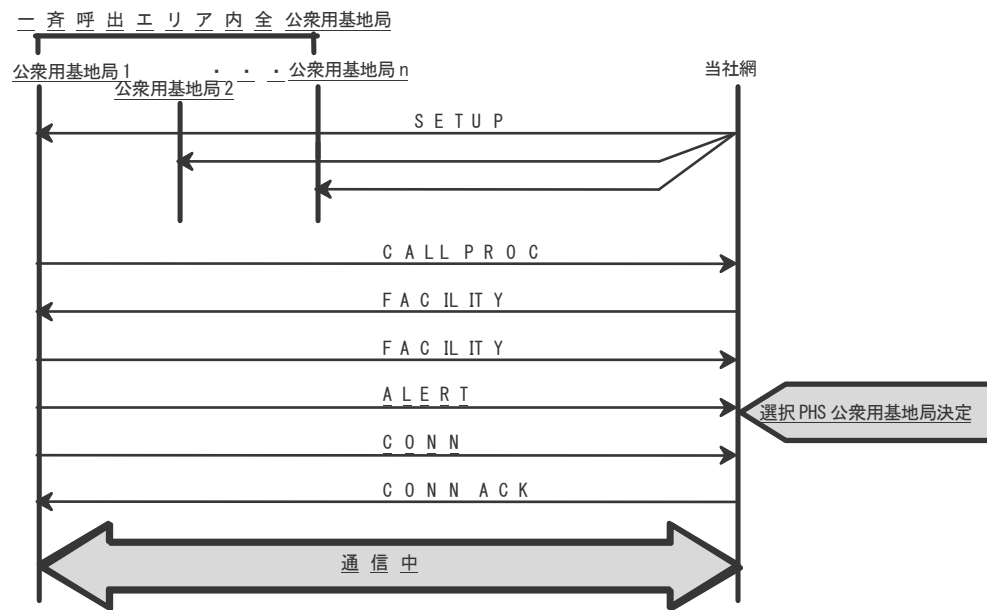


図3-1 一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定される場合）

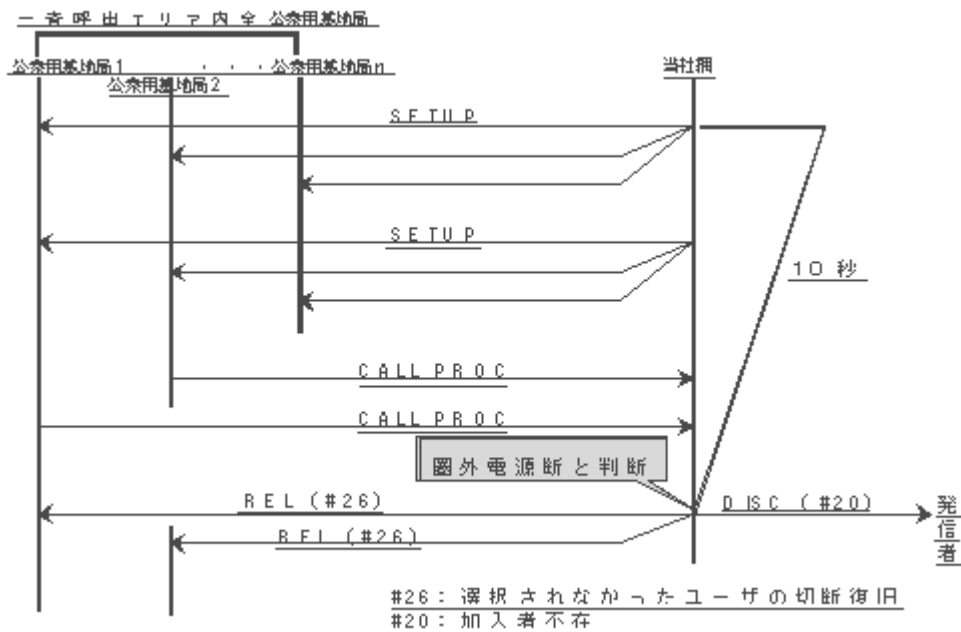


図3-2 一斉呼出しシーケンス例 (選択公衆用基地局が決定されない場合)

5.2.1.2 独自認証方式

当社網から送出した「呼設定」メッセージに対して返送された「呼設定受付」メッセージに続いて、一番早く「経過表示」、「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする(図4-1参照)。当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間(約10秒:一斉呼出しタイマ値)以内に「呼設定受付」メッセージを受信しなかった場合、当社網は着信接続先PHS端末機器が圏外または電源断と判断する(図4-2参照)。

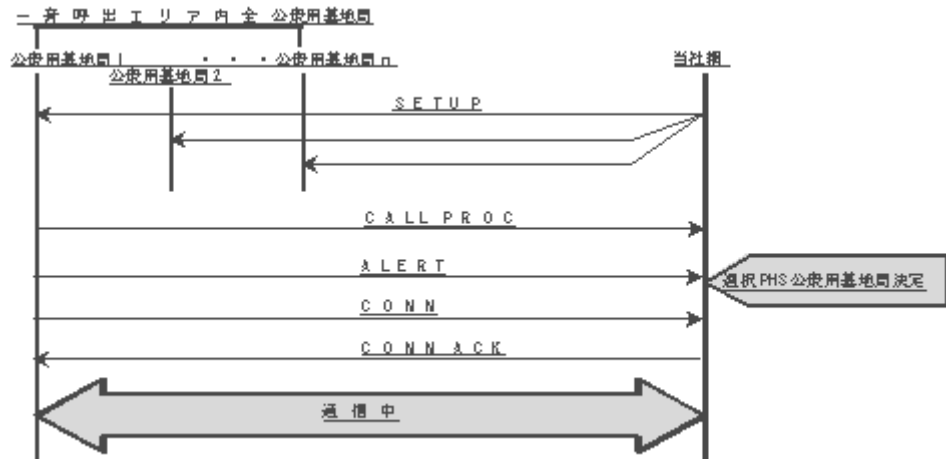


図4-1 一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定される場合）

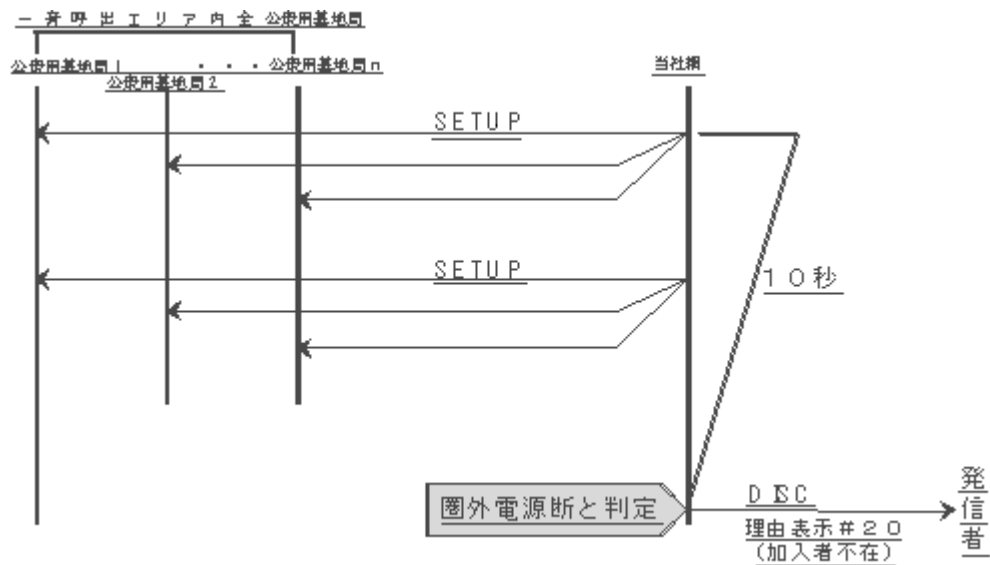


図4-2 一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定されない場合）

5. 2. 2 選択公衆用基地局決定時の非選択公衆用基地局に対する処理

既に「呼設定受付」メッセージを送出しており、かつ選択公衆用基地局決定時に解放

されていない非選択公衆用基地局が存在した場合、当該公衆用基地局に対し「解放」メッセージ（理由表示：#26「選択されなかったユーザの切断復旧」）を送出し、解放する。その他公衆用基地局に対しては、何も動作しない。

5. 2. 3 当社網と公衆用基地局間のBチャンネル選択条件

- ・当社網と公衆用基地局間のBチャンネル選択は公衆用基地局が行う（緊急呼 110/119 呼び返し時を除く）。
- ・当社網は公衆用基地局への着信時、「呼設定」メッセージ送出時にBチャンネルの指定を行わない。（“チャンネル識別子”情報要素に「任意チャンネル」を設定）
- ・公衆用基地局は「呼設定受付」メッセージ送出時にチャンネルを指定する。（“チャンネル識別子”情報要素に「Bチャンネル指定、変更不可」を設定）

5. 3 信号方式

5. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

5. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。着信時の公衆用基地局への「呼設定」メッセージはUIフレームを用いて送出する。（図5参照）

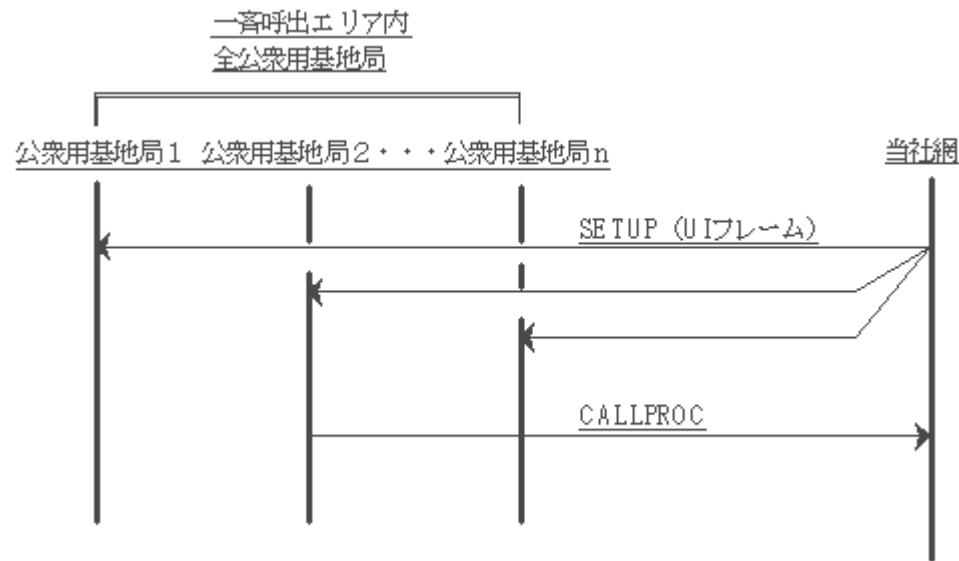


図5 UIフレームを用いた一斉呼出し

5. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

5. 3. 4 シーケンス例は図3-1・3-2、図4-1・4-2参照) 着信時、着活用型PHS系番号が必ず通知される。

6 認証機能

6.1 概要

直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型PHS系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能

。

6.2 認証方法

ARIB標準RCR STD-28付録1“第2世代コードレス電話システム（屋外公衆用）の認証に関する標準規格〔最新版〕”による。

6.3 信号方式

6.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

6.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

6.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

6.3.4 直接協定事業者網との発着信接続、ハンドオーバー及び位置登録時の認証シケンス例を技術的条件集別表7付図G-2-2～4/NTT-Q932-aに示す。

7 緊急呼（110、119）接続機能

7.1 概要

直接協定事業者網からの110/119番接続要求に基づき、110/119番受付台へ接続する機能。

7.2 提供条件

7.2.1 通信モード

通信モードは、通話モードでのみ提供する。

7.2.2 受付応答時の信号の挿入

- ・受付台がPHS端末機器からの緊急呼であることの識別を可能とさせるために、受付台応答時に当社網から受付台へ当社の指定する信号を送出する。

7.2.3 チャンネル保留条件

- ・保留対象チャンネルは、直接協定事業者網と当社網間の通話チャンネルである。
- ・当社網でのチャンネル保留時間は40秒である。
- ・保留開始契機は、110/119番受付台との通話後に直接協定事業者網からの切断信号を受信した時点である。（図6参照）
- ・110/119番受付台との通話後に受付台から切断される場合は、チャンネル保留は行わず通常の呼切断処理を行う。（図7参照）

7.2.4 呼び返し条件

当社網でのチャンネル保留時間（40秒）中は保留対象公衆用基地局に対してのみに着信する。（図8参照）なお、PHS接続装置ではハンドオーバーが行われたのちに保留状

態になった場合は、呼び返しは切り替え先公衆用基地局に行われる。また、緊急呼通信中に保留状態になった場合は、公衆用基地局を再呼びする。この保留時間の満了後は一斉呼出しを行う。

・呼び返し着信時（保留時間中）のチャンネル条件

公衆用基地局への「呼設定」メッセージ送信時、当社網は110/119番受付台通話時に使用し保留したBチャンネルを指定して着信する。（図9参照）

7. 2. 5 保留中の条件

緊急呼通話中及び、緊急呼保留中に、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバーは提供しない。

同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバーの場合、保留中の条件を以下に示す。

7. 2. 5. 1 発信条件

保留対象活用型PHS系番号での発信は基本的に規制する。（図9参照）

7. 2. 5. 2 着信条件

保留対象活用型PHS系番号への着信は、110/119番受付台からの呼び返し着信（前述の“7. 2. 4呼び返し条件”の項参照）のみを接続する。それ以外からの着信は基本的に規制する。

7. 2. 5. 3 位置登録条件

保留対象活用型PHS系番号での位置登録は基本的に許容しない。

7. 2. 6 保留停止条件

・保留タイマのタイムアウトによる。（図10参照）

・110/119番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した場合。

7. 2. 7 保留タイマ再設定条件

110/119番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した後、PHS端末機器が切断した場合。

7. 3 信号方式

7. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

7. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

7. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

7. 3. 4 “提供条件”に関連するシーケンス例を図6～図10に示す。

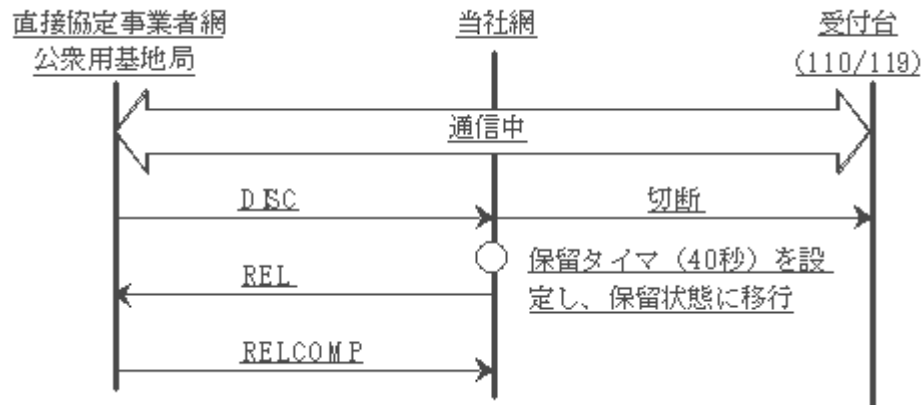


図6 緊急呼通話後切断シーケンス例 (直接協定事業者網からの切断)

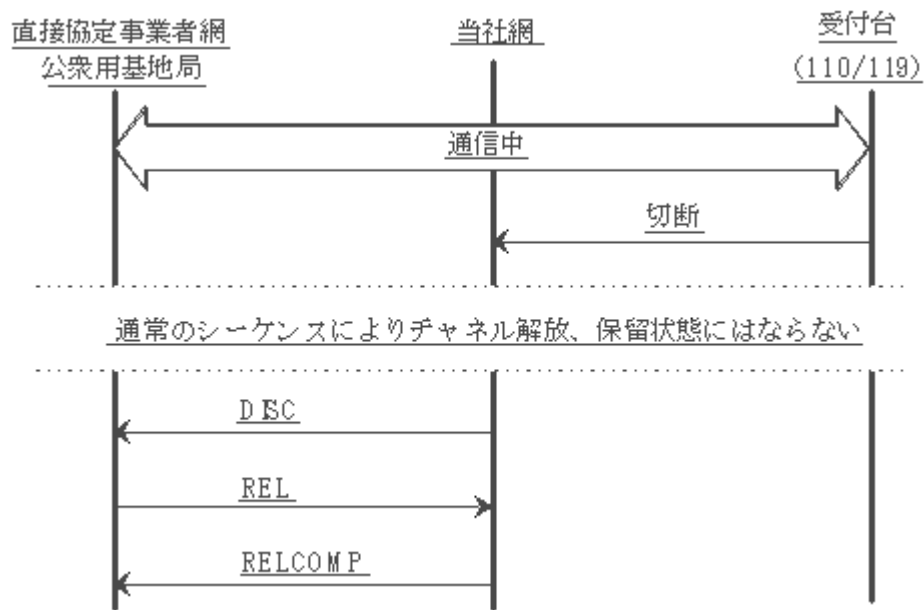
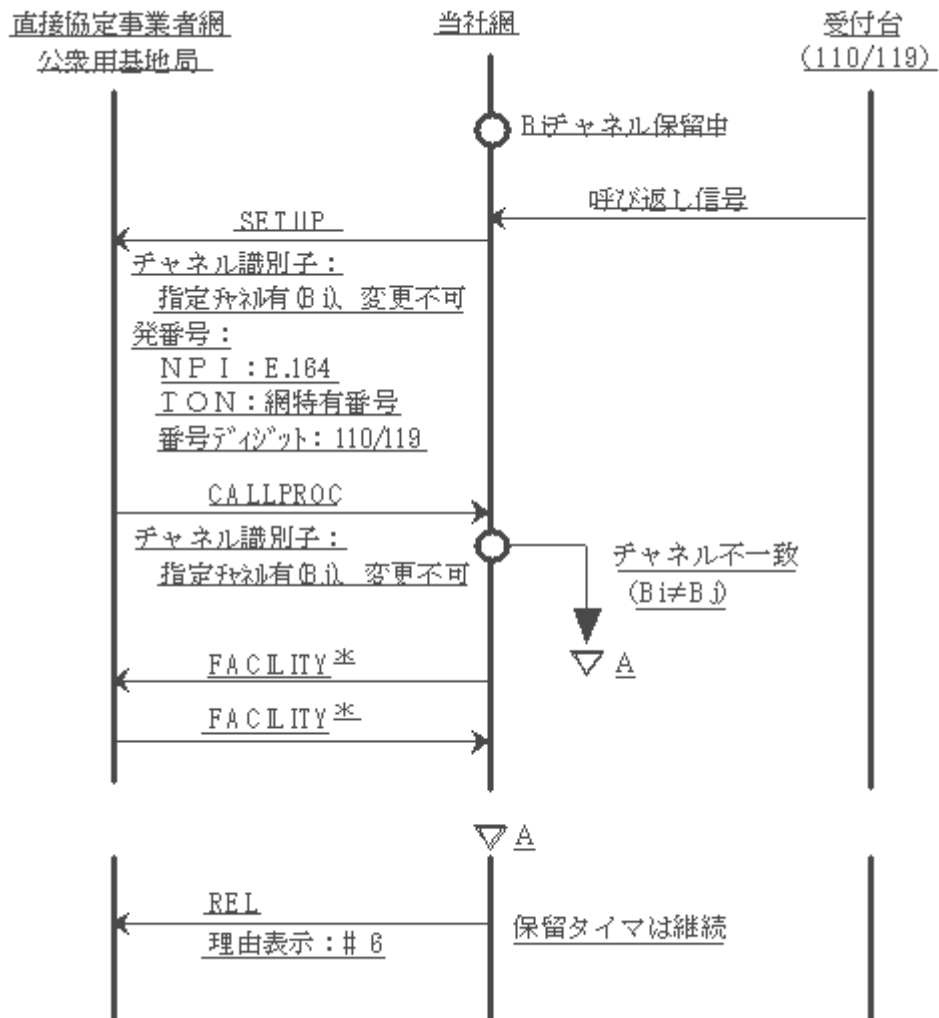


図7 緊急呼の切断シーケンス例 (110/119受付台からの切断)



* : 緊急呼を発信した直接協定事業者網が当社認証方式である場合

図8 緊急呼の呼返しシーケンス例

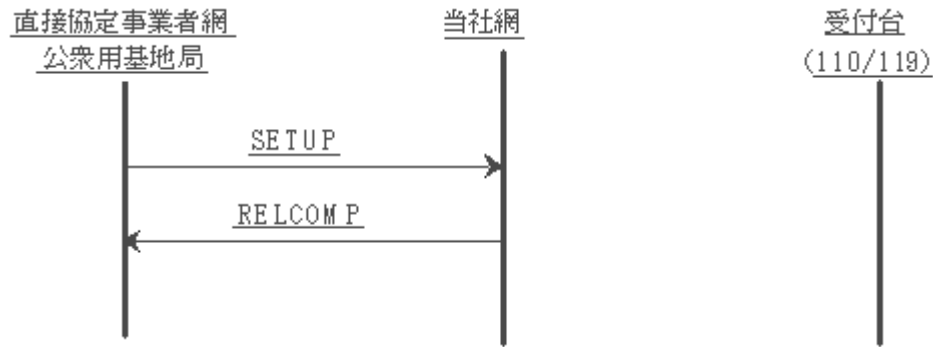


図9 保留中活用型PHS系番号からの発信シーケンス例

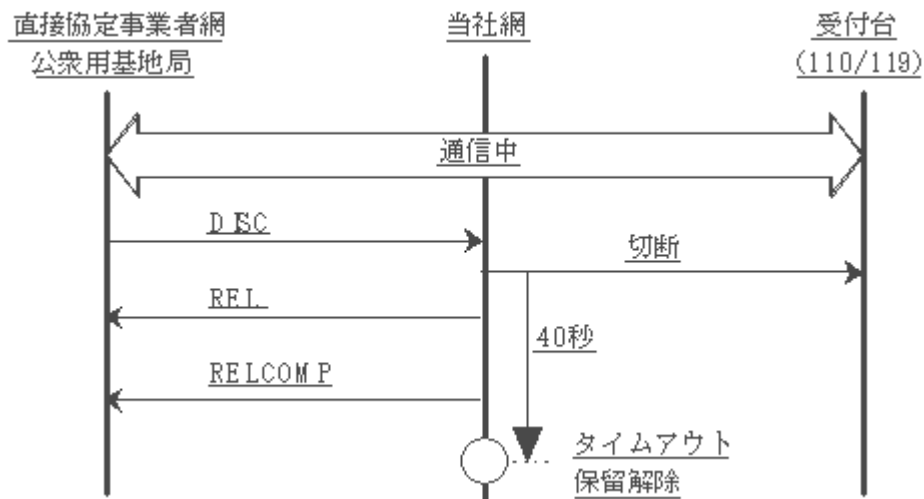


図10 緊急呼のチャネル保留タイマのタイムアウト時のシーケンス例

8 公衆用基地局に対するパケット通信機能

8.1 概要

公衆用基地局に対して技術的条件集別表7のパケット通信機能を提供する。

8.2 提供条件

8.2.1 提供ベアラ

ITU-T勧告I.232のパケットモードベアラサービスのうち、パーマネントバーチャルサーキット（以下「PVC」という。）及びバーチャルコール（以下「VC」という。）ベアラサービスを提供する。

8.2.2 提供形態

PVCベアラサービスとして直接協定事業者網からパケット端末機器間の1論理チャンネルで提供するSPVC方式と直接協定事業者網と当社網間の複数の論理チャンネルを当社網とパケット端末機器間の1論理チャンネルに多重するMPVC方式を提供する。ただし、SPVCとMPVCは同一直接協定事業者網に混在提供できない。

SPVC、MPVC及びVCの提供形態をそれぞれ図11(a)、図11(b)及び図11(c)に示す。また、提供条件を表4に示す。

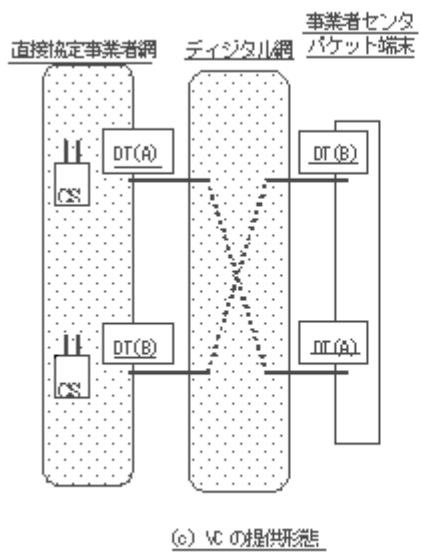
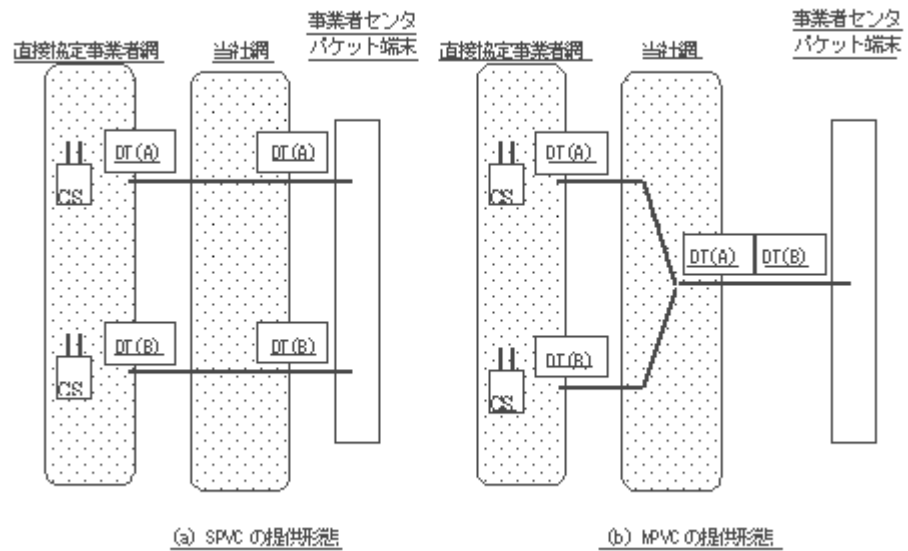


図 11 提供形態

表4 提供条件

サービス項目	SPVC	MPVC
使用チャンネル	Dチャンネル	Dチャンネル
論理チャンネル	LCGN:00 LCGN:001~XXX (注)	LCGN:00 LCN:001~004
SAPI	16	16
TEI	最大8	1 (TEI=0)
Dビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大5	1
ユーザデータサイズ	128オクテット	124オクテット
スループットクラス	9600ビット/秒以下	2400ビット/秒以下

サービス項目	VC	
使用チャンネル	Dチャンネル	Bチャンネル
論理チャンネル	LCGN:00~15 LCN:001~255 最大契約数 124 (各 TEI の合計)	LCGN:00~15 LCN:001~255 最大契約数 248
SAPI	16	0
TEI	1 (TEI=0)	1 (TEI=0)
Dビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大5 (この時、ユーザデータサイズ128オクテット)	最大5 (この時、ユーザデータサイズ128オクテット)
ユーザデータサイズ	最大256オクテット (この時、ウィンドウサイズ4)	最大4096オクテット (この時、ウィンドウサイズ2)
スループットクラス	9600ビット/秒以下	9600ビット/秒以下

(注) 具体的な設定数については別途協議が必要となる。

MPVCはパケットレイヤでエンド-エンドの信号送達が保証されない。また、スループットが低く、信号紛失等の検出に時間がかかる。(公衆用基地局と当社網間のパケットリンク断等はセンタ端末機器には通知されない。)

8. 3 信号方式

8. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

8. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

8. 3. 3 レイヤ3

8. 3. 3. 1 使用パケット種類

本インタフェースで使用するパケットの種類は技術的条件集別表7のNTT-X. 25に関する規定のうち表5に示すものである。

表5 使用パケット種類（レイヤ3）一覧

直接協定事業者網 →当社網	直接協定事業者網 ←当社網
パケット名 略号	パケット名 略号
発呼要求 CR	接続完了 CC
復旧要求 CQ	切断指示 CI
切断確認 CF	復旧確認 CF
データ DT	データ DT
受信可 RR	受信可 RR
受信不可 RNR	受信不可 RNR
リセット要求 RQ	リセット指示 RI
リセット確認 RF	リセット確認 RF
割り込み IT	割り込み IT
割り込み確認 IF	割り込み確認 IF
リスタート要求 SQ	リスタート要求 SQ
リスタート確認 SF	リスタート確認 SF

8. 3. 3. 2 パケットフォーマット

SPVC、MPVCのDTパケットのパケットフォーマットをそれぞれ図12(a)、図12(b)に示す。

VCのCRパケットのパケットフォーマットを図12(c)に示す。VCにおいて、公衆用基地局はCRパケットにて着信課金要求することを必須とする。着信課金要求しなかった場合、原因「ローカル手順誤り」により呼は切断される。また、事業者センタパケット端末は、着信課金機能の契約を行うことが必須であり、行わなかった場合、原因「呼設定、切断または登録の問題」により呼は切断される。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子 Q D 0 1				論理チャンネルグループ番 (LCGN)			
Oct. 2	論理チャンネル (LCN)							
Oct. 3	受信順序番号 P(R)		データ表示 (M)		送信順序番号 P(S)		パケットタイプ 識別子 (TYP)	
Oct. 4	ユーザデータ (DATA)							
Oct. 131								

(a) SPVCのDTパケットのパケットフォーマット

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子 Q D 0 1				論理チャンネルグループ番号 (LCGN)			
Oct. 2	論理チャンネル (LCN)							
Oct. 3	受信順序番号 P(R)		データ表示 (M)		送信順序番号 P(S)		パケットタイプ識別子 (TYP)	
Oct. 4	パケットリンク ID情報 (注)							
Oct. 5								
Oct. 6								
Oct. 7								
Oct. 131	ユーザデータ (DATA)							

(注) 当社網間で付与するパケットリンクの識別番号を示す。

(b) MPVCのDTパケットのパケットフォーマット

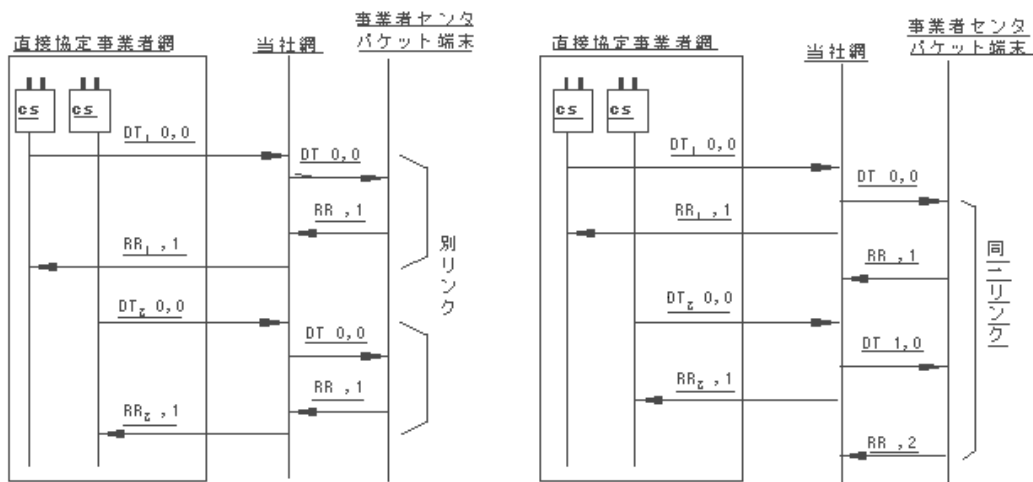
ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子				論理チャンネルグループ番号 (LCGN)			
	0	X	0	1				
Oct. 2	論理チャンネル (LCN)							
Oct. 3	パケットタイプ識別子							
	0	0	0	0	1	0	1	1
Oct. 4	アドレスブロック							
	ファシリティ長							
	ファシリティコード							
	0	0	0	0	0	0	0	1
	ファシリティパラメータ							
	X(注)	X(注)	0	0	0	0	0	1
	ユーザデータ (DATA)							

(注) ファーストセレクト要求の有無を表示する。

(c) VCのCRパケットのパケットフォーマット図 12 パケットフォーマット

8. 3. 4 PHSサービス制御手順

SPVC、MPVC及びVCのシーケンス例をそれぞれ図 13(a)、図 13(b)及び図 13(c)に示す。

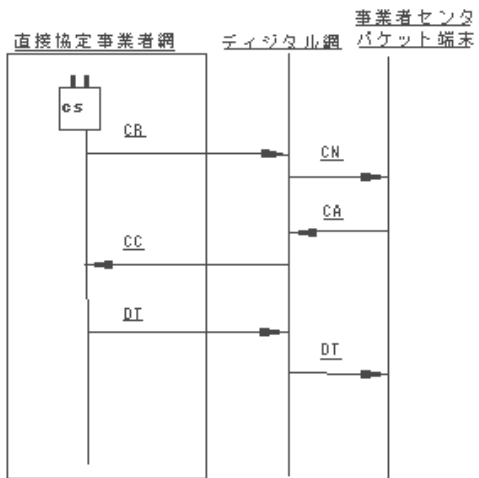


(a) SPVC シーケンス例

(b) MPVC シーケンス例

(注) P(T) P(S) P(R)

- 受信順序番号
- 送信順序番号
- インターフェース番号
- パケット略号



(c) VC シーケンス例

図 13 シーケンス例

8. 4 接続番号

VCにおいて、デジタル網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとする。デジタル網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとする。

$$\frac{1}{\text{エスケープコード}} + \frac{4401}{\text{データ網識別番号}} + \frac{ABCDEFG}{\text{網端末番号}}$$

$$\frac{00XY}{\text{事業者識別番号}} + \frac{X\sim X}{\text{サービスコード}}$$

9 非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能

9. 1 概要

公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのデジタル通信モードでの発信機能。

9. 2 提供条件

本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ（SETUP）中の主な情報設定条件を表6に示す。

表6 SETUPの情報設定条件の概要

情報要素	設定条件の概要
伝達能力	
情報転送能力	「非制限デジタル情報」を設定する。
発番号	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報要素は必ず設定される。 ・番号体系は「A0C～J（A=5, 6）又はA0C～K（A=7）」である。 ・当該の発番号はPHS接続装置内で重複しない。
着番号	当社-ISDN網のアドレス（A～J）である。
ファシリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・本機能を利用する場合、必ず設定される。 ・本情報要素がない場合は、PHS端末機器発信とみなす。
オブジェクト識別子	「ntt-phs-specific-service」を設定する。
オペレーション	非制限デジタル発信公衆用基地局通知

9. 3 信号方式

9. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

9. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

9. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

(参考) 非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションが含まれた呼設定メッセージ (SETUP) を非制限デジタルベアラ以外のベアラで受信した場合は、デジタル網は理由表示値#57 (伝達能力不許可) を伴った切断メッセージ (DISC) を送出し呼を切断復旧する。

10 災害時優先電話接続機能

10. 1 概要

災害時における重要通信の確保を目的として、予め、当社網に特定のPHS加入者に対して優先ユーザである旨の登録を行っておくことで、その呼を優先的に取り扱うことを可能とする機能。

10. 2 提供条件

本機能の概要を図14に示す。

10. 2. 1 当社網に対する優先ユーザの登録方法については、直接協定事業者がオンラインにより当社網にサービスオーダー (以下「SO」という。) 登録する。オンラインによるSO登録に関する詳細については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。

10. 2. 2 優先ユーザからの発信呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。

10. 2. 3 優先ユーザとしての指定原則については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。

10. 3 信号方式

10. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

10. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

10. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

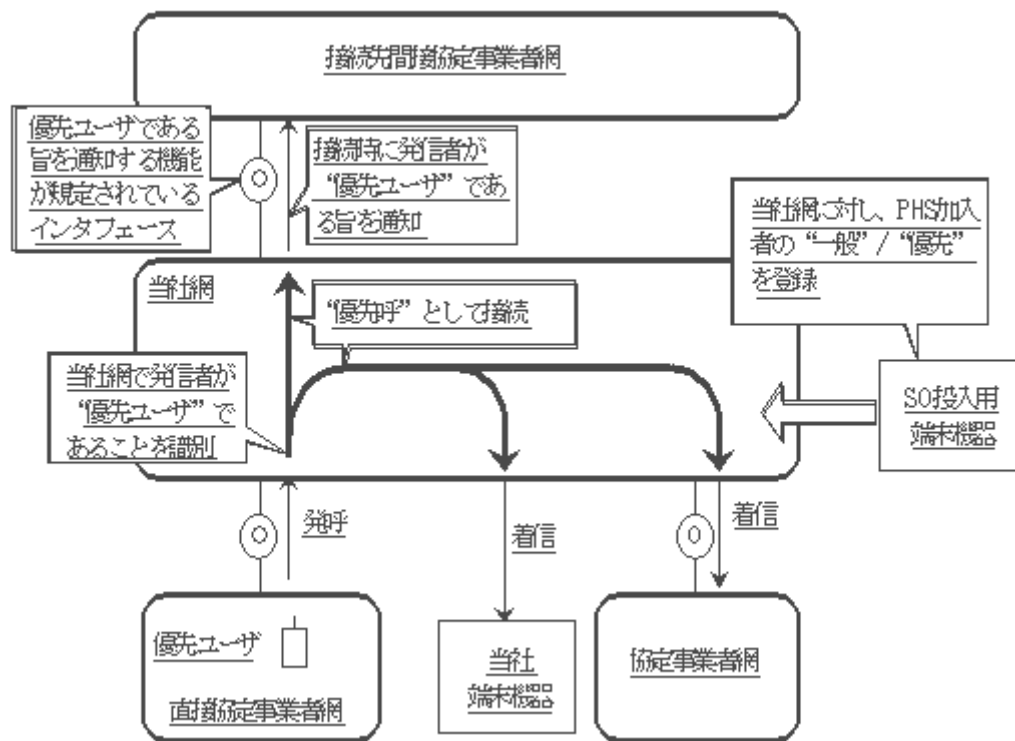


図 14 災害時優先電話接続機能の概要（“優先”と設定された場合）

1.1 呼設定情報通知機能

1.1.1 概要

災害時における重要通信の確保を目的として、発信 PHS 加入者が優先ユーザである場合、発信 PHS 加入者が優先ユーザであることを活用型 PHS 事業者が当社網に通知することで、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能。

1.1.2 提供条件

本機能の概要を図 15 に示す。

1.1.2.1 本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ (SETUP) 中に含める“ファシリティ”情報要素の情報設定条件の概要を表 7 に示す。

1.1.2.2 呼設定情報として“一般”が通知された場合、また、呼設定情報通知が行われなかった場合は、当社網においては、その呼は一般呼として扱われる。

11.2.3 その呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。

11.2.4 優先ユーザとしての指定原則については当社と直接協定事業者間で協議の上、決定する。

表7 呼設定情報通知機能のための情報設定

情報要素	設定内容
ファシリテイ	
オブジェクト識別子	「ntt-phs-specific-service」を設定する。
オペレーション	呼設定情報通知
呼設定情報	“一般”あるいは“優先”を設定する。

11.3 信号方式

11.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

11.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

11.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

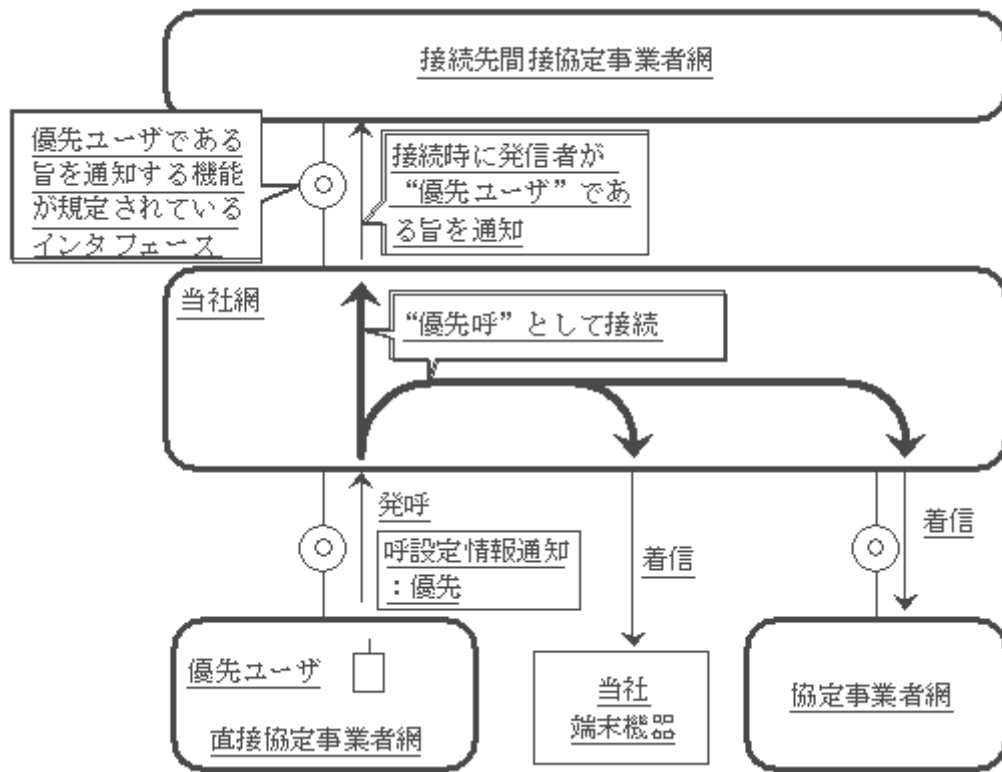


図 15 呼設定情報通知機能の概要（“優先”と設定された場合）

1.2 「経過表示」(PROG)メッセージ受信機能

1.2.1 概要

公衆基地局からデジタル網に送出される「経過表示」(PROG)メッセージを受信可能とする機能。

1.2.2 提供条件

- ・「着呼受付」または「呼出中」状態で、伝達能力が「音声」もしくは「3.1kHzオーディオ」かつ「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を受信した場合のみ機能を提供する。
- ・初回の「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”受信により、デジタル網は、逆方向のインチャネルを開放し、「応答」(CONN)または切断復旧用メッセージ受信までのアプリケーション

ンタイマ（180秒）を取得する。

- 「着呼受付」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”受信時は、その後「呼出」（ALERT）メッセージを受信した場合も、デジタル網は発信側に呼出音を送出しない。
- 「呼出中」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”受信時は、デジタル網は発信側への呼出音を停止する。

12.3 信号方式

12.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

12.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

12.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 12. 1 (SCCP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項
1～5 (略)

NTT-Q711-1 信号接続制御部 (SCCP) の機能
1～4 (略)

NTT-Q712-1 SCCPメッセージの定義および機能
1～3 (略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード
1、2 (略)

3 SCCPパラメータ
【別表 12 に準拠する】

3. 1 (略)

3. 4 着アドレス
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 1 (略)

3. 4. 2 アドレス

【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 1 信号局コード

【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。



ビット	8 7 6 5 4 3 2 1
ITU-T 固有領域	(略)
TTC 固有領域	(略)
網特有領域	(略)
	1 1 1 1 0 0 1 0
	1 1 1 1 0 0 1 1

(略)

(略)

(略)

クレジット

P サービス

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 12. 1 (SCCP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項
1～5 (略)

NTT-Q711-1 信号接続制御部 (SCCP) の機能
1～4 (略)

NTT-Q712-1 SCCPメッセージの定義および機能
1～3 (略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード
1、2 (略)

3 SCCPパラメータ
【別表 12 に準拠する】

3. 1 (略)

3. 4 着アドレス
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 1 (略)

3. 4. 2 アドレス

【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 1 信号局コード

【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 2 サブシステム番号

サブシステム番号 (SSN) は SCCP のユーザ機能を示し、使用される場合次のような 1 オクテットにコード化される。



ビット	8 7 6 5 4 3 2 1
ITU-T 固有領域	(略)
TTC 固有領域	(略)
網特有領域	(略)
	1 1 1 1 0 0 1 0
	1 1 1 1 0 0 1 1

(略)

(略)

(略)

クレジット

予備

	1 1 1 1 0 1 0 0
	(略)

サービス情報管理
(略)



【別表 1 2 では▼▲の規定が異なる】
(略)

	1 1 1 1 0 1 0 0
	(略)

サービス情報管理
(略)



【別表 1 2 では▼▲の規定が異なる】
(略)

技術的条件集別表 16 網特有 A S E 仕様

I. 網特有 ASE 共通部

1～2 (略)

3. オペレーション

3. 1 (略)

3. 2 オペレーションの機能と内容

3. 2. 1 制御判断依頼 (PRIS: Provide Instructions)

制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2/I 制御判断依頼 (PRIS) オペレーション

制御判断依頼	タイマ=T1	クラス=4	コード=1111 1110
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
(略)		(略)	(略)
第2網機能種別		0	4.2.102
交換機間ハンドオーバー表示		<u>0</u>	<u>4.2.104</u>
事業者情報転送		0	4.2.107

*1 いずれかのパラメータが必須

3. 2. 2～3. 2. 15 (略)

3. 2. 16 データ取得 (DGET: Data Get)

データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17/I データ取得 (DGET) オペレーション

技術的条件集別表 16 網特有 A S E 仕様

I. 網特有 ASE 共通部

1～2 (略)

3. オペレーション

3. 1 (略)

3. 2 オペレーションの機能と内容

3. 2. 1 制御判断依頼 (PRIS: Provide Instructions)

制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2/I 制御判断依頼 (PRIS) オペレーション

制御判断依頼	タイマ=T1	クラス=4	コード=1111 1110
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
(略)		(略)	(略)
第2網機能種別		0	4.2.102
事業者情報転送		0	4.2.107

*1 いずれかのパラメータが必須

3. 2. 2～3. 2. 15 (略)

3. 2. 16 データ取得 (DGET: Data Get)

データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17/I データ取得 (DGET) オペレーション

データ取得	タイマ=T17	クラス=1	コード=1110 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
(略)		(略)	(略)
登録番号		0	4.2.61
認証種別		0	4.2.62
認証キー		0	4.2.63
P用加入者データ		0	4.2.64
信号局番号群		0	4.2.70
(略)		(略)	(略)
照合用番号		0	4.2.98
ハンドオーバー用演算結果		0	4.2.105
エラー応答 (RE) のパラメータ		0	
(略)		(略)	(略)

3.2.17～3.2.22 (略)

3.2.23 分散データ取得 (DDGT: Dispersion Data Get)

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため、他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24/I 分散データ取得 (DDGT) オペレーション

分散データ取得	タイマ=T24	クラス=1	コード=1110 0111
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別*1		0	4.2.56

データ取得	タイマ=T17	クラス=1	コード=1110 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
(略)		(略)	(略)
登録番号		0	4.2.61
信号局番号群		0	4.2.70
(略)		(略)	(略)
照合用番号		0	4.2.98
エラー応答 (RE) のパラメータ		0	
(略)		(略)	(略)

3.2.17～3.2.22 (略)

3.2.23 分散データ取得 (DDGT: Dispersion Data Get)

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため、他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24/I 分散データ取得 (DDGT) オペレーション

分散データ取得	タイマ=T24	クラス=1	コード=1110 0111
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別*1		0	4.2.56

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の (RR) パラメータ		
認証種別	0	4.2.62
認証キー	0	4.2.63
P用加入者データ	0	4.2.64
エラー応答 (RE) のパラメータ		
(略)	(略)	(略)

*1 本パラメータは、繰り返し設定される。

3. 2. 24～3. 2. 28 (略)

3. 3 (略)

4. パラメータ

4. 1 パラメータ一覧

パラメータ一覧を表 4-1/I に示す。

表 4-1/I パラメータ一覧 (1/5)、(2/5) (略)

表 4-1/I パラメータ一覧 (3/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登録番号	1 契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等のそれぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101
認証種別	PHS サービスで端末認証を行う場合の端末認証を指定するための情報	1	4.2.62	10011111	00111110
認証キー	PHS サービスで端末認証を行う場合に使用するキー情報。上下4ビットは反転している	1～8	4.2.63	10011111	00111111

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の (RR) パラメータ		
エラー応答 (RE) のパラメータ		
(略)	(略)	(略)

*1 本パラメータは、繰り返し設定される。

3. 2. 24～3. 2. 28 (略)

3. 3 (略)

4. パラメータ

4. 1 パラメータ一覧

パラメータ一覧を表 4-1/I に示す。

表 4-1/I パラメータ一覧 (1/5)、(2/5) (略)

表 4-1/I パラメータ一覧 (3/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登録番号	1 契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等のそれぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101

P用加入者データ	PHS 端末毎の加入者データ	1～n	4.2.64	10011111	01000000
情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1～n	4.2.65	10011111	01000001
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

表 4-1/I パラメーター一覧 (4/5) (略)

表 4-1/I パラメーター一覧 (5/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3～n 3	4.2.10 3	10011111	01100111
交換機間ハンドオーバ表示	PHS 接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。	1～n	4.2.10 4	10111111	01101000
ハンドオーバ用演算結果	接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。	1～n	4.2.10 5	10011111	01101001
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1～n	4.2.10 7	10111111	01101011

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

4. 2 パラメータのコーディング

4. 2. 1～4. 2. 47 (略)

4. 2. 48 サービスクラス

サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1～n	4.2.65	10011111	01000001
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

表 4-1/I パラメーター一覧 (4/5) (略)

表 4-1/I パラメーター一覧 (5/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3～n 3	4.2.10 3	10011111	01100111
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1～n	4.2.10 7	10111111	01101011

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

4. 2 パラメータのコーディング

4. 2. 1～4. 2. 47 (略)

4. 2. 48 サービスクラス

サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

サービスクラス				コード=10011111 00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							

1

図 4-48/I サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

00000000 : 予備
 00000001 : 予備
 00000010 : 予備
 00000011 : 大量情報提供
 00000100 : グローバルタイトル管理
 00000101 : クレジット
 00000110 : P サービス
 その他 : 予備

(注) サービスクラスの付与条件
 データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

4. 2. 49~4. 2. 55 (略)

4. 2. 56 対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111 00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							

1

図 4-56/I 対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321
 00000000 : 予備
 00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

サービスクラス				コード=10011111 00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							

1

図 4-48/I サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

00000000 : 予備
 00000001 : 予備
 00000010 : 予備
 00000011 : 大量情報提供
 00000100 : グローバルタイトル管理
 00000101 : クレジット
 00000110 : 予備
 その他 : 予備

(注) サービスクラスの付与条件
 データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

4. 2. 49~4. 2. 55 (略)

4. 2. 56 対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111 00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							

1

図 4-56/I 対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321
 00000000 : 予備
 00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

(略)

- 00000111 : 付加サービス契約情報
- 00001000 : 認証種別
- 00001001 : 認証キー
- 00001010 : P 用加入者データ
- 00001011 : 位置登録用発ISMAID
- 00001100 : 保守情報

(略)

- 00011100 : ハンドオーバー用演算結果
- その他 : 予備

(注1) ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。
 ・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

4. 2. 57 ~ 4. 2. 61 (略)

4. 2. 62 認証種別

認証種別は、PHS サービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するために使用する。

<u>認証種別</u>								コード=10011111 00111110
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
<u>認証種別</u>								1

図 4-62/I 認証種別パラメータフィールド

次のコードが認証種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 認証種別

- 00000001 : NTT
- その他 : 予備

4. 2. 63 認証キー

認証キーは、PHS サービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報である。上下

4ビットは反転している。

(略)

- 00000111 : 付加サービス契約情報
- 00001000 : 予備
- 00001001 : 予備
- 00001010 : 予備
- 00001011 : 予備
- 00001100 : 保守情報

(略)

- 00011100 : ハンドオーバー用演算結果
- その他 : 予備

(注1) ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。
 ・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

4. 2. 57 ~ 4. 2. 61 (略)

4. 2. 62 削除

4. 2. 63 削除

認証キー				コード=10011111 00111111				
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
認証キー								1
⋮								n

図 4-63/I 認証キーパラメータフィールド

次のコードが認証キーパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 認証キー

64ビットのビット列で表現される（上位4ビットと下位4ビットは反転している）。

4. 2. 64 P用加入者データ

P用加入者データは、PHS 端末毎の加入者データ設定するために使用する。

P用加入者データ				コード=10011111 01000000				
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
P用加入者データ								1
⋮								n

図4-64/I P用加入者データパラメータフィールド

以下のコードがP用加入者データパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) P用加入者データ

PHS 端末毎の加入者データ（機体番号、着信転送先番号）が設定される。

内容の詳細については、本仕様では規定しない。

<参考>以下のデータが加入者データとして設定されうる。

4. 2. 64 削除

<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
ユニバーサル		形式	OCTET STRING					1
パラメータ長								
拡張	予備	64Kb/s UDI 許容 /非許容	発信停 止	一時撤 去	保守呼 探索	加入者クラス		
機体番号								<u>m</u>
ユニバーサル		形式	セットタグ					<u>m+1</u>
パラメータ長								
コンテキスト		形式	着信転送契約状態					
パラメータ長								
拡張	予備				活性	契約		
コンテキスト		形式	着信転送ガイダンス					
パラメータ長								
ガイダンス内容								
コンテキスト		形式	着信転送先アドレス					
パラメータ長								
転送先電話番号 (0 A~K)								<u>n</u>

(注) P用加入者データパラメータには、着信転送先データ (m+1~n) が
2つまで設定されうる。

4. 2. 65~4. 2. 83 (略)

4. 2. 84 隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

4. 2. 65~4. 2. 83 (略)

4. 2. 84 隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

(注) 具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別				コード=10011111 01010100			
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							

1

図 4-84/I 隣接網形態識別パラメータフィールド

次のコードが隣接網形態識別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 隣接網形態識別表示

- 00000000 : 予備
- 00000001 : PHS 事業者網 (依存型)
- 00000010 : PHS 事業者網 (接続型)
- 00000011 : 移動体網
- 00000100 : 国際網
- 00000101 : 地域網
- 00000110 : 中継網
- 00000111 : 総合通信事業者網
- その他 : 予備

4. 2. 85 リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両方

向に送信される情報である。

リダイレクション理由				コード=10011111 01010101			
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A

1

図4-85/I リダイレクション理由パラメータフィールド

次のコードがリダイレクション理由パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) ビットH G F E D C B A : リダイレクション理由
- 0 0 0 0 0 0 0 : 予備
 - 0 0 0 0 0 0 1
 - | : 予備
 - 1 1 1 1 0 1 1

(注) 具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別				コード=10011111 01010100			
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							

1

図 4-84/I 隣接網形態識別パラメータフィールド

次のコードが隣接網形態識別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 隣接網形態識別表示

- 00000000 : 予備
- 00000001 : 予備
- 00000010 : PHS 事業者網
- 00000011 : 移動体網
- 00000100 : 国際網
- 00000101 : 地域網
- 00000110 : 中継網
- 00000111 : 総合通信事業者網
- その他 : 予備

4. 2. 85 リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両方

向に送信される情報である。

リダイレクション理由				コード=10011111 01010101			
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A

1

図4-85/I リダイレクション理由パラメータフィールド

次のコードがリダイレクション理由パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) ビットH G F E D C B A : リダイレクション理由
- 0 0 0 0 0 0 0 : 予備
 - 0 0 0 0 0 0 1
 - | : 予備
 - 1 1 1 1 0 1 1

1 1 1 1 1 0 0 : 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 : 依存型PHS 接続
 1 1 1 1 1 1 0 : 留保 (ISUP では番号ポータビリティで使用)
 1 1 1 1 1 1 1 : 予備
 ビット“H” : 予備

4. 2. 8 6 ~ 4. 2. 1 0 3 (略)

4. 2. 1 0 4 交換機間ハンドオーバ表示

交換機間ハンドオーバ表示は、PHS 接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別す
るための情報である。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。

交換機間ハンドオーバ表示								コード=10111111 01101000	
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>		
予備	F	E	D	C	B	A			1
付加情報名									2
付加情報長									3
付加情報 1									4
付加情報名									n
付加情報長									
付加情報 m									

図 4-104/I 交換機間ハンドオーバ表示パラメータフィールド

注) 「付加情報名」以降の4~nオクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

1 1 1 1 1 0 0 : 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 : 予備
 1 1 1 1 1 1 0 : 留保 (ISUP では番号ポータビリティで使用)
 1 1 1 1 1 1 1 : 予備
 ビット“H” : 予備

4. 2. 8 6 ~ 4. 2. 1 0 3 (略)

4. 2. 1 0 4 削除

次のコードが交換機間ハンドオーバ表示パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 信号要素種別

ビットBA: 信号要素種別

00: 起動

01: 留保 (成功応答)

10: 留保 (失敗応答)

11: 予備

b) オペレーション種別

ビットFEDC: オペレーション種別

0000: 予備

0001: ハンドオーバ呼接続要求

0010: 留保 (ハンドオーバ呼解放要求)

その他: 予備

c) 付加情報名

00000000: 予備

00000001: ハンドオーバ用演算結果

00000011: 留保 (認証キー (非反転))

00000100: ハンドオーバ用在圏エリア番号

00000101: 留保 (ハンドオーバ用認証エラー表示)

00000110: 留保 (認証種別)

その他: 予備

d) 付加情報長

付加情報のオクテット数を2進数で表す。

e) 付加情報

(1) 付加情報名が00000001: ハンドオーバ用演算結果の場合

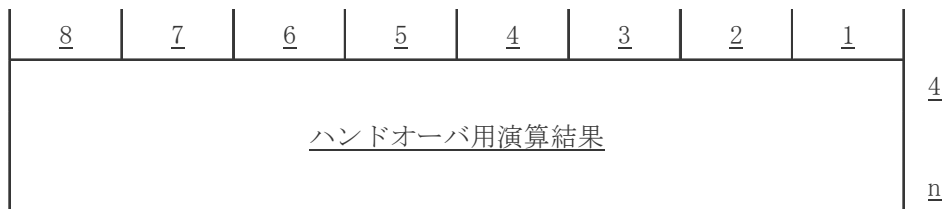


図 4-104-1/I 付加情報名がハンドオーバ用演算結果の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。

(i) ハンドオーバ用演算結果

64ビットのビット列で表現される。

(2) 付加情報名が 00000100 : ハンドオーバ用在圏エリア番号の場合

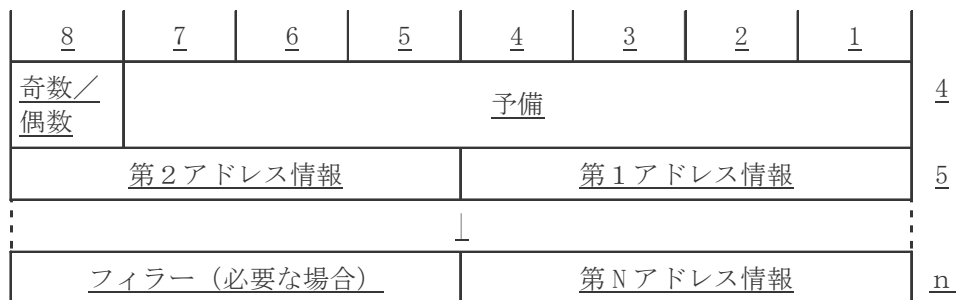


図 4-104-2/I 付加情報名がハンドオーバ用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の在圏エリア情報。

(i) 奇数/偶数

0: アドレス情報の桁数が偶数

1: アドレス情報の桁数が奇数

(ii) アドレス情報

0000 :	ディジット	0
<u>0001 :</u>	<u>//</u>	<u>1</u>
<u>0010 :</u>	<u>//</u>	<u>2</u>
0011 :	//	3
0100 :	//	4
<u>0101 :</u>	<u>//</u>	<u>5</u>
0110 :	//	6
0111 :	//	7
<u>1000 :</u>	<u>//</u>	<u>8</u>
<u>1001 :</u>	<u>//</u>	<u>9</u>
その他: 予備		

(iii) フィラー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、フィラーコード“0000”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

4. 2. 105 ハンドオーバー用演算結果

ハンドオーバー用演算結果は、接続装置間ハンドオーバーで端末認証を行うための情報である。

4. 2. 105 削除

ハンドオーバー用演算結果				コード=10011111 01101001			
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>ハンドオーバー用演算結果</u>							

図 4-105/I ハンドオーバー用演算結果パラメータフィールド

次のコードがハンドオーバー用演算結果パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) ハンドオーバー用演算結果

64 ビットのビット列で表現される

4. 2. 107 (略)

5～7 (略)

付属資料 I-1 (略)

付録 I-1 TCAP 準正常手順の使用法 (略)

付録 I-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1～2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

サービスクラス								コード=10011111	00110000
8	7	6	5	4	3	2	1		
サービスクラス表示									

1

a) サービスクラス表示

ビット87654321

00000000 : 予備

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

00000100 : グローバルタイトル管理

00000101 : クレジット

00000110 : P サービス

その他: 予備

3. 2 「対象情報種別」パラメータ (オプション)

対象情報種別								コード=10011111	00111000
8	7	6	5	4	3	2	1		
対象情報種別表示									

1

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

00000010 : 信号局番号

00000011 : 登録電話番号

00000100 : 暗証番号

4. 2. 107 (略)

5～7 (略)

付属資料 I-1 (略)

付録 I-1 TCAP 準正常手順の使用法 (略)

付録 I-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1～2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

サービスクラス								コード=10011111	00110000
8	7	6	5	4	3	2	1		
サービスクラス表示									

1

a) サービスクラス表示

ビット87654321

00000000 : 予備

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

00000100 : グローバルタイトル管理

00000101 : クレジット

00000110 : 予備

その他: 予備

3. 2 「対象情報種別」パラメータ (オプション)

対象情報種別								コード=10011111	00111000
8	7	6	5	4	3	2	1		
対象情報種別表示									

1

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

00000010 : 信号局番号

00000011 : 登録電話番号

00000100 : 暗証番号

00000101 : 限定通話先番号
00000110 : 暗証番号用登録番号
00000111 : 付加サービス契約情報
00001000 : 認証種別
00001001 : 認証キー
00001010 : P 用加入者データ
00001011 : 位置登録用発ISMAID
00001100 : 保守情報
00001101 : 設定用コード
00001110 : サービスコード用グローバルタイトル管理情報
00001111 : サービスコード用信号局番号群
00010000 : STP 信号局番号群
00010001 : 暗証番号誤り回数
00010010 : サービス提供状態
00010011 : 転送先番号
00010100 : # 接続先番号
00010101 : 転送先番号2
00010110 : トーキパターン
00011100 : ハンドオーバー用演算結果
その他 : 予備

(略)

3. 3 その他のパラメータ

サービスクラス (必須)、対象情報種別 (オプション) 以外に信号情報が必要となる場合、必要となるパラメータを設定する。

- (1) マスコーリングサービスの場合
 - ・アプリケーション転送パラメータを使用
- (2) メッセージ有り通知サービスの場合
 - ・メッセージ状態パラメータを使用
- (3) GT 管理における管理局番号照合の場合
 - ・なし
- (4) GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
 - ・グローバルタイトル管理情報パラメータを使用
- (5) PHS サービス
 - ・着番号パラメータ

00000101 : 限定通話先番号
00000110 : 暗証番号用登録番号
00000111 : 付加サービス契約情報
00001000 : 予備
00001001 : 予備
00001010 : 予備
00001011 : 予備
00001100 : 保守情報
00001101 : 設定用コード
00001110 : サービスコード用グローバルタイトル管理情報
00001111 : サービスコード用信号局番号群
00010000 : STP 信号局番号群
00010001 : 暗証番号誤り回数
00010010 : サービス提供状態
00010011 : 転送先番号
00010100 : # 接続先番号
00010101 : 転送先番号2
00010110 : トーキパターン
00011100 : 予備
その他 : 予備

(略)

3. 3 その他のパラメータ

サービスクラス (必須)、対象情報種別 (オプション) 以外に信号情報が必要となる場合、必要となるパラメータを設定する。

- (1) マスコーリングサービスの場合
 - ・アプリケーション転送パラメータを使用
- (2) メッセージ有り通知サービスの場合
 - ・メッセージ状態パラメータを使用
- (3) GT 管理における管理局番号照合の場合
 - ・なし
- (4) GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
 - ・グローバルタイトル管理情報パラメータを使用
- (5) 削除

・発ユーザ番号パラメータ、等を使用

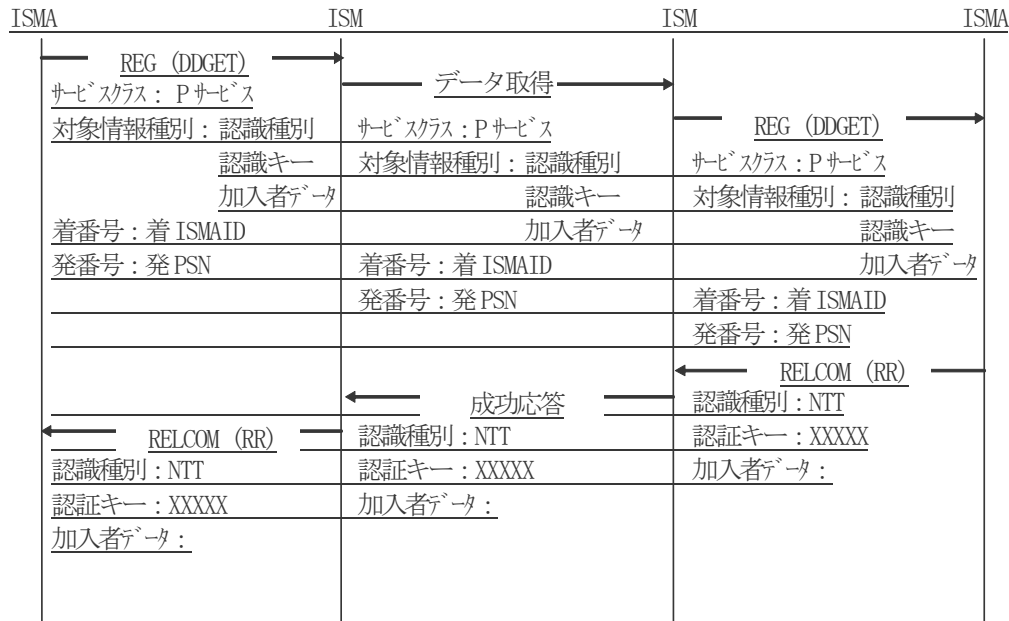
(略)

5. 各サービスへの適用

5. 1 (略)

5. 2 PHS サービス

(1) ISM-ISM 間通信 (ISMA 間データ送受手順)



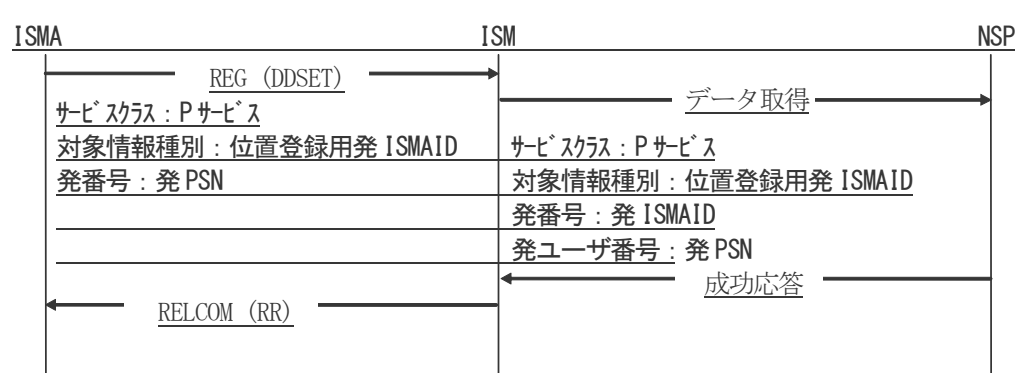
(2) ISM-NSP 間通信 (位置登録手順)

(略)

5. 各サービスへの適用

5. 1 (略)

5. 2 削除



技術的条件集別表 17 NTT固有サービス制御仕様

本紙の位置づけ (略)

1 (略)

2 転送データ部

2.1 (略)

2.2 パラメータ構成 (POP I)

転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。

2.2.1 (略)

2.2.2 転送データ部個別構成

(1) ~ (37) (略)

(38) 隣接網形態識別

隣接網形態識別を図 2.2.44 に示す。

7	6	5	4	3	2	1	0
PLI			P0			P1	

隣接網形態識別表示

図 2.2.44 隣接網形態識別

PLI=01、P0=111、P1=110

隣接網形態識別表示=0000000：予備

=0000001：PHS事業者網(依存型)

=0000010：PHS事業者網(接続型)

=0000011：移動体網

=0000100：国際網

=0000101：地域網

=0000110：中継網

=0000111：総合通信事業者網

=その他：予備

(39) ~ (46) (略)

2.3 (略)

3 信号配列例(コーディング例)

フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表 3 に、信

技術的条件集別表 17 NTT固有サービス制御仕様

本紙の位置づけ (略)

1 (略)

2 転送データ部

2.1 (略)

2.2 パラメータ構成 (POP I)

転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。

2.2.1 (略)

2.2.2 転送データ部個別構成

(1) ~ (37) (略)

(38) 隣接網形態識別

隣接網形態識別を図 2.2.44 に示す。

7	6	5	4	3	2	1	0
PLI			P0			P1	

隣接網形態識別表示

図 2.2.44 隣接網形態識別

PLI=01、P0=111、P1=110

隣接網形態識別表示=0000000：予備

=0000001：予備

=0000010：PHS事業者網

=0000011：移動体網

=0000100：国際網

=0000101：地域網

=0000110：中継網

=0000111：総合通信事業者網

=その他：予備

(39) ~ (46) (略)

2.3 (略)

3 信号配列例(コーディング例)

フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表 3 に、信

号配列を図3. 1～図3. 11に示す。

表3 (略)

7	6	5	4	3	2	1	0
(略)							
PLI=11		P0=010		P1=111			
長さ表示							
奇/偶	番号種別						
NI	番号計画識別子		表示識別		網検証識別		
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							
PLI=11		P0=111		P1=101			
長さ表示							
奇/偶	情報識別表示						
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							

発ユーザ番号
(依存型PHS
発信時、必ず設
定)

発信地域情報
(接続型PHS、自動車/携
帯発信時、必ず
設定)

図3. 1 SDRQ(一般接続呼)信号配列

(略)

技術的条件集別表18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、NSSP(Network Service Support Point)とNSP(Network Service Control Point)の通信及びSMS(Service Management System)とSCP(Service Control Point)の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

- (1) 各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。
- (2) 各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

(NSSP～NSP接続方式) (略)

号配列を図3. 1～図3. 11に示す。

表3 (略)

7	6	5	4	3	2	1	0
(略)							
PLI=11		P0=010		P1=111			
長さ表示							
奇/偶	番号種別						
NI	番号計画識別子		表示識別		網検証識別		
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							
PLI=11		P0=111		P1=101			
長さ表示							
奇/偶	情報識別表示						
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							

発ユーザ番号

発信地域情報
(PHS、自動車/携
帯発信
時、必ず設定)

図3. 1 SDRQ(一般接続呼)信号配列

(略)

技術的条件集別表18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、NSSP(Network Service Support Point)とNSP(Network Service Control Point)の通信及びSMS(Service Management System)とSCP(Service Control Point)の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

- (1) 各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。
- (2) 各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

(NSSP～NSP接続方式) (略)

(SMS～SCP接続方式)

SMSにおけるSO管理系ノード（以下「SMS」という）とSCP間の接続方式については以下のとおりとします。

1. プロトコル構成

SMSとSCP間で使用するエンド・エンドのプロトコルは次のとおりとします。プロトコル構成については図1のとおりとします。



(SMS～SCP接続方式) 削除

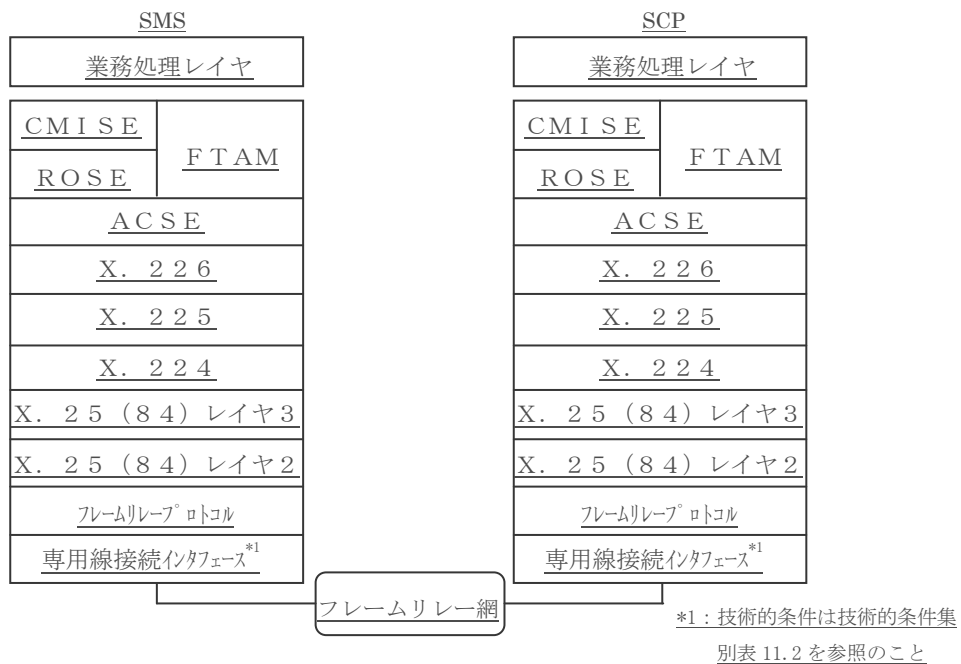


図1 SMS～SCP間のプロトコル構成

1. 1 各プロトコルのベースドキュメント

各プロトコルにおけるベースドキュメントは表1. 1のとおりとします。

プロトコル	ベースドキュメント
フレームリレープロトコル	JT-Q922 (第1版) コア機能及び JT-X36 (第1版) に準拠しています。
X. 25 (84)	JT-X25 (第3版) に準拠しています。
X. 224	JIS X 5109(1994) に準拠しています。
X. 225	JIS X 5202(1991) に準拠しています。
X. 226	JIS X 5601(1995) 及び 5602(1995) に準拠しています。
ACSE	JIS X 5702(1991) に準拠しています。
ROSE	JIS X 5708(1991) 及び 5709(1991) に準拠しています。
CMISE	JIS X 5761(1992) 及び 5762(1992) に準拠しています。
FTAM	JIS X 5721(1991)、5722(1991)、5723(1991) 及び 5724(1991) に準拠しています。

表 1. 1 各プロトコルのベースドキュメント

1. 2 業務処理レイヤ

業務処理レイヤの詳細仕様は別に定めます。

2. 各レイヤの接続条件

各レイヤの接続条件については、表 2. 1 のとおりとします。

表 2. 1 接続条件

層	項番	項目	設定値
2	1	通信手順	LAPB
	2	Dリンクの設定手順	DTE を SG 設定
	3	回線状態指定 (同期タイミング方式)	外部クロック
	4	通信速度	48kbps
	5	最大 I フレームビット数	149 オクテット
	6	最大送信回数	20 回
	7	最大アウトスタンディング I フレーム数	7
	8	動作モード応答確認用タイマ	1000ms
	9	応答相乗り監視タイマ	200ms

	<u>1 0</u>	<u>ビジー解除監視タイマ</u>	<u>60000ms</u>
	<u>1 1</u>	<u>送信順序番号</u>	<u>モジュロ 8</u>
	<u>1 2</u>	<u>リンク手順</u>	<u>SLP</u>
	<u>1 3</u>	<u>RNR</u>	<u>使用しない</u>
<u>3</u>	<u>1</u>	<u>使用プロトコル</u>	<u>X.25(84)</u>
	<u>2</u>	<u>接続形態</u>	<u>VC</u>
	<u>3</u>	<u>コネクション数</u>	<u>ネットワーク接続構成参照</u>
	<u>4</u>	<u>最大パケット長</u>	<u>1024 オクテット</u>
	<u>5</u>	<u>パケットサイズのネゴシエーション要否</u>	<u>要</u>
	<u>6</u>	<u>ウインドウサイズ</u>	<u>2</u>
	<u>7</u>	<u>スループットクラス</u>	<u>9600bps</u>
	<u>8</u>	<u>フロー制御パラメータ折衝</u>	<u>要</u>
	<u>9</u>	<u>ファーストセレクト</u>	<u>要</u>
	<u>1 0</u>	<u>スループットクラス折衝</u>	<u>要</u>
	<u>1 1</u>	<u>伝送遅延選択及び表示</u>	<u>無</u>
	<u>1 2</u>	<u>DTEファシリテイ</u>	<u>発呼アドレス拡張 着呼アドレス拡張</u>
	<u>1 3</u>	<u>モジュロ数</u>	<u>8</u>
	<u>1 4</u>	<u>発呼時の課金主体</u>	<u>自側課金</u>
	<u>1 5</u>	<u>着呼時の課金主体</u>	<u>相手課金</u>
	<u>1 6</u>	<u>Dビット制御の有無</u>	<u>無</u>
	<u>1 7</u>	<u>Mビット制御の有無</u>	<u>有</u>
	<u>1 8</u>	<u>Qビット制御の有無</u>	<u>無</u>
	<u>1 9</u>	<u>LCGN番号</u>	<u>規定しない</u>
	<u>2 0</u>	<u>LCN番号</u>	<u>(ユーザ定義)</u>
	<u>2 1</u>	<u>OPEN時のSQパケット送信要否</u>	<u>(関連しない)</u>
	<u>2 2</u>	<u>SQパケット応答監視タイマ</u>	<u>(関連しない)</u>
	<u>2 3</u>	<u>SQパケット再送回数</u>	<u>(関連しない)</u>
	<u>2 4</u>	<u>OPEN/CLOSE時処理時のリセット要否</u>	<u>要</u>
	<u>2 5</u>	<u>障害時のリセット要否</u>	<u>否</u>
	<u>2 6</u>	<u>RQパケット応答監視タイマ</u>	<u>180 秒</u>
	<u>2 7</u>	<u>RQパケット再送回数</u>	<u>0</u>
	<u>2 8</u>	<u>発呼(CRパケット) 応答監視タイマ</u>	<u>200 秒</u>
	<u>2 9</u>	<u>CRパケット再送回数</u>	<u>0</u>
	<u>3 0</u>	<u>切断(CQパケット) 応答監視タイマ</u>	<u>180 秒</u>
	<u>3 1</u>	<u>CQパケット再送回数</u>	<u>0</u>

	3 2	DTパケット応答監視タイマ	180 秒
	3 3	DTパケット再送回数	再送しない
	3 4	RNRパケット受信後のRRパケット受信監視タイマ	監視しない
	3 5	受信ブロック間監視の要否	要、180 秒
	3 6	RI, SIパケット受信後の通信停止時間	使用しない
	3 7	DTEアドレス	(システム導入時に決定)
	3 8	NSAPアドレス	DCC 形式 (システム導入時に決定)
	3 9	コールユーザデータの使用	使用する
	4 0	DTE/DCEの別	DTEをSGにより設定
	4 1	NSDUのサイズ	4096 オクテット
	4 2	パケットサイズのネゴシエーション否の場合の最大パケット長	128 オクテット
4	1	TLクラス	クラス2
	2	最大TC数	4×SCP 台数
	3	フロー制御要否	要
	4	最大TPDU長	4096 オクテット
	5	最大TSDU長	無制限
	6	優先データ転送使用有無	無
	7	クレジット値	8
	8	多重化要否	要
	9	トランスポートレイヤプロトコルタイマ (TS 1)	60 秒
	1 0	トランスポートレイヤプロトコルタイマ (TS 2)	60 秒
	1 1	AK待ちタイマ	使用しない
	1 2	明示的フロー制御の要否	要
	1 3	TPDUの連結と分離の要否	要
	1 4	TPDUの分割と組立の要否	要
	1 5	分流と合流の要否	否
	1 6	TSAP	DCC 形式 (システム導入時に決定)
	1 7	NC解放タイマ1	240 秒
	1 8	NC解放タイマ2	30 秒
	1 9	拡張ナンバリングフォーマットの提案有無	提案しない
5	1	セッションプロトコル版数	第2版

	<u>2</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル+全二重のみ</u>
	<u>3</u>	<u>最大SPDU長</u>	<u>無制限</u>
	<u>4</u>	<u>最大SSDU長</u>	<u>無制限</u>
	<u>5</u>	<u>最大SSAP数</u>	<u>4×SCP 台数</u>
	<u>6</u>	<u>SSAP-ID長</u>	<u>DCC 形式</u> <u>(システム導入時に決定)</u>
	<u>7</u>	<u>Sセクタ</u>	<u>00(DCC 形式)</u>
	<u>8</u>	<u>セッションプロトコルタイム</u>	<u>使用しない</u>
	<u>9</u>	<u>CN-SPPDU 送出後の応答監視</u>	<u>10 秒</u>
	<u>10</u>	<u>FN-SPPDU 送出後の応答監視</u>	<u>10 秒</u>
	<u>11</u>	<u>AC-SPDU 中の SSAP-ID の有無</u>	<u>含める</u>
<u>6</u>	<u>1</u>	<u>抽象構文名</u>	<u>ACSE 2.2.1.0.1</u> <u>FTAMPCI</u> <u>1.0.8571.2.1</u> <u>FTAM-3</u> <u>1.0.8571.2.4</u>
	<u>2</u>	<u>Pセクタ</u>	<u>00(DCC 形式)</u>
	<u>3</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル</u>
<u>ACS</u>	<u>1</u>	<u>プロトコル版数</u>	<u>第1版</u>
<u>E</u>	<u>2</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル</u>
<u>FTA</u>	<u>1</u>	<u>プロトコル版数</u>	<u>第1版</u>
<u>M</u>	<u>2</u>	<u>応用コンテキスト名</u>	<u>1.0.8571.1.1</u>
	<u>3</u>	<u>AP名称</u>	<u>1.3.9999.1.7</u>
	<u>4</u>	<u>AE修飾子</u>	<u>1</u>
	<u>5</u>	<u>APインボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>6</u>	<u>AEインボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>7</u>	<u>実装情報</u>	<u>使用しない</u>
	<u>8</u>	<u>プレゼンテーションコンテキスト管理</u>	<u>偽</u>
	<u>9</u>	<u>サービスクラス</u>	<u>転送</u>
	<u>10</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル、読み出し、</u> <u>書き込み、グループ化</u>
	<u>11</u>	<u>属性グループ</u>	<u>カーネル</u>
	<u>12</u>	<u>共用ASE情報</u>	<u>使用しない</u>
	<u>13</u>	<u>FTAMサービス品質</u>	<u>回復なし</u>
	<u>14</u>	<u>コンテンツリスト</u>	<u>FTAM-3</u>

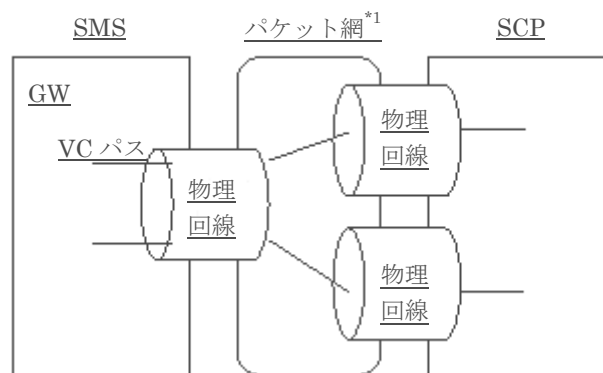
	<u>1 5</u>	<u>起動側識別</u>	<u>(ユーザ定義)</u>
	<u>1 6</u>	<u>課金先</u>	<u>使用しない</u>
	<u>1 7</u>	<u>ファイルストアパスワード</u>	<u>使用する</u>
	<u>1 8</u>	<u>チェックポイントウィンドウ</u>	<u>設定しない</u> <u>(デフォルト値” 1”)</u>
	<u>1 9</u>	<u>仮想ファイル名</u>	<u>1 から 255 文字まで</u> <u>の文字列 (英数字,#,/)</u>
	<u>2 0</u>	<u>要求アクセス</u>	<u>読み出し、置換</u>
	<u>2 1</u>	<u>アクセスパスワード</u>	<u>使用しない</u>
	<u>2 2</u>	<u>同時性制御</u>	<u>使用しない</u>
	<u>2 3</u>	<u>診断</u>	<u>詳細情報は 64 オクテット</u> <u>まで</u>
	<u>2 4</u>	<u>最大列長</u>	<u>0</u>
	<u>2 5</u>	<u>列特性</u>	<u>意味なし</u>
<u>ROS</u> <u>E</u>	<u>1</u>	<u>アソシエーションクラス</u>	<u>3</u>
	<u>2</u>	<u>操作クラス</u>	<u>2 及び 5</u>
<u>CM</u> <u>SE</u>	<u>1</u>	<u>プロトコル版数</u>	<u>第 2 版</u>
	<u>2</u>	<u>応用コンテキスト名</u>	<u>0.3.4401.9.2.6</u>
	<u>3</u>	<u>AP 名称</u>	<u>(ユーザ定義)</u>
	<u>4</u>	<u>AE 修飾子</u>	<u>4</u>
	<u>5</u>	<u>AP インボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>6</u>	<u>AE インボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>7</u>	<u>プレゼンテーションコンテキスト定義リスト</u>	<u>識別子 : 5</u> <u>転送構文名 :</u> <u>0.3.4401.9.2.7</u>
	<u>8</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル</u> <u>複数オブジェクト選択</u> <u>フィルタ、複数応答</u>
	<u>9</u>	<u>スコープ</u>	<u>デフォルト (基点オブジェ</u> <u>クト) または” 下位一</u> <u>レベル”</u>
	<u>1 0</u>	<u>フィルタ</u>	<u>“NOT” は使用しな</u> <u>い</u> <u>フィルタアイテムは最大 10</u>

1 1	属性識別子	localFormを使用
1 2	動作型	localFormを使用
1 3	事象型	localFormを使用
1 4	オブジェクトクラス	localFormを使用
1 5	オブジェクトインスタンス	nonSpecificFormを使用
1 6	processingFailure で errorInfo 使用時の ErrorID	SMS:0.3.4401.9.5.5 SCP:0.3.4401.9.5.2

3. ネットワーク接続構成と接続条件

3. 1 ネットワークの接続構成

PHS接続における、SMSとSCP間のネットワーク構成は図3. 1のとおりとします。



*1: パケット網の他にフレームリレー網を介した接続も可能

図3. 1 ネットワーク構成 (PHS)

3. 2 接続条件

SMSとSCP間の接続条件は表3. 1のとおりとします。

表3. 1 SMS～SCP間の接続条件

接続機能	PHS
------	-----

<u>使用プロトコル</u>		<u>CMISE+FTAM</u>
<u>Nコネクション</u>	<u>本数 / 1相手ノード</u>	<u>2本 × GW数</u>
	<u>起動側</u>	<u>SMS</u>
	<u>起動契機</u>	<u>システム立上げ時</u>
<u>CMISEアソシエーション</u>	<u>本数 / 1Nコネクション</u>	<u>1本</u>
	<u>起動側 (マネージャ)</u>	<u>SMS</u>
	<u>起動契機</u>	<u>システム立上げ時</u>
	<u>使用プリミティブ</u>	<u>M-SET., M-ACT. M-EVE. -REP.</u>
<u>FTAMアソシエーション</u>	<u>本数 / 1Nコネクション</u>	<u>1本</u>
	<u>起動側</u>	<u>SMS</u>
	<u>起動契機</u>	<u>通信要求発生時</u>
	<u>F転の方向</u>	<u>SMS ← → SCP</u>

技術的条件集別表 19.1 I N A P 仕様 (網内信号部)

第 I 編 I N A P 仕様 (網内信号部)

1 ~ 3 (略)

4 共通 I N C S - 2 型

4. 1 データ型

-- 共通データ型の定義が以下に続く
(略)

```
AuthenticationCategory ::= ENUMERATED {  
                                nTT(1)  
                                }
```

-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

AuthenticationInformation ::= OCTET STRING(SIZE(16))

-- P H S 端末の認証に利用される乱数および P H S 端末から受信した演算結果を順に並べた情

-- 報を示す。それぞれの情報は 8 オクテットある。

```
BCSMEvent {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= SEQUENCE {  
                                eventTypeBCSM [0] EventTypeBCSM,  
                                monitorMode [1] MonitorMode,  
                                legID [2] LegID  
                                OPTIONAL  
                                }
```

-- 監視するための B C S M イベント情報を示す。

-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。

(略)

```
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING  
    (SIZE(bound. &minOriginalCalledPartyIDLength..  
    bound. &maxOriginalCalledPartyIDLength))
```

-- 第 1 着番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Original Called Number を参照のこと。

PSubscriberData ::= SEQUENCE {

技術的条件集別表 19.1 I N A P 仕様 (網内信号部)

第 I 編 I N A P 仕様 (網内信号部)

1 ~ 3 (略)

4 共通 I N C S - 2 型

4. 1 データ型

-- 共通データ型の定義が以下に続く
(略)

```
AuthenticationCategory ::= ENUMERATED {  
                                nTT(1)  
                                }
```

-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

```
BCSMEvent {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= SEQUENCE {  
                                eventTypeBCSM [0] EventTypeBCSM,  
                                monitorMode [1] MonitorMode,  
                                legID [2] LegID  
                                OPTIONAL  
                                }
```

-- 監視するための B C S M イベント情報を示す。

-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。

(略)

```
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING  
    (SIZE(bound. &minOriginalCalledPartyIDLength..  
    bound. &maxOriginalCalledPartyIDLength))
```

-- 第 1 着番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Original Called Number を参照のこと。


```
gN,
subscriberClass [0] SubscriberClass DEFAULT
traceCallIndication [1] BOOLEAN DEFAULT
```

FALSE

}

-- PHS 加入者データを示す。

```
RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE
(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))
-- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q. 763の Redirecting number
を参照
-- のこと。
(略)
```

```
ServiceKey ::= OCTET STRING (SIZE(1))
-- S C F が適切なサービス論理を選択可能とする情報である。
-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され
るサー
-- ビスのサービス定義域
-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。
```

```
StartPointModForFirstDigitTO ::= ENUMERATED {
promptStart(1)
}
```

```
SubscriberClass ::= ENUMERATED {
gN(0), -- 一般
uR(1), -- 優先
sUR(2) -- 最優先
}
```

-- PHS 端末の加入者クラス (優先/非優先) を示す。

```
TerminalEncipherKey ::= OCTET STRING (SIZE(8))
-- PHS 端末の認証キーを示す。
(略)
```

```
RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE
(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))
-- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q. 763の Redirecting number
を参照
-- のこと。
(略)
```

```
ServiceKey ::= OCTET STRING (SIZE(1))
-- S C F が適切なサービス論理を選択可能とする情報である。
-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され
るサー
-- ビスのサービス定義域
-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。
```

```
StartPointModForFirstDigitTO ::= ENUMERATED {
promptStart(1)
}
```

(略)